

研究紀要

第 34 号

令和 3 年 3 月

近藤健史教授退職記念号

目次

献呈の辞……………	川 又 祐…………1
【査読付論文】	
「論理国語」はどこへ向かうのか―高等学校国語科教育改革をめぐる一考察―……………	尾 形 大…………15
【論 文】	
新聞記者たちの見た三木露風―四国巡講の旅―……………	近 藤 健 史…………33
【研究ノート】	
一七世紀のイギリス商館員の書状にみる政治情勢 ―India Office Record 所収書状を中心に―……………	鍋 本 由 徳…………49
【査読付論文】	
<i>Ulysses</i> (1922) 第14挿話 “Oxen of the Sun” における終結文体について……………	猪 野 恵 也…………1
― “progression”, “development”, “evolution” を出発点として―	
COVID-19 の世界貿易と日本地域経済への影響に関する一考察……………	前 齋 藤 高 高 志…………17

【論 文】

大正新教育の象徴とされる教育学術研究大会に関する研究―参加者の分析を通して―	古賀 徹	43
シスターフッドの諸問題と可能性	中澤 瞳	53
戦後上海〈グレーゾーン〉―上海最後の日本語新聞『改造日報』をめぐる―	高網 博文	67
医療過誤事件における民事過失認定と刑事過失認定のあり方	根本 晋一	89
【その他】 図書紹介		
『フェミニスト現象学入門 経験から「普通」を問い直す』ほか（全3冊）を読んで	古賀 徹	99

「論理国語」はどこへ向かうのか―高等学校国語科教育改革をめぐる一考察―

尾形 大

1 「国語」をめぐる現状と問題提起

近年「国語」をめぐる活発な議論が繰り広げられている⁽¹⁾。二〇一四年一月に当時の文部科学大臣下村博文から諮問を受けた中央教育審議会は、二〇一六年二月二日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（答申）を示した。同答申では新しい時代に求められる「資質・能力」を育む教育の必要性が指摘され、それを受けて初等教育から中等教育の前半までの学習指導要領の改訂が先行して公示された。高等学校学習指導要領は二〇一八年三月三〇日に公示され、二〇二二年四月一日（二〇二二年度）入学者から順次適応されることになった。

高等学校では、教材への依存度が高く、主体的な言語活動が軽視され、依然として講義調の伝達型授業に偏っている傾向があり、授業改善に取り組む必要がある。

国語科に関する答申の指摘を受けて、これからの高等学校学習指

導要領の性格と方向性が決定づけられた。「授業改善」の主眼として提示された「教科の目標」は、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で構成され、このうち「思考力、判断力、表現力等」は「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の四技能三領域からなり、従来の国語の授業が「読むこと」に集中し、「話合いや論述などの『話すこと・聞くこと』と『書くこと』の領域の学習が十分に行われていない」点が問題として示された。それにともない科目名称および科目編成も変更され、共通必修科目として現行の必修科目「国語総合」（四単位）を「現代の国語」（二単位）と「言語文化」（二単位）に、現行の選択科目「現代文A」（二単位）、「現代文B」（四単位）、「古典A」（二単位）、「古典B」（四単位）、「国語表現」（二単位）はそれぞれ「論理国語」（四単位）、「文学国語」（四単位）、「国語表現」（四単位）、「古典探求」（四単位）とされた。

時代や環境の変化に応じて従来の枠組みを検討し直すことに異論はない。「教材の読み取り」を中心とする、〈講義と板書中心の教師による一方通行の授業形態〉を転換する必要性は強く感じる。その意味で教師中心の授業から学修する生徒の視点に立った、生徒中心の授業への転換を企図する改革の理念には共感を覚える。一方で、

新指導要領で示された「基準の遵守」が強い調子で訴えられている様子⁽²⁾からは、教師による講義形式を中心とする授業がいまだに広範に実施されているかのような印象を受ける。しかし、個人的な現場感覚に照らせば、現在の教室では生徒による「調べもの学習」とそれを踏まえた考察・話し合い・発表・論述と、教師による講義とを組み合わせた授業形態がすでに主流となりつつあるように思われる。二〇一四年頃から「アクティブ・ラーニング」(後に「主体的・対話的で深い学び」と言い換えられる)が声高に叫ばれ現場に浸透し始めるとともに、教室で果たすべき教師の役割にも変化が生じ、教師自身も授業方法の自覚的な模索を進めている。

こうした〈現場の実態〉を知ってか知らずか、『高等学校学習指導要領(平成30年告示) 解説 国語篇』では、従来の「読むこと」よりも「話すこと・聞くこと」と「書くこと」を重視した時間編成が示され、「自分の考えを形成する学習過程を重視」し「考えの形成」をはかるという目標が設定されている。特定のテーマについて「自分の考え」を形成し表現したり、複数の資料を読み比べて「自分の考え」を「多面的・多角的な視点」で検討したり、グループやクラス内で持ち寄る「他者の意見」と比較することで「自分の考え」を「主張」へと昇華させる。こうした活動を経て立ち上げられた「主張」を発表・論述するという。

たしかにこのような授業形態であれば、「教材の読み取り」を中心とした講義形式の授業の転換・是正をはかることができるかもしれない。しかし、そのための舵の切り方があまりに性急すぎるように思われる。新学習指導要領の内容からは、〈講義と板書中心の教師による一方通行の授業形態〉という仮想敵の打開を急ぐあまり、

けっして欠いてはならない本質的な「資質・能力」を失ってしまう未来が予見される。実際に新学習指導要領とその解説書類を読んでもみると、本来国語の授業をおして育まれるべき基礎的で本質的な「思考力」が、実に浅く狭い範囲に押し込められてしまう傾向が見受けられる。

そもそも新学習指導要領で繰り返される「自分の考え」とは何だろうか。「社会的な話題」について「自分の考え」を表現し、教材を読んだうえで初出の「自分の考え」を「多面的・多角的な視点」で批判的に見直しブラッシュアップしていくという。この前提に問題はなさだろうか。高校生にとつて「自分の考え」というに値するものがそう簡単に形成され得ると思えない。何より各教科での学習をおして「面」と「角」を発見し蓄積している段階の生徒に、多面性・多角性・批判性を求めることはたして現実的なのだろうか。

今回の国語教育改革では、国語の授業が「自分の考え」をお手軽に作ったり、それを巧みに発表・論述するスキル修得の時間として計画されている。主張と根拠を「論理的」に組み立てる「思考力・判断力」はたしかに大切だろう。しかし、そのことは文章を丁寧に整理し読み解く時間(「精読」)を不必要と見なすことと等価ではない。私たち国語科教員は、国語の授業での文章の「精読」をおして自身の周囲を覆っている透明で、当たり前の思考・価値観を発見・意識・思考する経験を積み重ねてきたはずである。たしかに、当該の文章をおして生徒のどのような「思考」を刺激するかといった明確な目的意識を持たない、定番教材に「依存」した「読み取り」だけの授業は「改善」されてしかるべきだろう(今日的な授業スタ

イルに当てはめれば「精読」＝「教員による講義」ではない）。しかし、現場の教員の意識に確実に変化が生じている現状を鑑みると、「話すこと・聞くこと」をとおして「自分の考え」を形成しようとする今回の改革の性急さは危うい。グループやクラスといった「他者の意見」の傾聴に目を奪われるのではなく、文章の「ことば」という「他者」の「ことば」を「読」みとること自体のもつ学習上の効能を見落としてはならない。講義の時間と話し合い・思考の時間を両輪とする「精読」を積み重ねることで、はじめて生徒は「自分の考え」と呼び得るものに一步一步、手探りで近づいていくのではない。そうした経験は「論理的な文章」と「実用的な文章」はもちろん、「小説、物語、詩、短歌、俳句などの文学的な文章」をとおして育まれ蓄積されていく（そもそも上記の区分自体成り立っていない）。

本稿は「文学的な文章」をめぐる問題を取りあげるものではない。「文学的な文章」に関する重要な指摘・提言が多く出されている一方で、結果的に比重が増すことになる「論理的な文章」「実用的な文章」に関する改革について検討するものである。「文学」問題の陰に隠れて目立たないが、こちらについてもぜひ問題含みの改革が押しとおされようとしている。

二〇一九年末の時点で大学入学共通テスト国語の記述式延期が決まりはしたものの、新学習指導要領の二〇二二年度入学者からの適用は既定路線だ。だとすれば、問題はこの新学習指導要領の理念・内容のどの部分をどのような形で実際の授業に組み込んでいくかということになる。学習指導要領を絶対視するような硬直的な思考は、「多面的・多角的な視点」から批判的に見直すことを繰り返し訴え

る新学習指導要領自体の思考と矛盾する。新学習指導要領を客観的に検討し、国語科の授業をとおして生徒のどういった「資質・能力」を、どのようにして育むことができるのか、多角的、多面的かつ批判的に検討する必要がある。

本稿は以上のような問題意識を持って選択科目「論理国語」がかかえる問題と課題について考察する。文部科学省『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 国語篇』（東洋館出版社、二〇一九）および二冊の解説書、今回の指導要領改訂に参加した高木展郎（編著）『平成30年版 学習指導要領改訂のポイント 高等学校 国語』（明治図書出版、二〇一九）および大滝一登（編著）『高等学校 新学習指導要領をふまえた授業づくり 実践編 資質・能力を育成する14事例』（明治書院、二〇一九）で「解説」されている国語科、「論理国語」の記述内容を検討する。そのうえで、論者が二〇一九年度に中央大学附属高等学校で第三学年を対象におこなった「現代文B」の授業の一部を紹介し、「論理的な文章」のひとつである「評論文」をとおして教室で何を学ぶのか（教育内容）どのように学ぶのか（教育方法）について実例を示し、そこで育まれる「思考力」（教育目標）について私見を提示する。付記すれば、本稿であつかう問題は新学習指導要領適用年度の高校生が二〇二五年以降大学進学を迎えることを見据え、高等教育機関での学修に確実に影響する問題として検討する契機としたい。

2 新学習指導要領における国語科教育の目的

新学習指導要領で示された教科の目標（「知識及び技能」と「思

考力、判断力、表現力等」を実現するうえで必要とされる「学習内容の改善・充実」について、『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 国語篇』で次のように解説されている。

②情報の扱い方に関する指導の改善・充実

急速に情報化が進展する社会において、様々な媒体の中から必要な情報をとり出したり、情報同士の関係を分かりやすく整理したり、発信したい情報を様々な手段で表現したりすることが求められている。一方、中央教育審議会答申において、「教科書の文章を読み解けていない」との調査結果もあるところであり、文章で表された情報を的確に理解し、自分の考えの形成に生かしていけるようにすることは喫緊の課題である。」と指摘されているところである。

話や文章に含まれている情報をとり出して整理したり、その関係を捉えたりすることが、話や文章を正確に理解することにつながるが、また、自分のもつ情報を整理して、その関係を分かりやすく明確にすることが、話や文章で適切に表現することにつながるため、このような情報の扱い方に関する「知識及び技能」は国語科において育成すべき重要な資質・能力の一つである。

ここでは①「話や文章の正確な理解」のうえに②「自分の考えの形成」がなされ、③「適切に表現」し得るという3つのステップが示されているわけだが、このうち①が十分に果たされていない点が問題視されている。

このことは大滝一登『高等学校 新学習指導要領をふまえた授業づくり 理論編』（明治書院、二〇一八）のなかでも、国立情報学研究所の新井紀子『A Iの教科書が読めない子どもたち』（東洋経済新報社、二〇一八）のリーディングスキルテストによる調査結果という「エビデンス」に基づいた同様の「解説」がなされている。大滝は「こうした調査結果は、これまでの国語科教育が教科書の文章を読み解く力さえも十分育成できていなかったのではないかという強い批判を生みかねない」と「基礎的読解力」をめぐる課題を指摘する。そのうえで従来の国語科教育が「重視してきた」「文章に描かれた出来事の内容や登場人物の心情の読み取り」や「文章の構成や展開、表現の仕方」ではなく、「子供たちが日々関わる社会生活」のなかで「現代」用いられている「語句の意味や口語文法の理解」、すなわち「語句の辞書的な意味の理解」と「係り受けや照応、個々の語句や文が示している意味（情報）同士の関係に関する正確な理解」が必要だと述べている。こうした発想は二〇〇〇年から開始されたPISA調査（OECD参加国の学習到達度調査）と結びつけられることで国語科教育改革の方向性を決定づけ、科目編成等の変更の根拠のひとつに据えられた。

それにともない新学習指導要領では「文章の種類」が大きく二つに区分されることになった。「論理的な文章」「実用的な文章」と、「文学的な文章」とである。この区分について『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 国語篇』では、「現代の国語」の項目内の「思考力、判断力、表現力等」「C 読むこと」内で次のように説明されている。

文章の種類とは、ここでは現代の社会生活に必要とされる論理的な文章や実用的な文章を指す。論理的な文章とは、現代の社会生活に必要とされる、説明文、論説文や解説文、評論文、意見文や批評文などのことである。一方、実用的な文章とは、一般的には、具体的な何かの目的やねらいを達するために書かれた文章のことであり、新聞や広報誌など報道や広報の文章、案内、紹介、連絡、依頼などの文章や手紙のほか、会議や裁判などの記録、報告書、説明書、企画書、提案書などの実務的な文章、法令文、キャッチフレーズ、宣伝の文章などがある。また、インターネット上の様々な文章や電子メールの多くも、実務的な文章の一種と考えることができる。論理的な文章も実用的な文章も、小説、物語、詩、短歌、俳句などの文学的な文章を除いた文章である。

ずいぶん乱暴な区分だが、とりあえず「論理的な文章」と「実用的な文章」は共通必修科目「現代の国語」と選択科目「論理国語」で中心的にあつかわれることになる。

まず「論理的な文章」に付された「現代の社会生活に必要とされる」という点に着目したい。ここでいう「社会」^③とは「論理国語」の「性格」に関する解説の言葉を借りれば「グローバル化や情報化が進む」社会であり、「立場や考えの異なる他者」との「協働などがより重要になる」社会と想定されている。また「他者」とは「広く社会生活で関わりをもち、世代や立場、文化的背景などを異にする多様な相手」と考えられている。

「論理国語」ではこのような「社会」および「他者」を見据えた

うえで、その「目標」の(2)に「論理的、批判的に考える力を伸ばすとともに、創造的に考える力を養い、他者との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりすることができるようにする」と記されている。このような思考にしたがえば、多様な他者と協働して形成される社会で生きるために必要とされる「資質・能力」を育むための「論理的な文章」とは、必然的にこれまで一般に「評論文」に分類されてきた教科書収録のすべての「評論文」を許容するものではないということになる。

高木展郎編著『平成30年版 学習指導要領改訂のポイント 高等学校 国語』収録「論理国語の授業事例」「『書くこと』評論文を基にして意見文を書こう」(執筆者・中川乃美)は、「6『主体的・対話的で深い学び』を実現する授業改善の視点」のなかで次のように述べている。

これまでの評論文と生徒の関わりは、教科書に掲載された著名な筆者の洗練された文章を読み取り、論を追って理解することが主目的となる傾向にあった。そこでは様々な分野の文章が扱われ、知識を深めたり広めたりすることが期待されてきたが、内容が高度で抽象的なため生徒の実感が伴わなかったり、受動的な読解となったりするおそれがあった。(中略) また、読むこと自体が目的となるのではなく「評論文の意見文を書く」という目的の下、活用するために読解することを意識付けた。(62頁)

次節では、引用部を手がかりに「論理国語」の授業計画から見え

てくる問題性、そこで想定される「他者」像の内実、形成される「自分の考え」をめぐる問題について検討していく。

3 「論理国語」の授業事例の検討①

前節末尾の引用によると、従来国語の授業であつたわけだった「評論文」は「教科書に掲載された著名な筆者の洗練された文章」であり、「内容が高度で抽象的」だったために「生徒の実感がともなわなかった」と振り返られている。言い換えれば、国語の教科書に掲載された（一部の）評論文が、「現代の社会生活に必要とされる」という観点ではなく、「著名な筆者」の手による「洗練された文章」であることを理由に採録され、言わば定番教材として選択されてきたという見解が示されている。そのうえで「評論文」を「読み取り、論を追って理解」という従来の授業形態では、その文章の「抽象」性ゆえに「生徒の実感」を得にくかったとする。付け加えれば、ここには「現代の社会生活」とかい離れた文章ゆえに「生徒の実感」を得られない、というアンソロジーとしての国語教科書編纂の問題も含意されているのだろう。

では、「抽象的」で「現代の社会生活」と距離がある「評論文」をあつかう授業は、新学習指導要領下でどのように「改善」されるのだろうか。「授業プラン」によると、あつかわれる評論文は定番中の定番として知られる清岡卓行「手の変幻」（各社教科書収録時に名称が「ミロのヴィーナス」のようにしばしば変更される）である。本単元には「4時間」の授業時間が割り振られ、次の①～⑥を1・2時間目に、⑦～⑬を3・4時間目におこなうプランが示されて

いる（表1）。

表1

第一次

- ① 「ミロのヴィーナス」の失われた手を想像して書き入れる。
- ② 班で「なぜそう描いたのか」説明する。
- ③ 代表がクラス全体に向けて紹介する。
- ④ 評論文を音読し、語義を確認する。
- ⑤ 文章の構成や展開を読み取り、説明し合う。
- ⑥ 「ものごとが未完であること」のよい点、不都合な点を挙げ、考えを深める。

第二次

- ⑦ 表現に参考になる文章を読む。
- ⑧ 意見文の構成をつくる。
- ⑨ 構成を隣の人に説明する。
- ⑩ 筆者の主張に対する自分の意見を記述する。（主張・根拠・結論）
- ⑪ 班の中で発表し合い、批評する。
- ⑫ 代表がクラス全体に向けて発表する。
- ⑬ 班での批評を基に自分の意見文が「的確に伝わるか」再度推敲する。

本「授業プラン」の特徴のひとつとして、教材を読む前の作業を多く取り入れている点が挙げられる。ここでは「自分の考え」①の形成が主目的とされ、これをもとにグループ内での発表と他のメンバーの「想像」との比較②、さらにクラス全体との比較③

と段階的な相対化の経験が計画されている。こうした手順に基づいて、まずは「自分の考え」（仮）を「論理的、批判的に考える」経験の第一段階を実現する。そうした「動機付け」の後、約三〇〇〇字相当の「評論文を音読し、語義を確認する」作業に移る（④）。ただし、「文章の構成や展開」は「説明し合う」と記されているように、基本的に生徒間のペアワーク、グループワークに委ねられる（⑤）。そのうえで2時間目のまとめとして、「ものがごとが未完であること」に関する筆者の主張をもとに「自分の考え」を見直す（⑥）という展開が見通されている。

ここで注意したいのは評論文「手の変幻」内の「抽象的」な箇所があつかいである。同文章を授業であつかう際、多くの生徒が立ち止まるのはおそらく次の箇所と思われる。

いや、もつと的確にいうならば、彼女はその両腕を、自分の美しさのために、無意識的に隠してきたのであった。よりよく国境を渡っていくために、そしてまた、よりよく時代を超えていくために。このことは、ばくに、特殊から普遍への巧まざる跳躍であるようにも思われるし、また、部分的な具象の放棄による、ある全体性への偶然的肉薄であるようにも思われる。

やや難解な表現を含んだ筆者の見解は、それほど簡単に理解できるものではない。授業事例で示されるような「語義の確認」だけで生徒間で「文章の構成や展開を読み取り、説明し合う」というワークが成立するとは考えにくい。このことは後半に登場する「手」の「象徴性」をめぐる箇所にしても同様だ。ただし、執筆者はこうした「抽

象的」な箇所の理解を優先せず、あくまでも「筆者の主張」を手がかりに「自分の考え」を形成し論述することに目標を定めている。

「読むために読む」詳細な読解ではなく「書くために読む」ことで、様々な読みのうちの一つを体験し、読みの幅を広げることができるとしている。

「評論文」はあくまでも「意見文」を「書くため」の材料であって「詳細な読解」は不要とする立場である。そのうえで⑦以降へと展開していくわけだが、はたして先の「抽象的」な箇所を含めて生徒は相対化すべき「筆者の主張」をどこまで理解できているのだろうか。答申で指摘された「教科書の文章を読み解けていないとの調査結果」をめぐる問題は、一年次の共通必修科目「現代の国語」の段階で解消しているのだろうか。仮に「係り受けや照応、個々の語句や文が示している意味（情報）同士の関係に関する正確な理解」といったスキルを生徒がすでに習得していたとしても、生徒同士のワークで「筆者の主張」を読み解き説明し合うのは容易ではない。何より文章の理解を二の次にした学習を経て形成される「自分の考え」の内実にとれほど期待できるだろうか。

そもそも「自分の考え」とはそれほど簡単に「形成」し得るものではない。どこかで聞きかじった「意見」を「自分の考え」として引用することが「考え」の形成になるとは考えにくい。紅野謙介はこの点について次のように指摘している。

全体に「学習指導要領」は、何かに「関心」を寄せ、そのこと

を伝えたいという思いを持っていて、意見を求められたら身を乗り出して、自分の「主張」を開示しようという意欲満々の生徒を前提にしているようです。希少種のようなそうした高校生を中心とした考え方はあまりに狭い。限られた条件の特殊な生徒を対象にした場合の想定だと思えます。⁴⁾

「自分の考え」の形成を繰り返し、他者を説得できるだけの根拠をともなった「主張」へと作り変える作業。これを単元ごとにテーマを変えて繰り返すのが新しい「国語」の授業だとすれば、生徒の学習意欲は加速度的に低下し、形成される「自分の考え」も必然的にパターン化し停滞することは自明と言えよう。この問題を放置すれば五味渕典嗣が指摘するような事態を招くと思われる。

「主体的に学習に取り組む態度」が日常的に評価対象となる高校の教室（中略）で起こるだろうことは、学習者・評価者双方の「偽装」である。学習者の側は、あたかも「主体的」な学習を通じて汎用的な能力が身に付いたかのように振るまい（そうしなければ「評価」されない）、評価者の側も、課題とした能力を学習者たちが身に付けたかのように見なす（そうしなければ教員として「評価」されない）ことになる。だが、何しろ「ことば」の問題である。何をもって「身に付けた」と判断する根拠とするかは、決して安定的にはならないはずだ。⁵⁾

想定される生徒の意欲低下の責任の所在はどこに向けられるのか。その責を教員の教室運営能力や「アクティブ・ラーニング」に

基づいたスキル不足に帰すとすれば、それは問題のすり替えにほかならない。新学習指導要領が想定する「生徒像」と教室での「学び」のプラン自体に本質的な誤解がある、こう自らを省察する自己点検な姿勢が求められる。

また、「自分の考え」を「他者の考え」と比較するとは言うものの、教室内で似たり寄ったりの生活環境・学力の生徒同士で話し合いを繰り返して相対化された「自分の考え」の奥行と広がりにとこまで期待できるだろうか。「多面的・多角的な視点」で「自分の考え」を批判的に見直しブラッシュアップしていくという目的は輝いて見える。しかし、各教科での学習をとおして「面」と「角」を発見し蓄積している段階の生徒に多面性・多角性を求めるのは現実的ではない。ICTを用いるにしても、似たり寄ったりの検索エンジンで似たようなワードで検索し、上位にヒットしたサイトのアウトラインだけを流し読みする域を出ることは可能なのか。こうした「調査」を通じて「多面的・多角的な視点」が拓けるほど、ここで想定される「社会的な話題」の思考の底は浅いのだろうか。「自分の考え」をことばに表す行為はたしかに重要だが、そこでの多様性と広がりを実感する経験を蔑ろにしては本質的な「思考力」の育成は果たし得ない。

4 「論理国語」の授業事例の検討②

次に同じく「論理国語」の授業事例として「『読むこと』様々な文章を読み比べて自分の考えを深めよう」（高木展郎編著『平成30年版 学習指導要領改訂のポイント 高等学校 国語』収録「論

理国語の授業事例」の検討に移る。執筆者の前島美菜子は3つの評論文を教材に「人間、社会、自然などについて、文章の内容や解釈を多様な論点や異なる価値観と結び付けて、新たな観点から自分の考えを深める」という「資質・能力」を育成しようと単元を計画している。本単元には10時間の授業時間が割り振られ、第一次と第二次で1～5時間(①～⑤)、6～10時間(⑥～⑪)に区分され、それぞれの学習活動および評価規準が以下のように示されている(表2・3)。

表2

第一次

- ① 本単元の目標と学びのプランを確認する。
- ② 日本人の感性や精神性の特徴について自分の考えを書く。(1000字程度)
- ③ 山本健吉「日本の庭について」と加藤周一「日本の庭について」、山崎正和「水の東西」を読み、論点を比較する。
- ④ グループで意見を交流した後、全体で共有する。
- ⑤ 再度グループで話し合い、日本人の自然や芸術に対する向き合い方から、感性や精神性を見だしノートに書く。

第二次

- ⑥ 学校図書館を活用しグループ(4～5人)ごとに日本人の感性や精神性が読み取れるような文章を複数(2～3編程度)探す。
- ⑦ 文章を読み比べて論点の相違を挙げ、日本人の感性や精神性の特徴について見いだされたことをノートに書く。

表3

第一次

- ⑧ メンバーを入れ替えながら意見交流を繰り返したあと、元のグループに戻り再度話し合う。
- ⑨ 改めて日本人の感性や精神性についてどのような特徴があるか考えを書く。(1000字程度)
- ⑩ 第一次で書いた文章と比較し、自分の思考にどのような変化が表れたかをノートに記す。
- ⑪ 各自振り返りシートを書く。

- 【評価規準】日本人の自然観や芸術観について書かれた複数の文章を読み比べて得られた視点を基に、新たな観点から日本人の感性や精神性について考えを深めている。(知識・技能)
- 第二次

- 【評価規準】日本人の感性や精神性に対して新たな見解を見いだすために、読書の意義と効用について理解を深めることができる。(思想・判断・表現)
- 【評価規準】日本人の自然観や芸術観について書かれた複数の文章を読み比べて得られた視点を基に、新たな観点から日本人の感性や精神性について考えを深めようとしている。(主体的に学習に取り組む態度)

本単元での授業展開も基本的に前節の「論理国語の授業事例」「書くこと」評論文を基にして意見文を書く(執筆者・中川乃美)と類比的と言える。授業前の動機づけとして学習以前に「自分の考

え」を論述する時間が計画され、そのうえで3つの文章の「論点」を比較しグループで意見を交換し共有をはかる。

ここでも教材自体の「読み取り」は重視されず、筆者の主張をおおまかに確認する程度で済まされている。こうした点は「論理国語」の授業で共有される基本姿勢と言ってもいいようだ。「自分の考え」の形成が何より優先される以上、三〇〇〇字前後の文章を3本読むという作業で「音読」したり「語義の確認」をしたりする余裕はないだろう。「グループで意見を交換」といっても、「意見」とは筆者の主張に対する「自分の考え」であって、「文章の構成や展開」の理解を深めて土台となる筆者の主張を読み取ろうとするものではない。やはり文章の「抽象的」な箇所は閑却されざるを得ない。「読むために読む」詳細な読解ではなく『書くために読む』活動が一貫して重視され、教材は「自分の考え」を形成するための資料のひとつに位置づけられている。

とはいえ、授業をとおして形成される「自分の考え」も問題を含んでいる。なぜなら、ここで選択されている3点の文章の内容に偏りがあるからだ。「多様な論点や異なる価値観」を「考えを深め」ることを目的としていながら、いずれの資料も日本における自然風物の意味、感性について論じた文章であり、短時間でこれらに目をおとしてどのような「差異」を発見することが想定されているのだろうか。

本「授業プラン」での資料の選択からは、「多様な論点や異なる価値観」を育むという意図も希薄である。そのことは「評価基準」が「日本人の感性や精神性」という実には「抽象的」な、「多様性」とは正反対の地点に着地するものとして想定されていること

が裏付けている。この評価基準によれば、「日本人」ということばのくくり出す範囲やその歴史性を考える発想や「感性」や「精神性」という形のないものを「日本人」という概念と安易に結びつけることの危うさについて思考する余地があるように思えない。「論理国語」の「目標」の(2)に「論理的、批判的に考える力を伸ばす」と記されていることを思い出せば、学術的な知に基づいて「論理的、批判的」な思考をうながすことで、はじめて「自分の考え」を「多面的・多角的な視点」から見直す「思考力」が涵養されるのではない。

さらにいえば、新学習指導要領が見据える「社会」とは「グローバル化や情報化が進む」社会であり、「立場や考えの異なる他者」との「協働などがより重要になる」社会だったはずだ。にもかかわらず、「広く社会生活で関わりをもつ、世代や立場、文化的背景などを異にする多様な相手」と説明される「他者」が、当該解説書が示唆するような「日本人の感性・精神性」を共有し得る(内部的)「他者」と、他の文化の下で生育した(外部的)「他者」とに大きく区分される発想が問い直されることはない。多様なバックグラウンドをもつ「他者」が集い形成される今日的な「社会」において、前者と後者の区分を強めるような思考の枠組みを「深める」授業は、「多面的・多角的な視点」をふさぐことになりかねない。

国語教育はけっして道徳教育ではない。「論理的な文章」を通じて自身の固定的な価値観・思考をどのように解体していくか、これまで疑うことのなかった「当たり前」の枠組みに気づく経験、思考の学習こそ肝要なのではないか。評論文は「内容が高度で抽象的なため生徒の実感が伴わなかったり、受動的な読解となったりする

おそれがあった」とされていたが、評論文が「抽象的」なのは「当たり前」の枠組みが解体される思考のプロセスが他者の「ことば」で表現されているからにはかならない。

「当たり前」が「当たり前」であればあるほど生徒の「実感」はともなわない。これまでの国語の授業でおこなわれてきた本文の「精読」とは、教員を中心に「当たり前」が当たり前でないと説明する「ことば」の筋道を追い、個別の例示から抽象される要素を丁寧に整理し、筆者の「ことば」の裏側に意識的無意識的に入り込んだ思考・価値観を教室内でさまざまに考え、その論理性、思考のプロセスに触れ理解する時間だった。「様々な分野の文章」を通じて「知識を深めたり広めたりする」ことだけを目的とするものではなかったはずだ。筆者の主張を手がかりに、それを現在の社会・生活に置き直しつつ検証することで、生徒の「思考力」が涵養されてきた面があるのではないか。その意味で評論文をとおして学び、押し広げた思考の枠組みを生徒にとって身近な事例に敷衍し、他の教科での学習内容と接続すること、生徒との対話やグループワーク内から漏れ聞こえてくる発話、発表内容、あるいは個別のレポート等を通じて、担当教員が思いもよらなかったような広がりや奥行に突き当たる、そうした生徒の理解・思考・発想を引き出す「精読」の時間の構築にこそ、これからの国語科教員の役割は向けられる必要がある。

一言断っておけば、新学習指導要領および「論理国語」の理念を何とか実際の授業に反映させ実現しようとする解説書での「解説」の苦心は想像に難くない。

たとえば大滝一登（編著）『高等学校 新学習指導要領をふまえた授業づくり 実践編 資質・能力を育成する14事例』の「8

読むこと」（執筆者・渡邊本樹）で、本単元は科学による未来予測の不確定性に関して「自分の考え」を形成するものと計画されている。『2052年の未来を予測して、今後の自分の生き方を変えること』について自分の考えをレポート（800字程度）にまとめ、て相互評価するというゴールが冒頭で示され、そのうえで3つの資料を読み、その主張をもとにインターネット上の資料から根拠を探して「自分の考え」を組み立てていくという流れが計画されている⁶⁰。各資料の「精読」は基本的にグループ学習をとおして共有されるものとされ、生徒はレポートの「問い」への「賛否」を決め、レポートの構成（序論・本論・結論）をたて、主張と根拠の妥当性を協議し、根拠を補足したうえでレポートを作成する。

「主張と根拠、根拠と理由付けを多くの情報から適切に選択、検討して論理の流れを構築する過程を通して、整理」してレポートの形で「自分の考え」を形象化するという目標に関していえば、先の『読むこと』様々な文章を読み比べて自分の考えを深めよう」（執筆者・前島美菜子）と考える根を共有している。ただ、「前島プラン」に比べて「渡邊プラン」の難易度は高い。このことは個々の学習活動の内容や「対象とする学習者は、『読むこと』のうち「構造と内容の把握」、「精査・解釈」の指導事項について既習」という一節からも読み取れる。しかし、「既習」であることは一定の「精読」を閉却することを許容する理由にはならない。

「自分の考え」を形成するという「目的」は理解できるが、そのための舵の切り方が大きすぎる。特定の「資質・能力」の育成のために評論文をあつかうというが、そこで論じられているテーマや内容がもつ奥行きや広がり抜きにした「思考力」には不安を覚える。

「自分の考え」を「書かせる」ことに特化するのではなく、複数の学習方法を織り交ぜながら段階的な授業を構成することで、「多面的・多角的な視点」から「論理的、批判的」に考える「思考力」を育成する現実的な見通しが求められる。「自分の考えの表明」と「他者の意見の拝聴」を性急に目指すことは、ひとつのテキストが内包する多様な価値観・思考、「ことば」の奥行に触れる機会を奪うことになる。「自分の考え」の表明も大切だが、「自分の考え」をじっくり深めることを抜きにしては、「主体的」な学習自体の効果は期待できないだろう。学習指導要領が批判する「一方通行の講義形式の授業を続ける国語科教員」も残存するだろうが、「講義形式」の時間は一括りに否定されるものでない。これからの教育現場において、講義による思考の整理と視野・発想の拡張と深化の時間と、生徒側の思考をうながすアクティブな時間とを両輪とする「精読」を軸とする授業運営が求められる。このことは高校の国語の授業だけの問題にとどまらず、大人数の授業を多く運営する大学のカリキュラムにおいても無関係ではない。

5 岡真理「虚ろなまなざし」を用いた授業事例

以下は二〇一九年度に中央大学附属高等学校の第三学年を対象に一学期間かけておこなった「現代文B」の授業報告である。主教材は岡真理「虚ろなまなざし」（評論文）である。同教材の出典は『彼女の「正しい」名前とは何か——第三世界フェミニズムの思想』（青土社、二〇〇〇）第三部「蟹の虚ろなまなざし」、あるいはフライデーの旋回」であり、同教材は二〇〇四年以降三省堂『高等学校現代

文B』に収録されている（岡の同書は、二〇一九年に新装版となっている）。授業では三省堂『高等学校現代文B 改訂版』収録の同教材（242～249頁）を用いた。同学年は論者と同校教諭の高和政氏の2名で担当し、授業内容は高教諭との話し合いを通じて計画したものである。

先に同教材の内容を簡単にまとめておく。倒れこむ「難民の少女」とその傍に降り立ったハゲワシが写った1枚の写真を目の当たりにした「人々」は、カメラマンを強く非難する。この出来事を出発点として、前半では自分の経験に基づいて（自分に都合よく）「他者」の「声」を創作する「人々」が無自覚に発する「暴力性」と「加害性」について論じられていく。後半では前半の論理を踏まえて「ヒューマニズム」の実態について思考され、現代のチャリティがかかえる問題を見つめなおす発想を提示する。以上の内容は、「自己」と「他者」の関係性の問題、あるいは石川淳「マルスの歌」（『文学界』一九三八・一、同号は発禁処分）の記述といった「文学国語」の内容と結びつけた授業展開を期待させるだろう⁷⁾。

授業では、1・2時限目に全体を音読し「語義の確認」をしたうえで、「文章の構成や展開」および筆者の考え方についてタイトルを手がかりに概説し（講義）、その後初読の印象を生徒に記述し提出してもらった。以上の準備を済ませたうえで、3時限目以降は4人1組のグループでの作業を中心に授業を展開した。具体的には、各時間に「問」を記した簡単なシートを配布し、当該の「問」についてグループ内で「調査・思考・協議」（25分）↓「教員による示唆・方向づけ」（随時）↓「クラス全体に向けた報告・発表」（15分）↓「教員による講評・補足」（10分）という授業スタイルを基本に、適

宜講義の時間を挿入しつつ6〜8時間程度を費やした。以下はその際に用いた「問」の一部である。便宜上通し番号を振った(表4)。

表4

- ① (242頁上段9行目) なぜ「人々」は「その写真」に「大きな衝撃」を受けたのか? 「その写真」が「ピューリッツァー賞」を受賞した事実を踏まえて説明しなさい。
- ② (242頁下段2行目) なぜ「人々」はカメラマンを「非難」したのか? 「写真」を見てから「非難」に至るまでのプロセスを整理して説明しなさい。
- ③ (242頁上段10行目) 「異様な事件」とあるが、筆者は何がどのように「異様」だと考えているか、筆者がここで「『人道的』非難」と表現している意図を踏まえながら説明しなさい。
- ④ (243頁下段9行目〜243頁2行目) 「写真の中のあの、少女」に「殺された」とはどういうことか説明しなさい。
- ⑤ (244頁上段12〜15行目) 「逆にいえば、私たちの想像外にあるものは、仮にそれこそが、『それ』の苦痛の原因であったとしても、私たちには見えないのである」という一文に内在する問題性について、これまでの筆者の見解を踏まえて説明しなさい。
- ⑥ (243〜244頁) ここで筆者は「私」・「私たち」という言いまわしを多用しているが、その意味を説明しなさい。
- ⑦ (244頁下段3行目) 「私たちの暴力的な主体化」とはどういうことか。具体的に説明しなさい。
- ⑧ (244頁下段12行目) 「南北構造を固定化する世界システ

ムの中で飽食している私たち自身の姿がかき消されてしまふ」とあるが、「先進国」に暮らす「私たち」のスーダンの「難民の少女」に対する「加害性」について、「南北構造(南北問題)」という歴史的観点を踏まえながら説明しなさい。

- ⑨ (245頁上段14行目) 「私たちが、ある日、突然、変貌する」とあるが、「私たち」は何をきっかけに、どのようなプロセスで、どのように「変貌」するのか説明しなさい。
- ⑩ (246頁上段8行目) 「なぜ私たちは、意味づけられない空洞が、かくも耐えがたいのか」とあるが、その理由を「ピューマニズム」(246頁上段5行目) および「私たちとの関係性」(246頁下段4行目) という箇所を踏まえて説明しなさい。
- ⑪ (247頁上段7〜10行目) 「言葉を持たぬ少女に代わってカメラマンを非難した時、そう語った人の全てが知っていたはずだ。この少女は、もうどこにもいないことを。」とあるが、この一節から自分なりに問題意識を抽出し、授業内容を踏まえつつ論述しなさい。

たとえば①に関しては、その写真が先進国の「人々」に対してあまりにも悲惨な現実(自分たちの豊かな生活とかけ離れた現実)を突きつけた、という点への気づきが発端点となる。そのうえで「その写真」が「ピューリッツァー賞」というアメリカ国内のジャーナリズムの功績に授与される賞を受けたこと、「受賞」の理由のひとつにそうした悲惨な現実をアメリカ(先進国)人々が知らなかった点が考えられる。本来地続きであるはずのアフリカ地域の現実を知らないでいられる世の中、すなわちこの功績を功績として成り立

たせる世界の構造（南北問題）まで考えを掘り下げたグループも見られた。

③は「カメラマンが自殺したから」だけではないことの理解の共有から出発する。本文中で「人道的」ということが括弧でくくられている点に着目するように示唆し、自分たちは「人道的」な立場だと信じて疑わない先進国の「人々」が、悲惨な現実を報じたひとりの人間を「非難」し死に追いやった（非人道性）という矛盾に半分程度のグループがたどりついた。一方で、各グループは解答に当たり論理をクラス全体に向けて伝達する方法に苦労している様子が見受けられた。

⑤では先にここまでの筆者の論理を整理（講義）した。「私たち」が聴き取った「なぜ、助けてくれないの！あなたなんか、人間じゃない」という「少女の声」を、「本当にそのようなものであったのだろうか」と疑問視し、「少女の声」の実態が「私たち」（先進国の人々）の苦痛の体験を投影しただけの恣意的なものにすぎないことを筆者は論じている。こうした筆者の論理を相互に説明し合い確認したうえで、『それ』の苦痛の原因」という筆者のことが内包する恣意性、「苦痛」という「聴き取り」自体が筆者による決めつけになりかねないという矛盾への気づきへの道筋を整備した。ただ、ここまですべて協議が進んだグループは各クラスグループ程度であった。

⑦の「暴力的」という表現には複数の意味合いがこめられていると先に指摘してから協議に移してもらった。ひとつは「人を時に死に至らしめるほどの、文字どおりの暴力性」であり、「人道的」非難の大合唱としてカメラマンに向けられた「暴力性」。もうひとつが「私たち自身が加害者であった場合に、その加害性を都合よく隠

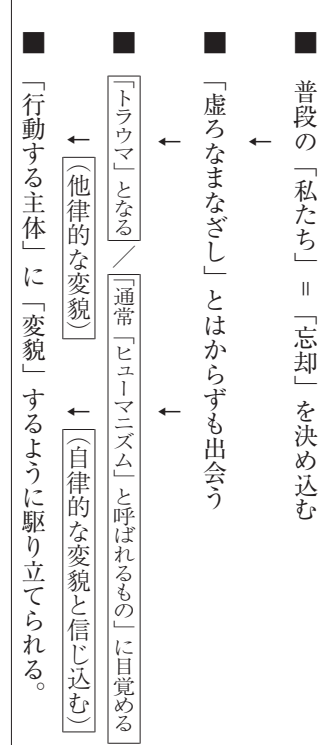
蔽」してしまう「暴力性」、すなわち同情のまなざしを向ける対象であるはずの「少女」に対する潜在的な「暴力性」である。「少女」を「被害者」としてとらえる限り「南北構造を固定化する世界システムの中で飽食する私たち自身の姿」はかき消され、「ヒューマニズム」の名のもとに「少女」を「それ」に追いやる事態に知らず加担している事実が見えにくくなってしまふ。以上のような情報の整理は難解で、協議が停滞するグループが多く見られた。教員側からの情報提供を厚くすることで協議の進度を調整した。また「世界システム」の問題（植民地支配の問題）について川北稔『砂糖の世界史』（岩波ジュニア新書、一九九六）の一部を補助資料として紹介し協議の手がかりにしてもらった。

⑨では、「私たち」がアフリカの子どもたちに毛布を送ったりする「行動する主体」に駆りたてられるメカニズムを取りあげた。この問いを通じて自分自身の問題に引き付ける契機にしてもらう意図があった。ただ、このメカニズムは本文だけではなかなか理解しづらいため、以下に示したような図を用いて考えるように指導した（太字の箇所を板書し、それ以外の部分を空欄にして協議してもらった）。

「私たち」は基本的に下のルートをたどって、自分の意志や判断に基づいて「行動する主体」へと変貌していると信じ込んでいる。しかし、実際には「虚ろ」との遭遇とは「トラウマ」を抱え込む不快な体験、精神的安定を脅かす体験にほかならない。ゆえに「トラウマ」から無自覚的に眼をそらす行為（防衛機制）として、「ヒューマニズム」の側（下のルート）に進んでいると信じ込むのである。実際には「上のルート」をたどり自律的に「変貌」しているのだが、「私

たち」にこのルートは自覚しにくい。こうした見解までたどり着くグループは多くはなかったが、自分自身のチャリテイ経験と結び付けながら活発に議論を重ねている様子がうかがえた(図1)。

図1



今回の授業ではグループメンバーを適宜組みかえ、グループ内の学習水準に格差が生じないように配慮した。また、問の難易度やクラスの理解度に応じて、教員による説明の内容やタイミングを調整した。グループ内の協議を聞いてみると、「抽象的」な箇所についてはできるだけ具体的な事例に置き換えて説明し合ったり、理解度の高い生徒が低い生徒に説明をするといった相互的な学習を実現できたように思われる。

以上のような「精読」の時間を経て、授業は「虚ろなまなざし」の省略箇所への着目、イギリスでのBAND AIDによる“Do They Know it's Christmas”の歌詞の検討、映像資料として“We are the World, USA for Africa”の鑑賞・議論など、複数の資料を追加しながら展開していった。

期末考査では論述問題を出題した。これは試験時間中に瞬発的に

考え表現する能力を問うのではなく、事前に「問」をアナウンスすることで試験前に入念に思考し、友人同士で教え合い、調べものをしたうえで文章を書き・推敲するといった授業外での主体的な学習効果を期待しての出題形式であった。参考までにそのうちの一題を紹介しておく。

問…「言葉を奪われた者の声なき声を伝える」(248頁)という行為の「暴力性」は、現在の社会においても変わることなく存在し続けている。「虚ろなまなざし」の論旨を踏まえた上で、この問題に関する現代的事例をひとつ取りあげて、その問題性・歴史性・メカニズム等について論述しなさい。

さて、以上の授業をさらに発展させることも可能である。たとえば、「虚ろなまなざし」の出典を実際に読み直すこともできる。岡真理「蟹の虚ろなまなざしと、フライデ이의旋回」という文章は3つのパートに分かれている。第1パートがデヴィッド・フィンチャー監督の映画『セブン』のエンディングをめぐる考察。第2パートが教科書収録の「虚ろなまなざし」。第3パートがロビンソン・クルーソーの物語の従者フライデイをめぐる考察である。いずれも「虚ろ」に直面した「人々」が自己の経験や価値観を投影することで生じる「暴力性」の問題があつかわれており、実に興味深い文章と言える。

同校第三学年の三学期には、例年大学進学を見据えた特別授業が実施される。そこで実際に映画『セブン』を鑑賞し、岡真理による『セブン』のエンディングの考察の妥当性と問題性を検討する機会を設けた(グロテスクな描写があることを事前に繰り返し注意喚起

した」。「なぜ若き刑事ミルズは、その男の頭に向けて拳銃の引き金を引いたのか？」という問題について、岡は「自分の妻を殺された」ではなく、「妻が殺された」点に着目し、次のように解釈する。

その虚ろなまなざしにさらされて、彼の苦痛、自分の妻を殺されたという苦痛は突然、妻自身の苦痛になる。妻の苦痛、妻が被ったにちがいないと彼が考える苦痛を、彼は、その虚ろなまなざしに投影する。(中略) 物言わぬ口に代わって、彼は表明しようとする、妻の苦痛を。

「虚ろなまなざし」で「難民の少女」に「人々」が投影する「苦しみ」と同じロジックであり一定の説得力を持つ解釈と言える。ただ、岡が犯人の「ジョン・ドウ」を「人間の七つの大罪を神に代わって罰する妄想狂の男」と言い表したとき、犯罪の責任を個人のみに向ける「妄想狂」ということばによって、物語舞台を覆う「無関心」(他者関係)というテーマがかき消えてしまう問題性が浮かび上がってくる。こうした点について考察を加えた。

6 終わりに

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等による、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。また、

急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。^⑧

今回の教育改革が見据える先は、新学習指導要領が運用を終える二〇三〇年の社会であるという^⑨。現在そうした「厳しい挑戦」が必要な「社会」を生き抜くための「資質・能力」の涵養が計画されている。はたして今回の改革を通じて「多様性」と「豊かさ」を兼ね備えた人材の育成、社会の形成といった目的は実現され得るのだろうか。そのために国語科教育が果たすべき役割とは何か。

このように考えてみると、これまでの国語の授業の抱えるさまざまな問題が挙げられる。とくに一方通行の講義スタイルで行われてきた教材の読み取り中心の授業は「問題」の中心に据えられ(仮想敵)とされるに至った。ただ、そうした伝統的な国語の授業を「改善」しなければならぬという掛け声で切られた改革の舵は、これまで国語の授業をとおして育まれてきた「思考力」を振り落とす危険性をも内包していた。「時代」の変化はあろうとも、どのような「社会」が到来しようとも、人間が生きるために必要な本質的な「力」が簡単に変化するとは考えにくい。国語教育が涵養する「生きる力」とは何か(教育目標)、そのために何を学ぶのか(教育内容)、どのように学ぶのか(教育方法)をもう一度丁寧に考えるべきではないか。二〇二五年には新学習指導要領下の教育を終えた高校生が大学に進学する。たとえば大学入学時に実用的な文章を書くスキルを修得していたとしても、そこに多様性を受け入れる批判的かつ柔軟な「思

考力」がともなわないとすればどうだろうか。高校生の「思考力」を現場レベルでどこまで支えられるかはともかく、そうした現実には5年後に直面する高等教育機関は、従来の初年次教育はもちろん、教養科目や専門科目の垣根を越えて基礎的な「思考力」を修得し得るカリキュラムを求められることになるだろう。そこではあるいは〈仮想敵〉と見なされたはずの時間が求められる可能性がある。

注

(1) 新聞雑誌の記事はもちろん、各所で熱心なシンポジウム、勉強会等が開催されている。以下は書籍として刊行されたものの一部を列挙しておきたい。紅野謙介『国語教育の危機——大学入学共通テストと新学習指導要領』（ちくま新書、二〇一八）、「インタビュ」変わる高校国語、なくなる文学」（『すばる』二〇一九・七）、「特集『教育が変わる教育を変える』」、紅野謙介編『どうする？ どうなる？ これからの「国語」教育 大学入学共通テストと新学習指導要領をめぐる12の提言』（幻戯書房、二〇一九）、「特集『文学なき国語教育』が危うい！ 入試激変、カリキュラム大改編」（『文学界』二〇一九・九）、「国語科教育」第八十六集（全国国語教育学会、二〇一九・九）、「特集・文学教育の挑戦」（『日本文学』VOL.69、二〇二〇・一）、紅野謙介『国語教育 混乱する改革』（ちくま新書、二〇二〇）ほか多数。

(2) 大滝一登『高等学校 新学習指導要領をふまえた授業づくり 理論編』（明治書院、二〇一八）

(3) 新学習指導要領が想定する「社会」について、大滝一登（編著）『高等学校 新学習指導要領をふまえた授業づくり 実践編 資質・能力を育成する14事例』（明治書院、二〇一九）のなかで「このうち『論理国語』が想定する『実社会』には、大学などにおける学術的な学習の場が含まれる点特徴的である」（114頁）とも指摘されている。

(4) 紅野謙介『国語教育 混乱する改革』（ちくま新書、二〇二〇）246頁

(5) 五味渕典嗣『「新しい国語科」は何が問題なのか？——新学習指導要領のイデオロギー——』（紅野謙介編『どうする？ どうなる？』こ

れからの「国語」教育 大学入学共通テストと新学習指導要領をめぐる12の提言』幻戯書房、二〇一九）37頁

(6) ヨルゲンセン・ランダース著、野中香方子訳『2052 今後40年のグローバル予測』（474／476頁「1 まとめ」、304／316頁「第9章 未来についての考察」）を主たる資料とし、あわせて驚田清一「哲学の使い方」（118／124頁「トランスサイエンスの時代」「専門主義を超えて」、中谷宇吉郎『科学の方法』（1／17頁「科学の限界」）を参考資料とし、さらにインターネット上の資料として博報堂生活総合研究所によるホームページ「未来予測」を用いるものと計画されている。

(7) 「虚ろなまなざし」から「マルスの歌」に展開する観点として、加藤周一（『日本文学史序説 下』ちくま学芸文庫、一九九九）の指摘が参考になる。

水辺に楊柳のある村。そこで笑い顔の「壮丁のむれ」が農家の前に集り、そのなかの隊長と覚しき人物が、「これも笑いながら、二人の子供のあたまに手をおいている。「まさしく壮丁らとは国籍を異にするところの子供」。「それはまさに平和な光景らしかった」が、彼らの顔には、「涙とか憂鬱とか虚無感とか、絵に写せば写せるやうなご愛敬な表情はなかった。かれらは切羽つまつた沈黙の中で率直にNO！ と叫んでゐた。」——征服者が押しつける「平和的な」笑顔、被征服者の立場と心理に対する征服者の側の無知、その無知が相手の表情のNO！を読めぬところまで徹底している社会とその指導者、すなわち中国大陸での「泥沼戦争」の必然性、今日からふりかえっていわゆる『pacification』なるものの本質、そういうことのすべてが、映画の一場面の叙述のうちに、要約されている。小説家の眼光怖るべし。

(8) 『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 国語篇』（第1章 総説）（1頁）

(9) 奈須正裕著『「資質・能力」と学びのメカニズム』（東洋館出版社、二〇一七）

（受領日…令和二年十一月十七日）
（受理日…令和三年一月二十四日）

新聞記者たちの見た三木露風―四国巡講の旅―

近 藤 健 史

はじめに

三木露風は、一九二〇（大正九）年から北海道のトラピスト修道院で文学概論などの講師として就任していた。修道院において一九二二（大正十一）年に受洗した以降は、カトリック詩人としての色彩を濃くする。また、露風の旅においても、これまでとは異なる様相を呈してくる。修道院滞在中の一九二三（大正十二）年四月に行われた樺太への講演旅行をはじめ、教会等に招聘される講演旅行が旅の形式となったのである。

露風は、一九二四（大正十三）年に修道院を辞して上京した後、教区長に依頼され講演旅行をしている。一九二六（大正十五）年五月から六月にかけての東北巡講の旅と、同年十一月の四国巡講の旅である。この二つの旅に関しては、露風が寄稿した『山崎新聞』に、紀行文「北日本の旅と自然と」（一九二八年・昭和三年二月十六日）（一九二九年・昭和四年三月二十一日、五十九回）、「四國の旅と自然と」（一九二七年・昭和二年七月一日）（一九二八年・昭和三年一月十六日、三十一回）として掲載されている。

この紀行文の存在は、一部の研究者により指摘されていた。しか

し、地方紙『山崎新聞』（兵庫県）が公的機関などに整った形で所蔵されていなかったこともあり、その実体は明らかではなかった。

この度、『山崎新聞』社主の親族と宍粟市役所に保存されていたものを合わせて、全発行号数の九割程を閲覧することができた。そこで「北日本の旅と自然と」と「四國の旅と自然と」の紀行文を比較してみた。一般的に著名な作家が、講演などで地方を訪れると新聞記者の取材を受けることから、特に新聞社や記者との関わりに注目してみた。すると、この二つの旅においても地方の記者たちの取材を受け、歓迎会などで親交を深めていた。ところが「四國の旅と自然と」は、訪問地の新聞記者との交流が詳細に記されている。また各地の新聞に掲載された露風自身に関する記事の転載が多数あり、露風の文学観が紹介されているという特徴があった。

本稿は、「四國の旅と自然と」において露風自身が紹介している新聞記者との交流と、四国四県の新聞における露風に関する記事を手掛かりに、地方紙記者たちの見た露風について考察したものである。旅の行程に関しては、カトリック雑誌の『小羊』に掲載された露風の「四國巡講記」（昭和三年五月）、雑誌『聲』に掲載された「三木露風氏四國教區講演行脚」（昭和二年一月）と「徳島に於ける三木露風氏の講演」（昭和二年三月）を参考にした。

露風は、一九二六（大正十五）年以降には中央詩壇を離れ、作品集を出版しなかったこともあり、この年をもって第一線を退いたと評されている。また、ひたすら神に向かつて高まる熱情をもっていた時期といわれている。そこで、大正十五年以降の新しい資料の発掘もあつて、紹介も兼ねつつ、記者たちとの交流を取りあげ、そこに見えてくる露風の姿や評価を明らかにすることも意義のあることと思われる。

一 旅の行程

一九二六（大正十五）年十一月の四国への旅に関して、露風によると「四国の教區長ホセ・アルバレス靈父から其國に於ける宣教を援助する為に、私は招聘を受けて十五日間各地を巡講した」とあり、教会側では「四国教區にては各教會に講演傳道をなすためカトリック詩人三木露風氏に懇請」したと記している。^(注2)

旅の行程は、『山崎新聞』掲載の紀行文「四國の旅と自然と」には日付の記載が少いことから明確ではない。そこで特に徳島市については「徳島に於ける三木露風氏の講演」によつた。^(注3) また、各地の新聞記事を参考した。その四国四県における露風の足取りを整理すると次のようになる。

（一九二六年・大正十五年・露風三十八歳）

十一月四日 午後五時半、東京を出発。

十一月五日 朝八時、神戸着。兵庫港から小松島着。徳島県徳

島市に到着。教區長に面会、聖堂で念願の三木ポー

ロ聖人像を見る。平龜樓旅館に宿泊。

十一月六日 鳴門を見学。午後七時より徳島公園内の「千秋閣」

で「文藝の鑑賞に就いて」と題して講演（カトリック教会青年会主催、徳島日日新聞社後援）。

十一月七日 午後二時より同市新町小学校にて「修道院に就いて」と題して講演。午後七時より「自由亭」で歓迎会（カトリック教会青年会主催）。

十一月八日 香川県高松市に到着。天主公教会でモデスト靈父に面会。辻梅旅館に宿泊。

十一月九日 屋島と栗林公園を見物。夜六時から香川県立公会堂で講演。

十一月十日 朝に高松市を出発し、愛媛県今治市に到着。天主公教会訪問。旅館錦水に宿泊。

十一月十一日 午後二時より精華高等女学校で講演。午後六時半より今治市公会堂で講演。

十一月十二日 愛媛県松山市に到着。末廣ホテルに宿泊。午後三時より美善女学校で講演。

十一月十三日 城山、道後等を見学。午後六時半より一般の人々のために県公会堂（元郡役所）で講演。

十一月十四日 祭壇祝別式の後に信者一同と記念撮影。愛媛県宇和島市に到着。薦屋旅館に宿泊。

十一月十五日 昼食後、天主教会のイシドロアダネス靈父らと共に天救園、榊森神苑、和靈神社等を観覧、鶴島神社大祭と通水式祝の祭りを見学。第一小学校で開会の教育者関係の講演会を公開して、一般講演として午後三時より宇和島中学校で「宗教と文藝」

と題して講演（南豫時事新聞社主催）。午後七時より天主公教会内で歓迎会式座談会。

十一月十六日 午前六時五十分発宇鉄列車で吉野生を経て、自動車で高知県高知市に到着。天主公教会カルボー霊父と面会。土居旅館に宿泊。夕方「カフェー・ブラジル」で歓迎会（高知公教青年会主催）。

十一月十七日 夕方、高知市会議事堂で講演。

十一月十八日 公園、市内を見物。午後七時より市会議事堂で講演。

十一月十九日 午前七時出発、陸路帰途につく。香川県高松市から岡山県宇野港への連絡船に乗る。

二 新聞記者との交流

新聞社のメディア・イベントは、「自ら主催し、観客を動員し、取材し、そして批評する。関連記事はいくらでも量産することができ^(注4)」といわれている。

この四国巡講の旅においては、徳島市の教会が示した「教界の知らせ」の「徳島に於ける三木露風氏の講演」に次のよう^(注5)にあり、カトリック教会と新聞社が講演を主催するなど重要な役割を果たしていた。

「是より先三木氏四國に來らるとの報傳はるや熱心に待つ人が多かつた。各市の信者主催者側ではビラを作つたり、貼紙したりして出来るだけの準備をしたが、又徳島日々新聞、四國民報、東豫日報、伊豫新報、南豫時事新聞、高知新聞、土陽新聞及び大阪朝日新聞と大阪毎日新聞の四國版九新聞が、或は訪問して

三木氏の談話を掲げ、或は講演速記をか、げ、或は寫眞筆蹟等を載せたので、宣傳に都合がよかつたのであつた」

「又同氏の談話筆記が新聞に掲載されてカトリックを新聞で知つた者は數十萬人であつたであらう」

また、『山崎新聞』に記載されている新聞記者との交流を見ると宿泊先、名所見学、講演会などにおいて、ほとんど密着取材である。その交流状況を略記すると次のようである。

十一月五日 徳島市に到着して「平龜樓旅館」に宿泊。宿泊先に『徳島日々新聞』の記者坂東秋岳君が来訪する。談話の間に、「畫の贊を頼まれて詩を揮毫した」

十一月六日 坂東君と自動車で阿波の鳴門を見学。『徳島日々新聞』に寄するため「徳島の印象」と題する文を坂東記者に渡す。宿に帰り、『徳島日々新聞』の記者坂東君や矢田君たちの外三四人の来訪客と夕刻まで語つた。新聞で筆蹟を掲げる為に揮毫を求めたので、兵庫から阿波の小松島港へ来る航路で沼島を望み見て作つた歌を短冊に書いて渡した。夜の講演の後、『大阪朝日新聞』記者などと茶を飲んで話をする。その夜の講演について、翌日の『徳島日々新聞』に載る。（その記事は、『山崎新聞』『四國の旅と自然と（七）』昭和二年八月六日に引用）

十一月七日 『徳島日々新聞』の記者坂東秋岳君が来て、夕刊

に出てゐる私の短冊の筆蹟に就いて特別に三段抜きにしたことや夜の歓迎会のことを伝える。歓迎会では、詩歌の愛好者や『徳島日々新聞』記者の坂東君、阿波地方の民謡を謡う矢田君、地方歌壇で有力な荒尾君、菊池寛に似ている横山君が出席して談笑した。

十一月八日 朝、香川県に出発のため停車場に行くと秋岳君や

早見送りの人々が来た。

高松市に到着。夜になつて『四國民報』の記者が訪問して来て、新聞のため談話や色紙を出して筆蹟を求めた。翌日の高松市の新聞には、前夜の訪問記者の詩的な文体を持った文が載つた。(その記事は、『山崎新聞』「四國の旅と自然と」(十一)「昭和二年九月一日に引用」)

十一月九日 屋島を見学の後、四國民報社の依頼で高松市の栗

林公園で写真を撮影する。

十一月十日 今治市の宿泊先に、『東豫日報』の記者が訪ねて

きて談話し、写真を撮る。

十一月十一日 『東豫日報』に前日の取材した記事と写真が掲載

される。(その記事は『山崎新聞』「四國の旅と自

然と」(十四)「昭和二年九月六日に引用」)

十一月十二日 松山市の宿泊先に、伊豫新報社の阿部黎二君が来

訪して詩のことについて尋ねた。其の記事は、翌日の新聞に掲げられた。(その記事は『山崎新聞』「四國の旅と自然と」(十五)「昭和二年九月二十一日に引用」)

十一月十四日 自動車で宇和島に向かう。『伊豫新報』は、松山

市に滞在中のことを記事にする。(その記事は『山崎新聞』「四國の旅と自然と」(十九)「昭和二年十月十六日に引用」) 宇和島市に着いて、『南豫時事新聞』の大塚蒼児を紹介される。宿では、同新聞社の主幹井上雄馬君と語り合う。

十一月十五日 昼食後、南豫時事新聞社大塚記者の案内で伊達家

の天赦園や祭りを見学。当日開催された講演の状況と井上雄馬君の開会の辞が、後日『南豫時事新聞』に掲載。(その記事は『山崎新聞』「四國の旅と自然と」(二十)「昭和二年十月二十日に引用」)

『山崎新聞』に「尚、同新聞は私の講演筆記を三日間掲載してゐたが茲には省く」とある。講演後、新聞記者や土地の有志たちと八ッ鹿の舞を観る。

二回目の講演(南豫時事新聞社主催)を終え、宿で『南豫時事新聞』の主筆西山鐵三郎君と主幹

社の記者が来て、社の晝帳に揮毫を求められ、筆山を詠じた新作の民謡を書いた。

十一月十八日・十九日は、新聞記者と交流の記述はない。十九日、帰途に就く。

三 『山崎新聞』に掲載された露風に関する新聞記事

『山崎新聞』の「四國の旅と自然」には、四國の各新聞に掲載された露風に関する記事が露風自身により紹介されている。そこに描かれているのは、地方記者の見た詩人三木露風である。主として詩人としての露風と露風が語る文芸観についてである。次は、その記事の一部である。

(1) 十一月七日『徳島日々新聞』、徳島市滞在

「私のその夜の講演について、翌日の徳島日々新聞は、私の寫真と會場の寫眞を掲げ『美しい言葉で高貴な文藝の鑑賞を強調』と題して左の記事を載せた。」

「露風氏は『文藝の鑑賞に就いて』と題し思想的な美しい言葉で頗る克明に高貴な文藝の鑑賞を強調し幽遠なる人生を説いて聴衆を魅了した」

(「四國の旅と自然と」(七)『山崎新聞』昭和二年八月六日)

(2) 十一月九日『四國民報』、高松市滞在

「夜になって四國民報の記者が私を訪問して來た。慇懃に記者は私に新聞の爲談話を求め、又、色紙を出して執蹟を求め

の井上雄馬君と語り合う。西山君は、露風と龍野中学で同窓だった宇和島商業学校の橋本教頭の談話が、新聞に載っていることを伝える。また、宇和島市滞在中の事が、掲載されている。(その記事は『山崎新聞』「四國の旅と自然と」(二十一)昭和二年十月二十六日に引用)

十一月十六日
高知市に向かう汽車の中で「民謡宇和島の唄」を推敲して『南豫時事新聞』に送る約束を思い出す。高知市に着き、夜七時からの歓迎会には、『高知新聞』と『土陽新聞』の記者も参加していた。

十一月十七日
朝、『高知新聞』と『土陽新聞』が、部屋に届けられた。新聞社より『宇和島時事新聞』の主筆から電話がかかってきたことを伝えられた。『土陽新聞』の朝刊に、高知市でのことが掲載された。(その記事は『山崎新聞』「四國の旅と自然と」(二十五)昭和二年十一月二十一日に引用)

また、両新聞に講演会を両新聞社が後援する広告が出ていた。市の名勝を見物のあと、『宇和島時事新聞』の主筆西山君に「民謡 宇和島の唄」を送る。(この唄は『山崎新聞』「四國の旅と自然と」(二十六)昭和二年十一月二十六日に掲載)

雨中に市街を見物、土陽新聞社の門側に当夜の講演会の大ビラが出ていた。宿に帰ると土陽新聞

たのである。私は、彼の希望に應じたが翌日の高松市の新聞は、詩的な文体を持ったその夜の訪問者の文を載せてゐた」

「暮れ悩む度ましい秋の季節の幕が静ひつな讃岐路の桐一葉に無窮の名残りをとどめてゐる夜空を罩めたる蕭策の蔭、今宵ばかりは冴へ返る星座の輝き、うるはしく晴々として恰も嚴かな饗宴が天上に開かれてゐるかのやうに思はれた。昨八日の夜記者は古新町通りの辻梅旅館の一室に今を時めく詩人三木露風氏のおだやかな優しい姿に面接したのである。露風氏は我日本詩壇に高く輝く貴い力の星である。彼が久しい詩的生活は滾々として盡きぬ清れつなる泉のやうな詩囊を肥やし自然の恩寵なる聖愛は彼の人自身の尊嚴な威容を形作けたものである。ちつと思索の黙相をつづけてゐられる氏の心の窓が展け放たれるのを待った、ただそれは青い花を憶れて彷徨ふやうな心で、―氏は案外力のこもつた聲で口を開いた『ただ自然の事象と外界の諸相を鑑賞し、そこに窮まつた世界を彷徨ふ事では満足することが出来ない。もつと本質的に内部生命を觀照し、表現して、心の世界を歌つたものではなくてはホントの力強い詩は生まれて來ない。私は、眞善美の融合した嚴かな境地に憩ふことの無上勸氣に浸つてゐる』」

（四國の旅と自然と（十一）『山崎新聞』昭和二年九月一日）

（3）十一月十一日『東豫日報』、今治市滞在

「其日の東豫日報は、私の寫眞と共に『文學の中で詩が最高級もつと讀まれたい。美しい四國の風光を禮讀しながら語る

露風氏』と長い題を以て左の記事を載せた」

「雨はれて十一日の静かな朝巡回講演の爲今治へ來た三木露風氏を、一番丁の錦水に訪ふ。氏は兵庫懸播磨の人、早稲田大學を出て早稲田新詩社及び研究會を同大學に造り、新しい体の詩を鼓吹した。詩の道を歩いて美的生活をしてゐられるのである詩集其他の著書は枚舉に暇がない、詩壇の重鎮である露風氏は宿舎の二階を開け放した居間で靜かに語りだす。

（中略）日本に於ける詩界について左の如く語つた」

（四國の旅と自然と（十四）『山崎新聞』昭和二年九月十六日）

「今、日本の詩は本質的傾向に向かひつゝある。民衆派を中心とした詩話會は解散し詩話會の出している雑誌『日本詩人』は廃刊した。新潮社が出している年刊『日本詩集』は中止するに至つた。それで今後は、詩の正しき道が盛んになるだろうと思ひます。で、『日本詩人』が廃刊しても他に各派の可なり有力な雑誌があるから詩壇が衰へるやうなことはない。』詩には道があります。詩は精神的傾向を帶びて行かねばならぬ。それが正しい道です。最後に私の希望するところは―本懸に於いて高尚なる新しい詩の趣味が發達して、そして精神的文明が生まれること―である。」

（四國の旅と自然と（十五）『山崎新聞』昭和二年九月二十一日）

（4）十一月十三日『伊豫新報』、松山市滞在

「ホテルに落ち着いた後、伊豫新報社の阿部黎二君が来訪して詩の事を尋ねたので、大体左のやうに話した―その記事は翌日の新聞に掲げられた。」

「四國でも詩が盛んになる事を望む、それに就いては詩の鑑賞の目を高めねばならぬ。詩の道を歩くのに正しい研究をする必要がある。自由詩と、定まつた音律を持つ詩とを問はず、何處までもリズムを重んぜられたい。自由詩にも内面的リズムがあるから却つて好い。散文を横に切つて書いたやうな詩はよくない。感情のリズムがあらば普通の散文と違つたものとしてのリズムがある筈だ。詩を作るには先ずリズムを重んずる觀念があつて欲しい。象徴詩を研究されたい。何故ならば象徴詩は詩の中でも最も本質的なものだから―」

〔四國の旅と自然と（十五）〕『山崎新聞』昭和二年九月二十一日〕

（5）十一月十四日『伊豫新報』松山市から宇和島市

「翌日、私は多くの人々の見送りを受けて自動車に乗り、宇和島に向かった。伊豫新報は左の記事を掲げた。『愛着と詩一片を松山に残して詩人南豫に去る』と題して―」

〔四國の旅と自然と（十八）〕『山崎新聞』昭和二年十月十一日〕

「滞在中の三木露風氏は十三日は市内及郊外を訪ね、子規堂及び城山、道後等に至り伊豫路に杖曳いて詩情豊かな自然美に暫し禮讃の辭を惜しまなかつたが同氏は愈印象深い松山を後

に宇和島で開催される同氏の講演會に臨むべく十四日午後一時自動車を驅つて宇和島に向かつたが同氏は出發するに際し／實に松山の山川美は私の心に深く刻込まれた、あの四國山脈の遠望は全く中央アジアのユイヤ山脈に似通つてゐる／と盛んに松山を禮讃した。遠く四國路の田舎に埋もれた讀み人知らずの歌を愛し、隠れた田園詩人の伸び行く姿に慈父の如き愛情を投げかけてゐる」

〔四國の旅と自然と（十九）〕『山崎新聞』昭和二年十月十六日〕

（6）十一月十四日『南豫時事新聞』、宇和島市滞在

「『あなたの事を橋本さんが談話した話が今日の新聞に出てゐますよ』と云つて示したのを見ると左の記事が出ていた」（橋本宇和島商業学校教頭）

「三木露風氏とは龍野中學で同窓でした。名門に生まれた人で學校へは一番で入學したほどの成績がよく、殊に文學と云へば、東京の雑誌に評論や詩歌を出してゐたり、姫路新聞や鷺城新聞の第一面の上の方に文を發表する事度々で、何とかいふ詩集を中學時代に出版したほどの天才でした」

「それから又斯ういふ記事が出てゐた」

「來宇中の三木露風氏は既報の如く十五日午後二時から本社大塚記者等の案内で、伊達家天赦園に至り例の先代萩御殿場の童謡にちなめるチシヤの木をいたく珍重し、暫く園内を逍

遙し、又愛宕山から市中を瞰下してその壯大な景色にうたれ、絶景だと叫んでしばらく去りも得なかつた。宇中の講演を終つて特に堀端通の好意による八ッ鹿踊りを杉山書店前で見たが思つたより非常によい踊りだと賞讃した。この踊に關しては堀端通で特に三木氏の爲遅くまで用意をして便宜を圖つた事に對しても呉々感謝してゐた。氏は宇和島の印象を民謡『宇和島の唄』として永久に來遊記念として市民に贈りたいと目下執筆中で數日中に本紙に發表されるが、本社では氏の意志を体し之を作曲せしめて宇和島の誇りとして永く傳へるべく計劃中である」

〔四國の旅と自然と（二十一）〕『山崎新聞』昭和二年十月二十六日

（7）十一月十六日『南豫時事新聞』、宇和島市滞在

「その時の狀況と井上雄馬君の開會の辭とは『南豫時事新聞』の記事を左に録しておく事にする。『繪の國を讚美する三木露風氏講演會』と題して」（宇和島中学校で講演）

「豫定の如く本社主催の詩人三木露風氏の講演會が十四日午後三時から宇和島中學校に於いて開催された。聴講者は教育家其他最も人格的な教養のある人々のみで、其數二百餘名に達し、婦人が三分の一を占めてゐた。先づ本社主催井上雄馬氏登壇、主催者として一場の開會の辭を述べたが、要は人生と文藝との關係より出發して現代文藝傾向を短評し、詩人三木露風氏を紹介したものであつて、その紹介辭の要領は左の

如くであつた。

「三木氏と私は同窓の關係であるけれども御目にかゝつたのは今日が初めてである。併し詩壇に於けるその高名は二十數年前の雑誌『文庫』時代から夙に親んでゐたところで、窃に氏の詩を通じて見たる風格に欽慕の情を禁じ得なかつた。今日はずも氏の風采に親しく接するの機會を得た事を喜ぶと同時にその講演を諸君と共に己れの郷土において聴く事の出來た事を非常に嬉しく思ふのである。私は常に自分自身の不健康を思ひ煩ふ事ほど他の健康体を羨望するのであるが、特に作家、詩人の健康体は尠くとも私の文學生時代には甚だ稀なものであつた。然るに今三木氏の偉大強健なる体驅と健康的、樂天的とも云ふべき活、した詩とを對比して見て、平凡な格言であるけれども健康なる精神は健康なる身体に宿る所以を如實に感得して、時弊の匡救に最も必要な健全文藝の發達を希望する意味で此の講演會の益々有意義ならんことを喜び且祈るものである。三木氏は本年既に東北四懸の講演を終り、今や又四國四懸の講演をあと高知懸一つで終られんとしてゐる。斯くも多忙な旅行を續けつゝある氏が驚くべし今年中に既に八種の書物を出版してゐられる。氏の詩作執筆のエナジーが如何に豊富であり、その天才の傑出してゐるかを立證する一事例として御紹介の辭に代ふるものである。」

「尚、同新聞は私の講演筆記を三日間掲載してゐたが茲には省く」

〔四國の旅と自然と（二十）〕『山崎新聞』昭和二年十月

二十一日)

(8) 十一月十七日『土陽新聞』、高知市滞在

「土陽新聞の朝刊を見ると左の記事が出てゐる」

「日本詩壇の第一人者三木露風氏は高知青年會の招聘により文藝の講演をなす為昨日午後五時宇和島より陸路來高、中島町土居旅館に落ち着いた。今明兩日午後七時より市役所樓上にて『文藝の鑑賞』なる題下に講演をなす筈であるが昨夜着高するや七時よりカフェ・ブラジルにて青年會及び關係者其他は三木氏を招待して歡迎會を開き席上三木氏の感想談あり非常に靜肅且盛大な會であつた。尚、氏は往訪の記者に對して左の如く語つた」

「豫て訪ねたいと思つてゐた土佐に來て非常に愉快です。田畑の收穫が豊だと聞くが地上の樂園に生きるのは無上の喜悅ですね。汽車が不便なので、もつと交通を便にするのが目下の急務でせう。／詩話會の事ですが、私は同人ではありませんでした。あれには象徵派の詩人は一人も加はつてゐないので、事實上、詩壇のメンカアレントをなすものではない。詩話會が解散したといふのは當然ですね。あれは從來種々の内訌があり又新しい詩人から盛んに攻撃せられたものですから、あゝ云ふ様になつたのです。／詩は、ロマンチズムや高踏派や近代主義を含んで象徵派が日本に於いて主潮をなして來たので今後共然うであらうと思ひます。永遠なる精神と新

しき表現とを含んだのが我々の象徵派の特徴です。／私は昨年十種ほどの單行本を出しましたが講演に招かれたので自然を觀かたゞ／四國に來た次第です。何分この初めて來た土佐の氣分に浸つてゆつくり南國の秋を味ひ、大歩危小歩危の秋色を探つて陸路十九日香川へ向ふ考です、云々」

「四國の旅と自然と(二十五)」『山崎新聞』昭和二年十一月二十一日)

四 『山崎新聞』に引用された以外の、四國の新聞に掲載された三木露風氏についての記事(行程順)

露風の旅は、訪問先の新聞に掲載されている。それは、主に旅の行程や講演の日時、宗教詩人露風の紹介である。

(1) 『大阪朝日四國版』一九二六(大正十五)年十一月九日

「三木露風氏」

「詩人三木露風氏は四國行脚のため徳島に來り滞在中、六日鳴門觀潮をなしたが『鳴門の風光は背景雄大、かつ大形の総合的美を整へ瀬戸内海の美より更に美しい、この間十和田湖にも遊んだが鳴門には及ばない』と稱讃してゐた、六七兩日ローマンカトリック教會主催の文藝講演會に臨み『文藝の鑑賞、修道院について』と題し熱辯を奮ひ、また雅號の羅風といふも露風といふも二者それ／著書をあらわしてゐるからすきな方をよんで呉れとあつさり片付け、八日朝高松に向け出發した(寫眞は演壇の露風氏)」

(2) 『香川新報』十一月十六日～二十一日、六回連載

「文藝の鑑賞に就いて／修道院生活／十一月九日香川縣公會堂に於て／詩人三木羅風氏述」(一)～(六)(内容省略)

(3) 『香川新報』十一月二十二日

「詩人三木羅風氏の論述ついで／笠井露香」

「…ま、よ世は夏の一夜のかりの庵を過ごして秋も來初冬の讃岐路に三木羅風氏を迎へた事は何といふ喜びであろう。／現代中央詩壇の重鎮として且つ熱烈なる信仰の人として氏は可成りに私の心を衝動した、十一月の九日佛生山を離れて此の詩聖の爲に奉仕せんと急ぎ高松に走り來た私であつた氏の崇高な姿を拜見すると同時に氏がいつか書かれた大きさと深さと美と言ふ文章を憶ひ出し、そして又行住録を憶ひ出さしめた。(中略) 此の大詩人を迎へた高松文化はそして高松文藝は・・・それを思ふ時知らず私は涙が溢れるれた。祈らずには居られない、眠つてゐられるのでせうか高松の人々は・・・。(中略) 初冬の讃岐路に旅して來た大詩人の論を諸君の前に掲載する事もあながち私達同人の無駄奉仕でもないと信じます。現代社會の醜惡なるに反して此の論の内の修道院を讀み給へ／みなさんの生きる世の中にかく熱烈に道の爲に將眞の爲に神に精進してゐる私達同胞を一人でも多く知つて下さいませ」

(4) 『愛媛新報』十一月十日

「三木羅風氏／今治で講演」

「十一日午後二時現詩壇の大家三木羅風氏は(省略)」

『愛媛新報』十一月十一日

「詩人の講演／三木露風氏來松」

「中央詩壇に於て令名噴々たる詩人三木露風氏は目下四國巡遊中であるが(省略)」

『愛媛新報』十一月十六日

「三木羅風氏／宇和島へ」

「(略) 文藝講演を試みた聴衆二百名、その三分の一は夫人が占め非常な盛會であつた」

(5) 『南海新聞』十一月七日(夕刊)

「詩壇の大家／三木氏講演會」

「北海道のトラピスト修道院に立籠つてゐた詩壇の大家三木羅風氏Ⅱいまカトリック講演のため四國路を巡回中であるが(省略)」

『南海新聞』十一月十三日

「三木氏講演會／未曾有の／盛會を極む」

「今治天主教會主催にかゝる現詩壇の大家三木羅風氏の講演會は(中略) 次いで三木羅風氏は瀟洒な和服で満堂の拍手に迎へられ『修道院に就いて』と題し氏が五ヶ年間修道せる北海道トラピストの修道院の模様を約一時間半にわたつて人々に宗教のおごそかな殿堂を香氣高きことばによつて語り聴衆を傾聴せしめた、當日は青年處女が大半をしめ約三百名の聴衆があり意義深き講演會であつた」

『南海新聞』十一月十三日

「三木詩人來松／末廣へ投宿」

「國文藝旅行中の詩人三木羅風氏は松榎町末廣ホテルに投宿した」

『南海新聞』十一月十九日・二十日・二十二日、三回連載

「講演／文藝の鑑賞について／三木羅風氏」(一)・(二)・(三)、(内容は省略)。

(6) 『南豫時事新聞』十一月十日

「トラピストの神秘を説く／三木羅風氏／近く來宇／詩話と思想問題に就て／主催で講演會を開く」

「我國詩壇の權威として北原白秋よりも先輩であり象徴詩人としては實に我が詩界にエポックメイキングした人で總ての藝術が宗教に遡る如く其象徴主義の神秘から宗教に入りさきに北海道トラピストの修道院に在つて親しく詩と畫によつて懂れのトラピスト生活の神秘と壯嚴に觸れた三木羅風が今回四國天主教會聯合の招聘で四國を巡遊する事となり宇和島でも來る十四日午後二時松山より陸路來宇する事になった氏は『白き手の獵人』其他多くの詩集と思想問題、政治問題等の著書があり又講演も巧でさきに東京放送局からトラピスト修道生活に關するラヂオ講演をやつて十萬のラヂオファンを謹聽せしめた本社では今回の來宇を機とし氏に請ふて(中略)若い女性が懂れの神秘境トラピスト生活、詩話及び氏の新たな愛國主義の思想講演を公開する事となつた」

『南豫時事新聞』十一月十日・十一日(広告)、二回掲載

「十一月十四日午後七時／講師三木羅風氏」、「トラピストの修道生活／外詩話、宗教、教育、思想問題講演」

「本社では神秘詩人三木羅風氏を迎へて氏の蘊蓄を傾けた文藝談と世界にも數く日本にたつた一つの沈黙の宗教團トラピスト謎の宗教生活彼等の祈禱と勞働の生活無言の忍苦寥寂の北海道廣茫たる牧場の中に聳へ立つトラピスト修道院の祈禱と勞働の神秘な生活は詩と繪に描かれて吾れ等の耳目に觸れますが其の神秘的な宗教と彼等修道僧の忍苦の修行については餘り知られて居ません。／トラピスト修道院は世界に數多くなく日本にたつた一つ丈であります此珍しい宗教と其修業僧の實際についてはいやくも教育家宗教家思想を談する人々が等閑に出來ぬ問題であります三木羅風氏は神秘主義の詩人であり敬虔な宗教人であり熱情的愛國主義者です。現下の我國の思想は極端に混亂に陥つてゐる秋此神人の獅子吼は將に空谷のけう音ではないでせうか」(十日)

「本社では神秘詩人三木羅風氏を迎へて氏の蘊蓄を傾けた文藝談と世界の謎のトラピスト宗教生活を體驗し其奧義と髓に觸れた氏の詩教一致の境界から現代の思想教育を論じて戴き我等の精神の沃野を培いたいと思います(北海道の…)」(十一日)

『南豫時事新聞』十一月十四日

「詩人三木羅風氏講演會公開／十五日午後三時宇中校講堂にて／一般的に來聽歡迎／主催南豫時事新聞社(広告)」

「冬近き南國へ／詩壇の名星來る／四國行脚の三木羅風」

氏／十四日午後宇和島入り」

「歓迎茶話會」

「中學時代から／詩の天才／橋本商教頭談」

「小学校時代から文才を謳はれ當時中學世界に投書して常に賞品を貰つて居た事を記憶する龍野中學は半途で有名な岡山縣の閑谷中學に轉じて同中學に在學中今名称を思ひ出せぬが處女詩集を出版した程の天才である」

『南豫時事新聞』十一月十六日（「四國の旅と自然と」(二十)）で未紹介の部分を記す）

「本社主催／晩秋の繪の國を讚美する／三木露風氏講演會／十五日宇中校講堂に開催」（主幹井上雄馬の開会の辞・三木氏紹介）

「…今年中に既に八種の書物を出版してゐられる。先づ一月の『修道院生活』を始めとして六月には『トラピスト歌集』、七月には『神への道』と第する講説一卷と修道院詩集第二卷『神と人』の二種、最近十月には『お日さま』と題する童謡集が既に書肆の店頭に出て居るのである。更に此の旅を終らるゝ迄に店頭に現はれんとしてゐるのが『小鳥の友』と『露風詩話』の二種で又同時に『信仰の曙』といふ書物が再販される事になつてゐるのは氏の詩作執筆のエネルギーが如何に豊富であり、其の天才の如何に傑出してゐるかを立證する一事例として御紹介の辭に代ふるものである。之れより『文藝と宗教』なる題下、講演されま

すから御静聴を希望します」

「宇和島特有の／民謡を作りたい／來宇した三木露風氏談」

「宇和島は民謡情調のゆたかな處だと感じ民謡をつくり思つてます宇和島には鹿の子踊りのいゝ歌詞があるそうでは非一見したいと思ひますハハア盆踊りの盛な處ですかそうですか矢張り風土がのびやかだから人々ものどかな氣分に満ちて居るのですね。」（十五日朝の談話）

『南豫時事新聞』十一月十七日

「露風氏／高知市へ／十六日出發」

「民謡『宇和島の唄』／露風氏が來宇記念に作る／近く本紙に發表」

「氏は宇和島市の印象を民謡『宇和島の唄』として永久に來遊記念として市民に贈りたいと目下執筆中で數日中に本紙に發表されるが本社では氏の意志を体し之を作曲せしめて宇和島を表現した民謡なき宇和島の誇りとして永く傳へるべく計畫中である」

『南豫時事新聞』十一月十七日・十八日・十九日、三回連載

「文藝と宗教／本社主催宇和島中學校に於ける／三木露風氏の講演」（上）・（中）・（下）三回連載（内容省略）

五 地方記者たちの見た露風

大正十五年は、露風にとつて大きな節目である。佐藤房儀は、「三木露風の活躍は大正五、六年で終わり、それ以後は詩壇の第一線から退いたと見られている。…以後の露風は、宗教詩人となり、作品の魅力に於いて乏しく、詩壇を離れた処で創作を続けたと理解され

ている。…彼の活躍は大正十五年までで、この年をもって第一線を退いたといえる。しかし彼は、詩壇を離れても多量の詩を書いた。彼は原稿用紙に向かつて生存の証を立てるごとく創作をした。だからそれらの作品には、彼の個性は見られなかった」と評している。^(注6)

その意味でも、『山崎新聞』に寄稿した大正十五年十一月の「四國の旅と自然と」の紀行文と、その旅で作られた作品は貴重である。また、四国における詩人露風と接した記者たちの評価も新たな露風像を知るうえで重要である。

では、四国の新聞記者たちは、露風をどのように見たのか。

まず文壇での位置であるが、記者たちは「今を時めく詩人」「我日本詩壇に高く輝く貴い力の星」(『四國民報』)、「詩壇の重鎮」(『東豫日報』)、「日本詩壇の第一人者」(『土陽新聞』)、「現代中央詩壇の重鎮として且つ熱心なる信仰の人」「詩聖」「大詩人」(『香川新報』)、「現詩壇の大家」「中央詩壇に於て令名噴々たる詩人」(『愛媛新報』)、「北海道のトラピスト修道院に立て籠つてゐた詩壇の大家」(『南海新聞』)、「我が國詩壇の權威として北原白秋よりも先輩であり象徴詩人としては實に我が詩界にエポックメーカーキングした人」「神秘詩人」「詩壇の名星」(『南豫時事新聞』)と表現している。中央詩壇で活躍する詩人・宗教詩人、象徴詩人として新たな一つの時代を開いた詩人として見ているのである。

次に人柄・人物の印象は、「おだやかな優しい姿」(『四國民報』)、「一番で入学したほどの成績が良く、殊に文學といえは…天才」「健康なる精神は健康なる身体に宿る所以を如實に感得」(『南豫時事新聞』)、「崇高な姿」(『香川新報』)、「瀟洒な和服姿」(『南海新聞』)と記している。俗世間を離れた気高さを感じさせる露風であった。

詩人としての露風については、「新しい体の詩を鼓吹した、詩の道を歩いて美的生活をしてゐられる」(『東豫日報』)、「トラピスト生活の神秘と壯嚴に觸れた」「神秘主義の詩人であり敬虔な宗教人であり熱情的愛國主義者」(『南豫時事新聞』)と伝えている。

講演会については、「思考的な美しい言葉で頗る克明に高貴な文藝の鑑賞を強調し幽遠なる人生を説いて聴衆を魅了した」(『徳島日々新聞』)、「宗教の厳かな伝道を香氣高きことばによつて語り聴衆を傾聴せしめた」(『南海新聞』)とある。若い女性が憧れる神秘境トラピスト生活の講演では、聴衆の三分の一は夫人(宇和島)、若い男女が大半(松山)を占め盛会であつたとする。

その講演の意義について「時弊の匡救に最も必要な健全文藝の發達を希望する意味で此の講演會の益々有意義ならんことを喜び且つ祈るものである」(『南豫時事新聞』)、「現代社會の醜惡なるに反して此の論の内の修道院を讀み給へ／みなさんの生きる世の中にかく熱烈に道の爲に將に眞の爲に神に精進してゐる私達同胞を一人でも多く知つて下さいませ」(『香川新報』)、「現下の我が國の思想は極端に混亂に陥つてゐる秋此神人の獅子吼は將に空谷のけう音ではないでせうか」「世界の謎のトラピスト宗教生活を體驗し其奧義と髓に觸れた氏の詩教一致の境界から現代の思想教育を論じて戴き我等の精神の沃野を培いたいと思います」(『南豫時事新聞』)と述べている。まさに神のような氣高い真理・正直を説く露風は、人氣のない寂しい谷に響く足音であるというのである。また詩教一致の境地からの講演は、精神の沃野を養い育てるという意義があると評している。

四国の新聞記者たちの見た露風は、中央詩壇で活躍する詩人であ

り、神秘的なトラピスト修道院で修行した宗教詩人であった。その講演は、教育家や人格的な教養のある人々、婦人たちの聴衆を魅了し、行く先々で多くの人々が色紙に揮毫を求めたのである。

露風はまた、記者たちの詩界に関する取材に対して丁寧に応じている。たとえば「詩の創作について」は「本質的に内部生命を觀照し、表現して、心の世界を歌つたものでなくてはホントの力強い詩は生まれてこない」（『四國民報』）と詩論を述べる。また「日本に於ける詩界について」には「今後は、詩の正しき道が盛んになるだろう」「詩は精神的傾向を帯びて行かねばならぬ。それが正しい道です」（『東豫日報』）と答える。「詩のことについて」は、「詩を作るには先ずリズムを重んずる觀念があつて欲しい。象徴詩を研究されたい。何故ならば象徴詩は詩の中でも最も本質的なもの」（『伊豫新報』）と説く。「詩話會の解散について」には「當全」とし、詩は「象徴派が日本に於いて主潮をなして來たので今後其然うであろうと思ひます」（『土陽新聞』）と答えている。記者たちは、現代文芸傾向を短評する象徴詩人としての露風の一端を知つたのである。

新聞記者たちは、露風がカトリックの布教のためだけではなく、地方の文学・文化の向上に関心を抱いていたことも伝えている。たとえば露風は、「私の希望することゝは一本縣に於いて高尚なる新しい詩の趣味が發達して、そして精神的文明が生まれることである」（『東豫日報』）、「四國でも詩が盛んになる事を望む、それに就いては詩の鑑賞の目を高めなければならぬ。詩の道を歩くのに正しい研究をする必要がある」（『伊豫新報』）と説いている。また露風の松山への愛着について「遠く四國路の田舎に埋もれた讀み人知らずの歌を愛し、隠れた田園詩人の伸び行く姿に慈父の如き愛情

を投げかけてゐる」（『伊豫新報』）と伝えられている。そのことは、宇和島を表現した民謡がないことから「宇和島市の印象を民謡『宇和島の唄』として永久に來遊記念として市民に贈りたい」（『南豫時事新聞』）という気持ちにも現れている。

おわりに

四國への旅は、教区長の招聘による。四國は「由来わが四國は、佛教殊に真言宗の盛な土地でカトリックの布教には困難なところ」であつたためである。^(注7) 露風は、四國巡行の旅についてカトリックの雑誌『小羊』（四國高松市）に「四國巡講記」として寄稿した。そこには、「私は其教會其他のカトリックの狀勢と自然と私の旅行等に於て印象を記さうと思ふ」とある。^(注8) 一方、文学に関しては、「四國で詩が盛んになることを望む」という思いがあり講演をした。^(注9) この二つの思いは、講演の多くが「宗教と文芸」という演題であることが示唆している。そして、そのことを人々に伝えたのが、四國の新聞記者たちであつた。

また露風は、この四國巡講の旅の印象や作品、四國の新聞掲載の記事を、故郷の兵庫県龍野中学時代の同級生山下郁三が編集・発行していた『山崎新聞』に寄稿した。その思いは『山崎新聞』に引用されている四國の新聞記事が、主に露風が語つた文学観であることから、山崎町や龍野町の文学の隆盛を望んだことと推察される。

本稿は、新聞記者の見た詩人としての露風像と、その評価について考察した。この大正十五年という節目の紀行文「四國の旅と自然と」に収められている四國で創作した作品等については別稿を用意している。

引用文献

- (注1) 三木露風、一九二八(昭和三)年五月、「四國巡講記」『小羊』、一頁
- (注2) 一九二七(昭和二年一月)「三木露風氏四國教區講演行脚」『聲』第六百十二号、六十八―六十九頁
- (注3) 一九二七(昭和二年三月)徳島に於ける三木露風氏の講演『聲』、第六百十四号、六十九頁
- (注4) 佐藤卓己、二〇〇六年「メディア・イベントの誕生」『メディア・社会』岩波新書、六十四頁
- (注5) 注3に同じ
- (注6) 佐藤房儀、一九八三年六月「三木露風論(承前)」『国文学研究』八〇、七十七頁
- (注7) 注3に同じ
- (注8) 注1に同じ
- (注9) 三木露風、一九二九(昭和二)九月二十一日「四國の旅と自然と(十五)」『山崎新聞』六一三号

付記

本稿は、二〇一九年八月二十五日に「地方記者たちの見た三木露風―四国巡講の旅―」と題して、東アジア日本語教育・日本文化研究学会二〇一九年度国際学会(九州看護福祉大学)において口頭発表した草稿に加筆したものである。

一七世紀のイギリス商館員の書状にみる政治情勢

—India Office Record所収書状を中心に—

鍋本由徳

はじめに

平戸に商館が設置された翌年・翌々年に大坂の陣が起こった。大坂落城はユリウス暦に換算すると一六一五年五月二十五日（慶長二十年五月八日）である。^①イギリス商館長リチャード・コックスの日記（以下、日記）は、合戦終了後の一六一五年六月一日（慶長二十年五月十五日）から始まっている。

よって、一六一五年五月以前の日記が残されていないため、一六一三年の商館設置から日記の記載が始まるまでの情報は、コックスたち商館員の書状に頼らざるを得ない。^②商館員の書状の多くは、平戸あるいは商館が設けた販売拠点周辺の情報が多く、幕府あるいは大名動向など政治情勢については商館員が直接関わった案件に限定されている。日記に記載される記事の多くも現地の交易にかかわるものであるが、日記の場合は、商館員や交易に関係する者たちの書状にもとづく内容の他、松浦家をはじめとした武家からの情報を加えた記述が見られる。

それら政治状況については、長谷川一族や平戸での事件などを通じて数回にわたり事例を紹介したところである。^③しかし、一六一三

年からの政治的な情報については触れてこなかった。本稿では、家康から秀忠へのいわゆる「代替」の頃に出された商館員の書状から政治動向についての記事を抜粋し、イギリス商館員たちが得た情報を確認するとともに、日記に記された内容や史実との整合性を確認していくこととする。

一．大坂の陣前後における政治情勢

イギリス商館員の書状では、前述の通り、政治情勢を詳細に伝えることが少ない。そのなかから、大坂の陣前後における情報についてまとめていく。^④

政治的な情報としては、キリスト教の禁教令関係である。その内容が詳述されることはなく、イエズス会士 (Jesuits)・司祭 (priests・priest)・修道士 (friars・friars)・尼僧 (nuns) が追放されたといった程度にとどまる。一六一四年三月九日（慶長十九年二月九日）付のウィリアム・ウィッカム宛リチャード・コックス書状には、'Here is reportes that the Emperour is dead, as a linge fryre gave out the lyke of Capt' Adams, but I hope both the one & other will prove false.'と書かれ、虚言の修道僧がウィリアム・アダムスへ伝

えたのと同じような、皇帝が死んだとの報告がもたらされたことを記している。^⑤「皇帝」とは大御所家康を指すことはすでに周知のことであるが、家康が死去したとの噂話が流れた直接的な背景については書かれていない。

同年十月二十七日（十月五日）付大坂のウィリアム・イートンから平戸の Cockus へ宛てた書状のなかで 'soe as at present I have noe greate matter to write you of, but onley heare is greate inquire now for gunpowder, & would sell at a good pryse;' と「（イートンから）Cockus へ伝えるべき重要な案件はない」としているが、そのような状況下において「火薬の需要が急増している」ことは伝えようとしている。イートンが火薬需要の増加について Cockus へ伝えた直接的理由は、「良き価格で売れるだろう」と記していることから、商品価値が高くなり、平戸の在庫を売りに出せば確実に利益になる点に注目したからである。

イートンの書状では豊臣方の動向を伝えていないため、その詳細は分からないが、慶長十九年十月五日は豊臣家が戦争準備を始めて数日後にあたる。蔵米の接収や武器や弾薬の購入などが進められていたことから、定期的にこの火薬の大きな需要は豊臣方によるものと思われる。イートンが Cockus に対して「火薬の需要があるので、良い価格で売れる。平戸の在庫を当地（大坂）へ回してもらうことを希望する」と書いている。この火薬が徳川方ではなく豊臣方へ回することを意識していなかったのであろうか。

この三日後、イートンはほぼ同様の内容で Cockus へ書状を送っているが、この時は「売っていなければ堺へ回送して欲しい」と記していた。当時の堺は幕府の直轄下にあり堺政所（堺奉行）がいた

ことから、先の書状内容と併せ見ると、火薬の需要が高まり、合戦が始まることが予想されたところで、イートンは当初、火薬を大坂で販売することを意図していた。しかし、それでは豊臣方に火薬が回ることになるため、すぐに幕府管轄下にある堺への回送へと変更したものと考えられるのである。将軍家による保護を受けているイギリス商館が豊臣方へ武器・弾薬を販売したとなれば、それは大きな問題となるためである。

しかしイートンの書状には市井の様子、商人たちの様子は書状に記されない。そのため、当時の大坂町人たちが豊臣と徳川との合戦をどう理解したのかを知ることがイギリス商館員の書状からは現状不可能と言わざるを得ない。

平戸にいる Cockus は、十一月二十五日（慶長十九年十一月五日）付けでロンドンの東インド会社などへ書状を認めている。そこでは 'The Emperor of Japan hath banished all Jesuits, priests, friers and nuns out of all his domynions, som being gon for the Phillipinas, the rest for Amacon in China. Yt is thought wars will ensue in Japan betwixt the Emperour and Fidaia Same, sonne to Ticus Same, the deceased Emperour.' と「キリスト教禁教令関係と、大坂で戦乱が起こるであろうことを記している程度である。禁教令関係で「イエズス会・僧・修道士・尼僧」の記述は Cockus 書状のなかではテンプレートのような常套句となっている。ロンドンへ書状が到着する時期を考えれば、急報というものではなく、日本における情報報告ということになる。

イギリス商館員たちの書状では、一六一四年の合戦と一六一五年の合戦の間のものがほとんど残されておらず、いわゆる夏の陣に至

るまでの情勢について知ることができない。その点において、オランダ商館員が記していた書状の内容とイギリス商館員の理解の異同の比較が困難である⁽⁶⁾。

再びイギリス商館員による大坂情勢が伝えられる書状が確認できるのは豊臣家滅亡後の十月十三日付書状となる。もともと平戸へは逐次大坂の情報がもたらされていた。日記のなかで大坂の陣について記されるのは六月二日（五月十六日）が最初で、落城後およそ一週間後にあたる。コックスへその情報を伝えた手段はわからないが、当日平戸の松浦信実が唐津へ使者を送って真偽の確認をさせたところから、松浦家から伝えられたことが想定できる。また「他の人々の伝えるところでは」とあることから、複数の者から情報が伝えられたのであろう⁽⁷⁾。移動日程を考えれば、落城後すぐに情報が平戸へ伝えられたことになる。

その二日後の六月四日（慶長二十年五月十八日）には松浦信実が博多からの大坂情報を届けられ、それをコックスに伝えていた。翌日には松浦隆信から松浦信実へ書状が届き、そこから大坂の情報を得ていたことが記されている。続けて六月十六日には秀忠死亡説と秀頼生存説が平戸に届いていると、このことをコックスは日記に記しているが、情報元がどこであるかは書かれていないため不詳である⁽⁸⁾。秀頼生存の情報は頻繁に伝えられていた。最初に伝えられた時からコックスはその情報を疑っている。しかし、都度日記に書き残していることを踏まえれば、秀頼の生存が西日本に何らかの影響を及ぼす可能性があることを示唆していると考えられる⁽⁹⁾。

戦乱により混乱する大坂について、六月二十七日（慶長二十年六月十二日）付の大坂のイートン宛りチャード・ウィツカム書状によ

れば、'Since my arrivall heare I have understood howe dishonestly Migmoya & the rest dealeth with you, w'ch I ame sorry to heare of, but howe to come to right with him I knowe no better way then to complaine unto Saddo Dono, the secretary, for by no meanes complayne not to Oen Dono the bungeo, for he will doe more with him for a bunch of radish & 3 fardles nuttes than you shalbe able w'ith a great matter.'と、日本人商人による不正があり、それに対して、佐渡殿すなわち本多正信へ訴える以外にはないだろうと述べている。

注目したいのは、本多正信を頼ろうとしている点にある。大御所家康と將軍秀忠とを結ぶ役割を担っていた人物ではあるが、商館長らの江戸参府などを除けば、イギリス商館とはほとんど関わっていない。にもかかわらず、正信への出訴が望まれた点である。秀忠付の幕閣としては言うまでもなく土井利勝の権勢が強く、外交関係にも関わっていた。それでもなぜ正信であったのかは検討の余地が残されている。なお、ここに出てくる'Oen Dono'すなわち大炊殿は、'Secretary'としての土井利勝ではなく、'Bungeo' 'Bongew'すなわち奉行としての松浦家臣である。

二、家康・秀忠代替頃の政治情勢

一六六六年二月二十五日（元和二年正月十九日）、コックスは本国の東インド会社・ジャワ島のバンタン・シヤムへほぼ同内容の書状を送っている。最も詳細な内容は東インド会社への書状となるが、会社への書状はいわば報告書ともいえるべき内容である。

付表 イギリス商館員の書状にみる日本の政治情報概略(1616年10月14日まで)

西暦／和暦	書状発給日 (和暦)	差出人 →受取人	日本関係情報(抄)	欧文 No	和文 No.
1614年 慶長19年	3月1日 (2月1日)	イートン(大坂) →ウィッカム(江戸)	大坂ではキリシタン禁制, 吉利支丹はいないという報告	28 E/3/1	14
	3月9日 (2月9日)	コックス(平戸) →ウィッカム(駿府→江戸)	家康死去の噂, 修道僧も同様のことをアダムズへ伝えている	30 E/3/1	16
	6月24日 (5月27日)	ウィッカム(江戸) →イートン(大坂)	秀忠が後陽成天皇を訪問……彼の娘(和子)と若き内裏(政仁親王)との結婚に関し	57 G/12/15	39
	10月27日 (10月5日)	イートン(大坂) →コックス(平戸)	大坂で火薬の需要が多くなっている	71 E/3/2	49
	10月30日 (10月8日)	イートン(大坂) →コックス(平戸)	大坂で火薬の需要が多くなっている	72 E/3/2	50
	11月25日 (11月5日)	コックス(平戸) →東インド会社	大坂の陣の噂, キリシト教禁制(イエズス会・僧・修道僧尼僧の追放)	75 E/3/2	51
	11月25日 (11月5日)	コックス(平戸) →アダムデントン(パタニ)	大坂の陣の噂, キリシト教禁制(イエズス会・僧・修道僧尼僧の追放)	77 E/3/2	52
	12月10日 (11月20日)	コックス(平戸) →アドバンチュアランス会社	大坂冬の陣報告	83 E/3/2	57
1615年 慶長20年 元和元年	6月27日 (6月12日)	ウィッカム(平戸) →イートン(大坂)	大坂陣後の日本人商人の不正を土井利勝ではなく本多正信へ出訴すべきこと	104 G/12/15	68
	10月13日 (9月1日)	ウィッカム(駿府) →ジョルデン(バンタン)	大坂落城, 秀頼逃亡の噂	115 G/12/15	76
	10月14日 (9月2日)	コックス(平戸) →ウィッカム(江戸)	南蛮人捕縛一件	123 E/3/3	79
	10月23日 (9月11日)	ウィッカム(江戸) →スミス(ロンドン?)	家康によるキリシト教禁制, 大坂夏の陣後の商売	125 G/12/15	82
	12月5日 (10月25日)	コッピンドール(平戸) →ロバートラーキン他(パタニ)	大坂落城	135 E/3/3	87
1616年 元和2年	2月20日 (正月14日)	イートン(大坂) →ウィッカム(平戸)	本多正信死去の噂	146 E/3/3	96
	2月25日 (正月19日)	コックス(平戸) →東インド会社(ロンドン)	大坂落城, 国松の刑死, 南蛮人捕縛一件・証人制度	149 E/3/3	98
	2月25日 (正月19日)	コックス(平戸) →ウェストビー(バンタン)	キリシト教禁制, 秀頼によるキリシト教保護の話	150 E/3/3	99
	2月25日 (正月19日)	コックス(平戸) →ゲールネイ(シャム)	家康と秀忠の上洛, 7年間の証人制度の実施	152 E/3/3	100
	3月30日 (2月23日)	コックス(平戸) →ウィッカム(上方)	家康の死去・福島正則死去の噂	153 E/3/4	101
	4月5日 (2月29日)	ウィッカム(京都) →コックス(平戸)	主権者の変更で特権反古になる可能性 ※家康の死去を意識する内容か?	154 G/12/15	102
	4月13日 (3月8日)	ウィッカム(京都) →コックス(平戸)	家康以外の消息なし, 秀頼情報	159 G/12/15	105
	5月22日 (4月17日)	ウィッカム(京都) →コックス(平戸)	家康死去の情報 ※家康死去の当日	164 G/12/15	109
	6月2日 (4月28日)	コックス(平戸) →イートン・ニールソン	イートン打擲事件にかかる問題	170 E/3/4	—
	6月4日 (4月30日)	コックス(平戸) →イートン・ニールソン	イートン打擲事件にかかる問題	171 E/3/4	—

西暦／和暦	書状発給日 (和暦)	差出人 →受取人	日本関係情報(抄)	欧文 No	和文 No.
1616年 元和2年	6月10日 (5月7日)	ウィッカム(京都) →コックス(平戸)	家康死去(確定), 新皇帝などの状況, 伊達政宗と松平忠輝改易問題	172 G/12/15	—
	6月22・23日 (5月19・20日)	コックス(平戸) →ウィッカム(上方)	家康の死去と埋葬の話	173 E/3/4	—
	7月12日 (6月9日)	コックス(平戸) →ウィッカム(上方)	家康死去にともなう特権の扱いについて	178 E/3/4	—
	7月14・16日 (6月11・13日)	ウィッカム(大坂) →コックス(平戸)	家康死去後の家臣団再編, 松平忠輝の処遇	181 G/12/15	—
	8月21日 (7月19日)	コックス(静岡) →ウィッカム(上方)	松平忠輝の処遇, 伊達政宗の処遇など	191 E/3/4	—
	8月27日 (7月25日)	ウィッカム(京都) →コックス(江戸)	松平忠輝の切腹	192 G/12/15	—
	9月19日 (8月19日)	ウィッカム(大坂) →コックス(江戸)	家康時代の特許切り換え問題 第1報 (平戸・長崎の交易制限)	201 G/12/15	—
	9月22日 (8月22日)	ウィッカム(大坂) →オスターウィック(平戸)	家康時代の特許切り換え問題 (平戸・長崎の交易制限)	208 G/12/15	—
	10月14日 (9月14日)	アダムス(江戸) →スペックス(平戸)	家康時代の特許切り換え問題 (平戸・長崎の交易制限) ※オランダ語	214 —	—

欧文出所: Anthony Farrington, *THE ENGLISH FACTORY IN JAPAN 1613-1623 VOLUME ONE*, London The British Library, 1991 出所では、上段に文書番号、下段にIORのBook No E/3/x またはG/12/15を記した。

和文出所: 『慶元イギリス書翰』(異国叢書 1929年) 出所は文書番号を記した。

この書状に記された国内情報は、大坂の陣の集結と国松の処刑、長崎で起こった南蛮人の捕縛に関する報告などである。イエズス会の年報と異なり、微に入り細にわたって説明されるものではなく、何が起こったかを淡々と報告している感が強い。

次いで一六一六年三月三十日(元和二年二月二十三日)には、家康が死去したとの情報が流された。家康死去の噂はそれより二ヶ月前の、一六一六年一月二十四日(元和元年十二月十六日)にも平戸に回っていたことが日記からわかる。コックスは「人々がどう受け止めるのかを試している」と評し、この噂を事実として理解していない。一六一六年二月八日(元和二年正月二十一日)、家康は駿河田中にて病に伏せており、そのような状況が家康死亡説として流布したものである。しかし国内での混乱は起こらず、秀頼生存説同様に、噂のレベルで留まっていた。

同年四月五日(二月二十九日)、取引をめぐる特権に関する記事が現れる。京都のウィッカムから平戸のコックスへの書状のなかに「特権を皇帝(家康)へ特権を要求し、商館の商品に対する勘定書を作る場合は特に、特権を(家康へ)要求する」としつつ、同時に「特権は、他の最上位に者が王や諸侯を任意に任免する権能を持った場合、忽ちに反故となつて塵になる」と記している。

これは「現在は家康が主権者として特権を付与する権能を有しているが、家康から他の誰かに権力が移った場合は、家康の与えた特権が反故とされる」と理解できる。代替によって過去の特権が失われることを指しているのである。ウィッカムのこの理解は決して誤りではない。かつて一六一三年にジョン・セーリスが駿府にて得た特権も、「主権者の交替」によって反故になる可能性があることは、

一六一六年秋に現実のものとなる。コックスはこの時まで、ウィツカムの発言を真摯に受けていなかったといえる。

特許の効力が有限である可能性が示唆されたことは、家康死亡説が流れるようになり、家康の健康状態が不安な状態にあり、死去が現実味を帯びてくると無関係ではなからう。

一六一六年五月二十二日（元和二年四月十七日）、京都のウィツカムから平戸のコックスへ、家康の死去が報じられた。もともと'Many report that the Emperer is dead, but the report from most of credit saye he is recovered and in resonabel good health. He hath bestowed great presents upon the chefe nobility whome he hath despatched very honorably for theyre conteny.'と、家康が死去したとの知らせがあるが、信頼できる者からは全快したとの知らせもあると記している。

続けて家康の形見分けの話などがあり、家康が側近である本多正純などを除いて謁見を許さず、家康は死去したのではないかと疑う者も少なくないと記す。最後は、家康の死去の発表は一年以上隠匿するという慣例があるためであるとする。この死去の隠匿は史実と異なるが、形見分けや一部の者のみの謁見は事実を伝えている。

この情報をウィツカムへもたらした人物は未詳だが、死去したか否かの情報は錯綜している。発信日が和暦四月十七日、すなわち家康の死去した当日（四月十七日巳刻）であることから、速報として伝わったものである。同日に複数の書状がウィツカムから各方面へ伝わっているが、家康の死去について触れたのはコックス宛のみである。

一六一六年六月十日（元和二年五月七日）、京都のウィツカムか

ら平戸のコックス宛の書状では、一日ズレがあるが、家康が死去した確定情報が掲載される。本多正純が將軍秀忠のもとに移り、後藤庄三郎が不正を働いた廉で將軍から不興を買ったことが記される。さらに松平忠輝と伊達政宗の件について触れている。大坂の陣の後、戦乱の噂は出ていないが、仮に戦乱が起これば、松平忠輝と、忠輝の舅である伊達政宗が不興を買っていることが原因となろうと伝える。

忠輝と政宗の結託については宣教師などの間でも話題になっており、特に慶長遣欧使節との関係でスペインとのつながりが示唆されている。¹⁰ コックス日記でも忠輝に関する記事は比較的多い。もともと、代替期における日記記載の政治情報、殊に大名の謀叛にかかる記事の多くは、その情報の真偽にかかわらず豊臣秀頼とつながるようなものが多い。先の秀頼生存説との関係は無視できない。大坂の陣が終わり、徳川政権が盤石にみえたとしても、家康の死去によって將軍秀忠による親政が必ずしも安定していないのである。

三 未訳書状にみられる日本の情勢

さて、イギリス商館員の書状のうち約三〇〇通が未訳であることは先述したが、ここで家康の死去からのものを数点とりあげ、そのなかでどのように記されているのかの概要を紹介しておきたい。

その前に、一六一六年二月二十五日付の本国東インド会社宛コックス書状について触れておきたい。

この二月二十五日の東インド会社に向けた書状であるが、気にな

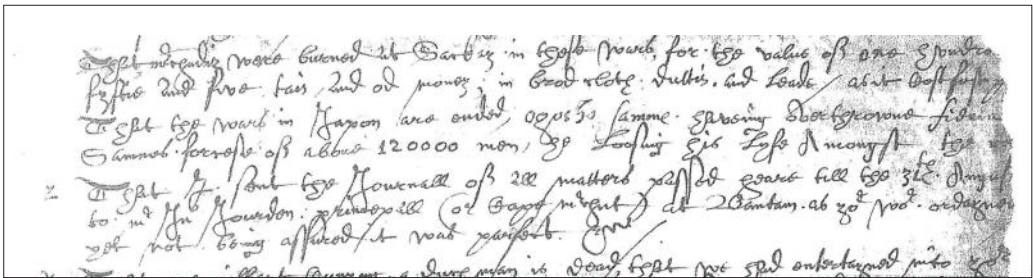


図 IOR E/3/3 No342 British Library

る点がある。東インド会社宛の書状は、翻刻された書状をもとに翻訳されている。

翻刻されたなかで比較的古いものは、一八九九年にロンドンで出版された、ウィリアム・フォスターによって編集された *LETTERS RECEIVED BY THE EAST INDIA COMPANY*

From the Servants in the East のシリーズである。そのなかの三四二号が当該文書に相当する。⁽¹⁾ その注釈文によれば、当該文書の破損が激しいため、四二四号文書に見られる一六一六・一六一七年一月のコックスによる複写と同じであるとして、そこから転載した形をとっている。

このパターンは以後も踏襲され、*THE ENGLISH FACTORY IN JAPAN 1613-1623 VOLUME ONE* においても、同文を掲載している。そこでは、現在翻刻されている書状は、British

Library 所蔵の India Office Record E/3/3 に収められていると記されている。

筆者が現地を訪問した際、IOR の現物を確認することができず、マイクロフィルムによる閲覧となったが、当該文書の一部は指摘されている通り破損が激しい状態で、数枚の料紙の約半分が欠損状態にあった。⁽²⁾ さらに料紙の錯綜が若干見られたようである。改めて原文と翻刻史料とを比較したところ、明らかに記述が異なっている箇所がある。つまり、複写された書状をもって破損書状の代わりとしているが、厳密に見れば異なった書状といえる。

本書状について、一八六四年刊の *Calendar of State Papers Colonial, East Indies, China and Japan, Volume 2, 1513-1616* (SP) で内容を確認してみると、SP の方が原史料に沿って抄出されている。たとえば、大坂の陣における軍勢数について、SP では *The wars in Japan ended, Ogusho Same having overthrown Fidaia Same's forces of above 120000 men who lost his life.*⁽³⁾ であり、書状原本でも明らかに「120000」の数字が見える（図参照）。なお現在の翻刻本では、*I know not whether it be corn to your Workshops knowledge the conclusion of these greate wars in Japon wherein Fidaia Samme, the sonne of Ticus Samme, lost his life, with the slaughter of above 100,000 men w^h en took his part.*⁽⁴⁾ となっており、もともと大筋では内容が異なっているわけではないため、状況把握には支障が出るわけではないが、今後は本来あるべき書状を翻刻する必要がある。

またコックスが本国へ伝えた内容のなかには虚偽報告も見られる。一六一五年、長崎でイギリス商館と関連の深いスペイン人らが

ポルトガル人の船長に捕縛・監禁される事件が起こった。⁽¹⁴⁾ 監禁されたダミアン・マリネスとフアン・デ・リエバナの両名について、アダムスを通じて家康からの上意によって両名が解放された事件である。

マリネスが帰還した時（二六一五年十一月三十日）、ポルトガル船長が両名へ死刑宣告した旨が伝えられていた。しかし、コックスは東インド会社へは両名が助かったと書いていない。両名は処刑され、ポルトガル人が処刑となった旨を長谷川権六などへ通達したとする文書を同封したと書状に記している。コックスは長谷川権六をポルトガルの味方と見なしていた。スペイン・ポルトガルが敵国であるため、コックスは彼らの非道を伝えようとしたのである。

さて、IORの Original Correspondence に収められる未翻訳書状について、本来であれば全訳をめざすべきではあるが、まずは日本にかかる情報を一部であっても随時提示しておくほうがよいだろうと考えた次第である。当該箇所についても逐語訳するのがあるべき姿勢であるが、ここでは大意のみ記している。

① 一六一六年六月二十二・二十三日（元和二年五月十九・二十日）

コックス（平戸）→ウィックカム（上方）

The king of this place arrived 5 or 6 daies past and the generall report is the Emperour is dead & openly buried in sight of all the tons before they returned.

（大意）

皇帝（家康）が死去したとの知らせがあり、そして埋葬された。

② 一六一六年七月十二日（元和二年六月九日）

コックス（平戸）→ウィックカム（上方）

I have had much adow heare wth the tono of this place, he geveing me warnyng I should sell no goodes till he heard answer from the new Emperour, unto whome he wrote of the arrivall of our ship & what lading she brings. I answerd hym I had priviledg from the ould Emperour to sell at all tymes when any ship arrived, without sending up to the Emperour. But he replied that the ould Emperour was dead & therefore willed me to geve hym a writing under my hand yf I would make use of ould privelegis before I had spoken to the new Emperour & renewed them, & then bad me sell yf I would. But I thought it not good to geve any such writing, but rather promised to stay till he heard answer from the Emperour, and therefore have secretly sould these goods to the Spaniards, telling our jurebasso I would not deliver them till I came to Ozekay or Miaco.

（大意）

新皇帝（秀忠）からの回答があるまで商売ができないとのことについて、コックスは旧皇帝（家康）から特権を得ているので着船次第いつでも売買できたと言った。しかし相手は旧皇帝が死去していると答えたので、コックスは新皇帝に対して特許状更新前に以前の特許を利用するならば手紙を書くと言った。そのような文章は好ましくないといい、皇帝（秀忠）からの回答が届くまで現地に留まると約束した。

③一六一六年七月十四・十六日 (元和二年六月十一・十三日)

ウィツカム (大坂) → コックス (平戸)

Heare is liell newse towred. They saye that the tonos repayre to Edoe for some espetial buisnes appoynted per Shonga Sama & his cowncell within 3 or 4 months. In the meanwhile Shonga Sama hath taken all his father's souldiers of Surungava & other places & will enforce them to serve him as they did his father, & hath called them all to Edoe, wheare they have greatly augmented the cittle, wch is & will be within this 12 months twice as bige as it was the last yeare. Cassa Sama hath almost all his land taken from him & in the rowme of 48 mangoques hath left betwene 2 & 3 mangoques for him to knawe upon. Shonga Sama being much displeased with him: soe that if any wares begin, it will be in the north or east parts.

(大意)

小さい情報だが、彼ら(商館員)は、殿(大名)が將軍様(秀忠)と彼の顧問によつて任命されたいくつかの特別な事業のために三、四ヶ月は江戸に留まるとのこと。將軍様は駿河(駿府)と他所の彼の父(家康)の全武士を連れ、彼らが彼の父(家康)と同じように彼(秀忠)に仕官するように武士を強制して、全員を江戸へ呼び寄せた。一年以内に昨年と同じくらいの規模となる。カルサ様(松平忠輝)がほぼ全領知を失い、四八万石のうちで二、三万石のみ与えられた。將軍様は彼に大きな不満を持ち、もし何かが始まるとすれば、それは北か東の地域になる。

④一六一六年八月二十一日 (元和二年七月十九日)

コックス(静岡) → ウィツカム(上方)

This day som two howers before night we arived at this place, haveing had a toylsom journey by meanes of the raynie wether, as also by occation of meeting Calsa Samme one the way, so that we could get no horses, wch made our voyag a day longer then otherwais yt would have byn. I am enformed that the ould Emperor left order that Calsa Samme should not be put to death but confined into a pagod called Coye. I wth certen others wth hym, for the space of 10 yeares. And yf in the end the Emperour that now is fownd hym & the rest conformable, that then he should use his discretion. Yet others in the way as we passed along were of another opinion, viz. that at their arrivall all should cut their belles &c. Jno Yossen passed by this place 3 daies past & is g'on for Edo. And, as our host tells us, Masamoneda Dono hath geven the shipp w'ch is to goe for New Spaine unto Shongo Dono, sonne unto the Admerrall of the Sea, whome I make accompt you know, he being a frend of ours. But as yet they have no passe to goe. Som reported unto us in the way that the Emperour was providing forresse to goe against Massamoneda Dono, but our host Stibio sayeth their is no such matter &c.

(大意)

二日前に到着したが、雨天と道でカルサ様(忠輝)に会い、馬がいなくなったので移動できなかった。旧皇帝(家康)がカルサ様(忠輝)を死刑にせず、高野山へ幽閉するよう命じたと聞いている。最

終的には、彼（忠輝）と残りの者が（秀忠）に従順になることを皇帝（秀忠）が知ったならば、それに従うべき（こと）である。しかし、私たちが通りかかったところの人々の意見は異なり、彼らは切腹すべきだという。この場所を通り過ぎたヤン・ヨーステンは江戸に向かい、宿主が言うようにマサモネダ・ドノ（伊達政宗）は、ニュースペインを船手頭（向井）に船に与えた。彼は私たちの友人である。しかし、まだ彼らは行く許可が出ていない。皇帝（秀忠）がマサモネダ・ドノ（伊達政宗）に対抗するための兵力を供出しているの知らせもある。宿主のステイビオはその問題はないと言う。

⑤ 一六一六年八月二十七日（元和二年七月二十五日）

ウィツカム（京都）↓ロックス（江戸）

Thus, not having any other newes to wright of but that Calsa Sama, being comanded to cutt his bely, is fled into some hould or castell in the north so that it is thought that there will ensue wares betwene the Emperor & the northeren tonos.

（大意）

他に何のニュースもないが、カルサ様（松平忠輝）は切腹するよう命ぜられ、北方の船倉か城に逃げ、皇帝（秀忠）と北のトノ（東北大名）との間に警戒が続くと考えられる。

⑥ 一六一六年九月十九日（元和二年八月十九日）

ウィツカム（大坂）↓ロックス（江戸）

This present morning I r'cd lrs from my host of Meaco whom, together with our hostes of Osacay and Sacay, he at this present

advised alsoe that 2 days past it was generally published in Meaco by Inga Doro that no m'chant nor citizen shall buy any of our goodes there in Meaco upon payne of incurring the rigour of contrarieng that comande. Alsoe our host writeth that he in p'ticuler was advised the same time that upon payne of his life he should not sell any of our goodes to any man. This unlooked for newes hath not a little hindered our proceedinges & will quite overthrowe our trade in this cuntry yf the liberty w'ch the ould Emperor gave us be not againe by his sonne Xongo Sama renewed, that is, to sell our goodes in any place of his dominions without embargo or favor. Wherefore this present day I have sent to call a man of Capt' Adams' expresly from Sacay to carry these, with other lrs sent per myself & others from Firando & Meaco, but especially to give you knowledge of this busines, wherein wholly dependeth the hope of this cuntry. For it seemeth the order is given out by the Emperour that all strangers generally shall remayne & sell theyre goodes in those port townes & places where theyr shipping ariveth & remayneth, according to the former customes limyted to the Spa' & Portugalls, w'ch are not allowed factorys in any place but Nangasag'. Therefore yf this our former liberty, viz. to sell our goodes in Meaco, Sacay &c, be not alreedy by you p'cured, in my simple judgment it wilbe most necessary that although you be uppon the way hitherwardes that both you & Capt' Adams retorne to p'cure & confirme the same or this busines before you come backe, w'ch yf fully it cannot be

granted, yet to p'cure the liberty to make sales of such goodes
as are come this yeare eyther in Meaco, Sacay or elsewhere for
the more speedy & better dispatching of our English shipping
nowe arived: w'ch yf neyther can be granted, the Hon'ble Compa'
theyre incouragements & hopes of these p'tes are frustrate &
ourselves reape not a little discredit of our times spent in this
cuntry when we have used our best indeavours & all we can for
theyre goodes.

(大意)

今朝、京都の宿主からの書状を受け取った。そこで大坂と堺の宿主
とともに二日前にイガ殿(板倉勝重)から京都で民衆へ命令が出た
と伝えられた。商人も町衆も都で私たちの商品を買わないようにと
厳しく達せられた。また、宿主も私たちの商品売却を禁じられた。
この見逃していた情報は、私たちの商売を妨害し、旧皇帝(家康)
が私たちに与えた自由(交易を認めた特許状)が彼の息子のシヨ
ンゴ様(将軍様≡秀忠)によって更新されなければ、日本での交易が
できなくなる。堺からウイリアム・アダムスへ連絡し、他の手紙を
平戸と京から手紙を送り、特にこの交易での情報を(コックスへ)
伝えるために送った。スペインとポルトガル人に対して限定された
以前の慣例に従い、長崎などに限定して商売するよう皇帝(秀忠)
から出されたもよう。京や堺などで商売するならば、コックスとア
ダムスの両名で(内容の)回復を求めて江戸へ戻られたい。こちら
では今年の京と堺、その他の場所での商売ができるようになって早く
確実に輸送できるようになった。日本(大坂?)で過した期間に
ついて少々不満もある。

(備考)

なお、この書状は九月三十日夜、アダムズの使者を通じて大坂の
ウィッカムから江戸から平戸への帰路、浦賀へ立ち寄ったコックス
に手渡され、コックスは事態を知り慌てて江戸へ引き返す。

⑦一六一六年九月二十二日(元和二年八月二十二日)

ウィッカム(大坂)→オスターウィック(平戸)

(備考)

内容は⑥と同じで、⑥がコックス自身へ送られたのに対し、この書
状は平戸にいる商館員へ事態の状況を伝えたものである。

⑧一六一六年十月十四日(元和二年九月十四日)

アダムス(江戸)→スベックス(平戸)

※原文オランダ語。翻刻史料での英文翻訳を記す。

Four days after, when travelling back to Meaco, there came a
messenger express with letters from the emperor, that at Meaco,
Osacca and Saccay it had been prohibited for any foreign nation
to trade, only at Firando and Nangasaki. On hearing this strange
news the Captain sent for a bose to read the goshuin, which
stated that we were allowed to trade at Nangasaki only. So the
Captain returned back to Edo, we being much afraid lest it should
prove all labour lost. They have so much to do with the changing
of many lords of the country and other ruling and other matters,
that I was not able to speak with the bongews, much less with the
emperor, the change in all things being too great.

(大意)

四日後、京へ戻ると、皇帝(秀忠)からの手紙が書かれた急便があった。京・大坂・堺においては外国との交易が禁止され、平戸と長崎だけ(交易が認められ)であった。この奇妙な情報を聴き、キャプテン(コックス)は私たちが長崎だけで取引が許可されていることを記している御朱印を読むため、坊主を派遣した。それでコックスは江戸に戻っていった。私たちが怖れているのは、そのことが(商館の)業務が失われたことを証明するのではないかということである。彼らは日本にいる多くの領主の転封やその他の決まり事、その他の事情と密接に関わっていて、私はボンギウ(奉行)ここでは外交担当幕閣か)、ましてや皇帝(秀忠)と話すことができず、あらゆる点で変更箇所が多すぎました。

以上八点(実質七点)のみであり、内容としてはコックスの日記によつて補うことのできるものであるが、書状としてはほとんど利用されていないことを鑑みて大意を付した。特に特許状の件では秀忠による交易制限が出されたことをコックス一行が大坂からの書状で知ったことになる。

江戸ではすでに新たな朱印状を授けられていた。しかし、登城していたアダムズなどのコックスの一行は土井利勝や本多正純からその内容を江戸城で伝えられていなかったのである。急ぎ江戸へ戻り、土井利勝や本多正純へ取次を願い出るも、居留守などによつて面会がなかなか叶わなかった。京から江戸へ下向していた板倉勝重と十月七日に面会が叶い、そこで勝重から直接事情を知ることとなったのである。その後、訪問する先々で、時代が変わったためこれまで

通りにはならないことを勝重や正純から伝えられることになるのである。

おわりに

本稿では、イギリス商館員の書状を通じて、日本の状況をどのように見ていたのかを紹介した。イエズス会の年報と異なり、政治状況を詳述することはないが、一六一六年の代替の頃から徐々に政治状況について意識していることが窺える。

ここでは一六一六年の朱印状交換の時までの書状、そのなかでも日本に関する記事の部分のみの紹介にとどまった。これは著者の力不足以外なものでもない。一六一七年の東インド会社へ書状には、江戸へ向かう途上での状況も書かれている。それらを含めて一六一七年以降の日本の政治や社会情報について今後、続けて紹介していく予定である。

注

(1) 本稿における西暦表記は当時のイギリスにおける表記にしたいが、ユリウス暦とする。

(2) Anthony Farrington, ed, *THE ENGLISH FACTORY IN JAPAN 1613-1623 VOLUME ONE TWO*, London: The British Library, 1991, に四〇〇点ほど収められ、これが現在確認できるイギリス商館員らの日本にかかる書状のほぼ全点である。『慶元イギリス書翰』(異国叢書)ではそのうち一一〇点の書状が翻訳されているが、一六一六年六月二十日付書状で終わっており、残りの三〇〇点近くはほとんど翻訳されていないのが現状である。

(3) 拙稿(二〇一二年三月)「一七世紀イギリス人の見た日本―幕府政

- 治に関わる噂話―(『生活文化史』第六一号、同(二〇一五年三月)「江戸時代初期における領主権力と「長崎奉行」の覚書―イギリス商館長日記を中心に―」(『日本大学通信教育部紀要』第二八号)、同(二〇一七年九月)「一七世紀、ヨーロッパ人の徳川家康・秀忠理解について―イギリス商館員の記述を中心に―」(『史叢』第九七号)、同(二〇一八年三月)「イギリス商館長リチャード・コックスと領主権力―一六一五年のスペイン人・イタリア人囚禁事件をめぐる―」(『日本大学通信教育部研究紀要』第三一号)など。
- (4) 『慶元イギリス書翰』所収「一六一一年十月二十二日書状から一六一六年六月十日書状を中心にする」。

(5) *THE ENGLISH FACTORY IN JAPAN 1613-1623 VOLUME ONE*。ならびに『慶元イギリス書翰』。なお、本稿における欧文ならびに和文史料の出所はすべて同書による。本稿付表に文書番号参照のこと。

- (6) フレデリック・クレインス氏は、一六一五年二月二十八日(慶長二十年二月一日)付の商館員エルベルト・ワウテルセンの書状から、再び戦乱が起こるといふ噂話が拡がっていたことを徳川方が堰き止めた川を、豊臣方が「一二月か月後にふたたび開く」といふ噂が広がっていたことを紹介した。さらにその二ヶ月後にあたる一六一五年五月一日(慶長二十年四月四日)付のワウテルセン書状から、武将たちが(冬の陣における功績を前提に)秀頼の保護を受けるために大坂へ向かっていったため、家康が彼等を退去させるように秀頼に伝えたこと、それが実現されない場合は攻める考えを家康が持つており、再び戦争になることを多数の人が話していると紹介している(フレデリック・クレインス(二〇一九年九月)「大坂の陣の講和は、家康の陰謀だったのか?」講談社現代新書 Web 寄稿文。https://gendai.ismedia.jp/articles/-/57477 二〇二〇年十二月十五日閲覧)。

(7) 江戸前期以降の参勤交代の場合、平戸から佐世保方面へ上陸して陸路で進むが、平戸・大坂間の交通路として水路を使った場合、大坂近辺で乗船して、瀬戸内海(牛窓・高崎・上関・下関などに)を経由して、一週間から十日程度で平戸に入る。オランダ人やイギリス人の渡航経路を例にすると、一六〇九年オランダ人ニコラス・ポイクの場合、往路で七月二十七日から八月八日、復路で九月二日から九月十三日である。一六一三年イギリス人ジョン・セーリスの場合

は、往路で八月二十日から八月二十七日、復路で十一月二四日頃から十一月六日である。一六一六年イギリス人リチャード・コックスの場合は、往路で七月三十日から八月四日、復路は十一月二十五日から十二月三日となっている。

- (8) 日本関係海外史料『イギリス商館長日記』訳文編上(東京大学出版会)。日記関係の典拠は全て本書による。

(9) 拙稿前掲「一七世紀イギリス人の見た日本―幕府政治に関わる噂話―」では、西日本において秀頼の生存を望む者たちが噂を流すのではないかと推測した。一方、クレメンス前掲「大坂の陣の講和は、家康の陰謀だったのか?」で指摘されるように、冬の陣終了後、再び合戦に向かうような動きを見せて大坂の社会を乱したのはむしろ豊臣方であったとする。いずれにせよ、秀頼の生存説が流布する理由を検討する余地は残されている。

- (10) 平川新(二〇一〇年三月)「スペインの対日戦略と家康・政宗の外交」(『国史談話会雑誌』五〇)、平川新(二〇一一年三月)「政宗謀反の噂と徳川家康」(『東北文化研究室紀要』五二)などに、国内外における伊達政宗謀反の噂話の発生について触れている。なお拙稿前掲「一七世紀イギリス人の見た日本―幕府政治に関わる噂話―」参照。

- (11) William Foster ed. *LETTERS RECEIVED BY THE EAST INDIA COMPANY From the Servants in the East* Vol.4, London 1900, p.43

- (12) East India Company Original Correspondence IOR E/3/3 ff147-162 British Library

- (13) とはいえ、本来あるべき書状とは別であることは否めないため、IOR E/3/3 は欠損が多い状態のまま翻刻する必要がある。

- (14) 拙稿前掲「イギリス商館長リチャード・コックスと領主権力―一六一五年のスペイン人・イタリア人囚禁事件をめぐる―」。

Ulysses (1922) 第14挿話“Oxen of the Sun”における終結文体について —“progression”、“development”、“evolution”を出発点として—

猪 野 恵 也

はじめに

Ulysses (1922) 第14挿話“Oxen of the Sun”は、周知の通り、英文学史のおよそ900年にわたる様々な作家によるそれぞれの文体を模倣した挿話である。前英語(pre-English)の文体の模倣から始まり、John Bunyan (1628-88)、John Ruskin (1819-1900)などの文体の模倣をやっと経て、“a frightful jumble of pidgin English, nigger English, Cockney, Irish, Bowery slang and broken doggerel”で終わっている。⁽¹⁾ この終結文体を私なりに言い換えれば「周辺的とされている英語やその他の言語の断片のごたまぜ」である。プロテウスのように変化する“Oxen of the Sun”中の各文体の連続を“progression”、“development”、“evolution”という価値観を基に考察することが果たして妥当なのか疑わしい。例えば、Charles Lamb (1775-1834)の文体は「悪い」、Walter Pater (1839-94)のそれは「良い」という判断は無意味である。各文体には“Oxen of the Sun”における存在理由なり役割があるはずである。“Oxen of the Sun”全体を視野に入れ、それぞれの文体を検討することは困難な仕事であるので、終結文体(1440行目から最終行(1591行目))までに焦点を当てる。まず終結文体を実際に少し考察する。次に終結文体における語り手像を検討し、そして“Oxen of the Sun”における終結文体の役割について考えてみたい。

1. “Oxen of the Sun”における物語(出来事)

「はじめに」で述べたように“Oxen of the Sun”では文体が次々と変化するので実際に何が起っているのか掴みにくい。そこでまず、Harry Blamiresのガイドを参考にして“Oxen of the Sun”の物語(出来事)の骨組みを確認しておく。⁽²⁾ 時は1904年6月16日の午後10時、場所はDublinのHolles StreetにあるNational Maternity Hospitalである。

Leopold Bloomは産科病院を訪れる。3日間陣痛で苦しむMrs Purefoyを思いやる気持から彼女の見舞いに來たのである。Nurse CallanがBloomを出迎え、医者Dixonがやって来て、談話室で盛り上がっている酒宴に誘う。Bloomも加わり、酒宴のメンバーはDixon、Lynch、Madden、Lenahan、Crotthers、Punch Costello、

Stephen Deadalus で、まもなく Buck Mulligan も合流する。

皆は酒を飲みながら、馬鹿騒ぎをしている。肴としての話題は主に出産や誕生にまつわる猥談である。出産の際母親の命と赤ん坊の命、どちらかの命が危険な場合、どちらを優先させるのか。皆は母親の命を救うことに同意する。Stephen は、避妊に反対するカトリックの見解は人間の本能に対するののしりだと述べる。⁽³⁾ また、堕胎を禁止するカトリックの教えにも言及する。⁽⁴⁾

宴会の最中、Bloom は内心 Mrs Purefoy の陣痛の苦しみに同情し、誕生後 11 日で死んだ息子 Rudy のこと、Rudy が埋葬される際、妻の Molly が子羊の毛で編んでやったチョッキを思い出す。Bloom は息子 Rudy の喪失感から父親のような気持ちを、時間と才能を浪費している Stephen に向ける。Punch Costello がみだらな歌を歌い出すが、Nurse Quigley がやって来て自制を促す。Stephen が姦通を話題にすると雷が鳴り、神が冒涇の言葉に怒ったと取り、本気で雷鳴を怖がる。⁽⁵⁾ Bloom は雷鳴なんて自然現象にすぎないと Stephen を落ち着かせる。だが、Stephen はカトリックの信仰をすでに捨てており、救いとしての天国が彼には存在しないので不可避で救いなき死を恐れている。その間雷鳴とともに雨が降る。Mulligan は産科病院に行く途中 Mullingar から来た Alec Bannon (Leopold Bloom の娘 Milly Bloom と交際中) に出会い、共に産科病院へ向かい、到着する。宴会に加わると、早速、Mulligan は Lambay Island に “Omphalos” (14.685) という “a national fertilizing farm” (14.684-5) を開き、すべての女性を受け入れ、みずからは受胎者の役割を果たすつもりだという。Mulligan は相変わらず冗談めいた猥談を展開する。

Bannon から Milly との交際について聞くと Crotthers は彼に酒を一杯ついでやる。現在、Milly は Mullingar の写真屋で見習いをしている。Bannon は Milly の写真を見せ、彼女を称賛する歌を歌う。Bannon は避妊具としてコンドームを好み、Lynch はペッサリーを好むという。Nurse Callan がやって来て Dixon に耳打ちをする。彼女の耳打ちを聞いて Dixon は談話室から出る。Mrs Purefoy の出産が無事終わったのである。Bloom は若者たちの猥談に嫌気がさしていたけれども、Mrs Purefoy の無事出産の知らせを聞くとほっとする。皆は出産時の女性の痛みや苦しみを男性のせいにする。ここで、語りにおいて、Bloom には猥談をしている連中を批判する権利はあるのかと問われている。Bloom は Rudy の夭折を気に病んでしまい、それ以来 Molly と 10 年以上性交渉をしておらず⁽⁶⁾、雇っていた女中を誘惑しようとしたり、Sandymount で自慰行為をしたばかりだからである (第 13 挿話 “Nausicaa”)。Bloom は、一見まじめくさってはいるが偽善的なモラリストだと糾弾される。

Bloom 以外の連中が Mrs Purefoy の出産の知らせを聞くと、人工授精、閉経期の子宮の衰え、強姦による妊娠、さらには女性と動物の性交渉というとんでもないことを話題にする。やがて Haines がやって来て宴会に加わる。ここで宴会のメンバーの

数は都合 11 人となる。その間 Bloom はほんやりと物思いに耽り、Bass のビールの赤い三角形のラベルを見る。娼婦 Bridie Kelly と一夜を過ごしたこと、そして、空想の中の Martha Clifford と Milly のダイヤモンド飾りのパールが、おうし座の額の三角形のルビーに変化する。もちろんこれはビールのラベルが Bloom の空想の中で変化したものである。

話題は Gold Cup race に移り、Lenehan は本命馬 Sceptre がダークホースの Throwaway に抜かれてしまったとこぼす。Lynch は恋人 Kitty と屋外でセックスをした後、Father Conmee にばったり会くわしたことを話す（第 10 挿話 “Wandering Rocks”）。Bloom はまだ物思いに耽っているが、ある 5 月の夕方、Roundtown の bowling green で 4 歳か 5 歳の Stephen に会ったことを思い出す。再び雷が光り、雷鳴が響くと座は一瞬静まる。そして、Stephen は “Burke’s!” (14.1391) と言い出す。皆は Stephen の後に続いて産科病院を出る。Stephen を心配する Bloom もついて行く。Bloom は産科病院を後にする際、Nurse Callan に Mrs Purefoy によろしく伝えておいてほしいと頼み、ところで余計なことだが、Nurse Callan の赤ちゃんはいつなのかと彼女に囁く (“Madam, when comes the storkbird for thee?” (14.1405-6))。

Burke’s に着くと皆は、早速、whiskey を 2 杯、Bass を 5 本、Ginger cordial、Guinness を 2 杯を注文し、酒を飲みながら相変わらず大騒ぎをする。Dixon は Molly のことを話し、一方、Mulligan は第 1 挿話 “Telemachus” で言っていたように、Stephen が自分を堕落させるのではないかと叔母が心配していると話す。大騒ぎの様子は断片的に表白されているので物語の内容はあまりはっきりしないが、Bannon と Milly、Lynch と Kitty、Gold Cup race のことが再び話題となっている。Stephen は皆にアブサンをおごったが、Bloom はワインを飲む。大騒ぎのどさくさの中、Bannon は Milly の父親が Bloom だと気がついたのでその場からそっと去る。酒場の主人が時間なので店を閉めると言う、ボブリンを飲んでいる mackintosh を着た男が言及される。彼の正体は結局分からずじまいである。皆が Burke’s を出るとメンバーの数は 12 人となった。これは Bantam Lyons が加わったからである。そして Stephen と Lynch の二人だけは皆と別れて、夜の街すなわち Monto へ繰り出す。

2. 終結文体の一考察

1920 年 3 月 20 日付 Frank Budgen 宛の書簡にて Joyce は “Oxen of the Sun” の構想を述べている。この書簡は内容と技巧について、特に技巧の特徴、そして Bloom、National Maternity Hospital、Stephen にあてがわれた役割等手際のよい要約となっている。やや長いが引用しておく。

Am working hard at *Oxen of the Sun*, the idea being the crime committed against fecundity by sterilizing the act of coition. Scene, lying-in hospital. Technique : a nineparted episode without divisions introduced by a Sallustian-Tacitean prelude (the unfertilized ovum), then by way of earliest English alliterative and monosyllabic and Anglo-Saxon ('Before born the babe had bliss. Within the womb he won worship.' 'Bloom dull dreamy heard: in held hat stony staring') then by way of Mandeville ('there came forth a scholar of medicine that men clepen etc') then Malory's *Morte d'Arthur* ('but that franklin Lenehan was prompt ever to pour them so that at the least way mirth should not lack'), then the Elizabethan chronicle style ('about that present time young Stephen filled all cups'), then a passage solemn, as of Milton, Taylor, Hooker, followed by a choppy Latin-gossipy bit, style of Burton-Browne, then a passage Bunyanesque ('the reason was that in the way he fell in with a certain whore whose name she said is Bird in the hand') after a diarystyle bit Pepys-Evelyn ('Bloom sitting snug with a party of wags, among them Dixon jun., Ja. Lynch, Doc. Madden and Stephen D. for a languor he had before and was now better, he having dreamed tonight a strange fancy and Mistress Purefoy there to be delivered, poor body two days past her time and the midwives hard put to it, God send her quick issue') and so on through Defoe-Swift and Steele-Addison-Sterne and Landor-Pater-Newman until it ends in a frightful jumble of Pidgin English, nigger English, Cockney, Irish, Bowery slang and broken doggerel. This progression is also linked back at each part subtly with some foregoing episode of the day and, besides this, with the natural stages of development in the embryo and the periods of faunal evolution in general. The double-thudding Anglo-Saxon motive recurs from time to time ('Loth to move from Home's house') to give the sense of the hoofs of oxen. Bloom is the spermatozoon, the hospital the womb, the nurse the ovum, Stephen the embryo.⁽⁷⁾ (下線は筆者による)

この書簡は“Oxen of the Sun”の構造をおおむね教えてくれる。だが、Bloomが「精子」、産科病院が「子宮」、看護婦が「卵子」、Stephenが「胎児」とあり、この象徴をどのように取ったらよいのか、また“Oxen of the Sun”の解釈を試みる際どのように援用してよいのか迷ってしまうところもある。

下線部分の“This progression”以下を普通に読むならば、“progression”は“Oxen of the Sun”における文体の「進歩」、「development」は「胎児」の「発育」、そして“evolution”は「動物相」の「進化」となる。“progression”、“development”、“evolution”、

いずれの言葉の選択に関して、文脈に照らせば、Joyce の言葉選びは間違っていない。だがもう少し突っ込んで、“progression”、“development”、“evolution” はそれぞれ “Oxen of the Sun” の文体の変化と結びつく語であると考えられる。それぞれの語と “Oxen of the Sun” の文体の変化と絡めて考えてみると、各文体は時の経過とともにより良いものになっていくという意味合いがあると読めてしまう。⁽⁸⁾ 第2挿話 “Nestor” で Mr Deasy の言う、“All human history moves towards one great goal, the manifestation of God.” (2379-381) を想起してしまうのである。

“Oxen of the Sun” のそれぞれの文体について、具体的にどの作家の文体を模倣しているのか、作品名までもある程度特定することができる。終結文体の直前の文体は Thomas Carlyle (1795-1881) の模倣である (1391 行から 1439 行)。⁽⁹⁾ では、終結文体が文体の最高峰で、二番目が Carlyle ということになるのだろうか。そうではない。Carlyle の前は John Ruskin (1819-1900) の文体模倣 (1379 行から 1390 行)、Ruskin の前は Walter Pater (1839-94) の文体模倣となっている (1356 行から 1378 行)。⁽¹⁰⁾ 後世の文体がそれ以前の文体を凌駕し、すぐれているということならば、単純に言えば、Carlyle の文体模倣は Pater 以前に登場しなければならないからである。時系列で文体が並べられていないのは各作家の文体に優劣をつけられないからであり、当たり前といえれば至極当たり前のことである。⁽¹¹⁾

前述の通り、終結文体において起っていることは明確ではない。だが、12 人の連中が産科病院を出て、馬鹿騒ぎをしながら Burke's にたどり着き、Burke's でも大騒ぎをし、そこから Stephen と Lynch が Monto に行くまでがおおよその出来事である。酒飲み連中の馬鹿騒ぎなので皆が言いたいことを勝手に同時に喋り、誰が誰に向かって何を喋っているのか、大騒ぎの勢いの詳細ははっきりとわからない。実際、この様子の描写はどうなっているのか、終結文体を拙くてもその一部を考察してみたい。

終結文体は “a frightful jumble of Pidgin English, nigger English, Cockney, Irish, Bowery slang and broken doggerel” であり、Joyce のこの分類を念頭に置いて終結文体の第二段落までを少し考察したい。

All off for a buster, armstrong, hollering down the street. Bonafides. Where you slep las nigh? Timothy of the battered naggin. Like ole Billyo. Any brol-lies or gumboots in the fambly? Where the Henry Nevil's sawbones and ole clo? Sorra one o' me knows. Hurrah there, Dix! Forward to the ribbon counter. Where's Punch? All serene. Jay, look at the drunken minister coming out of the maternity hospal! *Benedicat vos omnipotens Deus, Pater et Filius*. A make, mister. The Denzille lane boys. Hell, blast ye! Scoot. Righto, Isaacs, shove em out of the bleeding limelight. You join uz, dear sir? No hentrusion in life. Lou

heap good man. Allee samee dis bunch. *En avant, mes enfants!* Fire away number one on the gun. Burke's! Burke's! Thence they advanced five parasangs. Slattery's mounted foot. Where's that bleeding awfur? Parson Steve, apostates' creed! No, no, Mulligan! Abaft there! Shove ahead. Keep a watch on the clock. Chuckingout time. Mullee! What's on you? *Ma mère m'a mariée*. British Beatitudes! *Retamplatan digidi boumboum*. Ayes have it. To be printed and bound at the Druiddrum press by two designing females. Calf covers of pissedon green. Last word in art shades. Most beautiful book come out of Ireland my time. *Silentium!* Get a spurt on. Tention. Proceed to nearest canteen and there annex liquor stores. March! Tramp, tramp, tramp, the boys are (atitudes!) parching. Beer, beef, business, bibles, bulldogs battleships, buggery and bishops. Whether on the scaffold high. Beer, beef, trample the bibles. When for Irelandear. Trample the trampellers. Thunderation! Keep the durned millingtary step. We fall. Bishops boosebox. Halt! Heave to. Rugger. Scrum in. No touch kicking. Wow, my tootsies! You hurt? Most amazingly sorry! (14.1440-64)

“buster” は俗語で a spree の意味⁽¹²⁾、“armstrong” は一時的な複合語、“holler” は口語で to shout の意味である。⁽¹³⁾ ここまでの一文は語りと見なしたい。以下は騒がしい様子であるが、誰が誰に向かって話しているのかははっきりしない。“Where you slep las nigh?”は Where did you sleep last night? がくずれた英語である。“Timothy” は俗語で A brew, or a jorum, of liquor の意味である。⁽¹⁴⁾ “Like ole Billyo” の “ole” は old がくずれた形であり、with great vigour or speed の意味である。⁽¹⁵⁾ “sawbones” は surgeon の俗語であり⁽¹⁶⁾、“clo” は clothes の Cockney である。⁽¹⁷⁾ “Sorra” は Hiberno-English で not one の意味であり、“Sorra one o’ me knows.” は One of us doesn’t know. の意味として取りたい。⁽¹⁸⁾ “make” は a halfpenny の意味でスコットランドやダブリンで使われる。⁽¹⁹⁾ “The Denzibille lane boys.” は Invincibles を表す Dublin slang である。⁽²⁰⁾ “Allee samee” は Pidgin English で All the same の意味である。⁽²¹⁾ “*Ma mère m’a mariée*” はフランス語の卑猥な歌の歌い出しである。⁽²²⁾ “buggery” は sodomy の意味である。⁽²³⁾ この段落の中に俗語、複合語、口語、Cockney、Hiberno-English、スコットランド・アイルランド方言、Dublin slang、Pidgin English、フランス語の “broken doggerel” を見出すことができる。

Query. Who’s astanding this here do? Proud possessor of damnall. Declare misery. Bet to the ropes. Me nantee saltee. Not a red at me this week gone. Yours? Mead of our fathers for the *Üermensch*. Dittoh. Five number ones. You,

sir? Ginger cordial. Chase me, the cabby's caudle. Stimulate the caloric. Winding of his ticker. Stopped short never to go again when the old. Absinthe for me, savvy? *Caramba!* Have an eggnog or a prairie oyster. Enemy? Avuncular's got my timepiece. Ten to. Obligated awful. Don't mention it. Got a pectoral trauma, eh, Dix? Pos fact. Got bet be a boumblebee whenever he wus settin sleepin in hes bit garten. Digs up near the Mater. Buckled he is. Know his dona? Yup, sartin I do. Full of a dure. See her in her dishybilly. Peels off a credit. Lovey lovekin. None of your lean kine, not much. Pull down the blind, love. Two Ardilauns. Same here. Look slippery. If you fall don't wait to get up. Five, seven, nine. Fine! Got a prime pair of mincepies, no kid. And her take me to rests and her anker of rum. Must be seen to be believed. Your starving eyes and allbeplastered neck you stole my heart, O gluepot. Sir? Spud again the rheumatiz? All poppycock, you'll scuse me saying. For the hoi polloi. I veard thee beest a gert vool. Well, doc? Back fro Lapland? Your corporosity sagaciating O K? How's the squaws and papooses? Womanbody after going on the straw? Stand and deliver. Password. There's hair. Ours the white death and the ruddy birth. Hi! Spit in your own eye, boss! Mummer's wire. Cribbed out of Meredith. Jesified, orchidised, polycimical jesuit! Aunty mine's writing Pa Kinch. Baddybad Stephen lead astray goodygood Malachi. (14.1465-88)

“Me nantee saltee.”はPidgin Englishである。⁽²⁴⁾ “Stopped short never to go again when the old”は自称Christy MinstrelsのメンバーHenry C. Workによる“My Grandfather's Clock”というアメリカの歌の歌詞の一部である。⁽²⁵⁾ “Digs”は口語で、diggingsの縮約でquarters、lodgings、apartmentの意味である。⁽²⁶⁾ “Pull down the blind, love.”はミュージックホールの滑稽台詞の一節である。⁽²⁷⁾ “Lapland”はThe female pudendaを意味する卑猥な俗語である。⁽²⁸⁾ “Your corporosity sagaciating O K?”はAmerican slangである。⁽²⁹⁾ “Womanbody after going on the straw?”はIs your woman about to give birth?を表すEnglish dialectである。⁽³⁰⁾ “orchidised”は医学用語⁽³¹⁾、“polycimical”は珍語である。⁽³²⁾ 以上の段落においてPidgin English、歌詞の一節、口語の縮約、滑稽台詞の一節、卑猥な俗語、American slang、English dialect、医学用語、珍語を見出すことができる。

とりあえずここまで終結文体について調べたり考察してみると、一語一語、一文一文の出自の時代や使用される場はかなり多様でばらつきがある。また、*Ulysses*に特徴的な直接話法を示すダッシュがないので直接話法と語りの区別がなされていない。それゆえ、誰の発言なのか一応見当はつけてはみるものの、明確には結論づけられな

い。終結文体は多様な言葉の集合なので、酒飲み連中が実際に発した言葉が単に並べられているのではないだろう。ならば、語り手によって言葉の取捨選択がなされているのではないか。

以下、最終行まで考察したい。煩雑にかつ長くなってしまうので一部を取り上げる。

“Dutch oven” (14.1513) は boxing slang で mouth の意味である。⁽³³⁾ “the jady coppaleen” (14.1515) の “coppaleen” は Anglicized Irish で a little horse のことである。⁽³⁴⁾ “O lust, our refuge and our strength” (14.1520) は読唱ミサのパロディーである。⁽³⁵⁾ “Namby Amby” (14.1534) は insipid, sentimental を意味するが、詩人 Ambrose Philips (1674-1749) の詩が初出であり、以後 Pope などが Philips の詩を揶揄するために使われたという。⁽³⁶⁾ “Aweel, ye maun e'en gang yer gate” (14.1538) はスコットランド英語である。⁽³⁷⁾ “whetten tunket's” はアメリカ方言で what in thunder を意味する。⁽³⁸⁾ “Jubilee Mutton” (14.1547) は Dublin slang である。⁽³⁹⁾

以上、Boxing slang、Anglicized Irish、パロディー、揶揄、スコットランド英語、アメリカ方言、Dublin slang と多彩である。終結文体はまさに「ごたまぜ」であり、一つ一つの語や文から成るいわば言葉の饗宴である。

3. 終結文体の語り手像

語り手が大騒ぎの様子を伝統的な語りの技法、つまり *Ulysses* 前半の文体であるいわゆる「イニシアル・スタイル」で仮に描写しても特に不都合はない。だが、そうではない。ならば、語り手が終結文体を仕立て上げたと考えられる（このことは “Oxen of the Sun” 全体にあてはまる）。Marilyn French は、“Oxen of the Sun” の語り手をオーソドックスに “the narrator” と呼んでいる。この語り手は作品に積極的に介入し、各文体をあざけるように、我々に披露する。さらにこの語り手は、我々が欲しているものは「確実性」(“certitude”) であることを知っているという。「確実性」は与えられるものではなく、我々の内から湧き起こり、我々自身が自発的に感じ取らなければならない。しかもその「確実性」は人間観についての「確実性」である。⁽⁴⁰⁾ French の謂いを言い換えれば、例えば、Thomas De Quincey (1785-1859) の文体模倣 (1078 行から 1109 行) の内実は Bloom がバスビールのラベルを見ながら物思いに耽る様子である。この文体模倣は晦渋であるが、一方で、幻覚や意識下を描いた Thomas De Quincey は人間存在の一面を誠実に描いたのである。それゆえ、Thomas De Quincey の文体模倣は人間観についての「確実性」を描いたと認めなければならない。また、Charles Dickens (1812-70) の文体模倣 (1310 行から 1343 行) は Mrs Purefoy の出産の無事を言祝いでいる。この感傷的な文体模倣を読むとことさらな印象を抱いてしまい、この過剰な語りは読み手の笑いを誘う。だが、3 日間の陣痛の後出産した母の

幸福感を表現する文体としては適切であろう。これが子どもの誕生を喜んでいる幸福な母親なのだ、という語り手の人間観を感じ取ることができる。終結文体を読む際、これもまた人間の在り方であると読めるようになるまで読者には忍耐が求められている。

また、French は、終結文体の最後のパラグラフは我々が生きている世界を想起させてくれる指摘している。⁽⁴¹⁾

Come on you winefizzling, ginsizzling, booseguzzling existences! Come on, you dog-gone, bullnecked, beetlebrowed, hogjowled, peanutbrained, weaseleyed fourflushers, false alarms and excess baggage! Come on, you triple extract of infamy! Alexander J Christ Dowie, that's my name, that's yanked to glory most half this planet from Frisco beach to Vladivostok. The Deity aint no nickel dime bumshow. I put it to you that He's on the square and a corking fine business proposition. He's the grandest thing yet and don't you forget it. Shout salvation in King Jesus. You'll need to rise precious early you sinner there, if you want to diddle the Almighty God. Pflaaaap! Not half. He's got a coughmixture with a punch in it for you, my friend, in his back pocket. Just you try it on. (14.1580-91)

引用文の始めの“Come on” 以下は誰が喋っているのかというと、Merrion Hall の壁にはってあるアメリカの伝道師 John Alexander Dowie の張り紙である（第 8 挿話“Lestrygonians” にて Bloom は“Dr John Alexander Dowie restorer of the church in Zion is coming” (8.13-4) のピラを渡された）。張り紙の John Alexander Dowie は我々を罪人扱いし、我々に呼びかけている。だが、「非標準的な英語」で語りかけているので威厳がなく、彼の呼びかけは読んでも聴いても心に響かない。加えて、わざわざ「せきどめ」（“a coughmixture”）を尻ポケットに入れ、それを勧めてくるふざけた神など存在しないはずである。語り手は薄っぺらな張り紙上の John Alexander Dowie を喋らせ、神の存在を楽しんで軽んじているようだ。1904 年 6 月 16 日の酒飲み連中と同様、我々は多かれ少なかれ罪人である。それと同時に我々は神なき時代に生きているということだろう。以上から窺える語り手像とは我々を思い込みから覚醒させ、絶対的な存在であるべき神はいない、さらに言えば、French の指摘にあるように中心なき時代に我々は生きていることを示してくれるいわば真面目な道化師である。

終結文体について、Hugh Kenner は、パステイシユやパロディーは人の知覚の限界を試している様式であると指摘している。すなわち、どんな文体でも人の知覚を完全に表現できず、限界があるということである。⁽⁴²⁾ それならば、終結文体における語り手は手を変え、品を変え、各文体の限界を突き破ろうとしているのではないか。C.H.Peake は、文学的なものと口語的なものとの出会いは芸術家と市民の出会いに喩

えられ、両者の相互作用によって新しい文学様式が生まれるかもしれないと穏当かつ実りのある指摘をしている。⁽⁴³⁾

Hugh Kenner と Peake のそれぞれの指摘を考慮に入れるとどんな語り手像が見えてくるだろうか。語り手は「非標準的で周辺の英語やその他の言語」と「標準的で中心的な英語やその他の言語」を共に自家薬籠中のものにし、両者に対する先入観なしに両者を自在に扱うことができる。さらに、語り手の視点にも先入観はない。先入観のない視点を持つ語り手は、例えば、第4挿話“Calypso”における“the grey sunken cunt of the world” (4.227-8) という Bloom の正直な内的独白を誠実に描き出してしまった。そのせいで、禁句“cunt”を含むこの一節を読んだ Ezra Pound は驚き、早速“cunt”を削除した。⁽⁴⁴⁾ その結果、1918年6月発刊の *Little Review* では“the grey sunken belly of the world”となっている。⁽⁴⁵⁾ 語り手は「非標準的で周辺の英語やその他の言語」を非標準的で周辺の値としてしまう価値観に揺さぶりをかけ、価値観なき価値観を持ち合わせているといえないだろうか。

以上から窺えるラディカルな語り手像を考慮すると、語り手を French のいう“the narrator”と呼ぶのでは物足りない。David Hayman は“arranger”という呼び名を提唱している。“arranger”の定義は次の通り。

I use the term “arranger” to designate a figure or a presence that can be identified neither with the author nor with his narrators, but that exercise an increasing degree of overt control over increasingly challenging materials.⁽⁴⁶⁾

“arranger”とは「しだいに厄介になっていく素材をあからさまにあやつる人または存在」である。“the narrator”よりも“arranger”という呼び名の方が終結文体をつかさどる人物名、存在の名としてふさわしい。⁽⁴⁷⁾

4. “Oxen of the Sun”における終結文体の役割

ラディカルな語り手像が見えた。語り手は“arranger”という呼び名がふさわしく、終結文体は“arranger”の仕事によるものだった。また、終結文体は全部で10のパラグラフから構成されている。パラグラフを整える行為にも“arranger”の作為が感じられる（同じことが第18挿話“Penelope”における Molly の独白にもあてはまる）。“arranger”の存在は否定できない。

終結文体を RTÉ 制作のラジオドラマの朗読で聴くと、複数の声優が次々に入れ替わって各文を劇的に朗読してゆく。グラスの音などの効果音が時々聞こえてくる。騒がしさが聴く者に見事に伝わってくる。しかし、テキストでは語や文の単線的な連続

のみという制約があるので、大騒ぎの同時性を再現することは不可能である。終結文体以前の各文体でも表現される客体として酒宴は催されているが、ラジオドラマの朗読では終結文体以前の各文体の朗読は、それぞれ、一人の声優が単独で朗読している。制約があっても“arranger”は、なぜ終結文体を「騒がしくしよう」、つまり同時性を再現しようと工夫したのだろうか。その理由は“Oxen of the Sun”のテーマと関係があるのではないか。

“Oxen of the Sun”のテーマの一つについて、結城は、Stephenは芸術家としてはまだ「胎児」ではあるが、Stephenの芸術家としての誕生という解釈に焦点を当て、この解釈に肯定的な立場をとっている。⁽⁴⁸⁾ この解釈を取る場合、すでに引用したBudgen宛の書簡の“Bloom is the spermatozoon, the hospital the womb, the nurse the ovum, Stephen the embryo”という象徴が念頭に置かれている。ただし結城は“Burke's” (14.1391) というStephenの言葉だけを取り上げて検討しており、終結文体には触れていない。確かにStephenの芸術家としての誕生という解釈は成り立つ。だが、Mrs Purefoyの出産という観点から“Oxen of the Sun”を眺めてみたい。

同日付書簡の“Am working hard at *Oxen of the Sun*, the idea being the crime committed against fecundity by sterilizing the act of coition.”という書き出しに着目したい。この謂いからすると“Oxen of the Sun”のテーマは「多産に反する罪」である。例えば中絶、自慰行為、売買春などが「多産に反する罪」で、言い換えればこれは「不妊」そして「不毛」となる。敷衍すれば、たかりをしては無為に日々を過ごすLenehanの生活態度など、多面にわたる何も生みださない「不毛な行為」にもあてはまるのではないか。Mrs Purefoyは3日間陣痛に苦しみ、しかも今回で9人目の出産である。9人目が生まれる前にすでに3人もの子供が死去している。夫のMr Purefoyはもう50歳を過ぎており、“the conscientious second accountant of the Ulster Bank, College Green branch” (14.1324-5) にすぎない。Mrs Purefoyにとって9回目の出産は身体的にとってもつらいもので、生まれてきた男の子も経済的に恵まれない。カトリックの信仰は多産を称揚するが、Purefoyの家にとって子たくさんは果たして幸福なことなのだろうか。Purefoyの家の前途は多難であり、皮肉にも「多産」は「不毛」となる。それゆえ、“Oxen of the Sun”のテーマの一つとして「不毛」が考えられる。

Robert Scholesは“Oxen of the Sun”の“a complex set of rules”について次のように述べている。

Rule 1: the events must be narrated by a sequence of voices that illustrate the chronological movement of English prose from the Middle Ages to contemporary times. Rule 2: each voice must narrate an appropriate segment of the

events taking place. That is, Pepysian voice must deal with Pepysian details and a Carlylean voice with a Carlylean celebration. Which assumes Rule 3: the voices must be pastiches or parodies of clearly recognizable stylists or stylistic schools.⁽⁴⁹⁾ (下線は筆者による)

何も生みださない酒飲み連中の馬鹿騒ぎは「不毛」であり、Scholes の指摘に従えば「不毛」にふさわしい文体が終結文体ということになる。

そのことを念頭に置いて終結文体における次の部分に着目したい。

Your attention! We're nae tha fou. The Leith police dismisseth us. The least tholice. Ware hawks for the chap puking. Unwell in his abominable regions. Yooka. Night. Mona, my thrue love. Yooke. Mona, my own love. Ook. (14.1565-8)

誰かが Weatherly and Adams による “Mona, My Own Love” を歌っている。⁽⁵⁰⁾ 酔っぱらった連中の陽気さが伝わってくる。“Ook” は飲み過ぎで誰かが気持ち悪くなって吐いている擬声あるいは擬音である。たとえテーマが「不毛」であっても、ここまですくると読者を笑いに誘う。「所詮人間なんてこんなものだ」という時と場所を越えた笑いである。Peake の「文学的なものと口語的なものとの出会いと両者の相互作用によって新しい文学様式が生まれるかもしれない」という前述の指摘を想起させる。その結果が笑いである。

Vivian Mercier は次のように指摘している。

If Joyce wished to fuse past and present into a single work of literature, why did he not quote the great and trivial phrases of the past without parody, as Ezra Pound had done in his *Cantos*? One answer, of course, is that Joyce was not Pound. Another might be that the Irish mind is innately destructive; though appallingly loosely phrased and impossible to prove, this answer has the merit of being difficult to refute.⁽⁵¹⁾ (下線部は筆者による)

Joyce イコール “arranger” なのかという議論はひとまず置いておく。“arranger” はアイルランド的の気質を持ち、それは本質的に破壊的である。結終文体において “arranger” はアイルランド的の気質を存分に発揮し、好き勝手に自由に振る舞う。ということは “arranger” は破壊的である。破壊的というのは枠や制約、先入観にとらわれることなく、英語を中心に多様な言語を難なく使いこなすということである。結果として終結文体は、“Oxen of the Sun” においてアイルランド的の気質が強烈に感じ

られる文体ということになる。

結論

終結文体を少しでも考察すると、個々の文学者の文体に帰するものではなく、俗語、口語、Cockney、Hiberno-English、スコットランド語、Dublin slang、Pidgin English、American slang、パロディーなどが混在している。終結文体の語り手は“arranger”である。“arranger”は価値観なき価値観の持ち主であり、“arranger”は言葉や文体を自由自在に操ることができる。“arranger”の語りの行為は破壊的であると同時にその行為はアイルランド的気質を持つ者の行為である。終結文体は“Oxen of the Sun”においてアイルランド的気質が最もよく表われている文体である。“arranger”のやりすぎともいえる語りの行為は、1904年6月16日のDublinから時と場所を遠く隔てた現代の読者をも笑わせる。ということは、“arranger”は自己消滅してしまうような不毛の世界ではなく、豊かな言葉の世界を創り出していることになる。実は“arranger”は創造者であり、芸術家である。だがまだ、第15挿話“Circe”、第16挿話“Eumaeus”、第17挿話“Ithaca”、第18挿話“Penelope”と、タイプは違うが豊かな言語世界が待っている。そして *Ulysses* の次には *Finnegans Wake* (1939) のさらに豊かで美しい言語世界が待っている。

使用テキスト

James Joyce. *Ulysses: The Corrected Text*. Ed. Hans Walter Gabler. New York: Random House, 1986. *Ulysses* からの引用は括弧内に挿話数と行数を示す。

注

- (1) James Joyce, *Letters of James Joyce Volume I*. ed. Stuart Gilbert. (New York: The Viking Press, 1957) 139-40.
- (2) Harry Blamires. *The New Bloomsday Book: A Guide Through “Ulysses”*. Third edition (London and New York: Routledge, 1996) 146-158.
- (3) 『新カトリック大事典』第Ⅱ巻（研究社、1996年）、677頁。カトリックは人工手段によらない産児制限を勧めている。
- (4) 上掲書第Ⅱ巻、731頁。
- (5) 上掲書第Ⅱ巻、88頁。
- (6) 第17挿話“Ithaca”によると、「女性器に精液を射出する完全なる肉体の性交渉」(“complete carnal intercourse, with ejaculation of semen within the natural female organ” (17.2282-4))は1893年11月16日が最後で、以来10年5か月18日間 Bloom と Molly の間には「完全な性交渉」がない。
- (7) James Joyce, *Letters of James Joyce Volume I*, 139-40.

- (8) 例えば、evolve について *OED* では “To develop by natural processes from a more rudimentary to a more highly organized condition” と定義されている。
- (9) Don Gifford with Robert J. Seidman. “*Ulysses*” *Annotated*. Second edition. (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1988) 439.
- (10) Gifford, 439.
- (11) Joyce は第 14 挿話の執筆の際、William Peacock の *English Prose from Mandeville to Ruskin* (1903) と George Saintsbury (1845-1933) の *A History of English Prose Rhythm* (1912) を参考にしていた。この二冊をレファレンスとして使用していた Joyce は出来事に適する文体を探っていたのであり、文体に対する優劣をつけていなかったことになるのではないか。
- (12) Eric Partridge. *A Dictionary of Slang and Unconventional English*. ed. Paul Beal. (London and New York: Routledge, 1991) 164.
- (13) Partridge, 561.
- (14) Partridge, 1235.
- (15) Partridge, 79.
- (16) *OED*. 2nd edition.
- (17) Partridge, 226.
- (18) Terence Patrick Dolan. comp. and ed. *A Dictionary of Hiberno-English: The Irish Use of English*. (Dublin: Gill and Macmillan, 1998) 252. 例えば、‘the sorra one of me knows,’ は I don’t know. の意味である。
- (19) Partridge, 715.
- (20) Gifford, 441.
- (21) Robert William Dent. *Colloquial Language in “Ulysses” : a reference tool*. (Newark: University of Delaware Press, 1994) 179.
- (22) Gifford, 442.
- (23) Partridge, 147.
- (24) Gifford, 443.
- (25) Gifford, 443.
- (26) Partridge, 308.
- (27) Gifford, 443.
- (28) Partridge, 665.
- (29) Gifford, 444.
- (30) Gifford, 444.
- (31) Gifford, 444.
- (32) Dent, 283.
- (33) Dent, 187.
- (34) Gifford, 446.
- (35) Gifford, 446.
- (36) Gifford, 447.
- (37) Gifford, 447.
- (38) Gifford, 447.
- (39) Gifford, 447.
- (40) Marilyn French の指摘は次の通り。“The narrator flips through his deck of styles tauntingly: he knows we want, not truth, but certitude. He, or the author behind him, also knows that such is not a gift he can honestly confer on us. Any certitude we feel in life must come from within us, and it can be certitude only about human values, not about divine order.” (184)

- (41) 最後のパラグラフに関する French の指摘は次の通り。"The concluding paragraphs of this episode are written in a chaotic and fragmented style, adumbrating the technique of *Finnegans Wake*. This technique, coming after the rounded periods of late nineteenth century authors, seems to represent, 1904. For although we perceive the past through the lens of the styles of great writers, we perceive the present, whatever that present may be, as disjointed and chaotic." (183)
- (42) Hugh Kenner の指摘は次の通り。"Pastiche and parody, these are modes which test the limits of someone else's system of perception. Any style is a system of limits; pastiche ascribes the system to another person, and invites us to attend to its recirculating habits and its exclusions." (81)
- (43) C.H.Peake の指摘は次の通り。"The meeting of the literary and the colloquial is a stylistic analogy to the meeting of artist and citizen, and, equally, should lead to a fruitful interaction from which a new literary manner may be born." (262)
- (44) Richard Ellmann. *James Joyce*. New and Revised Edition (New York: Oxford UP, 1982) 421-422.
- (45) James Joyce. *The Little Review "Ulysses"* . Ed. Mark Gaipa, Sean Latham, and Robert Scholes. (New Haven and London: Yale UP, 2015) 56.
- (46) David Hayman. "*Ulysses*" : *The Mechanics of Meaning*, A new edition, revised and expanded (Wisconsin and London: The University of Wisconsin Press, 1982) 84.
- (47) 奥原は Hayman の "arranger" と Wayne Booth の "implied author" について詳しく検討している。"arranger" について Hayman は *Ulysses* を目の前にして作者の姿をどこに見出すのか苦闘の末の発見であるとしている。
- (48) 結城英雄 『「ユリシーズ」の謎を歩く』 (集英社、1999)、326-30 頁。
- (49) Robert Scholes . *Structuralism in Literature: An Introduction* (New Haven and London: Yale UP, 1974) 186.
- (50) Gifford, 449.
- (51) Vivian Mercier. *The Irish Comic Tradition*. (Oxford: Clarendon Press, 1962) 233.

参考文献

- Benstock, Bernard. *Narrative Con/Texts in "Ulysses"* . London: Macmillan, 1991.
- Blamires, Harry. *The New Bloomsday Book: A Guide Through "Ulysses"* . Third edition. London and New York: Routledge, 1996.
- Booth, Wayne. *The Rhetoric of Fiction*. Chicago and London: The University of Chicago Press, 1961.
- Dent, Robert William. *Colloquial Language in "Ulysses" : a reference tool*. Newark: University of Delaware Press, 1994.
- Dolan, Terence Patrick, comp. and ed. *A Dictionary of Hiberno-English: The Irish Use of English*. Dublin: Gill and Macmillan, 1998.
- Ellmann, Richard. *James Joyce*. New and Revised edition. New York: Oxford UP, 1982.
- French, Marilyn. *The Book as World*. New York: Paragon House, 1976.
- Gifford, Don, with Robert J. Seidman. "*Ulysses*" *Annotated: Notes for James Joyce's "Ulysses"*, 2nd ed. Berkley: University of California Press, 1988.
- Hart, Clive, and David Hayman. *James Joyce's "Ulysses" : Critical Essays*. Berkley: University of California Press, 1974.
- Hayman, David. "*Ulysses*" : *The Mechanics of Meaning*, A new edition, revised and ex-

- panded. Wisconsin and London: The University of Wisconsin Press, 1982.
- Janusko, Robert. *The Sources and Structure of James Joyce's "Oxen."* Ann Arbor and Michigan: UMI Research Press, 1983.
- Joyce, James. *Letters of James Joyce*. Vol. I. Ed Stuart Gilbert. New York: Viking, 1966.
- . *The Little Review "Ulysses"*. Ed. Mark Gaipa, Sean Latham, and Robert Scholes. New Haven and London: Yale UP, 2015.
- . *"Ulysses" : Complete Recording*. pro. Michael O hAodha. dir. Adrian Moynes, William Styles. RTÉ Radio Drama Production. RTÉ, Dublin, 1982. CD.
- Kenner, Hugh. *Joyce's Voices*. Berkeley and London: University of California Press, 1978.
- Lawrence, Karen. *The Odyssey of Style in "Ulysses"*. Princeton and New Jersey: Princeton UP, 1981.
- Mercier, Vivian. *The Irish Comic Tradition*. Oxford: Clarendon Press, 1962.
- Partridge, Eric. *A Dictionary of Slang and Unconventional English*. Ed. Paul Beal. London and New York: Routledge, 1991.
- Peake, C.H. *James Joyce: The Citizen and the Artist*. Stanford and California: Stanford UP, 1977.
- Peacock, William. *English Prose from Mandeville to Ruskin*. London: Oxford UP, 1912.
- Raleigh, John Henry. *The Chronicle of Leopold and Molly Bloom: "Ulysses" as Narrative*. Berkeley: University of California Press, 1977.
- Saintsbury, George. *A History of English Prose Rhythm*. London: Macmillan, 1912.
- Scholes, Robert. *Structuralism in Literature: An Introduction*. New Haven and London: Yale UP, 1974.
- Thornton, Weldon. *Voices and Values in Joyce's "Ulysses"*. Gainesville: UP of Florida, 2000.
- 奥原宇「Arranger 再考」『専修人文論集』第 84 号 (2011)、1-16。
- 学校法人上智学院新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典』第 I、II、III 巻、研究社、1996 年。
- 北村富治『「ユリシーズ」案内—丸谷オー・誤訳の研究—』宝島社、1994 年。
- 、『「ユリシーズ」大全』慧文社、2014 年。
- ジョイス、ジェイムズ『ユリシーズ第十四挿話新訳』小川美彦訳、五月書房、1993 年。
- 道木一弘『物・語りの「ユリシーズ」—ナラトロジカル・アプローチ』南雲堂、2009 年。
- 中尾真理「シュールな誕生—『ユリシーズ』第 14 挿話をめぐって—』『奈良大学紀要』第 42 号 (2014)、39-68。
- 結城英雄『「ユリシーズ」の謎を歩く』集英社、1999 年。
- 横内一雄『「ユリシーズ」第 14 挿話 1440-1506 行注釈』日本ジェイムズ・ジョイス協会『Joycean Japan』第 6 号 (1995)、92-100。

(受領日：令和 2 年 12 月 9 日)
(受理日：令和 3 年 1 月 24 日)

COVID-19 の世界貿易と 日本地域経済への影響に関する一考察

齋藤 高志
前野 高章

1. はじめに

2020 年は、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染者とこれによる死亡者が世界各地で急激に増加した。世界保健機関（WHO）は、3 月 11 日にこの感染症がパンデミックと形容されると評価した。6 月 6 日現在、各国で約 670 万人の感染が確認され、死亡者は 39 万人以上であった。新興国や途上国でも感染拡大が継続しており、その後も感染者は増加した（表 1 参照）。この影響は世界市場が過去に経験した金融危機の影響を超える経済的影響であることが明らかになり、一方で、市場を通じた経済的な相互依存性を浮き彫りにした⁽¹⁾。本論は、COVID-19 によるグローバル化を通じた相互依存の高まる世界市場への影響について、国際貿易と地域経済の分析視点から考察し、経済活動の持続可能性を模索し、今後の地域経済の回復の端緒を示すことを試みる。

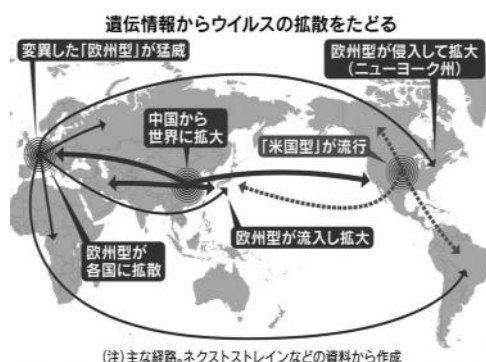
発生の経緯や感染経路についてはいまだ明らかではないが、中国で発症が認められ、欧州、韓国、日本、アメリカそして中南米やロシアなどの新興国やアフリカなどの貧困国にも広がり（図 1 参照）、本論文執筆時（2020 年 12 月）もまだ収束していない。

表 1 COVID-19 の国別死亡率順位

国・地域	感染者	死亡者	死亡率
計	6,714,311	394,508	5.88%
フランス	153,055	29,111	19.02%
ベルギー	58,907	9,566	16.24%
イタリア	234,531	33,774	14.40%
英国	283,311	40,261	14.21%
オランダ	46,942	5,990	12.76%
メキシコ	110,026	13,170	11.97%
スペイン	240,978	27,134	11.26%
スウェーデン	42,939	4,639	10.80%
エクアドル	41,575	3,534	8.50%
カナダ	94,335	7,703	8.17%
米国	1,897,239	109,127	5.75%
中国	83,030	4,634	5.58%
ブラジル	645,771	35,026	5.42%
日本	17,103	914	5.34%

出所：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 2 年 6 月 6 日版）」を参照し、筆者作成。

図 1 推定される感染拡散状況



出所：2020 年 5 月 16 日 日本経済新聞「新型コロナ「欧州型」世界で猛威 半月で遺伝子変異」から転載。

日本は感染拡大防止のため、渡航者や日本人に対して、出入国管理及び難民認定法に基づき上陸拒否を行う対象地域入国制限措置をとった⁽²⁾。今回の感染症のパンデミックは、これまでの災害と大きく異なる点として、地球上のすべての地域にほぼ同時発生したこと、その影響が特定の経済分野だけではなく全産業や公共部門にも及んだこと、教育分野にも広がりを見せたことで全世代に様々な変化を強いたことにある。

本論は、世界の貿易構造の変化を確認することから各国の相互依存性が深まっていることを確認し、COVID-19の感染拡大によって世界貿易がどのような影響を受けたのかを直近の公開された資料から検討し、貿易を中心とした国際経済活動によって活性化している日本の地域経済が受けた影響の考察である。国際経済は経済規模の大きい国や地域が世界経済の成長を牽引してきており、アメリカ、EU、そして日本が経済のハブとしての役割を担ってきたが、近年では中国などの新興国の台頭により世界経済はより同質化しながら相互依存を深めてきている。地域経済についても国際経済の中での地域経済を捉えることが可能であるが、本論では松原（2014）と同様に、地域経済を大きく財政投入部門、域外市場部門、域内市場部門の3部門から形成される地域経済として捉え、そのうち外部との経済関連が強い域外市場部門にスポットを当て、地域経済の活力に影響を与える域外市場部門の検討を行う（図6参照）。域外市場部門を構成する産業は地域によって異なる。多くは製造業によって構成されるが、農林水産業、観光業、情報通信産業など、地域の特色を有する産業が特化していることが多く、生産活動や取引形態によって感染で受けた影響も異なる。また、域外市場部門は地域外の国内外企業との取引を通じて経済活動を行っているため、その影響を地域内活動だけで検討することはできず、グローバル化した世界貿易の把握が不可欠となる。

本論の構成は以下の通りである。第2節では、日本の主要産業の一つである製造業の生産活動を取りあげ、国際分業による生産態勢が構築された現状について、先行研究を中心に確認する。その上で世界各地の生産や消費活動にどのような変化が生じたのか概観し、その影響が貿易にどのように及んだか確認する。第3節では、日本社会への影響について、山形県の事例を踏まえ検討する。最後に感染症収束後を見据え、地域経済活性化のために「ネットワーク活用型産業集積」の形成が必要である事を明らかにする。

2. 世界の貿易構造と相互依存の深化

2.1 中間財貿易を促進させる産業構造

国際貿易理論は、比較優位による国際間での財の交換による生産の効率性や消費の拡大を説明し、規模の経済性や製品差別化によるバラエティ拡大などといった貿易の

利益を証明してきた。さらに、地域外の企業と取引を行う企業は、製品の生産費に輸出の諸経費（関税や輸送費など）を追加支出しても販売できる製品を生産することにより、世界各地の市場に販売機会を広げ、結果として生産性の高い輸出企業に成長すると示されている⁽³⁾。つまり、ある商品を消費者がより多くかつ安価に入手可能となる結果、当該地域が全ての産業を抱えるよりも、付加価値を生みだせる特化産業を立地させることで地域経済の活性化を促進させることができる。

地域に立地する企業が生産性の高い企業に成長できるのは、製造業やその付帯するサービス業も含めた産業の生産工程が、コモディティ化したことが背景にある。中間財を規格品（モジュール）として設計し、様々な中間財を最終工程で集約して組み立てることで最終製品としていくアーキテクチャー論により、生産工程のフラグメンテーション化（国際分業による生産体制）が実現された⁽⁴⁾。輸送費が大きい時代は、生産活動は域内取引に限定されて行われていたが、規格品が明確となり輸送費が大幅に下がりかつ調達時間も短縮されたことで、インターネットを活用して高品質かつ安価な中間財（部品やコンポーネント）を世界市場から調達可能となった。依然として地理的近接性によってジャストインタイム型取引を行う産業集積地は多いが、財の付加価値や市場ニーズを踏まえた独自性（マーケットイン型製品）を有する規格品は、圧倒的な比較優位によって世界市場で競争力を発揮している。このような産業構造の変化に応じて、生産活動を行う企業も研究開発部門と製品開発部門に分化することが可能となり（ファブレス化）、中小零細企業の国際市場への参入機会は拡大している。そうした経済活動を様々な貿易自由化協定が支えている。こうした国境を越えた生産活動による多様な財の供給活動が、グローバル・バリューチェーン（GVCs）である。

2.2 グローバル・バリューチェーンの形成状況

国際分業による生産活動の実現によって、発展途上国の経済発展では雁行形態論に見られたように先進国と発展途上国間にあった発展に要する時間差を失わせ、発展途上国の劇的な経済発展を促すことになった。先進国側は発展途上国の安価な労働力の利用による生産費用の削減を狙って比較劣位産業を中心に国外に進出した。先進国企業が発展途上国で生産活動を行うことは、同時に先進国側の直接投資による資金と生産設備、技術指導に当たる人材を国外に流出させ、現地人雇用は発展途上国の急速な技術力向上も促し、先進国と発展途上国の同時発展を可能とさせた。

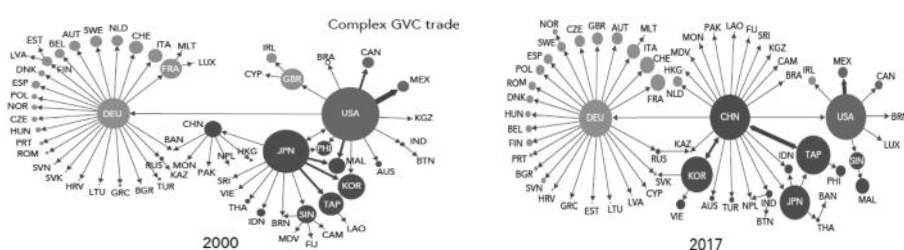
グローバル化に伴う貿易構造の変化は財の生産の国際分業だけでなく、情報通信技術（ICT）の進展により、これまで貿易財として扱うのが困難だったサービス財（電子データ、金融、ライセンスなど）も交易対象に拡大させた。つまり、単に貿易財取引の空間的拡大だけではなく、サービスの国際取引も拡大したことから、ある貿易可能な商品の生産から最終販売に至るまでに多様な付加価値が生み出されることになった。このように貿易活動の多様化によって各国企業の成長可能性が高まるとも

に、イノベーションの可能性が高まっている。

以下では、世界経済における GVCs ネットワークを概観し、GVCs のハブの変遷を確認する。GVCs は様々な産業分野で形成されているが、WTO (2019) は ICT 分野とサービス分野における付加価値の変化をまとめている。次に、図 2 から図 5 の詳細な説明と考察を加える。この図は、分析対象の国・産業（62 カ国・地域、35 セクター）の産業連関表および国際貿易統計から推計された生産段階における付加価値額のフローから導かれた付加価値貿易データを元にしたトポロジーである。円の大きさは付加価値額の輸出または輸入の合計額に占める各国の輸出または輸入シェアを示し、矢印は一定額以上の付加価値額のフローの方向を示している。双方の依存度が高い場合は矢印が双方向となっている。複数の国に対して同程度に高い依存度を有する場合は、複数の国から当該国に矢印が向かっている。世界市場は GVCs による相互依存が進んでいるが、世界各国が一体となっているのではなく、いくつかの地域ネットワークを再構築させながら結びつきを強めている。

ICT の GVCs ネットワークは、2000 年から 2017 年にかけて劇的に変化した。2000 年ではアメリカ、ドイツ、日本の 3 国が各地域の中心となって域内経済圏を形成し、世界経済を繋げていた。日本は地域の供給ハブであり、韓国や台湾と共にアジアで主要なサプライヤーとしての役割を演じていた（図 2）。しかし、2017 年には中国が日本や台湾など多くの外資系企業の FDI（海外直接投資）で急成長し、アジアのハブは日本から中国に替わった⁽⁵⁾。日本やアメリカは輸出入の付加価値合計のシェアが縮小した（図 3）。

図 2 複雑な ICT の GVCs (2000 年) 図 3 複雑な ICT の GVCs (2017 年)



出所：WTO(2019)p.29 から転載。

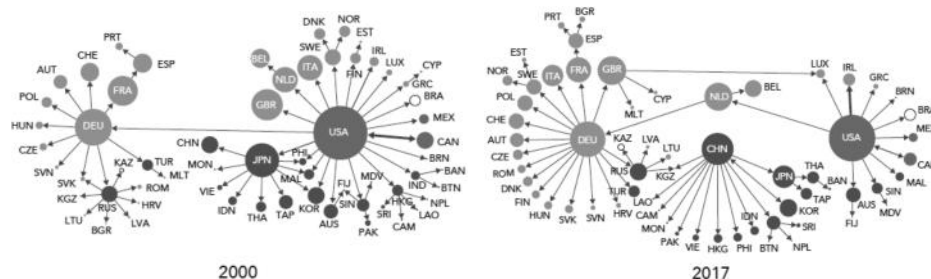
出所：WTO(2019)p.29 から転載。

サービス貿易では、2000 年代のアメリカは最大の供給ハブであった（図 4）。しかし 2017 年になるとアメリカはオランダを経由してドイツと結びつくようになった。ドイツは、ハイテクで複雑な財の供給によって輸出における高い比較優位性を有しつつ、ビジネス支援サービスや金融仲介業によって継続的に欧州のハブとして活動している。一方アジアでは、中国が日本を越えて成長し、付加価値サービス供給の拠点と

なっている（図5）。

現在の GVCs では、欧州、アジア、北米の3つの地域で地域経済圏が形成され、そのハブを変化させながら維持されている。アジアでは、2000年から2017年にかけてハブ機能を担う国が日本から中国に替わった。確かに中国は、市場規模と相まって GDP 規模が巨大となった。日本の地域経済にとっても、中国は生産活動・消費市場の両面で重要な相手国である。しかし、GVCs の実際の企業活動を考えれば、中国はまだハブ機能を集約しきれていない。現在も多く of 日本企業は国際分業の基盤となる生産の設計部門や製造部門で不可欠な工作機械（複合加工機や積層造形を行う 3D プリンターなど）の基盤技術を保有している⁽⁶⁾。今後中国もこの分野の産業振興を加速させる事が予想される。日本は基盤技術での比較優位を維持・発展させる事が重要である。

図4 複雑なサービス部門の GVCs (2000年) 図5 複雑なサービス部門の GVCs (2017年)



出所：WTO(2019)p.30 から転載。

出所：WTO(2019)p.30 から転載。

3. COVID-19 の地域経済への影響

3.1 地域経済モデル

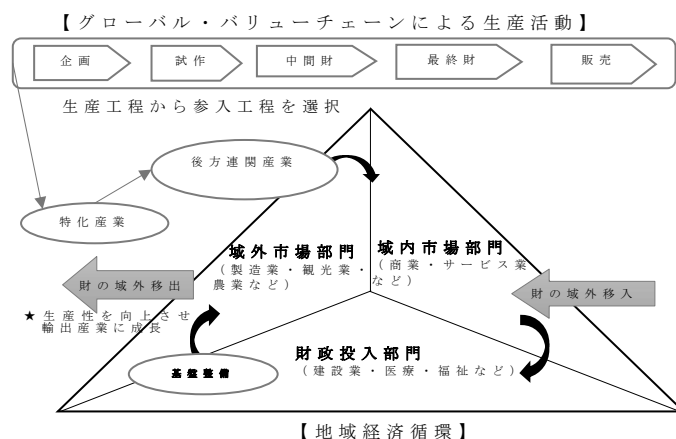
経済のグローバル化によって地域経済の活性化は世界の GVCs の動向も影響を受けるようになっている。まず、本論が前提として考えている地域経済モデルについて確認する。

松原（2014）は地域の産業・機能を成り立たせているマネーフローに着目し、地域経済の存立構造を大きく3部門によって構成されるとしている（図6の三角形図形を参照）。域外市場部門は、域外に製品を出荷して域外から所得を稼ぐと共に、人を域内に呼び込む部門である。製造業、農林水産業、観光業、広域的な商業・サービス業などが該当する。域内市場部門は、域外市場部門から所得を得た地域住民の域内消費を行う部門である。小売業や消費者サービス業が該当する。財政投入部門は、市場メ

カニズムとは異なる公的な所得再分配を行う部門である。市場メカニズムとは異なる公的な所得再分配、補助金や公共工事などの財政出動によって主として成立する産業で、建設業や医療、福祉サービス業が該当する。所得再分配の財源は原則として地域内経済循環で得られた税収が基本となるが、多くの地域経済では大都市の財源を国の財政調整機能を通じて再分配されることが多い。地域経済は、3つの部門の経済活動によって生産される財が循環しているとする。

筆者も地域経済の構成は大きく3つの部門で構成される地域経済循環構造であると考える。また、地域に人が住み、産業が育つには、その地域に合った基盤整備を財政投入部門がまず行う必要があると考える。すなわち、地域の地勢に応じた道路、空港、港湾、電力網、ICT通信網などのきめ細かい基盤整備を行い、輸送費の減少や定時性の確保を地域に提供する。都市活動の基礎となる基盤整備が充実することで企業活動の活発化や人口や技術・情報の流入が誘発される。生産性や規模が大きくなった企業を中心として後方連関効果によって産業集積の維持・拡大が進み、地域に財を還流させる事が期待されるのである。但し、国の財政調整機能を通じて配分される交付金等は、初期投資の誘発には効果を発揮するが、政策判断によって投入額や期間が調整されるなど地域経済循環の視点からは過度の依存型地域は注意が必要である。

図6 国際分業での地域特化を活かした産業集積形成



出所：松原宏（2014）『地域経済論入門』古今書院、p.226を参照し、筆者一部修正して作成。

次に域内市場部門は地域住民の域内消費部門であるが、快適な域内生活を送るサービスを提供することで、地域経済の安定を図っていく事が期待できる。また本来域内住民の為のサービスを提供している産業であっても、飲食店や地域固有の工芸品や温泉施設など地域住民以外にも魅力を提供して域外市場部門に成長できるような秘めた力を有する地域産業もある。このように地域資源の発掘や見直しといった活動では、

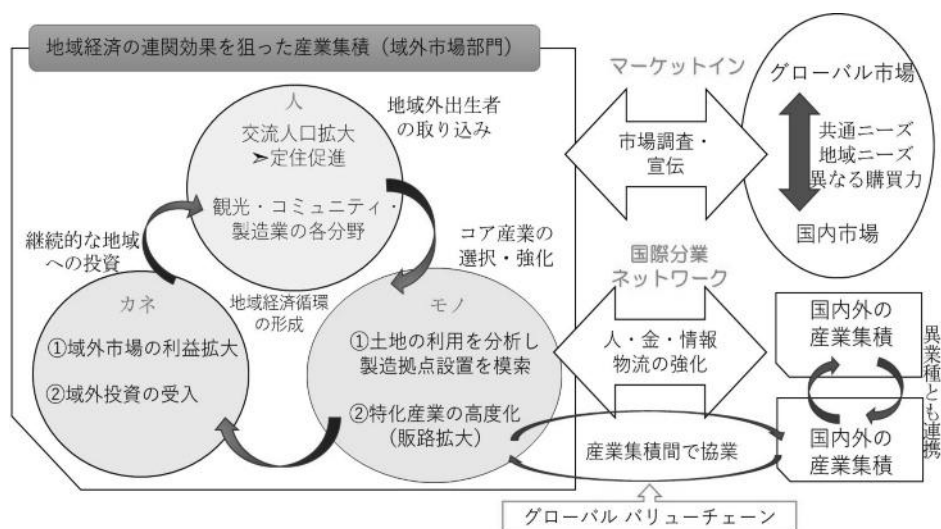
域内市場部門の活性化を目指す事例もある。

最後に域外市場部門であるが、この地域経済循環モデルでは地域経済を活性化させる視点で重要な役割を果たす部門である。域外市場部門が地域外から事業収益や投資を地域に呼び込むことで、地域経済の持続的な発展が促される。確かに財政投入部門が地域に与える補助金や市役所や県庁などの公的機関からの発注は一時的には域内経済の収入を上げるが、経済活動の持続性を保つことが難しい。また市場ニーズに合わない補助政策などで財政投入を行えば、域外の巨大市場に合わせた事業展開の機会を失なわず恐れもある。民間企業による自立的な企業活動によって域外市場部門を活性化させることが地域経済活性化に結びつく。

また、従来の地域経済分析では、域外市場部門の産業は地域内で同一産業に属する企業同士が集積し、地域内企業との取引によって特定の産業に特化しながら経済活動を行う企業が多かった。例えば、自動車産業では、完成車の製造企業を中心にしてその周辺地域に下請け企業（1次、2次、3次…と連鎖した下請け取引を主要業務とする企業）が集まった産業集積を形成してきた。和歌山県、岐阜県、東京都などの繊維・織物産業、東京都や大阪府などの機械・金属加工産業などでも地域内取引を土台として産業集積を形成した地域がある。しかし近年の生産技術の発達によって、地域内だけで活動を収めず、図6の上部に描いたグローバル・バリューチェーンのように工程間国際分業によってその生産工程の一部のみを担当する企業が地域の特化産業として成長した地域が増えている。例えば、企画部門のみを特化させた企業は、製品のデザインや設計のみを担当し、それ以降の生産活動を他地域に発注して自らは生産活動を行わないながらも製造業の一翼を担うに至っている。ICTの発達によって企画部門の活動は小規模の会社でも行う事が出来、起業支援しやすいなど、新たな活性化の端緒ともなっている⁽⁷⁾。

このように地域の産業集積内の循環取引のみに依存せず、各地に点在する産業集積内に立地する企業とネットワークを形成した域外市場部門を有する地域を齋藤(2018)では「ネットワーク活用型産業集積」としている（図7参照）。

図 7 ネットワーク活用型産業集積



出所：齋藤（2018）p.78 を参照。

特に人口減少社会に突入した日本の地域経済においては、全ての産業を地域内で抱えるフルセット型の産業構造を維持することは不可能となっており、特化産業を育成して域外との取引によって生産性向上を図る企業活動の形成が重要となっている。また販売活動も域内や地域周辺の限られた人口（商圏）を対象とした取引では、生産量増加による規模の経済を発揮することができない。そのため、輸送費の減少を前提として世界各地の市場での販売活動により生産規模の拡大と生産性の向上が必要となる。図 7 で示した域外市場部門は、域外との取引で得た利益や域外資本の投資を積極的に受け入れ、技術開発や生産体制の見直しなど企業活動の活性化に取り組んでいる。生産性が高まった企業の事業活動が活発化することで、労働者の働く意欲や賃金の上昇が期待され域外から新たな人の流入が期待される。但し、人口減少社会に突入した日本社会では、全ての地域で流入人口が増えることは期待できず、2 地点の交流人口のように複数の産業集積間で活躍する人材を複数の地域で活用し、居住ではなく活動する人口の増加を図る地域が増えてくると期待される。東京などの大都市圏では通勤圏を拡大させることで交流人口を増やしてきたが、鉄道や航空機といった高速交通網の整備や ICT 通信網によってオンラインによる交流や電子データによる情報交換が可能となり、地理的な隣接性だけでなく地域経済が有する特化産業の関係性によって結びつきを高める産業集積が増えていく。製品開発では、付加価値の高い富裕層向け市場だけでなく、世界的に人口の多い低所得層向けの BOP(Base of the Economic Pyramid)市場向けの商品開発・製造といった各市場のニーズに合わせた企業戦略（マーケットイン）の取入れも重要である。このように地域経済の活性化では、生産活動と販売活動の両面で域外とのネットワーク構築が重要となる。

今回の COVID-19 による影響で、GVCs の活動に一部縮小の影響を受けたために、地域内循環（国内回帰）の動きもみられたが、経済活動が世界規模で結びつき経済水準も収敛してきた状況では、GVCs を前提とした地域経済活動の検討が必要である。

3.2 世界各地の COVID-19 の影響

COVID-19 は、ウイルスによる感染症である。罹患しても約 8 割は軽症で経過し、治癒する例も多いとされているが、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高い。特に、高齢者や基礎疾患を持つ者は、重症化するリスクが高い。感染の伝播は、飛沫感染（くしゃみ、咳、つばなど）と接触感染（感染者の手に付着したウイルスの媒介）が報告されている。特に密閉空間（換気の悪い密閉空間）、密集場所（多くの人が密集した場所）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声の実施）という 3 つの条件が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いとされている⁽⁸⁾。

今回の COVID-19 を起因する経済危機の特徴について、通商白書 2020 は 2008 年のリーマンショック、2011 年の東日本大震災と比較して表 2 に整理できるとする。同白書は COVID-19 による影響を分析するうえで、①感染症の拡大が時差を伴って世界全域に広がったこと、②災害は主に社会資本の毀損といった供給ショックであり、金融危機は主に需要面の危機であったことに対し、感染症危機は需要と供給の両面の危機であること、③感染の収束時期が不明、④データが十分でないために分析が不十分となるという困難性を指摘している。本論では、公開データを基に需要と供給の両面から分析を行う。

COVID-19 の世界各地への影響であるが、感染力の強さと、罹患によって死亡者が多数出たことによって、各国政府は感染拡大防止を図るため、人々が集まって接触する機会を減らす対策を推進した。感染者が多く発生した中国の武漢市を始め、イタリア、インドなど多くの国や地域は 2020 年 1 月から都市封鎖（ロックダウン）された。スペインは、感染拡大が始まった後もスポーツ観戦や大規模なデモ活動が継続され、メガクラスター（大規模な感染者集団）の発生と医療関係者の感染も同時に増加した⁽⁹⁾。日本など複数国は、政府の強制ではなく強力な要請という形で外出の自粛を呼びかけた。アメリカでは 6 月に黒人差別問題への抗議デモや経済再開への社会的機運の盛り上がりにより人々の行動が緩和された結果、都市封鎖再開の可能性まで感染拡大が高まった⁽¹⁰⁾。

表 2 経済危機の類型

類型	障害	需要・供給	回復の鍵
災害	生産設備や資本	供給ショック	復興
金融危機	金融システム	需要ショック	金融システムの回復
感染症	人と人の接触	供給・需要両面のショック	感染収束

出所：通商産業省 (2020) 「通商白書 2020」 p.25 を参照し、筆者作成。

人の移動を制限する政策によって、人々が職場や学校に行く事が控えられ、多くの生産現場が止まり、様々な製品に欠品が生じた（供給不足）。同時に商店や飲食店なども閉鎖されたため、市場の流通量も減り様々な消費市場も消滅した（需要消滅）。今回の感染症対策が及ぼした影響は需要と供給の両面において、ほぼ全産業に渡って影響があったことが事態を深刻にしている。

世界銀行は、6月8日に発表した「世界経済見通し（GEP）2020年6月版」において、2020年の世界経済成長率は5.2%減になるとの予測を公表した（表3参照）。アメリカは6.2%減、ユーロ圏は9.1%減、日本は6.1%減と先進国は大きく落ち込んでいる。途上国においても全体として2.5%減としている。この原因は、GVCsの寸断、観光業の停止、石油など一次産品の輸出量の減と価格の下落、海外からの送金額減少に伴う国内経済の悪化など、地域によって異なる要因を指摘している。今回の予測は2020年中の感染流行の収束を前提としており、長期化によって更なる悪化も想定された。

金融政策では、各国中央銀行が利下げを行って資金を投入した。生産や市場の消滅に伴い窮乏した企業や労働者に休業補償として様々な支援金を支給した⁽¹¹⁾。しかし資金の多くは、市場の縮小や今後の感染拡大に備えて預貯金や株式市場に投入されたとみられる。株価は、企業の生産や販売活動が縮小傾向に陥り業績悪化が見込まれても一時的に落ち込んだだけで早期に回復した。

表3 世界経済成長見通し（実質 GDP）

	2019 （推計）	2020 （見通し）	2021 （見通し）
世界全体	2.4	-5.2	4.2
先進国	1.6	-7.0	3.9
アメリカ	2.3	-6.1	4.0
ユーロ圏	1.2	-9.1	4.5
日本	0.7	-6.1	2.5
新興市場国と発展途上国	3.5	-2.5	4.6
中国	6.1	1.0	6.9
インドネシア	5.0	0.0	4.8
タイ	2.4	-5.0	4.1
ロシア	1.3	-6.0	2.7
ブラジル	1.1	-8.0	2.2
メキシコ	-0.3	-7.5	3.0
インドネシア	4.2	-3.2	3.1
ナイジェリア	2.2	-3.2	1.7

出所：世界銀行「世界経済見通し（GEP）2020年6月版」、p.4
を参照し、筆者作成。

3.3 日本での影響（国、産業）

COVID-19の治療薬がない中、流行の初期段階において日本国内でとられた対策は、

外出自粛や在宅勤務など、人と人との接触を制限することであった。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ様々な文化・スポーツイベントも中止、延期となった。一部産業では在宅勤務を取り入れて事業活動を継続させた。医療現場、電気、交通、上下水道、食品販売店など社会生活に不可欠な業種では、マスク着用や消毒薬の配備、飛沫拡散防止用板の設置などの予防策が実施され出勤が継続された。

多くの企業が活動を見直した結果、経済活動は急激に縮小し、各産業で生産活動が停滞、多くの消費市場も蒸発した。海外も同様に影響受け、例えば日本に供給されていた部材等の供給も途絶して製造業の一部の生産現場や建築現場などでは活動停止せざるを得ない状態となった。急激な変化で不安が広がり、マスク、防護服といった医療用消耗品に限らず、トイレットペーパーなどの日常製品の一部にも商品不足が発生した。

COVID-19 の感染拡大に伴い、日本企業の景況感は悪化している。日銀が7月1日に発表した短観（企業短期経済観測調査）は、リーマンショック直後に次ぐ過去2番目の大きな落ち込みであった(表4)。DI(景気が「良い」と答えた企業の割合から「悪い」と答えた企業の割合を差し引いた指数)で確認すると製造業を中心にほぼすべての産業分野にわたってマイナスとなり悪化している。3月調査と6月調査を比較しても指数がマイナス方向に移動するとともに産業分野も増えている。雇用人員（企業の雇用者数が「過剰」と答えた企業の割合から「不足」と答えた企業の割合を差し引いた指数）でも DI が悪化した産業を中心に人員の過剰感が出ている。

地震や津波による災害復興では、被災地に建築や資材購入が増え、それらの産業に雇用された人々の収入も増加し、その経済効果として様々な市場への資金循環が期待された。しかし、今回の感染症対策では、影響が多産業に及び、資金を投入しても景況感は悪化状態を保ち、経済循環が鈍いままである。

表 4 企業の景気判断（2020 年 6 月調査）

	大 企 業			中 小 企 業		
	2020年3月		2020年6月 雇用人員	2020年3月		2020年6月 雇用人員
	直近 D I	直近 D I		直近 D I	直近 D I	
製造業	-8	-34	9	-15	-45	13
繊維	-17	-38	11	-46	-72	21
木材・木製品	0	-53	18	-13	-39	3
紙・パルプ	4	-33	3	-20	-50	3
化学	-6	-19	-1	-5	-28	-2
石油・石炭製品	-18	-32	0	-4	-17	-15
窯業・土石製品	14	-8	-10	-3	-21	-1
鉄鋼	-15	-58	28	-34	-64	24
非鉄金属	-26	-39	9	-29	-70	32
食料品	5	-8	-9	-19	-43	3
金属製品	-19	-25	3	-17	-44	13
はん用機械	0	-26	9	2	-25	-2
生産用機械	-11	-37	12	-17	-53	15
業務用機械	-6	-29	3	-14	-40	17
電気機械	-3	-28	2	-9	-31	17
造船・重機等	-29	-46	15	3	-24	9
自動車	-17	-72	42	-9	-79	57
素材業種	-7	-29	5	-21	-47	11
加工業種	-8	-35	10	-12	-43	15
非製造業	8	-17	-14	-1	-26	-19
建設	36	15	-43	18	5	-40
不動産	32	-12	-9	9	-12	-9
物品賃貸	29	7	-23	17	-29	-8
卸売	-7	-27	-7	-10	-38	-10
小売	-7	2	-29	-20	-38	-17
運輸・郵便	-7	-43	-12	-10	-38	-25
通信	14	8	0	9	-3	-14
情報サービス	45	20	-17	22	5	-32
電気・ガス	3	-22	-5	16	8	-23
対事業所サービス	35	8	-7	11	-18	-23
対個人サービス	-6	-70	-4	-14	-66	-5
宿泊・飲食サービス	-59	-91	30	-52	-87	21
全産業	0	-26	-3	-7	-33	-7

出所：日本銀行「短観（全国企業短期経済観測調査） 令和 2 年 6 月調査」を参照し筆者作成。

3.4 日本の貿易への影響と企業行動

財務省貿易統計（2020 年 6 月）によれば、2019 年と 2020 年の 5 月前年対比で、船舶の国内入港数は 655 隻の減、航空機の国内入港数は 2 万 1 千機強の減となっている（表 5 及び表 6 を参照）。但し多くの国が軒並み減少しているが、船舶では中国やベトナムから、航空機では中国からの入港が増えている。医療用物資の供給など、中国が貿易のハブとして機能した。また、羽田（2020）によれば、2019 年 12 月から 2020 年 2 月の貿易額を前年同月対比でみると、航空輸送では輸出は増、輸入は減。海上輸送では輸出は微減、輸入は減少であったとしている⁽¹²⁾。

分析対象や時期が異なるため先述の 5 月速報と単純に比較はできないが、急速に輸送力が落ち込んだ中で医療物資などの高騰と緊急輸送によって、貿易額では航空輸送での一部国との貿易で上昇値がでたと思われる。特に日本と中国の貿易行動では、感染症対策で各国・地域との取引量が減少した中、中国との経済的な取引量は増していた。日中貿易の重要性が COVID-19 の影響下でも維持されている。

一方、輸入が途絶えたことで、生産活動と製品の供給活動は縮小した。GVCs は今後維持できないのではないかと、あるいは、国際分業を見直し、特に安全保障上重要と思われる

製品の生産活動は日本国内（あるいは地域経済の中）で行うべきではないか、という考えもみられた⁽¹³⁾。しかし、後述のように GVCs の維持は必要であり、国内回帰は容易ではない。

表 5 船舶国内入港数（19 年・20 年 5 月対比）

国種	2019年5月		2020年5月		増減	
	入港隻数	純トン数	入港隻数	純トン数	入港隻数	純トン数
合計	8,370	84,334,312	7,715	72,517,771	△ 655	△ 11,816,541
日本籍	523	9,877,802	433	8,339,569	△ 90	△ 1,538,233
外国籍計	7,847	74,456,510	7,282	64,178,202	△ 565	△ 10,278,308
大韓民国	1,281	3,056,869	1,152	2,919,145	△ 129	△ 137,724
中華人民共和国	92	631,738	160	1,057,437	68	425,699
台湾	24	345,087	37	419,041	13	73,954
香港	865	7,390,732	837	6,374,461	△ 28	△ 1,016,271
ベトナム	16	63,276	28	123,163	12	59,887
タイ	41	206,680	28	138,311	△ 13	△ 68,369
シンガポール	444	6,624,010	434	5,869,176	△ 10	△ 754,834
マレーシア	43	556,018	38	475,092	△ 5	△ 80,926
インド	3	97,914	0	0	△ 3	△ 97,914
英国	88	1,339,652	99	1,254,290	11	△ 85,362
オランダ	13	37,985	11	37,822	△ 2	△ 163
ドイツ	3	113,097	8	167,084	5	53,987
アメリカ合衆国	29	691,101	31	694,350	2	3,249

出所：財務省貿易統計「令和 2 年 5 月分（速報）」を参照し筆者作成。

表 6 航空機国内入港数（19 年・20 年 5 月対比）

国種	2019年5月			2020年5月			増減		
	入港機数	機荷	貨荷	入港機数	機荷	貨荷	入港機数	機荷	貨荷
合計	26,582	137,581	161,339	5,558	92,482	123,872	△ 21,024	△ 45,099	△ 37,467
日本籍	6,818	58,884	67,776	1,598	34,561	46,536	△ 5,220	△ 24,323	△ 21,240
外国籍計	19,764	78,697	93,563	3,960	57,921	77,336	△ 15,804	△ 20,776	△ 16,227
大韓民国	5,316	7,723	7,196	193	6,862	6,334	△ 5,123	△ 861	△ 862
中華人民共和国	4,077	4,418	8,538	545	5,472	9,733	△ 3,532	1,054	1,195
台湾	2,002	6,742	8,153	274	5,962	5,232	△ 1,728	△ 780	△ 2,921
香港	1,693	6,951	11,584	191	4,539	7,516	△ 1,502	△ 2,412	△ 4,068
ベトナム	488	1,166	1,946	106	810	1,580	△ 382	△ 356	△ 366
タイ	696	2,059	3,815	50	429	1,006	△ 646	△ 1,630	△ 2,809
シンガポール	636	2,856	3,313	41	554	1,081	△ 595	△ 2,302	△ 2,232
インド	30	166	172	2	0	8	△ 28	△ 166	△ 164
英国	78	616	746	13	198	213	△ 65	△ 418	△ 533
ドイツ	159	2,636	3,008	72	1,889	3,463	△ 87	△ 747	455
アメリカ合衆国	2,104	30,072	30,157	1,631	25,317	30,569	△ 473	△ 4,755	412

出所：財務省貿易統計「令和 2 年 5 月分（速報）」を参照し筆者作成。

3.5 日本企業の主な行動

人と人の接触を抑制するため、企業が最初に行ったのは在宅勤務の推進であった。すでに在宅勤務を推奨する取組は今回の感染症拡大前から行われていたが、出産や育児、介護など必要性が認められる労働者に限定的に運用される傾向だった。都市部を中心に通勤電車や会議などでの密集を避けるために、自宅から出ないことが推奨された。事務系の業務や営業など ICT を活用した勤務ができる企業は、WEB 会議や電子決済を積極的に取り入れたが定着には至っていない⁽¹⁴⁾。出勤を要する業種でも時差出勤や交代出勤などが実施され、構成員が同時に罹患しないような態勢がとられた。

大きな影響を受けたのが、飲食業や宿泊・旅行業などの観光産業である。特に海外との交流接触を断つためにインバウンドが停止されたため、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催で需要増を見込んでいた関連産業に甚大な影響が出た。観光を特化産業としていた地域では、政府による補助金（Go To キャンペーン）による景気刺激策が主な対策となった。域内市場の活性化による域外市場部門の下支えも急務となった。

製造業では、調達先変更の検討がなされた。6 月 1 日付の日本経済新聞によれば、緊急事態宣言の解除を受けた「社長 100 人アンケート」において、国内に工場を持つ企業の 7 割がサプライチェーン（供給網）を見直すと回答した。「危機発生に対応し柔軟に調達先を変更」、「特定国への集中を見直し分散化を進める」としている。調達先の選定には、自社の生産技術から取引先企業が求める技術水準・品質管理の確保、企業機密に関わる情報開示の問題、コスト管理、物流網の確保、発注から納品までの時間を考慮した発注計画などを考慮し、市場での販売予測を睨みながら生産計画の策定が必要である。急な生産計画の見直しは困難が伴う。しかし企業経営者の意識調査の結果を踏まえると、感染症の抑え込みの状況から生産・販売活動の長期的な見直しは今後も継続すると見込まれるが、地域経済を構成する産業ごとに GVCs との関係性に強弱があるため、個別の検討が必要である。

3.6 日本国内の労働力移動

厚生労働省が 6 月 30 日に公表した 5 月の有効求人倍率（季節調整値）全国値は 1.20 倍となり、前月から 0.12 ポイント低下となった⁽¹⁵⁾。一方、医療や介護分野での人手不足感は高まっている。

総務省が同日公表した労働力調査（基本集計）5 月分では、完全失業率（季節調整値）が 2.9% となり、前月に比べ 0.3 ポイント上昇した。就業者数は 6656 万人で前年同月に比べ 76 万人減少。完全失業者数は 198 万人で前年同月に比べ 33 万人増加。4 か月連続で増加し、雇用状況は悪化している⁽¹⁶⁾。産業別就業者を前年同月と比べると、「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」などが減少し、「医療、福祉」は微増であった。

この結果、休業をせざるを得ない旅行業関係企業では、域内市場部門に出向等で労働力移動を図った企業も出た。具体的には、技能実習生の入国が制限され労働者不足が起こったキャベツやサクラソビなどの農家は、休業した周辺旅館の従業員を受け入れて作付けや収穫を乗り切ろうとした。全日本空輸株式会社は、国際線の便数減に伴い客室乗務員の勤務地変更や自治体等への出向などにより本体事業の縮小を受けつつも雇用を確保し、感染収束後の事業再開に備えた⁽¹⁷⁾。通信販売業者や配達業も外出自粛で需要が伸びたため、外食産業やホテル業の従業員等の受け入れを行った⁽¹⁸⁾。雇用に関しては、居住地と就業地が近接（通勤圏内）であることが望まれている事や職業訓練機会の不足といった要因があり、産業間の労働力移動の大きな動きは見られない。例えば、COVID-19 対策で急速に需要が急拡大している医療従事者の令和2年10月の有効求人倍率は、全職業が0.97に対し、2.55と高水準の人手不足が生じている。医療従事者になるには一定期間の養成期間が不可欠であるため、労働力移動は容易ではない。

また同調査の求職理由別に前年同月と比べると、「勤め先や事業の都合による離職」が12万人増、「自発的な離職（自己都合）」が5万人の増、「新たに求職」が14万人の増加であった。非労働力人口は4221万人で前年同月に比べて37万人増加した。雇用形態別雇用者数でみると、正規の職員・従業員数は3534万人で微減だったのに対し、非正規の職員・従業員数は2045万人で前年同月に比べ61万人で2.9%と3か月連続して減少した。

これらの調査結果から、企業の景気判断の悪化に伴い、雇用環境は様々な産業分野で悪化するとともに特に非正規雇用を中心に悪化している。

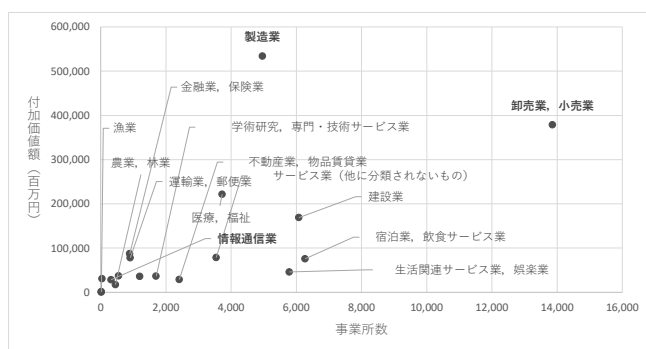
正社員への影響が限定的であることから産業間の労働移動は、非正規労働者が主な対象となっている。都市部から地方への移転も、感染拡大や7月に起きた大雨による災害もあって動きは限定的である。テレワークの普及によって、営業や教育、IT産業など一部の業種では都市部の仕事を地方で従事することが可能となり、地方に在住したまま都市部企業で就業するような働き方もでている⁽¹⁹⁾。

3.7 地域経済への影響（山形県の考察）

地域の特化産業によって、COVID-19による影響は異なる。多国籍企業の立地がありながらも地域経済が深刻な影響を受けている事例として山形県を検討する。

図8は、山形県の産業立地状況を付加価値額と事業所数で示した相関図である。付加価値額は産業の規模を示し、事業所数は地域経済での関連事業の広がりを示す。卸売業、小売業の規模が大きく、域内市場型の経済活動が活発である。製造業の付加価値額が高く、域外市場部門の中心となっている。宿泊業、飲食サービス業の事業所も多い。農林水産業は県産品のブランドイメージ戦略で活用されているが、他産業と比べて小規模にとどまっている。

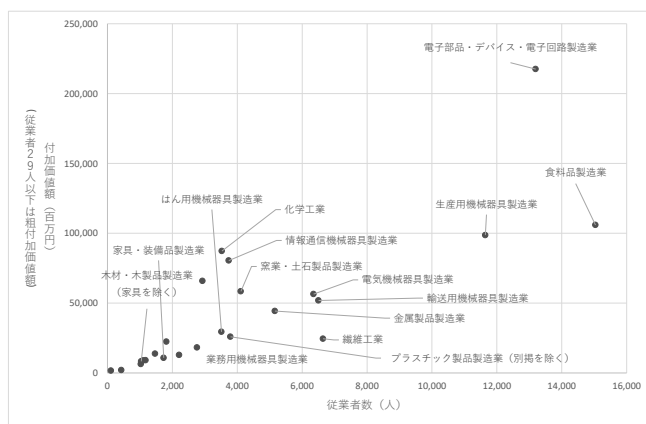
図 8 山形県の産業別企業立地状況



出所：平成 28 年経済センサス - 活動調査確報集計 (事業所に関する集計) を参照し筆者作成。

図 9 は、山形県の域外市場部門に属する主要産業である製造業の付加価値額と従業者を示した相関図である。付加価値額は産業の規模を示し、従業者数は地域経済での雇用力を示す。これによれば電子部品産業関連の企業立地が多い。農林水産業が盛んな県であるため、食料品産業や家具産業も電子産業と比して小規模ながら立地している。また繊維工業は、付加価値額が低めになっているが多くの雇用を生み出している。

図 9 山形県の製造業（域外市場部門）の規模



出所：2019 年工業統計調査（2018 年実績）を参照し筆者作成。

山形県内で GVCs を活用している代表的な企業として山形カシオ株式会社を考察する。カシオ計算機株式会社は、山形カシオ株式会社の親会社であり、時計などを製造販売する多国籍企業であるが、2021 年 3 月期 第 2 四半期決算短信によれば、2021 年 3 月期第 2 四半期の売上高は対前年比で下がり、営業利益、経常利益は黒字を達成したものの対前年比で 70% を超える減となっている。山形カシオ株式会社は 1979 年に設立されたカシオでは唯一の日本国内工場で、タイや中国のアジア生産工場のマザー

工場の役割も有している。山形にカシオの日本生産拠点が設置された経緯について、藤井（2014）は、労働者確保や用地取得の容易さが東北地方の機械工業の成長因子と同様に作用した結果ではないかとする。代表取締役社長の福士卓は、山形大学の卒業生など山形県内出身の優秀な従業員の国内外に渡るグローバルな活躍により支えられているとしている⁽²⁰⁾。同工場は高級腕時計だけでなく、新興国向けの普及型腕時計や2020年9月からは関数電卓の生産に着手している。生産工程は自動化され、2021年以降はCADによる製品開発に切り替え、設計から試作まで量産ラインでの生産活動を仮想空間で検証し生産性を向上させていくとする。なお、関数電卓ラインの人員構成であるが、タイでは基板の組み立てに6人、最終製品の組み立てに11人配置しているのに対し、山形では基盤に1人、組み立てに4人で運用している⁽²¹⁾。

この企業行動と地域経済との関係で重要な点は、新型コロナウイルスの影響で需要が低下し、ネット通販が増えたという事業環境の変化が生じ、カシオ計算機株式会社は、需要の変化に機敏に対応するため国際分業による生産体制を見直し、生産プロセスを短くする改善を図り、企業の生産性向上を図った点である。さらに生産ラインの見直しでは、従業員との間に距離を置くなどの感染対策（3密対策）を行い、経済活動を持続できる体制を構築したことである。同社はCOVID-19の影響を受けて利益は減らしたものの、黒字を達成させ企業の存続が実現されている。しかし、地域経済との関係では、同社の従業員の生産ラインへの配置が減少されるなど地元の雇用を増大させるような影響はなく、また企業利益は本社のある東京で連結決算されており、GVCsへの対応が地域経済活性化には十分に結びつきがたい状況にある。藤井（2014）も日常の業務や設備投資に関する発注が地元になく県内での産業の広がりが少ないと指摘しており、地域経済循環と結びつきが低い多国籍企業のGVCsへの対応だけでは、地域経済活性化を促しにくい。

一方、家具製造業や繊維産業は雇用力も有し、域内で部材を調達するなど地域経済循環を生みだしながら域外市場部門を構成しやすい。しかし、山形県の製造業団体の代表が8月に吉村県知事に行った要望によれば、新型コロナウイルスの感染拡大によって訪問による営業活動ができない、技能実習生を使う縫製業界では一時帰国のためにPCR検査の実施体制の確立を求めるなど厳しい経営環境を脱していない。協力工場が2社廃業しており、後継者問題もあって、今後廃業が広がる事を危惧する旨の発言もなされた⁽²²⁾。これらの発言から、COVID-19の影響を今回の需要の消滅による売り上げの減少、新規開拓活動の困難性、生産活動継続させるための医療体制の確保が課題として挙げられる。これに加え、従来からあった生産人口の減少、経営者の高齢化という地域経済の問題が加わり、地域経済の回復を困難にさせている。

一方、COVID-19の感染症対策でテレワークや電子商取引が急速に需要を伸ばしたが、山形県の情報通信業の事業活動は以前から低い状況となっており、多くの産業分

野では ICT を活用した産業振興には結びついていない。国際分業を活用した域外市場部門の活性化を目指し、当面は、従業員の雇用確保や生産・販売活動の維持を図る状況となっている。

4. 収束後を見据えた経済動向の考察

山形県の事例検討で見てきたように、地方の地域経済では急速に消滅した需要と感染症対策のために従業員の出勤抑制や中間財の供給活動の縮小が同時に発生した際、GVCs を活用しきれていない産業では自律的な解決方法を見いだせないまま苦しい状況に直面した。地方経済圏では世界競争のうえで比較優位を保ち続けている産業は少なく、今回の COVID-19 は甚大な影響を地域経済に及ぼしている。更に感染症の拡大初期では日本の各地域で、マスク、防護服などの医療用製品の製造や治療薬などの開発の需要が急速に高まったが、国内企業の供給力が不足し急速に品薄状態となった。また米中貿易戦争の中、一時的に中国政府やアメリカ政府が医療品の国内流通を優先させて輸出に制限を加えたことで、安全保障上基幹産業は地域や国内に残置しておくべきなのかといった意見も出た。日本では、電機メーカのシャープ株式会社や航空会社の全日本空輸株式会社（ANA）がマスクや防護服の生産に着手したように急拡大する市場需要に合わせて業況を一部変更する企業行動や、多くの企業や個人事業者において中国をはじめとする海外工場からの緊急輸入する動きも見られた。感染拡大が1年を超えて長期化しているが、治療薬が開発されたのちを見据えた長期的な展望を持つ事が必要である。そこで次に、日本の域外市場部門の活性化を図るために産業振興や社会基盤整備が目指すべき方向性について考察する。

4.1 産業の構造改革

国際分業によって安価な規格品を大量に市場に供給することが可能となり、これを放棄して各国がフルセット型産業構造に逆戻りすることは、経済効率の面から現実的な選択ではない。

猪俣（2020）は、AI や産業ロボットの労働代替効果、次世代通信規格「5G（第5世代移動通信システム）」の普及によるサプライチェーンの拡大・統合など、こうした技術インパクトがGVCsの再編を促すとする。生産性の高い企業がGVCsを経済的視点から継続するのであれば、ICTを活用したネットワーク型事業が産業集積活性化の端緒になる。生産活動に関する主な産業動向は次のように俯瞰できる。

自動車業界では、石油資源の枯渇や二酸化炭素排出量の抑制から再生可能エネルギーによる発電と電気自動車への転換が当面の課題となっている。自動運転制御も合わせることで安全性も増すが、そのためには5Gによる通信制御や法令の整備など様々な課題を解決していく必要がある。電機産業では、医療現場での隔離された患者と面

会にきた家族との通信装置の開発や特許保有企業が量産できない人工呼吸器の受託生産など対症的な関連事業への展開が期待される⁽²³⁾。

持続可能な社会の実現の視点では、様々な気候災害（大雨、地震、津波、気温上昇など）に備えられる産業の発展が期待される。省エネ型の製品開発や安全・安心な建築物への再構築、避難も想定した輸送システムの開発などが想定される。

1次産業では、食糧生産について気候変動によって作物の生産集積地に打撃が出ることに備え、地球規模で分散型生産拠点の整備が望ましい。十分な食料生産が可能となれば、不足地への物流と国際決済による流通網の整備によって世界各地で暮らす人々の飢餓の解消に結び付けられ、経済活動活性化の基盤となる。

4.2 ICTによる取引方法と物流への影響

5Gの普及が実現すれば、無線通信を有線ケーブル並みの通信速度に改善できる⁽²⁴⁾。これによって、生産工程や生産機器の操作をセンサーによって制御する事が可能となる。特に製造業では生産工程を規格によって設計し、制御技術を事前に整理することで、国際間生産ネットワークの強化が期待される。こうした生産方法は、3節で検討したカシオ株式会社の事例のように日本にマザー工場を設置する多国籍企業や国際分業を前提としたファブレス企業などで展開されることが見込まれる。しかしながら、企業では設計データの3D化が進まないなど、通信技術と融合させる製造方法への転換はまだ途上である⁽²⁵⁾。5Gの活用については、まず企業機密を共有できるグループ内国際分業での導入促進が期待され、技術の標準仕様書が普及する事で様々な企業間での国際分業への導入が期待される。

一方、COVID-19の感染拡大防止のため、対人接触を伴わない電子商取引が活発化した。これによって、契約の締結と履行の自動化を促すブロックチェーンによるスマートコントラクトといった新たな技術開発が進んでいる。電子商取引によって販売企業と消費者市場が直結し、潜在的な市場開拓が促進される。ブロックチェーンには、海外送金の時間短縮、手数料削減といった機能も期待される。

電子商取引は、消費市場だけでなく生産活動にも拡大されていく。中間財などのコモディティ化が進むことで、ICT取引による中小企業のGVCsへの参入も拡大される。

GVCsを維持していくためには、低コストで定時性の高い物流網の強化も不可欠である。これまでは物流各社が「ハブ・アンド・スポーク」の考え方で物流施設を抱え込んでいた。しかし、これでは物流網維持の企業負担が重くなりすぎる。より効率的な物流網を世界規模で構築するには、ジョージア工科大学のMontreuil Benoit教授によって提唱された「フィジカルインターネット」の構築が活性化の可能性を持つ。これは、荷物を大量の小口単位に分けて梱包し、それぞれの荷物をその時々で空いている倉庫やトラックを使いながら運ぶことで、迅速な大量輸送を実現させる取組みである⁽²⁶⁾。すでに整備された物流網をインターネットのように多くの人が安全に効率

よく利用できるようになれば、遠隔地間の商業取引で不可欠な商品広告、海外送金・決済、物流、アフターサービスに至るまで ICT によってサポートする事が期待される。

一方、電子取引や物流の効率化は、地域経済にどのような影響を与えるであろうか。藤田他（2018）は、輸送と通信費用の低下が集積力を高め、東京一極集中を促進していると指摘している⁽²⁷⁾。その対策としては、それぞれの都市において差別化された最終製品ないし中間財を生産・供給する多様な生産活動が重要であるとしている。多様な生産活動は相互補完作用を生じ、多様な人材、多様なイノベーションによって地域の創造性が高まる。各地域は ICT の活用を促進し、地域資源を見つめ直してその地域特有の商品開発・生産性向上が重要である。

4.3 新たな産業を支える社会基盤の整備

井尻（2020）は、今回のような危機においてこそ、これまで築いてきた各国の生産能力を活かし、世界の人びとが安心できるように、必要とするモノを協調して生産し取引すること（国産生産ネットワークの拡大）が大切だとしている⁽²⁸⁾。

COVID-19 の拡大によって地域の生産活動と消費活動が同時に消失した時、不足した地域の労働者は失職や所得の減少に直面し購買力も失った。緊急的には支援金や補助金のように無償の資金提供は倒産防止に効果があるが、国際貿易から見て比較劣位に近い地域の主要産業に対しては、事業内容の見直しや改善を促す力が弱い。

社会を維持していくための金融政策では、将来の回復を担保に資金を融通できる金融システムの整備が期待される。例えば国内的には信用保証制度の活用が想定される。また国際的には、貧困国内での資金流通を促進させるための基金の設立が有効である⁽²⁹⁾。セーフティネットでは、事業費保障や融資時の信用保証などを用意し、社会貢献的事業など持続可能な社会の実現に寄与する企業が一時の苦境で廃業することなく事業継続できる仕組みを構築することが、対策強化に資する。

物流網を維持するには、関税の撤廃に加え、貿易の非関税障壁の廃止が必要である。こうした貿易上の障壁を取り除くには安全保障上の仕組みも不可欠であり、国際政治秩序の安定化も目指す必要がある。

労働者の雇用対策では、ICT 技術にアクセスしていない企業や労働者に事業参画機会の喪失の恐れが生じる。そこで、職業訓練や大学などの機関によるリカレント教育（職業再教育）やコンサル業の提供も必要となる。

5. おわりに

本論は、COVID-19 によって消費市場（需要）と生産現場（供給）が同時に消失し、経済取引が急激に低下した状況を確認した。そして GVCs の形成状況やネットワークの改善方法の検討から、経済回復の手掛かりは GVCs を前提とした新たなネット

ワーク形成の促進にあることを明らかにした。山形県の事例検討から、感染対策を行いながら経済活動を持続できる方法を確認し、今後の地域経済の回復の端緒を示した点にある。まず国際経済の面から見れば、世界経済が大きく3つの地域で取引活動を活発にさせながら世界規模の取引連鎖を形成している事を確認した。日本はアジアのハブから転落したものの、経済規模を拡大して新たにアジアのハブとなった中国との取引を活発化させながら経済活動の維持・活性化に取り組んでいる事を確認した。新興国・途上国のような感染症に対して脆弱性が高い国は、COVID-19に耐えられるかとの懸念もあるが、公衆衛生システムの強化やインフォーマル・セクターと貧弱なセーフティネットに起因する課題解決によって経済活動の再活性化が期待できる。むしろGVCsの一端を担うことで成長する国外の域外市場の企業活動の力を得て、一地域だけでは実現できない規模の経済活動を実現することができる。更にGVCsは国際協調活動の基盤整備も促進させている。世界中の科学者がCOVID-19のワクチン開発で協働できたのはグローバルな学術コミュニティやICTが貢献している⁽³⁰⁾。今後の持続的な社会の形成には、生産や販売活動のGVCsだけでなく、学術分野も含めた様々な産業活動での国際的なネットワークの構築が不可欠である。

次に国際経済と密接な関係を有し始めている日本の地域経済では、域外市場部門を形成する特化産業が国内外に分散立地した産業集積とネットワークを結びながら事業活動を展開するだけでなく、産業集積地で働く労働者も多地域に分散して働く者が増えると予測される。例えば郊外の自宅、都市のオフィスなど様々な場所で働く人がネットワークでつながり、1つの事業や1つのプロジェクトを進める形がこれからの働き方となる⁽³¹⁾。個人が一つの場所で閉塞的に活動するのではなく、多様な場所で自由な時間に働くスタイルは、感染症に罹患した場合のリスク分散ともなる。

このようにGVCsは、様々な活動分野や働き方にまで影響を及ぼしており、今後の経済発展の重要な社会基盤となる。地域経済の域外市場部門を形成する日本企業は、海外との生産や販売のネットワークを維持しながら市場動向を見据えた事業革新を行い、「ネットワーク活用型産業集積」の形成を目指すことが重要である。日本は、自動車、電機、繊維、化学など多様な産業分野を有し、それぞれの企業が高い生産性を発揮しつつ各地に分散立地している。この主要産業に加え、新たに地域資源を活かした商品開発や生産活動を創造的に進め生産性が向上すれば、日本経済の強靱性が高まる。COVID-19によって経済活動の縮小が各産業分野に生じたものの、感染症対策を行いながら経済活動を持続させられる産業分野はあった。当面はそうした産業分野を軸としながら地域経済の活性化を図り、収束後の経済活性化を目指していく事が重要である。一方、国際貿易の面から見て競争力を失い比較劣位になった産業は、当面各種補助事業によって事業の継続が図られることが見込まれる。そうした余力を地域経済が有しているうちに、新産業の創出や新たな事業分野の開拓などの経営改善といっ

た経営側の取組に加え、成長産業への労働力移動といった労働者側の努力を相乗させていく事が期待される。

この論文執筆時も世界各地で様々な企業や団体が新たな活動を模索しており、急激な社会変化が起きることが予想される。引き続きその状況分析を深めるのは、今後の研究課題としたい。

注

- (1) 藤田・浜口 (2020) は産業集積地と感染爆発の関係性について言及しており、グローバル化を止めるような試みではなく集積と経済統合の在り方とその重要性について指摘している。
- (2) 外務省 HP によれば、緊急事態宣言や都道府県間移動自粛解除後の令和 2 年 6 月 18 日現在でも、178 か国 / 地域であった。https://www.anzen.mofa.go.jp/COVID-19/pdf/history_world.html (令和 2 年 6 月 18 日最終閲覧)
- (3) Melitz (2003) を参照。
- (4) 生産工程のフラグメンテーション化に関する先行研究の蓄積は非常に多く、代表的なものに木村 (2003)、Cheng and Kierzkowski (2001) や Kimura and Ando (2005) などがある。また、東アジアは世界経済における中間財供給の集積拠点であり、中間財貿易と産業集積に関する先行研究も多く、代表的なものに Amiti and Javorcik (2008) や Fujita and Hamaguchi (2014) などがある。
- (5) 末廣 (2014) を参照。
- (6) 工作機械の例は、DMG 森精機 HP「工作機械とは？」を参照。(令和 2 年 6 月 18 日最終閲覧) <https://www.dmgmori.co.jp/corporate/recruit/fresh/company/machinetools.html> (令和 2 年 7 月 25 日最終閲覧)
- (7) ファブレス型企業ではバルミューダ株式会社などの事例がある。COTANI (2012) 及び河原塚 (2015) を参照。また、受託生産で成長した企業として台湾の鴻海科技集団の事例がある。朝元 (2013) を参照。
- (8) 東京都福祉保健局 HP「新型コロナウイルス感染症について」
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/shingatakorona.html> (令和 2 年 6 月 27 日最終閲覧)
- (9) BBC ニュースジャパン「【図表で見る】 封鎖される世界 新型ウィルス対策に各地で行動制限」<https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-52217073> (令和 2 年 6 月 27 日最終閲覧)
日本経済新聞 (令和 2 年 5 月 21 日)「新型コロナ、各国で異なる「出口戦略」 4 つの方向性」<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO59366840R20C20A5000000/> (令和 2 年 6 月 27 日最終閲覧) など参照
- (10) 日本経済新聞 (令和 2 年 6 月 26 日)「テキサス州、経済再開を中断 全米の感染 4 万人」
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO60820570W0A620C2I00000/> (令和 2 年 6 月 27 日最終閲覧)
- (11) 日本国内の居住者や在外国民に対し 10 万円の特別定額給付金を交付したのを始め、家賃や休業補償等、様々な支援金が支給された。
- (12) 羽田 (2020) を参照。
- (13) 日本経済新聞 (令和 2 年 5 月 3 日)「供給網の国内回帰を支援 グローバル展開の深化も課題 点検 急造経済対策 (1)」<https://www.nikkei.com/article/>

- DGXMZO58765520S0A500C2SHA000/ (令和2年7月4日最終閲覧)
- (14) 森川 (2020) は日本企業における在宅勤務と生産性の関係性について研究し、財テク勤務による生産性向上は企業間で大きく異なることをサーベイ研究から明らかにした。
 - (15) 厚生労働省「一般職業紹介状況 (令和2年5月分) について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212893_00040.html
 - (16) 総務省統計局「労働力調査 (基本集計) 2020年 (令和2年) 5月分結果」 <https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html>
 - (17) 時事通信 (令和2年11月26日)「自治体、出向社員受け入れ続々 ANA、JAL 支援」 <https://www.jiji.com/jc/article?k=2020111600092&g=eco> (令和2年12月3日最終閲覧)
 - (18) 日本経済新聞 (令和2年5月3日)「従業員を業種越えシェア 企業、協力して雇用下支え」 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO58770950T00C20A5MM8000/> (令和2年7月5日最終閲覧)
 - (19) 日本経済新聞 (令和2年7月12日)「在遠隔勤務、人材採る機会に 地方・都市圏の境界薄れる」 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO61425240R10C20A7EA5000/> (令和2年7月12日最終閲覧)
 - (20) 山形県産業労働部「山形企業立地のご案内」 https://www.pref.yamagata.jp/sr/quest/04_report/index.html (令和2年11月23日最終閲覧)
 - (21) 日本経済新聞 (平成29年7月14日)「カシオが山形にマザー工場、海外生産を集中管理」 <https://r.nikkei.com/article/DGXLZO18909760U7A710C1TJ2000?s=4> (令和2年11月21日最終閲覧)
日本経済新聞 (令和2年8月12日)「カシオ、関数電卓生産の8割を自動化 山形で9月から」 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO62511350R10C20A8TJ1000/> (令和2年11月21日最終閲覧)
 - (22) 日本経済新聞 (令和2年8月19日)「「コロナ検査を手軽に」山形の製造業代表者が要望」 <https://r.nikkei.com/article/DGXMZO62817490Z10C20A8L01000?s=4> (令和2年11月21日最終閲覧)
 - (23) ソニー株式会社とエムスリー株式会社による遠隔面会システムの提供は7月6日付エムスリー株式会社のプレス資料を参照。
https://corporate.m3.com/press_release/2020/20200706_001621.html
人工呼吸器の受託生産については、5月8日付ソニー株式会社のプレス資料を参照。
<https://www.sony.co.jp/SonyInfo/News/Press/202005/20-034/> (令和2年7月26日最終閲覧)
 - (24) ドコモ「ドコモの5G 研究開発」 <https://www.nttdocomo.co.jp/biz/special/5g/> (令和2年7月12日最終閲覧)
 - (25) 経済産業省他「2020年版ものづくり白書」 pp.65-126
 - (26) 村上 (2019) を参照。
 - (27) 藤田他 (2018) を参照。
 - (28) 井尻 (2020) を参照。
 - (29) 欧州連合 (EU) の首脳会議は7月21日に7500億ユーロ (約92兆円) の復興基金を成立させた。補助金と融資で構成され、資金を受けた政府の財政運営が適正に行われることが期待されている。
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO61758600R20C20A7I00000/> (令和2年7月26日最終閲覧)
 - (30) Tiberghien (2020) を参照。
 - (31) 隈 (2020) を参照。

【参考文献】

- 朝元照雄（2013）『岐路に立つ鴻海（ホンハイ）の“勝利の方程式”——世界第1位のEMS企業の選択——』交流 No.866 pp.8-15
- 猪俣哲史（2020）『生産の「脱中国」は本当か』国際問題 No.689 pp.5-16
- 入山章栄（2019）『世界標準の経営理論』ダイヤモンド社
- 木村福成（2003）『国際貿易理論の新たな潮流と東アジア』『開発金融研究所報』第14号、JICA 研究所
- 経済産業省（2020）『通商白書 2020』
- 経済産業省他（2020）『2020年版ものづくり白書』
- 厚生労働省（2020）『一般職業紹介状況（令和2年5月分）について』
- 齋藤高志（2018）『グローバル時代における国際分業の新たな展開と地域経済活性化』日本大学大学院総合社会情報研究科，博士学位所得論文
- 末廣昭（2014）『新興アジア経済論』岩波書店
- 世界銀行（2020）『世界経済見通し（GEP）2020年6月版』
- 総務省統計局（2020）『労働力調査（基本集計）2020年（令和2年）5月分結果』
- 藤井信幸（2014）『戦後東北地方における機械工業集積の展開』東洋大学経済学部 Working Paper Series（16）pp.1-54, 2014年9月
- 藤田昌久・浜口信明（2020）『文明としてのグローバル化とコロナ危機』RIETI Policy Discussion Paper Series 20-P-015 経済産業研究所
- 藤田昌久・浜口信明・亀山嘉大（2018）『復興の空間経済学』日本経済新聞出版社
- 森川正之（2020）『新型コロナと在宅勤務の生産性：企業サーベイに基づく概観』RIETI Policy Discussion Paper Series 20-J-041 経済産業研究所
- Amiti, M. and B.S. Javorcik (2008) “Trade Costs and Location of Foreign Firms in China,” *Journal of Development Economics*, Vol. 85(1-2), pp. 129-149.
- Cheng, L. and H. Kierzkowski (2001) *Global production and trade in East Asia*, Kluwer Academic Publishers.
- Kimura, F. and M. Ando (2005) “Two dimensional fragmentation in East Asia: Conceptual framework and empirics,” *International Review of Economics and Finance*, Vol. 14(3), pp. 317-348.
- Melitz, M.J. (2003), “The Impact of Trade on Intra-Industry Reallocations and Aggregate Industry Productivity,” *Econometrica*, 71(6), pp.1695-1725.
- Fujita, M. and N. Hamaguchi (2014) “Supply Chain Internationalization in East Asia: Inclusiveness and risks” *RIETI Policy Discussion Paper Series* 14-E-066
- WTO (2019) *Global Value Chain Development Report 2019 : Technological Innovation, Supply Chain Trade, and Workers in a Globalized World*, World Trade Organization.

【参考資料】

- 井尻直彦（2020）『RIIT リポート No.1「ウィルスによる世界の分断 - 新型ウィルス（COVID-19）の国際貿易への影響」 https://note.com/riit_naonijiri/n/nee1300b51a18（令和2年7月26日最終閲覧）』
- カシオ計算機株式会社『2021年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）』
https://www.casio.co.jp/media/jp_ja/ir/results/202011_219/tanshin21_2nd.pdf（令和2年

12月3日最終閲覧)

河原塚 英信 (2015)『扇風機概念を変えた「GreenFan Japan」の製造過程をすべて見た!』家電 Watch
<https://kaden.watch.impress.co.jp/docs/news/699547.html> (令和3年1月30日最終閲覧)

隈研吾 (2020)『大箱の超高層都市は終わり自然との一体型へ変わる』週刊東洋経済7月4号 pp.78-79

東京都福祉保健局 HP『新型コロナウイルス感染症について』 <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/shingatakorona.html> (令和2年6月27日最終閲覧)

ドコモ『ドコモの5G研究開発』 <https://www.nttdocomo.co.jp/biz/special/5g/>
 (令和2年7月12日最終閲覧)

日本経済新聞 (令和2年5月3日)『従業員を業種越えシェア 企業、協力して雇用下支え』
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO58770950T00C20A5MM8000/> (令和2年7月5日最終閲覧)

日本経済新聞 (令和2年5月21日)『新型コロナ、各国で異なる「出口戦略」 4つの方向性』
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO59366840R20C20A5000000/> (令和2年6月27日最終閲覧)

日本経済新聞 (令和2年6月26日)『テキサス州、経済再開を中断 全米の感染4万人』
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO60820570W0A620C2I00000/> (令和2年6月27日最終閲覧)

日本経済新聞 (令和2年5月3日)『供給網の国内回帰を支援 グローバル展開の深化も課題点検 急造経済対策(1)』 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO58765520S0A500C2SHA000/> (令和2年7月4日最終閲覧)

日本経済新聞 (令和2年7月5日)『在宅勤務定着、ニッポンの壁 主要国で最低水準』
<https://r.nikkei.com/article/DGXMZO6117315004072020MM8000?disablepcview=&s=3>
 (令和2年7月5日最終閲覧)

日本経済新聞 (令和2年7月12日)『在遠隔勤務、人材採る機会に 地方・都市圏の境界薄れる』
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO61425240R10C20A7EA5000/> (令和2年7月12日最終閲覧)

日本経済新聞 (令和2年7月13日)『後継者不在の中小企業、民間サイトで情報公開』
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO61468470T10C20A7EE8000/> (令和2年7月13日最終閲覧)

羽田翔 (2020)『新型コロナウイルスが日本の輸送手段の選択に与えた影響：中国のケース』貿易障壁研究所 <https://riit.or.jp/index.php/riit-report/report3/>
 (令和2年7月4日最終閲覧)

村上富美 (2019)『米大研究者が明かすフィジカルインターネットの破壊力』日経ビジネス 9月13日号

BBC ニュースジャパン『【図表で見る】 封鎖される世界 新型ウィルス対策に各地で行動制限』 <https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-52217073> (令和2年6月27日最終閲覧)

DMG 森精機 HP『工作機械とは?』 <https://www.dmgmori.co.jp/corporate/recruit/fresh/company/machinetools.html> (令和2年7月25日最終閲覧)

TOMONARI COTANI『BALMUDA 風を再発明した男』WIRED (2012) Vol. 5
<https://wired.jp/2012/10/23/balmuda/> (令和3年1月30日最終閲覧)

Yves Tiberghien (2020)『世界は第1次世界大戦以来の岐路にある』週刊東洋経済 2020年7月11号 p.26

(受領日：令和2年12月9日)
 (受理日：令和3年1月24日)

大正新教育の象徴とされる教育学術研究大会に関する研究 —参加者の分析を通して—

古 賀 徹

はじめに

本稿は、大正新教育（「自由教育」とも称される）に関する研究の一部である。大正期から昭和初期において欧米諸国の教育理論や教育実践が紹介・受容される形でこの運動が展開されていった。そこでは、ジョン・デューイ（John Dewey）やドクロリー（Jean-Ovide Decroly）らの教育思想を基にする実践が師範学校附属小学校や私立学校（新学校）を中心として行われ、その実践校への視察や各種の教育雑誌・書籍への記事の掲載によって、この運動が全国へと広まっていったとされている。筆者は、この大正期に「新教育」と評価される新しい教育実践を展開する上で、それを可能とすることに影響を与えたであろう教育環境や時代的・社会的な状況を明らかにすることを目的として研究を進めてきている。この新教育全般に関する先行研究の整理や通説と新設の位置づけについては拙稿で既にまとめているので省略したい¹。

本稿では、1921（大正10）年8月に大日本学術協会が主催となって開催された「教育学術研究大会」について考察する。この研究大会は（いわゆる）「八大教育主張講演会」として、日本教育史のテキストでは必ず叙述されているように新教育を象徴する出来事の一つとして位置付けられている。そこでは、及川平治、稲毛金七、樋口長市、手塚岸衛、片上伸、千葉命吉、河野清丸、小原（鯨坂）國芳の8人が8月1日以降それぞれ1日ずつ登壇し、教育論の講演とともに参加者を交えての質疑が行われ、連日盛況であったことが紹介されている。しかし、テキスト等では8人の演題とその開催が記されるのみで詳細までは論じられていない。「大正期の教育思潮」をイメージさせるコンテンツとして紹介されるのみであり、教育史研究として評価する試みは橋本美保による2015年の論文²まで存在しなかった。

橋本美保「八大教育主張講演会の教育史的意義」では主催者側の記録、各種教育雑誌記事や関係者の回想録を用いることで多くの史実が明らかにされている。例えばこのイベントが当時の教育ジャーナリズムにどのように受け取られていたのかという評価の問題や、この8人の人選と選定の交渉の経緯や広告等の準備作業についても論じられている。また当時の、他の夏期講習会など同様の教員研修の機会についても比較対照することで、この「教育学術研究大会」の意義について評価が行われている点でも意義深い。同氏（橋本）による論考としては他にも田中智志との共編著『大正新教

育の思想 生命の躍動』³（2015年）もあり、教育学・思想研究の視点から分析が加えられている。また橋本の監修によって新教育に関する史料として復刻された『文献資料集成 大正新教育』第Ⅰ期～第Ⅲ期の全20冊が日本図書センターから刊行（2016－2017年）されている。

本稿では、この『文献資料集成 大正新教育』第Ⅰ期所収の史料を活用させていただくことで、「教育学術研究大会」に参加した者（聴衆）の分析を中心に論述を進めていく。この点についても前掲・橋本論文では「教育学術研究大会々員」という主催者側が発表した「2060名の府県別一覧」について言及されている。そして、『文献資料集成 大正新教育』第Ⅰ期1巻には「会員氏名」として名簿が所収されている⁴。本稿では、この史料に収載された参加者の名簿を整理することで「教育学術研究大会」参加者がどのような人物であったのか等について考察を進める。

1. 会員名簿の整理（どこから、何人が参加したのか）

橋本監修により復刻された史料『文献資料集成 大正新教育』第Ⅰ期の1巻には、雑誌『教育学術界』第43巻第5号・1921年8月（719－738頁）に掲載された「大日本学術協会主催「教育学術研究大会」会員氏名（大正十年自八月一日至八月八日）」と、同第43巻第6号・1921年9月（839－840頁）「大日本学術協会主催「教育学術研究大会」会員名簿補遺」という会員（参加者）名簿が付されている。前者（会員氏名）が『文献資料集成 大正新教育』1巻の493ページから508ページまでに「男子の部」1203人、「女子の部」115人、「番外の部」として445人の名簿となっている。「七月十七日調査以下次号発表」と記され閉じられている⁵。後者（会員名簿補遺）は同書1巻の511ページから512ページまでに、「男子の部」1204番目（1人）、「女子の部」5人、「番外の部」として446番から736番までと33番として1人が記されている。この33番「武富廣光」「熊本県」を加えると番外は737人ということになる（後述するが33番「亀田」との重複があるとすれば736人と数えることもできる）。ちなみに、この「番外の部」には157番「愛岡県 星野慶三郎」（愛知、愛媛、福岡か確定できない）という誤植と、429番「森田明治」の都道府県名が空欄という脱漏があり、この2人は次の表1では「不明」として計上しておいた。

（1）データベースの作成

本研究における第一の作業としてこの全データを入力して整理を行った。「男子の部＋補遺（1名）」が合計1204人。「女子の部＋補遺」120人。「番外＋補遺」が737人。合計で2061人となる。この人員を「府県・地域」、「氏名」、名簿に付された「番号」、「性別」を入力してデータベースを作成した。

以上のデータを各都道府県別に整理すると表1のようになる。

表 1. 教育学術研究大会参加者数、都道府県等別のデータ

都道府県	男子の部 + 補遺	女子の部 + 補遺	番外 + 補遺	合計
北海道	35	13 + 2 (15)	15 + 15 (30)	80
青森	9	0	4 + 2 (6)	15
岩手	20	0	5 + 2 (7)	27
秋田	22	2	6 + 4 (10)	34
宮城	32	2	7 + 2 (9)	43
山形	13	2	9 + 3 (12)	27
福島	6	5	1 + 4 (5)	16
群馬	43	2	11 + 5 (16)	61
栃木	2	0	5 + 2 (7)	9
茨城	9	0	7 + 5 (12)	21
埼玉	22	2	3 + 7 (10)	34
千葉	37 + 1 (38)	1	10 + 11 (21)	60
神奈川	122	13 + 1 (14)	20 + 4 (24)	160
東京府*	15	2	8 + 8 (16)	33
東京市*	11	6	4 + 11 (15)	32
新潟	30	0	3 + 5 (8)	38
長野	8	0	3 + 2 (5)	13
山梨	16	1 + 1 (2)	2 + 2 (4)	22
富山	7	0	4 + 4 (8)	15
石川	4	0	2	6
福井	34	5	3 + 3 (6)	45
静岡	55	0	11 + 14 (25)	80
愛知	45	0	19 + 7 (26)	71
岐阜	29	0	11 + 1 (12)	41
三重	59	9	15 + 7 (22)	90
滋賀	37	1	5 + 17 (22)	60
京都	28	4	8 + 3 (11)	43
奈良	13	0	11 + 7 (18)	31
和歌山	20	4	4 + 2 (6)	30
大阪	20	0	4 + 11 (15)	35
兵庫	48	3	31 + 8 (39)	90
岡山	19	0	14 + 9 (23)	42
広島	39	1	7 + 6 (13)	53
山口	43	4	23 + 3 (26)	73
鳥取	11	0	6	17
島根	16	6	10 + 1 (11)	33
香川	25	2 + 1 (3)	18 + 5 (23)	51

徳島	3	0	1 + 4 (5)	8
高知	10	2	2 + 3 (5)	17
愛媛	27	2	8 + 6 (14)	43
福岡	28	7	39 + 12 (51)	86
佐賀	7	0	7	14
大分	17	1	16 + 7 (23)	41
長崎	11	0	2 + 11 (13)	24
熊本	30	6	14 + 15 (29)	65
宮崎	9	0	3 + 3 (6)	15
鹿児島	19	4	14 + 9 (23)	46
沖縄	0	0	1	1
奉天	0	0	1	1
関東州	0	0	1	1
南満州	2	0	1	3
樺太	3	1	0	4
浦鹽斯徳	1	0	0	1
朝鮮	15	0	7 + 9 (16)	31
蓋平	0	0	1	1
遼陽	1	0	0	1
上海	1	0	0	1
青島	0	0	1	1
支那	0	0	1	1
中華民国	2	0	0	2
台湾	13	2	1 + 4 (5)	20
※不明	13		2	2
合計	1204	120	737	2061

〔筆者作成〕

北海道からは80人の参加があった。東北地方（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島）からは計162人。関東地方（群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、神奈川、東京）からの参加者は合計410人で、うち東京府と東京市は別にカウントされているが合計は65人である。以下、甲信越地方（新潟、長野、山梨）合計73人。北陸地方（富山、石川、福井）合計66人。東海地方（静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀）合計342人。近畿地方（京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫）合計229人。中国地方（岡山、広島、山口、鳥取、島根）合計218人。四国地方（香川、徳島、高知、愛媛）合計119人。九州地方（福岡、佐賀、大分、長崎、熊本、宮崎、鹿児島）・沖縄では合計292人となっている。海外（奉天、関東州、南満州、樺太、浦鹽斯徳〔ウラジオストク〕、朝鮮、蓋平、遼陽、上海、青島、支那、中華民国、台湾）からの参加は合計68人となる。不明の2人を加えて、総合計2061人となる。

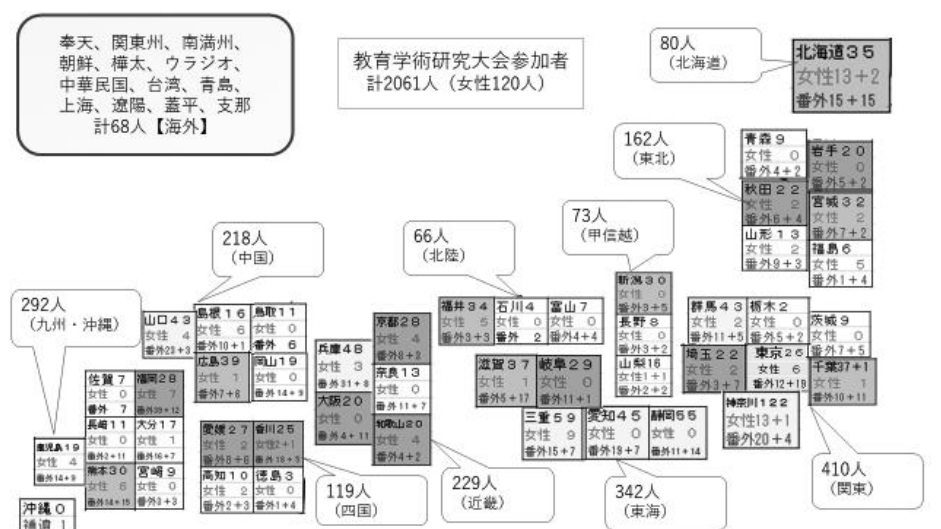
(2) どこの地域からの参加者が多かったのか

橋本「八大教育主張講演会の教育史的意義」では、「会員数が多い上5県」として神奈川県、三重県、兵庫県、福岡県、北海道庁と数値が『教育学術界』の記載から紹介されている。本稿で作成したデータベースも橋本監修『文献資料集成 大正新教育』に所収された『教育学術界』第43巻(5号・6号)から入力したものであるが、同じ雑誌に残されたデータながら若干の違いがある。もちろん当時の記録であり、名簿が誤っている可能性もあるのをお断りしておきたい。

最多は神奈川県で160人、次が三重県と兵庫県のそれぞれ90人となる。それに次ぐのが福岡県の86人、あとは静岡県と北海道が80人、山口県(73人)、愛知県(71人)と続いている⁶。

以上のデータを地図のように配置して次の図表として示す。

図表 1. 教育学術研究大会参加者



[筆者作成]

どのようにして参加したのかについて、橋本論文では「当時の宿泊を伴う夏期大学や温泉地での学会などが度々行われていた」ことも注記⁷に記されている。これを「大正時代に国鉄の路線がほぼ全国的な鉄道網を完成した」ことによるとツーリズムに関する研究を引いて指摘している。教育論や教育実践も「教育の情報・メディア」であると考え、この情報のネットワーク化が進むという視点は重要な指摘である。ただし、現在に比べれば、まだまだ時間と距離という点では困難があった。この研究大会より後の1926(大正15)年に全国主要幹線網の完成に伴うダイヤ改正が行われているが、この時点で、東京ー札幌間の到達時分が32時間36分、青森で17時間25分、

新潟から11時間15分、金沢（石川）から13時間39分、大阪からは11時間、高松から20時間50分、福岡から25時間44分かかっていた⁸。この時間と距離をクリアし、さらに8日間の滞在費と参加費用（3円）を負担することができて、この研究大会に参加することが可能となる。第一次世界大戦の好況の反動として1919（大正8）年前後からは深刻な反動不況がみられる中で、この金額を工面することができること。同年7月の時刻改正によって全国で長距離旅客列車が増発されるようになっていたので、この交通網を利用して、自ら望んで全国各地から参加者が押しかけたということになる。

「八大教育主張」の登壇者の一人である小原國芳も『八大教育主張 教育の名著』（1976年）に寄せた「復刻に際して」の中で、次のように記している。「大正十年八月一日から八日間。大会は東京高等師範学校講堂を会場として行われた。集るもの恐らく四千名を越えたらう。大講堂ミッシリ。廊下もびっしり。窓も鈴なり。熱狂そのものだった。ホントに湧き立った。」⁹と大衆が押しかけたと記し、その聴衆については「考えてみると、八人もえなかったが、大正の教師たちは真剣だった。特に、小学校教師は！ みな、身銭を切って、全国から集まったのだった。」と記していた。ちなみに小原自身も、壱岐の島に滞在していたところからかけつけたという。「十八トンの小船を雇って玄界灘を乗り切り、博多から汽車に、山陽線、東海道線に乗りついで、代々木のわが家についてみると、妻は今日明日のお産らしい。夜になると、いよいよ、お腹が痛む。一晩中、これでも看病。翌朝、早々、牛込の吉岡病院へ。そして私は大塚の東京高師へ」とその移動経路について記されている¹⁰。

（3）名簿外の参加者の存在

データベース上で「参加者がどのような人物であったのか」をできるだけ特定できるよう試みるために、当時（同時期）の教育実践関係の著名な人物名を入力して、名簿と重複するかどうかを確認することとした。これが第二の作業である。

その前にまず、『教育学術界』第44巻第1号（1921年10月）に掲載された「討議」に参加し質疑の発言をした者が、「会員」として名簿にいたのかどうか。入力してデータベースと照合を行った。討議への参加者（質疑やコメントをした者）は表2のとおりである。

表 2. 討議への参加者

1. 〔及川平治〕 ①田淵巖、②瀬川三郎、③渡邊政盛、④齋藤栄治	2. 〔稲毛金七〕 ①鈴木徳成、②宮部次郎吉、③坂本衆平、④下中彌三郎、⑤田淵巖、⑥日田権一、⑦瀬川頼太郎、⑧齋藤栄治	3. 〔樋口長市〕 ①渡邊八十一、②松徳三郎、③辻登施夫、④佐藤武、⑤大塚常太郎、⑥瀬川三部、⑦渡邊政盛、⑧菊地武庭	4. 〔手塚岸衛〕 ①瀬川勝利、②小林古蹊、③河内繁郎、④野々村運市 ¹¹ 、⑤田淵巖、⑥辻登施夫、⑦腰越亨、⑧猿田実
5. 〔片上伸〕 ①鍵山茂樹、②山岸秀夫	6. 〔千葉命吉〕 ①西宮秀一、②丸山林平、③渡邊政盛、④益永政彦、⑤田淵巖、⑥上原社郎、⑦小林壽、⑧菊地武庭、⑨北野弘樹、⑩腰越亨、⑪村上義雄、⑫富永栄蔵、⑬土屋俊治郎、⑭曾根川千治郎、⑮齋藤栄治	7. 〔河野清丸〕 ①渡邊政盛、②田淵巖、③長谷川安一	8. 〔小原國芳〕 ①鍵山茂樹、②満武友治、③腰越亨、④富永栄蔵、⑤梅津錦一、⑥猿木與平、⑦小島牧治、⑧渡邊政盛

〔筆者作成〕

最も多く討議に参加したのは、田淵巖と渡邊政盛の5回、次が腰越亨と齋藤栄治の3回となる。他に複数回(2回)討論の場に立ったのは、鍵山茂樹、菊地武庭、富永栄蔵、辻登施夫、そして瀬川三郎(樋口の回で瀬川三部とあるのは間違いか)となる。

表2の質問者のうち、データベース(名簿)に記載されている者は、上原社郎、梅津錦一、大塚常太郎、鍵山茂樹、河内繁郎、菊地武庭、北野弘樹、腰越亨、小島牧治、小林壽、小林古蹊、坂本衆平(象平か)、猿木與平、猿田実、鈴木徳成、曾根川千治郎、田淵巖、辻登施夫、土屋俊治郎(俊次郎か)、富永栄蔵、西宮秀一、長谷川安一、益永政彦、松徳三郎、満武友治(友次か)、村上義雄、山岸秀夫、渡邊八十一の28人となる。

参加者名簿にはいないが討議に参加している者が11人いる。齋藤栄治、佐藤武、下中彌三郎、瀬川勝利、瀬川三郎、瀬川頼太郎、野々村運市、日田権一、丸山林平、宮部次郎吉、渡邊政盛である。この11人を加えると、少なくとも2072人の参加者がいたことになる。彼らがなぜ名簿に載せられていないのかは不明である。もっとも主催者である尼子止や、司会者として招かれた大瀬甚太郎、吉田熊次、春山作樹、小林澄兄、入沢宗寿、阿部重孝、松原一彦も何日か参加していたことになるが名簿には載せられていない。司会者については招待者として扱われたとも考えられるが、討議に参加して発言を行い、また複数回の質疑を行っている者(渡邊政盛が5回、齋藤栄治が3回、瀬川三郎が2回)もいた。

第二の作業では、この討議に参加した者に加えて、この当時の教育実践家、教育ジャーナリズムで著名な人物等も名簿を作成し、その雑誌名や学校名のデータを入力

したものを「データベース」に加え、並べ替えを行い照合するという作業も行っている。文献としては、木戸若雄『大正時代の教育ジャーナリズム』（1985年）、教育ジャーナリズム史研究会（編）『教育関係雑誌目次集成』（1986年～）、橋本美保・遠座知恵（編）『大正新教育 学級・学校経営（重要文献選）』（2020年）を選択し、教育関係者のリストを作成した。これにより、参加者のうち何名かは教育ジャーナリズムの一人として様々な雑誌媒体に教育実践や教育理論について発信している人物であると照合することができた。この討議に参加した人物で名簿にはないメンバーの中でいえば、齋藤栄治、佐藤武、下中彌三郎、瀬川頼太郎、野々村運市、日田権一、丸山林平、渡邊政盛は各媒体に記事・論文を発表していることで著名な人物ということになる¹²。

（4）名簿で行う分析の限界

「会員名簿補遺」で大塚安記（熊本県）は459番と716番として重複している。同一名異人の可能性もあるが、名簿が間違っていることもあり得る。また「男子の部」528番の小川常太郎（滋賀県）と「番外の部」408番の小川常太郎（静岡県）は名簿記載の間違いや重複もあり得るが地域が異なることから同姓同名の異人とも考えられる。このパターンでは「男子の部」242番の加藤英一（愛知県）、「番外の部」341番の加藤英一（島根県）もある。

また「番外の部」の33番に亀田薫（神奈川県）がいて、補遺で117番に「亀田薫（神奈川県）」とあるが、これは前掲「会員名簿補遺」に「33番」として「武富廣光（熊本県）」があげられていたことが訂正にあたるものと理解することもできる。すると重複分を除き、「番外の部」は736人ということになる。

以上のように、この名簿が完璧に正しいものであるとも言い切れない点において、本研究には限界がある。今後さらに同時期の教育者に関する情報を入力してデータベース上で照合を進めていく中で、様々な検証を試みていきたい。

2. 「教育学術研究大会」に関する評価

「教育学術研究大会」については、既に橋本の研究によりその教育史的な評価が行われている。また橋本は「より教育学的な視点からそれを捉えようとするならば、何よりも当時の教師とその教育実践にとって八大教育主張講演会とは何だったのかが問い直されなければならないだろう」と問題提起されている。そして、その「思想的な意義や、それが教師の実践思想の形成や実践改革に及ぼした影響について検討を進める必要がある」として、（おそらく）その観点のもと橋本・田中編著『大正新教育の思想 生命の躍動』（2015年）が編まれている。さらには研究界へも貢献するものとして資料の復刻を進めて『文献資料集成 大正新教育』が刊行されることとなった。

本稿では、「参加者の分析を通して」とサブタイトルに記したように、この1921年の「教育学術研究大会」（いわゆる「八大教育主張講演会」）が何であったのかということを、「誰が、何のために参加したのか」という点から迫るアプローチをとっている。そして、後進のためという意味ももつ復刻資料（『文献資料集成 大正新教育』）を活用させていただいた。

研究の第1の作業として、史料に収載された名簿のデータ入力（デジタル化）を実施した。これを基礎データとすることで「どこから、何人が来たのか」ということが明確になる。第二の作業として、同時代における「教育実践に関する著述を記した者」のデータを作成し、その照合の作業を行う。「誰であったのか」を明確にするための作業である。ただし、今後の研究においては、資料批判・検討をさらに深めていくことと、対照するデータをさらに広めていくこと（地方史研究レベルの名簿調査も必要と考えている）が必要となると考えている。この点は本研究の課題として残されている。

なお、橋本監修の史料（『文献資料集成 大正新教育』）についていえば、本稿において筆者はまだ名簿についてしか使用していない。この史料集は、研究者によってさらに注目されるべき、活用されるべき貴重なものである。

さて、この「教育学術研究大会」に参加した者は誰であったのか。あるいは何のために来たのか。前掲の小原國芳が証言したように「大正の教師たち」「特に、小学校教師」が多くを占めたのだと考えられる。また、数多くの教育実践家として教育雑誌（ジャーナル）に寄稿していた人物（教師）たちも参加して、討議の場で講師と討論が行われた。主催者である大日本学術協会の尼子止は、参加者募集に関する告知として「広告は全国の小学校中学校に配った」¹³とし、聴講料は一人3円で、2000人程度の参加者があったので6000円程度の収入があったということと、8人の講師への講師料は100円であったと述べている¹⁴。

この「教育学術研究大会」は当日（8日間）だけのものではなく、主催者尼子の思惑もあってか、出版物としてまとめられたことがその後の評価に大きく影響を及ぼしたと思われる。尼子は、講演は速記させていて、これを非売品の単行本としてまとめて「実費を以て会員並に最初の申込者でこちらから謝絶したものの合計三千人に配布した」「一冊一回五十銭位だった」という¹⁵。これを増刷して「一般出版物とし、定価三円で売出した」がそれでも「十二版を重ね、一万二千部を売出した」¹⁶という。さらには尼子によって『八大教育批判』も編まれ、8日間だけのイベントに終わらせず、討論・討議の形式に巻き込む形にすることでムーブメントとすることができたのではないか。尼子は、この「教育学術研究大会」を企画する際に、従来の研修等が一方的に話を聴くだけに終始することを批判して、疑問点を質問し、意見や批判も遠慮なく時間を用意すると構想した¹⁷と記している。その討議の時間に質問に立った者のうち、11人は会員名簿にはなく、本稿でも確認したようにそのうちの8人は著名な教育実

実践家であった。彼らを討論者として声をかけ、招いたのも尼子であったのではないかと想像することもできる。「八大教育主張」に（おそらく）主体的に参加し、主張をきき、討論に参加し、あるいはその討議をきいて考える。またその後に出版物で、その主張について往復を読み、考える。当時の教師（参加者）はこのようにして「新教育」の一つの形に触れて、それを糧としていったのであろうか。この答えに迫るためには、さらに同時期の研修や同種の研究集会の情報を分析する必要がある。

注

- 1 「公立校における新教育の実践事例—金子淳一（滝野川小学校）の理科教育—」『教師教育と実践知』第5号（日本大学文理学部教職センター、2020年）では、通説が私立の新学校や師範学校附属小学校といった実験校を中心とする実践に限られ、1920年代後半には縮小してその姿を消すことになったとされてきたことに対しての新説を提起している。
- 2 橋本美保「八大教育主張講演会の教育史的意義」『東京学芸大学紀要 総合教育科学系Ⅰ』第66集（55～66ページ、2015年）
- 3 橋本・田中編著『大正新教育の思想 生命の躍動』（東信堂、2015年）所収の「第5章 八大教育主張の教育理念—愛に連なる生命」（橋本・田中共著）以降、各章で各執筆者により及川、稲毛、樋口、手塚、千葉、河野、小原の教育論に関する論述が掲載されている。
- 4 『文献資料集成 大正新教育』第Ⅰ期1巻、493～512ページ。
- 5 「番外」とは追加募集の形で会員（参加者）として認められた者である。参加希望者が予想していたよりも多くなり、このような対応をしたと記されている。
- 6 前掲橋本論文（59ページ）では、「神奈川県 158人、三重県 91人、兵庫県 91人、福岡県 85人、北海道庁 80人」となっている。
- 7 同上（63ページ）の註35。
- 8 日本国有鉄道『国鉄歴史事典』（日本国有鉄道百年史別巻、1973年）35ページ。
- 9 小原國芳ほか『八大教育主張 教育の名著』（玉川大学出版部、1976年）の4ページとなるが、この文献も橋本監修『文献資料集成 大正新教育』（第Ⅰ期2巻、550ページ）による。
- 10 同上・玉川、6ページ（『文献資料集成 大正新教育』第Ⅰ期2巻、552ページ）。
- 11 野々村運市は当日ではなく、後日、別に寄稿という形式をとっている。
- 12 討論に参加した者以外の一般参加者の中でも、おそらく水木梢（嶽龍）や廣瀬清、山崎博など教育ジャーナリズムや教育実践の世界で有名な人名との一致がみられた。
- 13 尼子止「その頃のこと 八大教育主張の講習会」（『教育の世紀』第6巻第1号、1928年、99ページ）。この文献も橋本監修『文献資料集成 大正新教育』（第Ⅰ期2巻、503ページ）による。
- 14 同上（尼子、101ページ）、『文献資料集成 大正新教育』2巻、505ページ。
- 15 同上（同ページ）。
- 16 同上（同ページ）。
- 17 同上（99ページ）。

シスターフッドの諸問題と可能性

中 澤 瞳

はじめに：いま再びのシスターフッド

1946年創立のフランスのファッションブランド、ディオール Dior で、2016年に女性として初めてアーティスティックディレクターに就任したマリア・グラツィア・キウリは、デビューとなる2017年春夏のコレクションで「We should all be feminists わたしたちはみなフェミニストであるべきだ」⁽¹⁾という文言をプリントしたTシャツを発表し、反響を呼んだ。翌年、アクティビスト・デザイナーと呼ばれるようになったキウリは、女性美術史家リンダ・ノックリンの1971年の論題「Why have there been no great women artists? なぜこれまで偉大な女性芸術家はいなかったのか？」をTシャツにプリントし、再び話題を呼んだ。続く2019年、キウリがコレクションのスローガンとして選び、Tシャツにプリントしたのは「sisterhood is powerful 女性同士の連帯は力強い」と「sisterhood is global 女性同士の連帯はグローバルである」という文言だった⁽²⁾。

sisterhood is powerful と sisterhood is global という文言は、ロビン・モーガンが1970年に編纂した有名なアンソロジー集の題名に由来する⁽³⁾。シスターフッドとは「家族の姉妹関係や緊密な女性の組織、特に宗教的な組織を意味することば」であり、「女性同士の連帯というのが意味的にはもっとも近いが、厳密には女性の姉妹的結びつきという意味」をもつ言葉である⁽⁴⁾。このシスターフッドという理念が、第一波、第二波フェミニズムを支えた、女性解放のための組織づくりや運動のキーワードとなり、日本においても1970年代以降の女性運動や女性学研究の中で重要な役回りを果たしたのはよく知られている⁽⁵⁾。シスターフッドは、「抑圧された者としての女性」たちが結束し、性差別や男性支配に挑み、改革する力を持つことができるという考え方なのである。

しかし、1980年代に入ると、女性同士の連帯という考え方には、女性間の差異の抹消や排除の論理が含まれているという厳しい批判にさらされ、かつての勢いは無くなってしまったと言われて久しかった⁽⁶⁾。

それにもかかわらず、ここにきて再びこの語が積極的に取り上げられたのには、日本も含めて、世界的に盛り上がりを見せるフェミニズム運動が関係している。清水晶子は『ハーバーズ・バザー』のフェミニズム特集号への寄稿文をこう書き起こしている⁽⁷⁾。

フェミニズムが戻ってきた。欧米でそう言われるようになって数年が経つ。ビヨンセやエマ・ワトソンといったセレブリティがフェミニストを名乗り、ポップなエンパワメント系からガチなアクティヴィズム系までフェミニズムサイトが続々と誕生し、今やフェミニズムはちょっとしたブームだ⁽⁸⁾。

清水が指摘するように、実際、フェミニズムがちょっとしたブームのようなものになっているのは、#MeToo 運動（セクハラや性的暴行の告発運動）、#KuToo 運動（職場におけるパンプス・ヒール着用の強制への反対運動）などの拡がりを見ても明らかだ。SNS 上で、また現実の世界で、被害を受けた、また現に受けている女性同士が連帯し、異議申し立てを行い、抵抗運動を行っている。運動に接した人の中には、当事者の一人として繋がっていく人たちがいる。あるいはまた、当事者として同じ出来事を経験してはいなくても、そこにつながっていく人たちもいるだろう。

#MeToo や、#KuToo を通じて、さまざまな人たちがつながっていくことができる一つの要因として、「同じ抑圧」に苦しむ他者への共感が考えられる。#MeToo や、#KuToo の場合、「女性」であるがゆえに直面する問題を共有し、痛みを分有した女性同士が連帯することによって、一人では到底立ち向う勇気の出ない、大きな問題にも立ち向かっていくことができていると考えられる。これはまさにシスターフッドのおかげだろう。報道によれば、#MeToo 運動の発端にあった、ハリウッド映画界の大物プロデューサー、ハーベイ・ワインスタインに対する告発運動は結実し、2020 年 2 月 24 日、ニューヨークの裁判所の陪審がワインスタインに対し、女性 2 人への性的暴行の罪などで有罪判決を出した。「同じ抑圧」に苦しむ、「同じ女性」としての共感にもとづく連帯が、現実を変えたことの証左であり、シスターフッドの力強さの一端がここに現われているだろう。

しかし、フェミニズムの歴史は、シスターフッドがいくつもの問題点を含むことを示している。したがって、いま再びシスターフッドという語に肯定的な意味を持たせるのであれば、過去の指摘を踏まえたうえで、連帯はいかにして可能なのかという問題について改めて考える必要があるだろう。たとえ、結果として、現実を変える力があり、それを目の当たりにしたとしても、単に素朴にシスターフッドの理念の実行力を信じるだけでは不十分で、いかにして連帯は可能になったのかということを考えなければ、ありもしない絆にもとづいたシスターフッドを作り出してしまうことが別の機会に起こりうるからである。

シスターフッドについて改めて考えるにあたって、まずはシスターフッドの由来を捉えておくべきだろう。さらに、これまで提起されてきたシスターフッドの問題点を抑えておく必要もあるだろう。本稿ではこの 2 点をまとめ、今後シスターフッドをさらに考えていくための予備的考察としたい。

1 シスターフッドとはなにか

シスターフッドとは、共通の抑圧に置かれていることを共有することで、女性たちが連帯することを意味する。「女性同士の連帯は重要だと気づいていても、男性中心主義的な社会にあって、女性は男性のために互いに競い合い、裏切るような状況におかれているので、女性同士の連帯はある種の反抗的行為になるが、それを超えて女性たちが連携することにより、男性中心主義の制度に挑戦する力を持つ」⁽⁹⁾と考えられた。

シスターフッドという言葉の使用は、キャシー・サラチャイルドの「sisterhood is powerful」が最初と言われている。サラチャイルドは、ニューヨーク・ラディカル・ウイメン（New York Radical Women）創設時の主要メンバーの一人である。ニューヨーク・ラディカル・ウイメンは、1967年にパム・アレンとシュラミス・ファイアーストーンにより結成された、ラディカル・フェミニズムのグループで、サラチャイルドの他に、ロビン・モーガン、ケイト・ミレット、エレン・ウィルズ、キャロル・ハニッシュなどが主要なメンバーとして名を連ねていた。

1968年1月15日、ワシントン D.C.において、女性平和運動家ジャネット・ランキンを先頭に据えたベトナム戦争反対行進が行われた。リベラル・フェミニスト、ラディカル・フェミニストを含め5000名程が参加した行進だが、栗原涼子によると、ニューヨーク・ラディカル・ウイメンは、シカゴのラディカル・フェミニストたちとともに、この平和行進のリベラルな性格を批判した。なぜなら、女性初の行進が平和運動のための行進では、女性解放の視点が見失われるのみならず、伝統的な女性らしさ（弱さと政治的無能力と涙に象徴される銃後の女性らしさ）を再強化するからである⁽¹⁰⁾。代わって、ニューヨーク・ラディカル・ウイメンは、アーリントン墓地で、伝統的な女性らしさを葬る行進を行った。このデモで配られたフライヤーに、シスターフッドの語が使用されたようである⁽¹¹⁾。栗原の指摘によれば、「ランキン平和行進は女性たちを繋ぐ役割を果たしたが、ラディカル・フェミニスト対平和運動家の女性という対立の構図が生まれた」⁽¹²⁾。この指摘をもとにすると、シスターフッドという語が登場した背景には、すでに女性間の差異が問題として含まれていたとみることができる。

シスターフッドの普及、拡大に大きな役割を果たしたのは、ニューヨーク・ラディカル・ウイメン創設時のメンバーでもあるロビン・モーガンが1970年に編纂したアンソロジー *Sisterhood is Powerful* である。このアンソロジーは絶頂期にあった第二派フェミニストたちの文章が多数掲載されており、第二派フェミニズム運動の教科書とも言われている。

シスターフッドは、女性解放運動だけではなく、女性史研究の理論的枠組みの形成にも影響を与えていることを有賀夏紀は指摘している⁽¹³⁾。それは領域論と呼ばれる理論的枠組みである。家庭の外を行動領域とする男性に従属し、家庭内での家事・育児が自分の領域となり、そこに閉じ込められた女性たちが、共通の体験や意識を絆にして形成したシスターフッドが、第一波フェミニズムに連なる女性たちの力の源泉となったと領域論は説明した。

以上のように、シスターフッドは第一波、第二派フェミニズムにおいて、女性たちが異議申し立てを行い、連帯し、抵抗運動を行っていくうえで、さらには理論的研究において、重要な役割を果たした。しかし、シスターフッドについての問題点が明らかになっていく。それは一言で言えば、「女性」とは誰のことを指しているのかという問題である。

2 シスターフッドのなにが問題なのか

シスターフッドは、1980年代頃から1990年代にかけて実践、理論の両面において強い批判にさらされるようになる。批判の要点は多岐にわたるが、先に示したように、シスターフッドに向けられた批判は「女性」とは誰のことを指すのかという問題と深くつながっている。堀江有里はこの点を次のように指摘する。

「シスターフッド・イズ・パワフル」というロビン・モーガンの表現は、すでに生成している女性たちの連帯を表象すると同時に、男性中心主義社会への意義申し立てと女性の置かれた抑圧状況からの解放を志向するスローガンとなった。しかし後に、そこに表象される「女性」のあいだには、人種、性的指向、出身地などの差異があり、決して一枚岩では語れない現実から非難されることになった⁽¹⁴⁾。

堀江がまとめているように、シスターフッドの名のもとに示された「女性」には、人種、性的指向、出身地、階級などが考慮されていなかったか、少なくともそうした問題よりも、男性支配による女性の抑圧の問題の方が重要であるという位置づけがあった。

また、人種や階級よりも女性の問題が重視され、その「女性」が暗に「ブルジョワ白人女性」のみを指すことも問題だった。シスターフッドに加えられた批判を以下のように有賀がまとめているが、そのなかに「女性＝白人中産階級女性」を問題にする点を見ることができる。

1990年頃から、シスターフッドは、研究の枠組みとしても、また現実の運動における戦略としても、強い批判を受けるようになったのである。批判はまとめれば次の

二点になる。第一に、この概念は白人中産階級女性の連携を意味するに過ぎないこと。第二には、近代核家族の人間関係の比喩を使っているということである⁽¹⁵⁾。

二つのポイントのうち後者から見てみよう。シスターフッドは「姉妹的結びつき」とも言われるように、母娘関係ではなく、姉妹が強調される。それはフラットな関係を意味するためであるが（他方、母娘関係は階層的）、そもそもここで想定されている家族関係は、愛し合った男女が結婚し、子どもが生まれ、女が子を育て、男が稼ぎをもたらすというモデルである。これは家父長制の核家族モデルであり、女性抑圧の装置のひとつとして考えられているものなので、それを家父長制に反対する女性の連帯のキー概念とするのは矛盾しているというのが批判の核である。

一方、第一の点については、女性間の差異を度外視している点が批判されている。先に、シスターフッドという語の登場した背景に、すでにラディカル・フェミニストの女性と、平和運動家の女性との間の考え方の相違が現れていた点を示したが、女性間の差異とはたとえばこのような政治的ポジションの差異として現れる場合もあるが、有賀がここで指摘しているのは、人種、階級における差異である。つまりシスターフッドでイメージされている女性の姉妹的結びつきは、白人中産階級女性同士の結びつき、もっといえば白人中産階級で、異性愛の女性同士の結びつきであり、そこでは有色人種の女性同士、あるいは白人女性と有色の女性同士の姉妹的結びつきなどはおそらく想定されていないのである。

こうした批判の高まりは、1980年代から1990年代にかけて、従来のフェミニズムが白人中産階級の異性愛女性を暗黙の裡に普遍化したフェミニズムである点が、黒人フェミニズム、第三世界フェミニズム（便宜的で、おおざっぱな括りであるが、主に中東、アジアや中南米出身の女性たちを中心とするフェミニズムを指す）から指摘されたことを背景としている⁽¹⁶⁾。このうち、シスターフッドに痛烈な批判を加えた論者の一人として知られるのが、ベル・フックスである。フックスは、「シスターフッド・イズ・パワフル」が意味するのは、中産階級に属する白人女性同士の連帯は力強いということではなかったと糾弾する。ただし、フックスはこのように言うことでシスターフッド概念を放棄することを推奨しているのではなく、問題点を洗い出し、そのうえで真のシスターフッドを築くべきであると論じている。真のシスターフッドについては最後にとりあげるとして、ここからはフックスを導き手として、シスターフッドがはらむ問題点を見ていきたい。

フックスはまず、次のように示し、シスターフッドが前提としている「共通の抑圧」の想定に目を向けさせる。

ウーマンリブ、つまり女性解放運動によって呼び起こされたシスターフッドという

ビジョンは、共通の抑圧という概念に基づいていた。言うまでもなく、「共通の抑圧」という考えを信奉していることを公言してはばからなかったのは、主にリベラル・フェミニストやラディカル・フェミニストと呼ばれたブルジョワ白人女性たちだけだった⁽¹⁷⁾。

共通の抑圧を想定することは、女性が身を置いている多様で、複雑な現実を画一化するか、曖昧にしてしまう。それは、女性間の差異を捨象することに等しい。白人女性は、白人男性中心主義の社会にあつては抑圧されている。しかし、黒人女性はそのような白人女性による抑圧と（家政婦と女主人の関係など）、白人男性による抑圧と、そして白人男性中心主義の社会の中で人種差別を受けている黒人男性による抑圧を受け、多層的な抑圧を受けていることになる。「同じ女性」とはいえ、置かれている状況があまりに異なるだろう。こうした点を考慮せず、「共通の抑圧」に気を取られてしまえば、差異と、そこにある問題点は抹消されてしまう。

実際、こうした差異を看過し、共通の抑圧を想定した結果、シスターフッドは見限られてしまった。フックスは次のように書いている。「共通の抑圧、共有されたアイデンティティ、そして同一性などといった概念を無理強いされることに激怒した多くの女性がフェミニズム運動を頭から批判し、完全に見捨てた」⁽¹⁸⁾。シスターフッドの呼びかけは、「多くの黒人女性にとって、自分たちのことなど眼中にない運動を援助し、支援せよという命令のようにしか聞こえなかった」⁽¹⁹⁾のである。

フックスにしたがえば、シスターフッドには3つの問題点がある。①女性はみな犠牲者であるという考え方、②内なる性差別主義、③人種差別主義（白人至上主義）である。順に見ていこう。

①の考え方について、これが問題なのは「女性は本当は犠牲者ではない」からでは全くない。そうではなく、女性同士の連帯のために、抑圧による犠牲が根拠とされる点が問題なのである。この問題は②の問題ともつながる。女性を単なる犠牲者としてしまえば、女性自身が無批判に内面化している、内なる性差別の働きに対して鈍感になってしまう。たとえば、「男性の性的対象になることを拒否した女性が、そうはできない女性に対して抱く軽蔑や優越感」、「家事、子育ての価値を低く見積もるように誘導し、職業やキャリアを高く評価する態度」、「フェミニズム運動に参加してこない女性に対する実践家の態度」、「同性愛嫌悪」、「外見による決めつけ」、「多様な性行為を行っている女性たちへの侮蔑的視線」等々、シスターフッドのためにはこうした女性自身の内なる性差別を克服し、女性間の摩擦を乗り越える必要があるが、犠牲者という考え方はこの内なる性差別を覆い隠してしまう可能性がある。

性差別に加えて、③人種差別が女性たちの結束を妨げている別の障壁である。フックスは次のように指摘する。

わたしは、長いこと、白人フェミニストたちが人種の重要性を認めたがらないのを見てきた。彼女たちが、白人至上主義から脱却することを拒否し、人種差別に反対するフェミニズムこそシスターフッドを実現するための唯一の政治的土台であることを確認しようとしないうのを見てきた⁽²⁰⁾。

これまで白人女性、人種問題への関心と呼び掛ける責務を非白人女性に押し付け、自分たちは非白人の女性たちが人種差別について議論しているのにひたすら耳を傾け応答しただけだとフックスは批判する。

なぜフックスは耳を傾けて応答しただけでは不十分だと言うのだろうか。個人的に利するところがなくても、特権的地位や安住の座を捨て、実践的に行動しなければならぬからだろうか。もちろんそれもあるだろう。しかしまだ問題がある。この手掛かりは、白人女性と黒人女性の相互的関係構築のために何が必要かという話の中に見出せる。

フックスは、フェミニズムの分野で黒人女性と良い関係を作り友情を深めている白人女性に、階層的な関係ではなく、相互的な関係を取り結ぶためには何が必要か聞いた話を次のように書いている。

彼女たち〔筆者注 フェミニズムの分野で黒人女性と良い関係を作り友情を深めている白人女性たち〕が強調したのは、自分で自らの人種差別意識と向き合うことで、黒人女性に問責者の役割を求めないということであった。〔中略〕自らの差別性、人種的抑圧の事実を認め、それに自分たちが共犯していること、この人種差別体制の受益者になっていることをしっかり見つめれば見つめるほど、有色人女性たちへの共感はその深さを増していくはずだと彼女は言う⁽²¹⁾。

先ほどの、耳を傾けて応答するだけなのが問題なのは、黒人女性に問責者の役割をさせているからである。黒人女性から問いただされる前に（そもそも、すでに昔から何度も問いただしてきただろう）、自ら行動様式を見つめ直し、内面化された人種差別を洗い出すことが必要なのである。

興味深いのは、内なる人種差別を自覚し、有色人女性たちと相互的な関係を結びやすい傾向がある女性たちは、フックスによると、物質的に恵まれない階層出身者が比較的多いようである。そうだとするならば、さらに考えるべきは階級の問題だろう。実際、フックスは、

シスターフッドを築き上げるために、女性たちは階級的な搾取を批判し、拒絶しなければならない。〔中略〕女性が、アメリカ合衆国における富と資源の再分配の必要性

に目覚め、その目的を達成するために努力をしないかぎり、階級を超えた女性間の絆は決して生まれない⁽²²⁾。

と述べている。「通常」のフェミニズムでは、抑圧の原因が家父長制に求められがちになるが、抑圧は性やジェンダーに関わる抑圧がすべてではないので、ただひとつの抑圧を優先し、他を二次的なものにすることができなくなる。人種、階級による抑圧が女性の生活世界を構成しているのだから、それらの抑圧にも目を向けなければおかしいのである。そうした点に本当に目が向いた時、女性の生きる状況の多様さに気づくことになり、容易に「女性」一般を土台とすることができなくなるのだ。

これに加えて、昨今ではさらに重要な点が指摘されている。それはトランス女性との連帯である。まず田中の指摘を見てみよう。

女性のフェミニストたちは「シスターフッド」という言葉を使う。女性同士、ということが重要なら、MTF でヘテロセクシュアルの人は入っているのだろうか？ MTF でレズビアンの方は？ MTF が「女性」ではない、と言われればそれまでだが、法律上性別変更している人も当然いる。ならばFTM は？ 法律上女性だったり、法律上性別変更していても女性であった歴史をもつ人は？⁽²³⁾

改めて言えば、トランスジェンダーとは、広義には、出生時に割り当てられた性別と違う性別で生活している人を指す⁽²⁴⁾。ここには身体的な性別移行を行うトランスセクシュアルだけではなく、異性装、社会的な性別移行を行うトランスジェンダーも含まれる。なお性同一性障害とは疾患名であり、トランスジェンダー＝性同一性障害とすることは、トランスジェンダーの人々を精神疾患者とみなすことになる。ここでは、精神疾患を問題としているのではないのでこの呼称は用いない。MTF (Male to Female) とは男性から女性へと性別移行したトランスジェンダーであり、FTM (Female to Male) は女性から男性へと性別移行したトランスジェンダーであり、男女のいずれかを選択しない場合はジェンダーキア等と呼ぶ。こうした人々との連帯は、これまでのシスターフッドに含まれていなかった点が批判されているのである。

このようにシスターフッドの問題点を見てくると、「女性」に「共通の抑圧」という考え方のもとではもはや連帯を考えていけないことは明らかだろう。今、再びシスターフッドという語を用いるのであれば、「女性」とは誰のことを指しているのか、「共通の抑圧」とはなにかを考え直すところから始めなければならない、あるいは少なくとも、それについてさまざまな論者が考えてきたことを踏まえなければならないのである。シスターフッドは、共通の抑圧を無条件的に想定することでは成り立ちえず、また内なる性差別、人種差別、そして階級差、女性というカテゴリーに無自覚であっ

ても成り立ち得ない。ファインバーグが指摘しているように、Sisterhood is powerful という文言は、「すべての女性が社会で同じ体験をするのだろうか？何年にもわたって女性運動推進に助力してきた男から女になったトランスセクシュアルの女性はどうなのだろうか？〔中略〕白人女性は、有色人女性とまったく同じ体験をするのだろうか？貧しい女性と裕福な女性は同一の体験をするのだろうか？身障者の女性、シングル・マザー、レズビアン、耳が不自由な女性の体験についてはどうなのだろうか？」⁽²⁵⁾ という問いとセットで考えていかなければならないだろう。

結びにかえて

フェミニズムの歴史は、sisterhood is powerful の実行力を素朴に信じる前に、シスターフッドの中に含まれている「女性」とは誰のことを指しているのかを熟考する必要があることを知らせている。これは、日本という場所でシスターフッドを考える場合でも同様である。フックスらによる問題提起は、非白人であったとしても受け止める必要がある。なぜなら、非白人であっても、白人中産階級女性の価値観、目的を内面化し、それに基づいて、暗に特定の女性を語っている可能性が高いからである。

シスターフッドは容易に語れないし、容易に築かれえない。しかしだからといってシスターフッドそれ自体を手放すことはないし、もちろんフェミニズムそのものを手放す必要もないだろう。

先にも示したが、シスターフッドを人種という観点から痛烈に批判したフックスは、シスターフッドそれ自体の価値を認めていた。フックスは次のように述べている。

連帯を感じるために、女性が差異をなくしてしまう必要はない。また、抑圧をなくすことを目的として対等に闘うために、わたしたち女性が同じ抑圧を共有する必要はない。わたしたちが共に結びつくために、反男性的な感情は必要ない。経験、文化、そして理念に恵まれていればいるほど、わたしたちはそれを互いに共有しなければならない。わたしたち女性は、利害や信念を共有し、シスターとして結びつくことができる。そして、多様性を尊重し、性差別主義的な抑圧をなくすために社会運動として連帯することで、シスターとして結びつくことができる⁽²⁶⁾。

フックスの見解が示しているのは、シスターフッドというものが決して自動的に成り立つものではなく、たとえ同じような状況にいたとしても、相互に分かり合おうとする努力が必要だということである。たとえ同じ民族集団の出身であっても、そこにシスターフッドが築かれるためには努力が必要であるとフックスは指摘している⁽²⁷⁾。

また、ゲイも次のように述べている。

有色人種の女性、クィア的女性、トランスジェンダーの女性たちも、もっとフェミニストの運動に含まれるべきです。大文字のFのフェミニズムは、恥ずかしいことに、これらの集団の女性たちを幾度となく置き去りにしてきました。これは厳しく、胸が痛む事実です。そこで大勢の人々がフェミニズムに抵抗し、運動から距離を置こうとするのです。〔中略〕長年にわたって、私はフェミニズムを、黒人女性であり人生のある時期に自らをクィアと位置づけてきた自分のような人間のためのものではないと決めつけてきました。なぜなら、これまで歴史的にフェミニズムは、異性愛者の白人女性の人生を向上させることに利用されてきたからです。その他すべての人々を犠牲にして。しかし過ちは過ちです。フェミニズムが失敗を重ねてきたからといって、フェミニズムをまるごと忌避すべきだということにはなりません⁽²⁸⁾。

シスターフッドも、そしてそれを生み出したフェミニズムも捨て去る必要はなく、そこにある問題点を見つめ直すことが重要だろう。そして、相互理解としてのシスターフッドを努力して築く必要がある。

ただし、繰り返しになるが、これは容易なことではない。予め用意された「同じ女性」や「共通の抑圧」という土台に依拠することなく、異なる文化を背景に行動する人と自発的、自主的に、相互に理解を深め、連帯しなければならないからである。その方法の一つとして、フックスが示唆したように、自分の経験に正直に向き合い、内なる差別に向き合うというものがあるだろうが、これ自体やはり容易なことではない。内なる差別は、差別一般に対して反対する立場をとる人間の中にも深く巣食うものであり、またそうした人間の方こそが、自らの中に差別意識などあるはずがないと思っている。このことが、かえって自らの内なる差別に気づきにくくさせる。そうした人間は、あるはずがないと思っていた差別意識を外部から指摘されれば、自らが脅かされていると感じるだろう。この自覚を脅威ではなく、必要なものとして受け止めるにはどのようにしたらよいのか、そのうえでどのように克服していくかという点がシスターフッドにおいては問題であろう。この困難さゆえに、たとえそこに現実を変革していく力強さが含まれているとしても、シスターフッドは終わったとみなされることがあるかもしれない。しかし、相互理解という努力のうえに築かれるということを前提とすれば、シスターフッドは終わらない（はず）だと考えたい。

注

- (1) この言葉は、ナイジェリアの女性作家チママンダ・ンゴズィ・アディーチェが、2012年にTEDTalkで行った同名のスピーチに由来する。
- (2) 2019年2月のコレクションは、パリのロダン美術館庭園に開設された特設会場で行われ、その会場にはイタリア人アーティストのトマーゾ・ビンガ（男性だけに与えられ

- た特権を皮肉るために、70年代頃から男性名で活躍したというイタリア人アーティスト)の作品が用いられ話題を呼んだ。
- (3) *Sisterhood is Powerful: An Anthology of Writings from the Women's Liberation Movement*, および 1996 年に出版された続編のアンソロジー *Sisterhood is Global: The International Women's Movement Anthology* のこと。Dior の発売した T シャツには *sisterhood is powerful, sisterhood is global* の文言に添えて図柄がプリントされているが、それは上記のアンソロジーの表紙の図柄と同じものとなっている。
 - (4) 有賀夏紀, 2007「ジェンダーをめぐるキーワード シスターフッド—その意味と限界」『ジェンダー史学』3, p. 69.
 - (5) 有賀夏紀, 2007「ジェンダーをめぐるキーワード シスターフッド—その意味と限界」『ジェンダー史学』3, p. 69.
 - (6) この指摘は、以下の文献等に散見する。フックス(1997), 堀田碧, 1996「『差異』『多様性』と真のシスターフッド—黒人フェミニズム, 第三世界フェミニズムが提起しているもの」『女性学研究』4, pp. 174-175, Kruks, Sonia., 2001, *Phenomenology and Difference: On the Possibility of Feminist "World-Travelling"*, *Retrieving Experience: Subjectivity and Recognition in Feminist Politics*, Cornell Univ Press, p. 153, 水溜真由美, 2004「『シスターフッド』を超えて—リブと田中美津」『社会思想史研究』28, p. 7, 有賀夏紀, 2007「ジェンダーをめぐるキーワード シスターフッド—その意味と限界」『ジェンダー史学』3。
 - (7) 清水晶子, 2017「Where We Are Right Now: 多義的に進化するフェミニズムの現在地」『Harper's BAZAAR』2017 年 6 月号, 2017, Amazon Kindle 版, no. 225。なお、ハーパーズ・バザーとは、1867 年にニューヨークで創刊された影響力のあるファッション雑誌のこと。
 - (8) ビヨンセが、2013 年発表のアルバム『Beyonce』収録の楽曲「***Flawless」内で、チママンダ・ンゴズィ・アディーチェのスピーチ「We should all be feminists」から「成功を目指しなさい。でも成功しすぎではダメ。男が怖気づいてしまう」を含む一節の音源を引用したことが話題を呼んだ。また、Dior が 2017 年に発表した「We should all be feminists」がプリントされた T シャツを着用した女優のナタリー・ポートマンが、同年のウイメンズ・マーチで女性の人権を訴えるスピーチを行ったことが話題となった。
 - (9) タトル, リサ, 渡辺和子監訳, 1998『新版 フェミニズム事典』明石書店, p. 359.
 - (10) 栗原涼子, 2010「ニューヨークにおけるラディカルフェミニズムの運動と思想」『学苑』835 号, p. 77.
 - (11) タトル, リサ, 渡辺和子監訳, 1998『新版 フェミニズム事典』明石書店, p. 359.
 - (12) 栗原涼子, 2010「ニューヨークにおけるラディカルフェミニズムの運動と思想」『学苑』835 号, p. 77.
 - (13) 有賀夏紀, 2007「ジェンダーをめぐるキーワード シスターフッド—その意味と限界」『ジェンダー史学』3, p. 70.
 - (14) なお、引用元になっている堀江有里の論考は、レズビアンという存在について考察したものである。男性で、かつ異性愛者であることが主軸として前提とされる社会にあって、レズビアンは二重に差異をもった性としてみなされる。レズビアンが自分を女性として焦点化して表象した場合（そうでない場合としては、同性愛が焦点化されて表象される）、圧倒的多数が非同性愛者である女性の中にあって、レズビアンは問題意識に相違が生じる場合があり、場合によっては直接排除の対象となるか、あるいは不在のものとなる。ここではシスターフッドに限界が生じる。堀江はシスターフッドの中にある差異を問題にした結果、アドリエヌ・リッチがレズビアン連続体 *lesbian continuum* という概念を提示したと見込む。シスターフッドを考えるうえではこのレズビアン連続体という概念との比較も必要だろう。

- (15) 有賀夏紀, 2007「ジェンダーをめぐるキーワード シスターフッド—その意味と限界」『ジェンダー史学』3, p. 71.
- (16) 堀田の案内によれば、主要な黒人フェミニストとしては、アンジェラ・デイヴィス、グロリア・ジョセフ、バーバラ・スミス、グロリア・ハル、パトリシア・ベル・スコットなどがある。第三世界のフェミニストとしては、ブラティバ・パーマー、チャンドラ・モハンティなどがある。
- (17) フックス, ベル, 野崎佐和・毛塚翠訳, 2017 (2015 年 3 版の訳)『ベル・フックスの「フェミニズム理論」—周辺から中心へ』あけび書房, p. 71.
- (18) フックス, ベル, 野崎佐和・毛塚翠訳, 2017 (2015 年 3 版の訳)『ベル・フックスの「フェミニズム理論」—周辺から中心へ』あけび書房, p. 71.
- (19) フックス, ベル, 野崎佐和・毛塚翠訳, 2017 (2015 年 3 版の訳)『ベル・フックスの「フェミニズム理論」—周辺から中心へ』あけび書房, p. 79.
- (20) フックス, ベル, 堀田碧訳, 2003『フェミニズムはみんなのもの 情熱の政治学』新水社, p. 109.
- (21) フックス, ベル, 里見実・堀田碧・朴和美・吉原令子訳, 1994『とびこえよ、その囲いを』新水社, p. 125.
- (22) フックス, ベル, 野崎佐和・毛塚翠訳, 2017 (2015 年 3 版の訳)『ベル・フックスの「フェミニズム理論」—周辺から中心へ』あけび書房, p. 92.
- (23) 田中玲, 2006『トランスジェンダー・フェミニズム』インパクト出版会, p. 43.
- (24) 三橋順子, 2019「日本のフェミニズムが問われるもの—トランスフォビアの克服とトランス女性との連帯—」『女たちの 21 世紀 = Women's Asia 21』98 号, p. 17.
- (25) ファインバーグ, レスリー, 渡辺佐智江訳, 1998「『女同士の連帯』:それを現実に!」ユリイカ 30 (2), p.210.
- (26) フックス, ベル, 野崎佐和・毛塚翠訳, 2017 (2015 年 3 版の訳)『ベル・フックスの「フェミニズム理論」—周辺から中心へ』あけび書房, p. 100.
- (27) フックス, ベル, 野崎佐和・毛塚翠訳, 2017 (2015 年 3 版の訳)『ベル・フックスの「フェミニズム理論」—周辺から中心へ』あけび書房, p. 91.
- (28) ゲイ, ロクサーヌ, 野中モモ訳, 2017『バッド・フェミニスト』亜紀書房, p. 13.

【参考文献】

- 有賀夏紀, 2007「ジェンダーをめぐるキーワード シスターフッド—その意味と限界」『ジェンダー史学』3, pp. 69-73.
- 岡真理, 2000『彼女の「正しい」名前とは何か 第三世界フェミニズムの思想』青土社
- 栗原涼子, 2010「ニューヨークにおけるラディカルフェミニズムの運動と思想」『学苑』835 号, pp. 76-88.
- ゲイ, ロクサーヌ, 野中モモ訳, 2017『バッド・フェミニスト』亜紀書房
- タトル, リサ, 渡辺和子監訳, 1998『新版 フェミニズム事典』明石書店
- 田中玲, 2006『トランスジェンダー・フェミニズム』インパクト出版会
- 堀田碧, 1996「『差異』『多様性』と真のシスターフッド—黒人フェミニズム, 第三世界フェミニズムが提起しているもの」『女性学研究』4, pp. 172-191.
- 堀江有里, 2002「『レズビアン存在』と『シスターフッド』—日本基督教団における同性愛者差別事件・女たちの抵抗を事例に」『女性学年報』23, pp. 136-154.
- 水溜真由美, 2004「『シスターフッド』を超えて—リブと田中美津」『社会思想史研究』28, pp. 6-21.
- 三橋順子, 2019「日本のフェミニズムが問われるもの—トランスフォビアの克服とトランス

- 女性との連帯—」『女たちの21世紀 = Women's Asia 21』98号, pp. 17-21.
- ファインバーグ, レスリー, 渡辺佐智江訳, 1998 「『女同士の連帯』: それを現実に!」ユリイカ 30 (2), pp. 206-217.
- フックス, ベル, 野崎佐和・毛塚翠訳, 2017 (2015年3版の訳) 『ベル・フックスの「フェミニズム理論」—周辺から中心へ』あけび書房 (なお、もう一つ翻訳本が出版されている。
- 清水久美訳, 1997 (1984年初版の訳) 『ブラック・フェミニストの主張—周縁から中心へ』勁草書房。本論は、二つの翻訳を参照しつつ、引用は2017から行った)
- , 堀田碧訳, 2003 『フェミニズムはみんなのもの 情熱の政治学』新水社
- , 里見実・堀田碧・朴和美・吉原令子訳, 1994 『とびこえよ、その囲いを』新水社
- Kruks, Sonia., 2001, Phenomenology and Difference: On the Possibility of Feminist "World-Travelling", *Retrieving Experience: Subjectivity and Recognition in Feminist Politics*, Cornell Univ Press.
- 清水晶子, 2017 「Where We Are Right Now: 多義的に進化するフェミニズムの現在地」『Harper's BAZAAR』2017年6月号, 2017, Amazon Kindle 版, no. 225-226.

戦後上海＜グレーゾーン＞

—上海最後の日本語新聞『改造日報』をめぐる—

高 綱 博 文

はじめに

日本の敗戦前後、二年近く「上海体験」をした作家堀田善衛には一連の「上海もの」と呼ばれる文学作品があることはよく知られている。彼は戦後上海において中国国民党中央宣伝部対日工作委員会という文化機関に留用されて＜敵と味方＞、＜協力と抵抗＞と二分法的に捉えることのできない政治の＜グレーゾーン＞を目の当たりにした⁽¹⁾。本稿は、戦後上海の＜グレーゾーン＞という政治領域を上海における最後の日本語新聞『改造日報』を素材としてその一端を歴史的に検証する試みである。

日本が敗戦した直後に、上海にはたっくさんの日僑（日本人居留民）と日俘（降伏した日本兵）がおり、彼らのために中国国民政府軍は日本語新聞『改造日報』を発刊したことは周知の通りである。

近年、中国において改造日報館社長陸久之や総経理金学成の回想録や聞き取り等が多く発表されており⁽²⁾、『改造日報』についても注目されている。そこでは『改造日報』は、「第三方面軍司令部（湯恩伯）の対日宣伝機関に直属し、名義上は日本戦争俘虜の軍国主義思想を『改造』することであるが、実質的には中共の外郭新聞メディア」であり、国民党がお金を出しているが「共産党の主張を宣伝する新聞である」などと指摘されている⁽³⁾。

日本においても、日本の国策新聞『大陸新報』の「継続紙」としての『改造日報』に論及する山本武利氏の研究や、『改造日報』を敗戦後の上海における日本人居留民研究の史料として利用する山村睦夫氏や筆者の研究などがある⁽⁴⁾。とはいえ、『改造日報』及びそれを刊行した改造日報館については、その性格が複雑で不透明なこともあって十分に明らかになっていない。

本稿は『改造日報』をめぐる＜グレーゾーン＞について歴史的に解明を試みたものであるが、筆者が＜グレーゾーン＞に着目するのは戦後上海の政治状況を反映する『改造日報』の複雑で不透明な性格は＜敵と味方＞＜協力と抵抗＞の二項対立的な枠組みでは理解できないと考えるからである。＜グレーゾーン＞という概念は、占領地・植民地空間における「バーゲニング（bargaining）の展開とそれに付随する政治過程論」（並木真人）を考察するためのものであり、「協力」と「抵抗」の間に不明瞭で広範な transitional zone を想定して研究対象をできる限り等身大で理解しようとする方法で

もある⁽⁵⁾。

なお、筆者が使用したところの『改造日報』は上海図書館徐家匯藏書樓の原本であるが、その他日本の国会図書館にも一部所蔵されておりマイクロフィルムで閲覧ができる⁽⁶⁾。

1 『改造日報』創刊の背景

(1) 蔣介石の対日方針

『改造日報』は、日本敗戦後の蔣介石による対日方針が生み出したものであり、はじめに同方針を見ておくことにする。

1945年8月14日に、日本は正式にポツダム宣言を受諾して、アメリカ・イギリス・ソ連・中国などの連合国に無条件降伏をした。7月26日に発表されたポツダム宣言は軍国主義の基盤の除去、領土の占領、民主化促進、領土の削減、軍隊の解散、軍需産業以外の平和産業の維持、将来の貿易関係への参加許可などの13項目からなっており⁽⁷⁾、連合国の対日政策の基礎となった。

中国は、1937年の盧溝橋事件から1945年8月の勝利まで広大な領土を戦場として、人的にも物質・経済的にも膨大な犠牲をはらった。抗日戦争に「惨勝」した直後の中国の対日世論は、何よりの日本軍国主義、帝国主義の再起を防ぐための保障、そのための日本の民主的、平和的改革を求めた。すでに国共関係は一発即発の様相を呈しつつあったが、中華民国を代表する国家元首として蔣介石は、1945年8月15日「全国軍民及び世界人士」に対してラジオ放送を通じて「余の対日方針」を声明した。

「わが中国の同胞は『旧悪を思わず』『人のために善をなせ』という教えは、実にわが民族の伝統的な至高至貴の徳性であることを知らなければならない。われわれは一貫して、正義に背いて戦いをはじめた日本の軍閥を敵として、日本の人民を敵としなれと声明してきた。いまや敵はわれわれ盟邦の協力によって打倒された。われわれは厳として彼らに責任をもたせ、あらゆる降伏条件を忠実に履行させねばならない。」⁽⁸⁾

これが有名な蔣介石による所謂「以德報怨」の声明であり、日本の軍国主義者と人民を区別して、日本人民が前者の支配から脱却して民主主義と恒久的平和実現の条件を勝ち取ることを期待するという論旨であり、中国国民政府の対日政策の基本方針となった。国民政府の中国軍管轄区のもとにあった200万人を越える日本軍及び民間日本人の早期引揚げ、戦犯に対する寛大な措置、戦争賠償の放棄などの政策は、この蔣介石の対日基本方針によるものであるといわれる。

日本軍が1945年8月にポツダム宣言を受諾して、連合国に降伏した時、支那派遣軍のもとに華北、華中、華南の沿海の大都市を中心として約100万の兵力が展開していた。9月9日、停戦協定は国民政府軍の何応欽上将と岡村寧次大将の間に南京にお

いて調印され、支那派遣軍総司令部は「中国戦区日本官兵善後総連絡部」、支那方面艦隊司令部は「中国戦区日本海軍総連絡部」と改称し、各地の日本側代表投降部隊司令部和、海軍部隊先任指揮官は、それぞれ各地区「日本官兵善後連絡部」、「日本海軍連絡部」となった。この「連絡部」は日本側を代表して、中国における日本の全軍民の衝にあたる機関となった。これに対する国民政府の所管機関は「日僑俘管理総処」とよばれた⁽⁹⁾。

日本が敗戦したとき国民党と共産党は対立を激化させるなか、双方の軍隊、または別勢力の軍隊が日本軍の武装解除を要求した。こうした状況において、支那派遣軍総司令官であった岡村寧次は日本軍に対して「敵よりいかなる要求あるも統帥系統による命令以外には絶対に応ぜざるのみならず所要に応じて断固自衛力を行使」するように命じて、一方で中国国民政府へ復員するまで日本軍の指揮組織の維持と「自衛兵器の保持」を要求した⁽¹⁰⁾。

日本の降伏に際しての蒋介石による声明は、国民政府の基本精神を述べたものとして日本人をして「われ精神的にも敗れたり」の感を抱かせたという。この精神は、国民政府と軍の上層部には全面的に徹底された結果、中国本土及び台湾における日本の250万人の軍民引揚げは、わずか一年数ヶ月をもって完了し、しかもこの地区における人員の損喪率は5%にすぎなかったとされる⁽¹¹⁾。

なお、佐藤量氏の指摘によれば、蒋介石の対日基本方針の背景には「共産党との内戦に対処するために日本軍の『遺産』を活用することを望み、各地における八路軍などの共産党勢力による攻勢のなかで、日本軍の武力を抑止力として利用しよう」する思惑があったとする⁽¹²⁾。実際、日本の敗戦を契機として国民政府軍と日本軍は、対共産党軍攻撃への協力的姿勢を顕在化するに至り、岡村寧次は反共の立場で中国に新秩序を築くとして蒋介石に協力し、共産党軍に武装解除されることを拒否した。そのため、敗戦後であったにもかかわらず中国本土にあった日本軍は共産党軍との戦闘を継続し数多くの戦死者を出した⁽¹³⁾。

(2) 敗戦後の政治情勢

『改造日報』は、中国国民政府軍（中国陸軍第三方面軍司令部）の対日宣伝機関紙として上海における日本人居留民・俘虜に対して内外のニュースを伝えるとともに、彼らの軍国主義・侵略思想を改造して民主主義を啓蒙することにあつた。しかし、その紙面には中国の共産党指導者の動向や多数の民主派知識人の文章や、また日本の共産党指導者や左翼知識人の言説も数多く掲載されている。これは日本敗戦直後から国共内戦開始までの1年に満たない中国国民党と中国共産党が平和共存した時代の産物であったと考えられる。その間、両党は1945年8月～10月の重慶会談、翌46年1月の政治協商会議を挟んで交渉と暗闘を繰り返しており、それが『改造日報』の性格を複雑で不透明にしている政治的な背景である。以下、『改造日報』の歴史的な性格

を規定していたと考えられる当該期の中国政治情勢を概観する。

1945年5月に中国国民党は第六回全国代表大会を開催して、戦後の政権構想を論じて国民大会を開いて訓政から憲政に移行する方針を明らかにして同党が主導権を掌握しようとした。一方、中国共産党も同年4～6月に第七回全国大会を開催して、各党派が平等に参加する連合政府構想を提起して、国民党案に対置した。国共両党の間では戦後の政権構想の対立に加えて日本軍の投降問題や共産党軍の配備をめぐる各地で衝突は絶えなかった。

毛沢東は8月13日の「抗日戦争勝利後の時局とわれわれの方針」演説において次のように述べている。

「蒋介石は人民にたいしては、すこしの権利でも必ず奪い、すこしの利益でも必ず得ようとしている。われわれはどうか。われわれの方針は、真正面から対立し、寸土を争おうとするものである。」⁽¹⁴⁾

しかし、8月25日、中共中央は「目前の対時局宣言」を発表し、国民党との和平交渉の意思を内外に明らかにした。「長期にわたって一致団結、孫中山先生の三民主義を完全に実現すること」などが謳われたが、翌26日の中共中央の「党内通達」では国共和平の可能性を指摘しながらも、国民党が内戦を惹起する危険性を強く警告し、その際は「かならず自衛の立場に立って、断固して、徹底的に、きれいに、残らず、これを消滅するであろう」と述べている。ここからも共産党は国民党に対して＜和平交渉と武力対決＞という二面作戦のスタンスをとっていたことが窺われる⁽¹⁵⁾。

中国国民政府の下における安定した統一中国を期待するアメリカの国共両党の調停もあって、1945年8月から10月まで重慶において国共交渉（重慶会談）が実現し、平和と民主化を求める国内世論と内戦を望まないソ連の意向を背景として10月10日付の合意文書（双十会談紀要）が公表された。同文書では、戦後中国における国民党の指導性を承認し、各党派間の平等とそれぞれの合法性が確認され、政治の民主化や憲法制定の国民大会を協議する政治協商会議の開催が明記された⁽¹⁶⁾。

1946年1月10日～31日に重慶で開催された政治協商会議は、国民党8名、共産党7名、民主同盟9名、青年党5名、その他9名の38名の代表から構成され、「政府組織案」・「国民大会案」・「和平建国綱領」・「軍事問題案」・「憲法草案」の5つの決議案を採択した⁽¹⁷⁾。会議が採択した諸案は諸党派が参画したことにより国民党の指導権を制約する方向性を示すものであり、国民党がこれをそのまま承認する可能性は少なかった。同年3月、国民党第六期第二回全会は、事実上政治協商会議が採択した民主的諸原則を拒否することになり、国共和平の前途を暗いものにした。加えて、この時期になると、国民政府とソ連との関係も緊張し始めたが、チャーチルが3月5日にフルトンでの演説で反共、英米同盟の考え方を明らかにすることによって実質的に冷戦の開始となった。こうしたなかで東北地方における国共紛争は拡大し、6月26日国

民政府軍が中原解放区を攻撃することによって国共内戦へ突入した。しかし一方で、11月19日に南京駐在の共産党代表団が延安に引揚げるとまで周恩来による和平交渉は継続していた⁽¹⁸⁾。

(3) 第三方面軍による上海接收

前述した通り『改造日報』は、蒋介石の対日方針の産物であったが、それを実行に移したのは上海の接收を任されたのは第三方面軍であり、その司令官は湯恩伯であった。第三方面軍による上海接收の過程が、『改造日報』創刊の直接的な背景となっている。

中国国民政府は、日本の占領下にあった上海の接收を第三方面軍に担当させた。1945年9月7日、湯恩伯総司令官をはじめとする第三方面軍首脳部は、凱旋將軍を迎えるための20万を超える大群衆が埋め尽くした大場鎮飛行場に到着した。湯恩伯総司令官は、対日方針及び上海接收について次のように訓示した。

「日本は戦に敗るゝも余の見るところ早晚必ずや復興せん。中日両国は決して独仏両国の轍を踏み世々仇敵となし互に報復し合ふことあるべからず。宜しく此の機会を利用し彼我両国今後の誠意合作を図るべきなり。故に宜しく固く蔣委員長の“徳を以て怨に報ゆる”との訓示を旨となし寛容の態度をもつて日本人に対し同様対日事務を処理すべきなり。」⁽¹⁹⁾

上海接收に当たった第三方面軍は、日本軍官民に対して主な施策として次のようなことを実施した。(1) 日本軍官民の思想指導、(2) 日本軍の武装解除、(3) 軍用物件の接收、(4) 日本軍官民の居住に関する決定、(5) 引揚げまでの生活の確保、(6) 引揚げ時の携帯荷物の決定及びその検査などである。

当時、上海には約12万の日本軍将兵がおり、彼らは「武装解除後、俘虜の境遇に落ちた日本軍将兵は、居住の問題についても、早晚、銃剣の監視下に、何処かに移駐させられると、覚悟はして」いたが、南市と閘北の駐屯部隊が移動しただけで、大部分はこれまで通り大場鎮、江湾、虹橋地区の「集中營」において居住することになった。日本憲兵だけは、かつての共同租界の日本紡績工場内に取り調べのため抑留された⁽²⁰⁾。上海における1945年8月10日前の日本人居留民（日本軍を除く）48,931名であり、敗戦後は各地から上海に結集した30,355名を含めて、総計79,286名であった⁽²¹⁾。

上海接收に当たった第三方面軍は、1945年10月1日に上海日本人居留民を管理する目的で狄思威路1177号に「上海日僑管理处」を正式に設立した⁽²²⁾。

上海日僑管理处の方針は、蒋介石の「以德報怨」声明と湯恩伯の訓示に基づき、「積極面では、日僑が身と心を寄せることのできるところとし、中日両民族の平和合作の最初の礎石を築き、消極面では、日僑をして前非を悔い改めさせ、各人は規則に従い、少しも常軌を外れた行動をとらず、その軍国主義と民族優越感を極力肅清する。日僑の人材と物資を調査して、主管機関に報告し、建国大業の助けとする」。この方針

により、①「日僑編組管理辦法」②「日僑技術人員登記考核及就業指導辦法」③「日僑房産貨物接管辦法」④「日僑文教工作實施計畫」を定め実施した⁽²³⁾。

「日僑」管理の最高責任者たる湯恩伯は、日本人居留民向けの雑誌『導報』（編集：上海日僑管理处宣導科）において、「日本人民の覚悟」と題して次のように述べている。

「吾人は日本人民が軍閥に強制されて已むを得ず戦つてゐるといふことをよく承知してゐるが故に中国の抗戦目的は日本軍閥打倒という点に置いたわけで、日本人民に対して些かの怨恨も敵愾心も懷いてはゐない。……由来日本人民は勤勉耐苦、よく法規を遵守し優秀なる民族たる本質を持つている。……その錯誤を認識するとともに、歴史の教訓を胸に誠意を以つて連合国の支持に従ひ、民主主義の理想を実現すれば、必ず世界平和に貢献し得る国民である。現在の環境において、吾人は日本を近代的民主国家たらしむべき指導するに当り、日本人民に対して「民族的優越感」・「軍国主義」・「侵略思想」を根絶する覚悟を要請した⁽²⁴⁾。

要するに、日僑管理处は日本人居留民の「民族的優越感」・「軍国主義」・「侵略思想」の肅清することを第一の課題とし、そのため「日僑」に対して民主主義を実現することを何より求めた。日僑管理处は、日本人居留民への宣撫工作として「日僑文教工作實施計畫」を実施した。中心的な工作は「日僑学校教育」であり、その目的は「日僑子弟の誤った思想の徹底的な改造にあり、彼らをして平和と民主の途を歩ませる」ことにあった。

2 『改造日報』の沿革と編輯体制

(1) 『改造日報』の沿革

『改造日報』が発刊される以前には、当時の上海における唯一の日本語新聞として『大陸新報』があった。上海を支配下において日本軍は現存した個人経営の日本語新聞を併合して、1939年1月1日より「中支唯一の国策新聞」である『大陸新報』を発刊した。『大陸新報』は日本が敗戦した後も存続し、1945年9月10日まで現物を確認できるが、その論調は「軍国主義」から「民主主義」へと明らかに急転している⁽²⁵⁾。当時、同紙を読んでいたある日本軍人は次のように回想している。

「上海には邦字新聞が発行されていたが、終戦とともにその経営も左翼系に変つたらしく、掌を返すように反日、反軍の論調を鋭くし、天皇制批判や軍閥誹謗の記事に賑つた。殊に軍閥攻撃の毒舌は毎日にその度を加え、自ら快しとしているようであつた。ところが湯恩伯が偶々この記事を読んで『これは正しく我々支那軍閥を攻撃しているのと同じである』と怒り出し、とうとう鶴の一声、この新聞を湯司令部の管理に移すという皮肉な出来事もあった。」⁽²⁶⁾

第三方面軍司令部は、『大陸新報』を接収するとともに中国の立場から日本人居留

民・俘虜を教育するために改造日報館を設立して社長に陸久之を任命した。「日僑文教工作実施計画」の一環として 1945 年 10 月 5 日に上海において日本語新聞『改造日報』は創刊された。

12 月 15 日付で上海社会局に提出された「第三方面軍司令部改造日報館申請登録書」・「新聞紙雑誌通訊社申請登記書」には、以下のように記載されている⁽²⁷⁾。

名称：第三方面軍司令部改造日報館

創刊日：1945 年 10 月 5 日

発行人：第三方面軍

主編人：陸久之 44 歳、貫籍：湖南、履歴：第三方面軍少将参謀・台湾省行政官公署参謀

『改造日報』発行部数：本埠（上海—引用者）26,500 部

外埠（上海外—引用者）350 部

総数：26,850 部

発行所：第三方面軍司令部改造日報館（湯恩路 1 号）

印刷所：第三方面軍司令部工務部（乍浦路 455 号）

改造日報館の所在地である湯恩路 Thorne Road 1 号（現、虹口区哈爾濱路 1 号）は、かつて日本の『上海毎日新聞』（1942 年『大陸新報』に併合）があった場所であり、そこには改造通訊社も併設された⁽²⁸⁾。

創刊号掲載の「社告」によれば「本紙購読は各隣保班別に町内会長宛前金（月賦法幣百五十元）にて申込み下さい」とあり、その購読システムは上海居留民団の下部組織であった町内会隣保班の組織を利用するものであった。その後、日僑管理処は従来の町内会隣保班組織を中国式の保甲制に改編することになるが、同紙の購読システムも保甲制に乗ったものと考えられる⁽²⁹⁾。その価格は創刊時に 1 部 10 元であったが、急激なインフレにより同上「申請登録書」には 20 元とあり、その後も値上り続けた。

1945 年 10 月 28 日現在の上海在住日本人の人口は 79,086 人、戸数は 10,429 戸であった⁽³⁰⁾。これから推測すると『改造日報』上海発行部数 26,500 部のうち、10,000 部ほどが日本人居留民によって購入され、残りの主な部数は上海における約 12 万の俘虜となった日本軍将兵等により購読されものと推測される⁽³¹⁾。また、ある回想によると、『改造日報』は重慶へ毎日航空便によって送られ日本人俘虜によっても読まれ、日本の敗戦を受け入れない「頑固分子達もこの日文の新聞は、貪るように読んで」いたという⁽³²⁾。

1945 年 10 月 5 日『改造日報』の創刊理由は、「発刊の辞」に次のように述べられている。

「日本国民の脳裡にはなお軍国主義の余毒が完全に肅清せられず、上海日本居留民集中区域にも不断に馬鹿げた謠言が散布せられ、人心は動揺している。かかる現象の存在は絶対に許されない。吾々は毅然として日本語新聞を発行して正確な報道と啓蒙の責任を負はんとするものである。」

同新聞は、日本人居留民に正確な内外のニュースを伝え、また居留民の中には「軍国主義に中毒してゐる者が非常に多い。故に今後改造日報は侵略思想の糾正と肅清を第一目標」とし民主主義の啓蒙を意図し、その基調は「民主主義と自由」であった。

『改造日報』は「発行者」は「中国陸軍第三方面軍司令部」であり、ブランケット版の表裏二面構成が基本であった。表面（第一面）は国内外の政治関係記事、例えば「日本民衆の進路」（1945年10月6日）・「東久邇内閣の辞職」（10月7日）などの「社論」、「日本大衆に與ふる公開状（志行）」（10月6日）・「正しい中国人観（星野芳樹）」などの論説「自由論壇」、蔣中正（蔣介石）の文章「中国の命運」（10月7日～28日）、蔣主席の訓示（11月28日・29日・30日）などが掲載された。また、日本人民反戦同盟を組織して対日反戦活動に従事していた鹿地亘の談話「まず人民のために民主戦線団結」⁽³³⁾や1946年1月に中国から帰国した日本共産党の指導者野坂参三の「人民の敵・専制を打倒」と題された論説も掲載された⁽³⁴⁾。

裏面（第二面）は、基本的に上海の政治社会文化関係記事である。上海日本人居留民の生活に直接に係わる記事、例えば「先づ軍国主義を肅清—王日僑管理处々長本社に要望」「コレラにご用心—虹口に蔓延の徴候」（10月6日）、「日本人相互扶助に『日僑自治会』誕生す」（10月7日）が掲載された。その他、「民・声」と題するコラム欄があり、文化欄では武田泰淳「郭沫若のことなど」（10月5日）・堀田善衛「希望について」（10月6日、7日）が掲載され、広告欄には「引越荷物　トラックの御用は」「翻訳通訳交渉」（10月7日）・「高級洋酒買度」（10月13日）をはじめとして、病院・映画館の広告など日本人居留民の生活に係る多様な広告を見ることができる。

『改造日報』の中国国内政治に対する論調は、内戦を回避して平和裡に中国が統一を強く希求することで一貫しており、1945年10月10日国共交渉（重慶会談）の合意文書が公表されると、同紙は「会談記録」を掲載してその「社論」においては、次のように述べている。

「我々は国共両党の和平なる合作こそ新中国の出発点であり、国共合作によって齎される中国の独立自由と富国康樂の建設こそ実は東洋平和の支柱であり世界平和の一環であることを知っている。……国共会談の初歩的完成は中国の和平統一、民主的建設の出発点であり、三民主義を実行する新中国の開始である。これは中国人民の幸福であるばかりでなく東洋各民族の喜びでありまた世界永久平和の絶大な保証である。」⁽³⁵⁾

1946年1月に重慶で政治協商会議が開催されると『改造日報』は「中共和平建国綱領草案」を連載し⁽³⁶⁾、1月30日の「社論」では次のように述べて同会議の成果に

過剰な期待を寄せた。

「中共問題に関しては既に軍事調整執行部が組織されて各地における停戦も近日に至り頗る順調に進捗されつゝ、あつて、全国の統一団結は今や完成されんとしていゐる。人民の自由に対する保障と、国内停戦の順調なる進捗によつて、中国はいよいよ平和的、自由的民主建設への輝しい発足を見るに至つたのである。」⁽³⁷⁾

『改造日報』の第一面の国内外のニュースの多くは国民党の機関紙『中央日報』や日本の新聞に依拠するものであり、特に上海におけるニュースを日本人居留民に伝えた第二面に独自の史料価値があるものといえる。そこからは、拙稿で詳しく論述したように敗戦直後の上海日本人居留民社会の実態を窺うことができる貴重な史料である⁽³⁸⁾。特に1947年3月に『改造日報』主催で行われた全上海日本人居留民の輿論調査の結果は興味深いものといえる⁽³⁹⁾。

なお、二面には日本の戦争犯罪に関する記事が掲載されることも度々あった。例えば、『申報』に掲載された「南京大虐殺」記事を詳しく紹介し、日本軍により殺害された正確な数字を示すことは容易ではないとしながら「陸上で殺された者少なくとも二十五万人、水中で直接或は間接的に殺された者は少なくとも十万人ある」と指摘している⁽⁴⁰⁾。東京ラジオで放送された座談会「戦争犯罪人は誰か」の速記録が掲載され、そこには日本共産党中央執行委員志賀義雄も登場し、「天皇は当然責任をとるべきだ天皇制が存する限り日本の再建の方策はたゝない」と昭和天皇の戦争責任を厳しく追及した⁽⁴¹⁾。

また、改造日報館は新聞『改造日報』以外に、『児童新聞』・『改造週報』、改造叢書として『日本かくて敗れた』・『蔣主席の対日言論集』・『民主日本の諸問題』・『日本問題専集(其一)』、『日僑帰国案内』を刊行した⁽⁴²⁾。これらの刊行物について、『改造日報』の「社告」(1946年3月17日付)は次のように謳う。

「本館刊行の各出版物は民主々義日本の成長に大きな役割を果たすものとして中国をはじめ世界各国の注目するところでありますが今回第三方面軍司令部で日僑の帰国に際し特に三十キロの制限量以外に携帯を正式に許可せられました。乗船中の数日間の読書に過し、日本に帰ってからの自己の成長の糧となし、または将来中国を研究する貴重な資料として読者各位の携行をぜひお奨め致します。」

(2) 『改造日報』の編集体制

『改造日報』の編集体制については、その一員であった島田政雄が詳細な回想録を残しており、一方で中国において改造日報館社長陸久之や総経理金学成に関する回想録や聞き取りがあり、本稿ではこれらの回想録やその他の史料を相互に検証しながらその実態の解明を試みる。

改造日報館の董事長は湯恩伯、社長は陸久之、総経理は金学成がそれぞれ就任したが⁽⁴³⁾、そのキーパーソンは陸久之であったと考えられる。

島田政雄が「不思議な人物」⁽⁴⁴⁾であったと回想する陸久之は凡そ次のような経歴ある⁽⁴⁵⁾。彼は1902年湖南省長沙の官僚の家庭に生まれ、父親陸翰は盧永祥の幕僚や孫伝芳の軍法処長を務めた軍閥官僚であった。彼は1926年から上海において共産党の地下活動に従事し、1929年に周恩来の依頼で日本共産党の佐野学を自宅に匿ったこともあったという。その後1929～36年に日本留学し、日本鉄道学院と早稲田大学で学びながらコミンテルンの情報工作に協力していたという。1936年に許英世が駐日大使として赴任すると、父親の縁古で大使館員となった。盧溝橋事件が勃発すると彼は許英世と共に帰国して、国民政府軍事委員会専員に任命されて日本傀儡政権の情報活動に従事することになった。彼は1940年日本海軍支援で上海租界において『華美晨报』⁽⁴⁶⁾を創刊して社長になった。『華美晨报』は経費の欠乏を理由に7か月で停刊となるが、彼は日本側から「親日派」として信頼され、日本海軍と密接な関係がある「海安信託公司」の経営を任されたという。

日本敗戦後は、陸久之は上海接収の責任者となった湯恩伯とは個人的に親しい関係もあり、日本に留学したことのある日本通であったことから重用された。また彼は当時、蒋介石が宋美齡と結婚する以前に同棲していた陳潔如の養女である陳瑤光と二度目の結婚をしていた。島田正雄によれば陸は「蒋介石の娘婿という身分」であり、それは共産党の地下活動をカモフラージュに大いに役立ったという⁽⁴⁷⁾。

陸久之の回想によれば、湯恩伯は1922年に日本留学（明治大学）中に軍人を志し、彼の父親陸翰の紹介で浙江陸軍第一師師長陳儀の推薦を受けて日本陸軍士官学校に入学して、その後の順調な軍人生活のスタートを切った。このような経緯もあり彼らは若年より親交を深めていた。戦後、上海において両者は再会し、陸久之は湯恩伯に「日本語新聞を創刊して日僑、日俘に対する宣撫・教育の手段」とすることを提言した。これに即座に賛同した湯恩伯は陸久之を第三方面軍司令部少将参謀に任命し、彼を改造日報館社長として『改造日報』を創刊することになったという。なお、陸は共産党の地下工作の責任者である劉少文の指示を受けて湯恩伯へのこれらの工作を行ったと証言している⁽⁴⁸⁾。

改造日報館の社長に就任した陸久之は、元『華美晨报』総経理であった金学成を総経理とし、また元日共最高幹部であり、当時上海の野田経済研究所に勤めていた中尾勝男を顧問として重用した⁽⁴⁹⁾。1905年に上海に生まれた金学成は1925年に中国共産党に加入し、五・三〇運動に参加し、27年の北伐軍の上海進駐に際しては上海市臨時政府専員となり、29年～38年まで病気の治療と留学のため日本に赴き、日本鉄道学院在学中の陸久之と知り合い、この時から交際があった。戦時期の上海において『華美晨报』が創刊されると陸久之社長の下で金学成は地下共産党の指示により総経理を担当したという⁽⁵⁰⁾。

中尾勝男は戦前の著名な労働運動家であり、1927年日本共産党からコミンテルン

に派遣され「二七年テーゼ」の討議に加わり、翌 28 年に三・一五事件で検挙された。1933 年に元共産党中央委員長佐野学、元中央委員鍋山貞親が共同転向声明を出す、元中央委員であった中尾勝男も他の多くの党员とともに転向することになった。1937 年 11 月仮釈放された中尾は上海に渡り野田経済研究所に勤め、敗戦後の 1946 年に帰国するが、1954 年に 53 歳で死去した⁽⁵¹⁾。陸久之と中尾がどのような経緯で知り合ったかは不明であるが、島田は次のように回想している。「佐野学が上海に亡命したとき、陸は周恩来の依頼を受けて 40 日ばかり自宅に佐野をかくまったこともある。そうした人物だから陸久之社長は中尾勝男とよくウマが合って、日本問題については何でも中尾に相談し、その意見を受け入れたようだ。」⁽⁵²⁾

日本の敗戦直後、中尾勝男はく在上海日本人コミュニストグループ>の組織化に動き出した。同グループに参加した島田の回想によれば、「虹口の中尾宅に集まった面々は、いずれも治安維持法に苦い思い出をもち、日本の敗戦によって解放を感じとった者ばかりで、転向者やジャーナリストが多かった。朝日新聞上海支局の菊池三郎、上海放送の宇崎重、同盟通信の齊藤玄彦、山崎研究所上海出張所の立石竣蔵、上海領事館の刈屋久太郎、私の友人の寺田良蔵といったメンバーだったと記憶する。後になって南京から上海に出てきた赤津益造も加わった。」⁽⁵³⁾

彼らはコミュニストとして「この日本の大転換を正しく生きてゆきたい。日本の民主化のためによい仕事をして、今までのあやまちを償いたい」と考え、野坂参三が 1945 年 4 月に延安で行った演説「民主日本の建設」を学習し行動の指針とし、重慶で反戦運動を指導していた鹿地亘との連絡をとることを願ったという。

陸久之は、中尾勝男をリーダーとするこれら上海のく日本人コミュニストグループ>を改造日報館の社員として留用し、帰国まで面倒を見たという⁽⁵⁴⁾。

また、高雲龍によれば『改造日報』の編集体制は以下のものであったという。

編集局長：符滌塵（京都帝国大学卒、元暨南大学教授）、その後金学成が兼任。

編集局次長：（中国側）鄭允恭（早稲田大学卒、元『東方雑誌』編集）・趙南柔（法政大学卒）・高臨渡（『改造週報』編集担当）、（日本側）赤津益造・宇崎浩（宇崎重の誤りか—高綱）・前芝確三（元毎日新聞上海支局長）。

編集部員（30～40 名）：（中国側）史存直（京都帝国大学卒）・曹成修・許杰・関徳培・馮度・鄭料・孔另境等。（日本側）齊藤玄彦・阿部捷・島田政雄・甲斐静馬・小林秀雄（小林春雄の誤りか—高綱）等⁽⁵⁵⁾。

山本武利氏によれば、『改造日報』編集部には上記の日本人以外には、佐藤幸司（元中華電影）・高橋良三（元会議所）・竹本節（元大陸新報）・徳本繁弥（元中支那振）・広瀬庫太郎（元大陸新報）・渡辺和子（元大使館）がいたという⁽⁵⁶⁾。

編集局員は中国人と日本人がほぼ同数で編成されており、島田政雄は『改造日報』の編集体制の状況を次のように回顧している。

「『改造日報』は1945年10月5日から発刊された。日本ではマッカーサー司令部による治安維持法、国防保安法、思想警察の廃止、政治犯の釈放指令、特高の廃止命令などが相次ぎ、日本軍国主義の大掃除がはじまっていた。10万人の上海居留民が一番知りたがっているのは、そうした内地の情報である。私たちは、情熱的にそれを報道し、解説した。『改造日報』は、とにかく第三方面軍の機関紙だから、中国の国内報道は、金学成総経理ら中国人記者が担当し、中央社のニュースを多く使っていたが、日本問題に関する限り、宇崎重編集長以下日本側で、日本の民主化を中心目標において書きまくった。」⁽⁵⁷⁾

前述した通り『改造日報』には多数の「日本人 коммуニスト」が関わっていたが、島田政雄によれば中国人スタッフ側は、「みな統一戦線派の民主人士」と認識されていた⁽⁵⁸⁾。しかし、総経理金学成は上海地区の共産党責任者の劉少文⁽⁵⁹⁾に指導を受けて活動していた地下党員であった。劉少文は金学成に直接に次のような指示をしたという。

「第三方面軍に参入し、『改造日報』を入手せよ」。日本問題についてはポツダム宣言に基づいて対処し、「国内問題については『双十協定』に基づき、政治の民主化、各党派の平等合法化、特務組織の解消、政治犯の釈放等を宣伝する。国民党がこれらを宣伝せず、もし我々の宣伝に反対するなら、我々は合法的であり、彼らは非法なのである。」⁽⁶⁰⁾

また、中共地下党の『改造日報』編集方針は次のようであったともいう。

「アメリカが日本に軍国主義を扶植しようとするのに反対し、アジアと世界に平和の維持するための多く言論を発表する。日本国内問題に対してはポツダム宣言の精神に即した文章を、国内問題に対しては国共和談の原則を根拠とした宣伝を行う。」⁽⁶¹⁾

ところで、『改造日報』に「日本人 коммуニスト」が関係しており、中国共産党の影響力が浸透していることは、早くから上海市警察の知るところであり、その情報は第三方面軍司令部にも伝えられていた。上海市警察局の「1945年11月30日0043号情報」は、次のようにいう。

「日本が降伏後、我が湯恩伯司令官は日本人の思想改造のため改造日報館を創設して、日本語新聞によって民主化を鼓吹しその思想の改変に努めた。湯恩伯の親戚陸久之が社長なり、彼は日本人竹本節を雇い編集全般を任せた。このことは中共の注意するところとなり竹本に密かに連絡し接近した。広瀬庫太郎、青木恵一郎及び華中铁道で働いていた奥田民雄等も竹本と連絡をとり、共産党の勢力を密かに拡大し竹本の将来の政治的地位を支持した。これにより黒幕竹本は共産党の支持するところとなり、そのため『改造日報』の論調は徐々に左傾化した。」⁽⁶²⁾

この上海市警察局情報の信憑性には問題がある。陸久之は湯恩伯の「親戚」ではないこと無論であるが、島田の回想が正しいとすれば『改造日報』編集体制の日本側の

中心人物（「黒幕」）は大陸新報社にいた竹本節ではなく前述の中尾勝男であると考えられる。しかし、島田の回想には、同郷（島根県）出身で同時に治安維持法違反により検挙され釈放後一緒に上海に渡り、親しく交際していたはずの竹本節の名前が見当たらない⁽⁶³⁾。これは1946年11月に島田政雄等が強制送還される以前の46年3月に竹本が帰国したと関係しているかもしれない⁽⁶⁴⁾。

とはいえ、上海市警察は『改造日報』における「日本左翼分子」の活動を注視していたことは確かであり、それはやがて陸久之や金学成と中共の関係を疑うようになり、上海警察局長毛森は「金学成、陸久之は確実に共産党」であるとの証拠を押さえていたという⁽⁶⁵⁾。要するに、上海市警察局から情報を得ている国民党側も改造日報館における「日本左翼分子」の活動や中共勢力が浸透していることをある程度は掌握していたものと考えられる。その上で国共関係が完全に分裂するまではそれらを黙認し、日本の軍国主義を肅清し民主化を推進するために利用しようとしていたものと推察される。このような国民党側の対日宣伝工作に共産党勢力や「日本左翼分子」を利用しようとする態度は、すでに前例があった。それは、抗日戦争中の第二次国共合作を背景として、1938年4月に成立したところの中国国民政府政治部第三庁である⁽⁶⁶⁾。

中国国民政府の部署である政治部第三庁は「文化領域の戦時動員機構」といわれ、国民党以外の各民主党派、文化芸術各分野の名士300余名を糾合し、政治部副部長には周恩来が、第三庁長には郭沫若がそれぞれ就任するなど、その構成員の中に少なからずの共産党員やその同調者がいた。その第三庁は国民政府の名の下で、共産党が合法的に公然と抗日活動を進めることのできた基地であったという点で、それは国共合作を体現した組織であった。その主要な任務は対敵宣伝、敵情研究であり、日本軍民に対する啓蒙宣伝活動も重要な仕事であった。中国抗戦陣営に参加した日本人の鹿地亘は敵国反戦作家として第三庁に所属していた。何故に国民党が容共組織としての政治部第三庁を必要としたかという点、鹿地亘研究者の井上桂子氏によれば、「第三庁が主管する宣伝、動員の仕事は、共産党の得意とする分野であったからだ」と指摘している⁽⁶⁷⁾。そして、対日文章の起草を仕事とする第三庁第七処第三科には科長馮乃超とその配下康大川がいた。後述するように周恩来—郭沫若—馮乃超—康大川の＜第三庁ライン＞は、1946年6月に入ると上海における対日工作にも関与していたものと推察される。

3 『改造日報』の停刊について

上海における日本人の引揚げは1945年12月4日から始まり、翌46年4月中旬には一段落した。そのころ日僑自治会に代わり在留日僑世話人会が組織され、『改造日報』の使命を終えつつあった⁽⁶⁸⁾。1946年6月末には国共内戦が開始したが、一方で

民主派知識人が先頭に立つ内戦反対と民主政府樹立の運動も活発化して、『改造日報』をめぐる政治状況も変化することになった。島田政雄の回想によると、6月に入ると日本人民反戦同盟和平工作隊長谷川隊の帰国に付き添い共産党員の馮乃超・康大川が重慶から上海へ到着した。二人は、長谷川隊が帰国後も上海に残り「新たに中国共産党代表団の対日工作」の一環として『改造日報』日本人グループを指導するようになったという⁽⁶⁹⁾。

日本人グループの新たな仕事は上海にいた日本人居留民・俘虜を対象とした日刊紙『改造日報』の発行から「新中国の文化を吸収して日本に紹介する」日本向けの総合雑誌『改造評論』等を刊行することに重点を移すことになった。

改造日報館に「留用」された日本人漫画家・加東みの助の日記1946年6月15日には「正午より改造日報の解散式。同時に留用解除。退職手当と上半期給料併せて十六万元もらう。老酒で陸社長、金総経理以下全員乾杯」とある⁽⁷⁰⁾。

『改造日報』1946年6月15日付においては「今後の本紙」と題する「社論」を掲げて、次のように述べている。

「終戦直後當時、日本國民の脳裡には軍國主義的余毒なお完全に肅清せられず、特に上海日僑はいままで欺瞞された來た悪夢から目覺めて虚脱状態にあるため、馬鹿げた謠言が絶えず散布せられ、人心は動揺しがちな状態にあつた。かゝる情況に鑑み、正確な情報と民主主義的啓蒙のため改造日報は去年十月五日に発刊せらるゝことになったのである。……今や日僑日俘は大部分還送せられ、本紙の日刊新聞としての使命は本日二百五十一号を以て茲に一段落を告げたのであるが、本社は各方面の熱烈なる要望により『改造通信』『改造評論』『改造叢書』『改造画報』等の出版に傾注すると共に、三日間一回の新聞発行を継続し、重要ニュースを満載するつもりである。」⁽⁷¹⁾

1946年6月15日付の『改造日報』には、「社告」として『改造評論』創刊号の広告が掲載されており、次のように述べている。

「本社はかねてから民主主義の基礎の上に中日両国の新しい思想文化の交換に資する目的で、月刊日本総合雑誌『改造評論』を発刊を計画していたが、愈々菊版二百五十六頁の堂々たる創刊号を江湖に贈り得る運びになりました。」⁽⁷²⁾

その創刊号が改造日報館から1946年6月1日付で発刊されたが⁽⁷³⁾、その目次は下記の通りである。

創刊の辞

振奮惕励自愛自強（湯恩伯）

所謂「支那事変」の侵略的性格（立石峻）

日本再建と科学教育（小宮義孝）

対日箴言

上海自然科学研究所を語る座談会

日本天皇制論（楚儀、T・A・ピツソン、號角、E・レオポルド・リシン）

日本派ファシストの中国歴史観を駁す（呂振羽）

平和の分析（エミリー・リーブス）

蘇聯紀行（郭沫若）

萬和とはどんな会社か（X・Y・Z）

反省と希望（堀田善衛）

木版画の発生と発展及び其の抗戦期間中に於ける活動（陳煙橋）

版画

詩（袁水柏、黄瀛）

細菌（夏衍）

手（艾蕪）

政治協商会議決議案

政治協商会議参加の顔触

『改造評論』創刊号の編輯後記によれば「本社の週刊誌『改造週報』は五月一日発行の第十七号を最終号として本誌に合併発展したものであることを御報告する 五月十日編集部」とあり、同誌が『改造週報』⁽⁷⁴⁾の継続誌であることを明らかにしている。試みに『改造週報』最終号の主な目次を列記すると次のようである。「工業合作社運動の移植について」（小野三郎）・「次期政権に対する我々の態度」（柏木五郎）・「明治初期の憲法論争」（伊藤幸雄）・「孫中山先生へゴーリキーより」・「各政党の文化政策」（編集室）・「日本文字の改革」（編集室）・「関西文化団体の動向」（川島生）等であり、上記の『改造評論』創刊号との差は明らかである。同誌には郭沫若・夏衍などの著名な民主派文化人の文章が掲載され、日本の軍国主義・天皇制を批判する多くの論説を掲げ、その中でも中国の知識人たちが日本人居留民の清算されない「帝国意識」を忌憚なく批判したところの「対日箴言」は貴重な記録である。もし同誌に蒋介石の「以德報怨」の言説を繰り返す湯恩伯の最初の「題詞—振奮惕励自愛自強」がなければこの雑誌を中国共産党が刊行する「日本民主化のための総合誌」とよんでも差し支えない内容であるといえよう。

島田政雄の回想によれば、『改造評論』の出発点は1946年1月に重慶の政治協商会議で採択された「和平建国綱領」などの5つの決議案であり、創刊号の最初のプランではこの5つの決議案を解説することを中心にしようとした。ところが雑誌の編集過程で国共両党の対立が激化し、同年3月の国民党第六期第二回全会は、事実上政治協商会議が採択した5つの決議案を拒否することになった。そのため、創刊号では最初の編集計画を変更して政治協商会議で採択された5つの決議案を資料として巻末に掲

載するにとどめたという⁽⁷⁵⁾。

その後、『改造評論』第2号が「発行人陸久之」「編輯人金學成」で1946年9月1日付にて刊行された。その巻頭言は「日本の民主革命」と題して次のように述べている。

「八年の長きに亘つて中国を蹂躪し、中国人を奴隷化せんとしたものが日本天皇の軍隊と天皇思想そのものであつたことを中国人民はよく知つてゐる。この天皇思想の社会的経済的基盤の變革なくして日本の民主革命はあり得ず、この根本的課題を避けて民主を戴くものは、すべてファッショの内容を民主の形式で蔽はんとする最も憎むべき偽民主主義者であることもよく知つてゐる。

中国の人民と文化人は嘗て日本ファシストに反對した同じ様に日本の偽民主主義に反對しつゝけるであらう。」

そして、同号は、「日本問題座談会」を主要な記事とするものであった。同「座談会」は6月13日に改造日報館主催で行われ、陸久之社長の挨拶、金学成總經理による最近の日本情勢についての簡単な報告に次いで、出席者である馬叙倫、郭沫若、田漢、翦伯贊、馮乃超、陳望道、茅盾、葉聖陶、千仞の発言があり、翌日の『改造日報』は「政治、経済、文化、社会其他日本のファシズム打倒問題天皇制問題等に関し真剣な討論が行われた」と指摘している⁽⁷⁶⁾。座談会の中心は郭沫若であり、日本軍国主義の根源として「天皇制を絶対に廃止すること」を強く訴えた。また、郭沫若は同号に「寄日本文化工作者」を寄稿し、戦時中の「佐藤春夫や横山大観の輩」の戦争協力を糾弾しながら、「我々は一切の力量を傾けて、平和と民主に對する脅威者——一切の偽装せるファシスト及び帝国主義と闘争しなければならないのである」とも主張した。この郭沫若の文章は雑誌の1頁目に掲載されているが、目次では同号42～43頁にある「蔣主席の日常生活」と題する記事の次に並んでいる。

『改造評論』第3号は、「編輯者 改造出版社」「発行者 改造出版社」となって1946年10月15日付で刊行された。その巻頭言は「ポツダム宣言を忠実に履行すること」を日本政府・日本人民に訴えるものであり、巻頭論文として孫文の三民主義でカモフラージュしたところの金学成「日本民主化への道—資本節制地権平均の日本革命路線」が掲載されたことに窺がえるように、第2号と比較すると中共勢力の影響は明らかに減退している。

当時南京に駐在していた周恩来は9月16日に上海に飛び、思南路107号の中国共産党代表団上海事務所（対外的には「周公館」と呼ばれた）に36日間滞在した⁽⁷⁷⁾。その際、周恩来は上海の新聞関係者を「周公館」に招待して、蒋介石の内戦発動へ抗議を行った。それに参加したところの金学成に対して周恩来は『『改造日報』は有意義』であると語り、また郭沫若の文章「寄日本文化工作者」も周恩来の指示によるものであるという⁽⁷⁸⁾。要するに、『改造評論』の創刊から同第2号刊行に至るまで、国共内戦の開始を背景として中共の対日工作が強化されて周恩来—郭沫若—馮乃超—陸

久之・金学成というラインが働いていたのではないかと推測される。

『改造日報』は1946年6月15日付をもって一旦停刊となったが、「待望の改造日報は二十一日付分から三日に一回発行されてゐます」(6月24日付の「改造日報館社告」とある通り再刊された。その後の紙面には、同年5月3日から日本の戦争指導者を裁くための東京において極東軍事裁判が開廷したこともあって同関係記事が多数掲載されるようになり、戦争犯罪と天皇制の問題が焦点になっていた。そこには上海から引揚げを待つ日本人兵士の声も取り上げられており、戦犯問題へ対する彼らの意見「復員者はなにを考へるか」として次のように報じている。

「結局大部分の意見では今もし下級将校までが戦犯として摘発されるならば閣下級は勿論のことその最高統帥者である『大元帥閣下』(天皇—引用者)も戦争の責任を追及されるのが當然ではなかろうか。何故なら日本軍の組織は私兵を持つ『封建的軍閥』が割拠してゐたといふわけでなく例へ一兵卒たりとも『上官の命令は朕の命令と心得よ』といふ金科玉条に一貫され、それが軍人精神であり日本軍の全部の行動を律してゐたのだから、戦時中の我国の為と信じてやつた行為が何であれ、一々責任を追及されるようになったら……大元帥も潔く責任をおとりになるのが本當と思ふと語つた。」⁽⁷⁹⁾

また、『改造日報』同年6月30日付には、「天皇制問題で論戦」と題して同6月28日国会において日本共産党議員野坂参三が、「天皇制廃止」を掲げて吉田茂首相に論戦を挑んだことが報じている⁽⁸⁰⁾。

このような『改造日報』の論調に最も神経を尖らせていた人物は、元支那派遣軍総司令官であり当時は、日本兵引揚げの最高責任者として南京に残留していた岡村寧次であろう。『改造日報』1945年12月1日付では、「前中国派遣総司令官岡村寧次大將は現在中国戦区日本官兵総連絡部長となつてゐるが彼は戦争犯罪人の身分を持つて送還されることになつてゐる」と報道された。

日本敗戦後における岡村寧次の基本姿勢は、共産党との内戦に対処するために「戦争の締結を機として日華提携を強化し……日本の高級技術、軍事技術や技術員を中国に移入したいという」蔣介石の意図に協力し⁽⁸¹⁾、反共主義に立って「極力支那(国民党政権—引用者)を支援強化し、以て将来における帝国の飛躍と東亜の復興に資す」ことにあつた⁽⁸²⁾。前述した通り、岡村の命令により共産党に武装解除されることを拒否して、戦後も共産党軍と戦い多数の日本兵が戦死した。岡村のその「功績」を認めたところの国民党は彼を戦犯として追求せずに、あたかも「軍事顧問」のように優待し、彼は1949年2月に上海の軍事法廷で「無罪」の判決を受けて帰国した⁽⁸³⁾。岡村寧次や国民党にとっては、戦犯問題を書き立てる『改造日報』は極めて邪魔な存在になっていたといえよう。

さて、1946年8月3日に上海市社会局に改めて「新聞紙雑誌通訊社申請登記書」

が提出された。社長は陸久之（発行人は第三方面軍ではなく陸久之とあり、編集人は金学成）であるが、社名は「改造日報館」から「改造出版社」に変更されており、「弊社発行の各種刊行物」の目的は「国策の宣揚及び日本人の思想改造並びに日本問題研究のため」と謳われ、「改造出版社」刊行物として『改造通訊』・『改造週報』・『改造評論』・『改造論壇』・『改造叢書』・『改造画報』が登記されたが、そこには『改造日報』の名前はない⁽⁸⁴⁾。

『改造日報』は現物を確認することができるのは1946年8月5日付が最後である。それがいつ停刊になったかは不明である⁽⁸⁵⁾。1946年10月20日頃に島田政雄が中尾勝男から聞いたところによると「各方面から『改造日報』は共産党だという密告が湯恩伯のところに集まっている」という⁽⁸⁶⁾。国民党に庇護されて南京に残留していた元支那派遣軍総司令の岡村寧次が「改造日報は共産党の代弁者だ」と国防部長何応欽に抗議しており、国民党中央宣伝部長彭学沛、上海市党部方治、上海市警察局長毛森も「『改造日報』発表の言論は国民党に不利だ、陸久之は共産党くさい」と湯恩伯に決断を迫ったという⁽⁸⁷⁾。湯恩伯は『改造日報』を接收し、11月には同紙に関係していた留用日本人（「改造日報留用日僑」）を強制送還した⁽⁸⁸⁾。

『改造日報』の停刊は、上海における日本人の引揚げが完了したことにより必然的なものであったといえよう。しかし、それを刊行していた改造日報館（改造出版社）の接收は、国共内戦が始まるとともに国民党が内戦に反対する上海の言論界へ弾圧を強める一方で、中国共産党代表団の対日工作の一環として同紙関係者へ指導が強化されたことにより同党の存在が顕在化したためであろう。

おわりに

中国国民政府第三方面軍が刊行した『改造日報』は、戦時上海において日本陸軍報道部の指揮下にあった国策新聞『大陸新報』の「継続紙」であるとの山本武利氏の評価は適切であろう⁽⁸⁹⁾。1945年8月の日本の敗戦により上海は日本軍の占領下から国民党軍の占領下に変化したが生そこには断絶があるとともに連続性もある。両新聞の連続性を現象的に観察すると日本人居留民と日本兵とを読者とした「国策新聞」であり、そして大陸新報社と改造日報館にはグレーゾーン的な人物が跋扈していたのである。即ち、両新聞社社長であった「満洲浪人」の福家俊一や「蒋介石の娘婿」にして共産党の地下工作者である陸久之は「胡散臭い」人物であり、両新聞社では共に左翼転向者の日本人記者たちが幅を利かせていた。

さて、『改造日報』が存在した1945年10月～46年9月頃は、日本の敗戦から日本人が上海から引揚げまでの期間であり、中国国民党と中国共産党が＜和平交渉と武力対決＞という二面作戦のスタンスをとりながら国内外の世論を味方につけるべく闘

ぎ合っていた時期である。国民党は所謂「以德報怨」を対日方針に掲げて岡村寧次のような元支那派遣軍日本人将官を味方に付け、軍事的に優位を保ちながら共産党に対峙してしようとしていた。このような状況において共産党は対日工作の一環として『改造日報』に勢力を浸透させて「ポツダム宣言」に即して日本軍国主義、日本帝国主義の再起を防ぐために降伏した日本兵及び日本民衆に徹底した民主化を求めていたのである。

要するに、『改造日報』は中国共産党からすれば日本軍の「遺産」を利用しようとする中国国民党との一種の「接近戦」の手段になったものと考えられる。むろん国民党側も日本軍国主義の肅清は望んでいたため、内戦が進行して国共両党の交渉が不能になるまで『改造日報』への共産党勢力の浸透や「日本人コミュニスト」の活動を黙認していたものと推測される。こうした戦後上海の<グレーゾーン>的政治状況が、『改造日報』の性格を複雑で不透明なものにしたものと考察される。

注

- (1) 戦後上海の<グレーゾーン>的情况及び当時の堀田善衛については、高網博文・木田隆文・堀井弘一郎編『上海の戦後一人びとの模索・越境・記憶』（勉誠出版、2019年）を参照。
- (2) 金学成「有關改造日報社的一些情况」（中国人民政治協商會議上海市委員会文史資料工作委員會編『文史資料選輯』第40集、上海人民出版社、1982年）、陸久之「創辦<改造日報>的經過」（『二十世紀上海文史資料文庫』第6卷、上海書店出版社、1999年9月）、鄭笛「中共隱蔽戰線的党外人士—記離休幹部、九五老人陸久之」（『名流綜譜』1997年）、口述者：陸久之、採写者：王嵐「隱于都市的神秘人」（『党史文苑（紀実版）』2005年10期）、吳騰鳳「陸久之究竟是什么样的人—訪陸立之先生実録」（『史壇争鳴』第44期）、高雲龍「父親金学成与《改造日報》」（『世紀』2008年第5期）、劉小清「《改造日報》激怒了岡村寧次、麥克阿瑟」（『縱橫』2006年第6期）。
- (3) 前掲「《改造日報》激怒了岡村寧次、麥克阿瑟」、57頁。
- (4) 山本武利『朝日新聞の中国侵略』文藝春秋、2011年、220～223頁。山村陸夫「上海における日本人居留民の引揚げと留用」（日本上海史研究会編『建国前後の上海』研文出版、2009年、所収）、高網博文「最後の上海日本人居留民社会—上海『日僑集中区』の実態」（拙著『「国際都市」上海のなかの日本人』（研文出版、2009年、所収）。趙夢雲「敗戦後上海の日本語新聞：『改造日報』の誕生と終焉」（『植民地文化研究』第12号、2013年）は『改造日報』に関する専論であるが、同紙を政治過程のコンテクストにおいて分析しようとする視角が欠如しており、基本的にその沿革の考証作業に留まっている。
- (5) <グレーゾーン>概念については、高網博文「<グレーゾーン>概念の諸系譜」（『研究中国』第7号、2018年10月）及び並木真人「植民地期朝鮮における『公共性』の検討」（三谷博編『東アジアの公論形成』東京大学出版会、2004年、所収）を参照。
- (6) 高橋新太郎「上海の『改造日報』—堀田善衛・輿論調査—」によれば「『改造日報』民国34（1945）年10月5日創刊号から半歳分を得た。朝日書林の尽力による。」（『彷彿月刊』1994年9月号、23頁）にあり、上海図書館・国会図書館以外にも一部原本があるようである。

- (7) 「ポツダム宣言」(外務省編『日本外交年表並主要外交文書』下巻、原書房、626～627頁)。
- (8) 蔣介石「抗戦勝利対全国軍民及全世界人士广播演説」(『蔣總統集』第2集、中華学院、1960年、1516頁)。
- (9) 厚生省引揚援助庁編『引揚援護の記録』厚生省、1950年、記録21頁。
- (10) 稲葉正夫編『岡村寧次大将資料 戦場回想編』、原書房、1970年、21～22頁。
- (11) 前掲『引揚援護の記録』、記録11頁。
- (12) 佐藤量「戦後中国における日本人の引揚げと遣送」(『立命館言語文化研究』第25巻第1号、立命館国際言語文化研究所、2013年、159頁)。
- (13) 「終戦後に於ける戦死行方不明人員調査」(1946年3月15日調)によれば、戦死者・戦病者・行方不明者等の合計は32,562名に上がる(臼井勝美・稲葉正夫編『現代史資料(38)』みすず書房、1972年、436頁)。大庭忠男『戦後、戦死者五万人のなぞをとく』(本の泉社、1999年、113頁)は、厚生省統計により戦死者は50,400名である推計する。
- (14) 毛沢東「抗日戦争勝利後の時局とわれわれの方針(1945年8月13日)」(『新中国資料集成』第1巻、日本国際問題研究所、1963年、94頁)。
- (15) 中共中央「目前の時局宣言(1945年8月25日)」(同上、119～120頁)。
- (16) 「政府と中共代表の会談紀要(1945年10月10日)」(同上、130～133頁)。
- (17) 「政治協商会議の決議(1946年1月31日)」(同上、196～205頁)。
- (18) 金沖及主編(狭間直樹監訳)『周恩来傳(下)』阿吡社、1993年、第30章～第32章を参照。
- (19) 湯恩伯記念会編『日本の友湯恩伯将軍』1954年、136頁。
- (20) 市川治郎「軍事接収の概要」(前掲『日本の友湯恩伯将軍』、37～57頁)参照。
- (21) 「上海日僑管理处工作概況(1945年10月1日～12月20日)」(『上海日僑管理处工作报告』Q3-1-23、上海市档案馆所蔵)。
- (22) 同上。
- (23) 同上。
- (24) 湯恩伯「日本人民の覚悟」(上海日僑管理处宣導科編『導報』第一期、1945年11月20日)。
- (25) 前掲「最後の上海日本人居留民社会」、298頁。
- (26) 元第十三軍参謀笹井寛一「上海集中營」(前掲『現代史資料(38)』、523頁)。上記の回想以外に上海の日本共産党員により発行された『日本民衆報』という新聞に対処するために湯恩伯が同紙の発行停止を命じ、その代わりに「湯司令部、監督下に於て、発行され、正確な内外のニュースを傳へ、且つ、正しい民主主義の啓蒙」を意図して『改造日報』が発刊されたとの指摘もある(前掲『日本の友湯恩伯将軍』、47頁)。
- (27) 「第三方面軍改造日報館申請登記書」・「新聞紙雜誌通訊社申請登記書」(Q6-12-62、上海市档案馆所蔵)。
- (28) 前掲「有關改造日報社的一些情況」(58頁)。前掲「創辦<改造日報>的經過」によれば、湯恩伯は黄浦灘路17号にあった大陸新報社(アジア太平洋戦争以前は『ノースチャイナ・デーリーニュース』)社屋跡に改造日報館を設けるつもりであったが、すでにイギリス側に接収されており(155頁)、『改造日報』創刊時の「発行所」は乍浦路455号(大陸新報社傘下の漢字紙『新申報』所在地)となり、同年11月下旬に湯恩路1号へ移転した。
- (29) 前掲「最後の上海日本人居留民社会」、293～295頁。
- (30) 同上。
- (31) 前掲「創辦<改造日報>的經過」(155頁)によれば、『改造日報』は「毎日10余万部が発行」されたというのが過大な記述であろう。
- (32) 鹿地亘資料調査刊行会編『日本人民反戦同盟資料』第11巻、不二出版、1995年、99頁。
- (33) 『改造日報』1946年3月20日付。
- (34) 『改造日報』1946年3月28日付。
- (35) 「社論 国共会談と東洋の平和」(『改造日報』1945年10月13日付)。

- (36) 『改造日報』1945年1月29日付、30日付、31日付。
- (37) 「社論 人民自由の保障」(『改造日報』1946年1月30日付)。
- (38) 前掲「最後の上海日本人居留民社会」。
- (39) 「上海全日僑輿論調査」(『改造日報』1946年3月17日)。その分析は、前掲「最後の上海日本人居留民社会」を参照。
- (40) 『改造日報』1945年12月24日付。
- (41) 『改造日報』1945年12月28日付。
- (42) 改造叢書としては、「改造日報館発行のパンフレット」：『蔣主席の対日言論集』改造叢書第1集、1946年)、以下は未見であるが『民主日本の諸問題』改造叢書第2集・『日本はかくて敗れた』改造叢書第3集・『太平洋戦争秘史』改造叢書第4集(中文)・『日本問題専集』改造論壇第1輯(中文)・『日本民主諸問題』改造論壇第2輯(中文)が、改造日報館編『改造評論』創刊号(1946年6月1日)に広告が掲載されている。
- (43) 前掲「父親金学成与<改造日報>」、24頁。
- (44) 島田政雄『四十年目の証言』(窓の会、1990年1月、14頁)。
- (45) 前掲「中共隠蔽戦線の党外人士—記離休幹部、九五老人陸久之」、前掲「隠于都市の神秘人」を参照したが、これらの文章は自分を共産党の地下活動者として語る陸久之の回想を根拠とするものであり、これに対して陸久之の弟陸立之は多くの疑念と別の証言を残している(前掲「陸久之究竟是什么样的人—訪陸立之先生実録」、参照)。実際のところは不明であるが、島田は陸久之を共産党の地下活動者であると信じていたことは確かである。
- (46) 前掲「中共隠蔽戦線の党外人士—記離休幹部、九五老人陸久之」によれば、『華美晨报』は「日本人のお金を利用し、実際は地下共産党の支持の下で、『中日親善』を看板として、抗日宣伝を専門にし、敵の情報を収集した」(20頁)したという。しかし、征洪編輯「孤島時期的“洋旗報”《華美晨报》」(『世紀』1998年6期)によれば、正式な創刊は1938年4月19日(停刊は1939年5月31日)であり共産党地下組織に指導された「抗日紙」であるとする。
- (47) 前掲『四十年目の証言』、15頁。
- (48) 前掲「創辦<改造日報>的經過」、153～155頁。
- (49) 前掲『四十年目の証言』、14頁。
- (50) 前掲「父親金学成与<改造日報>社」、23頁。
- (51) 『近代日本社会運動史人物大事典』第3巻、日外アソシエーツ、612～613頁。
- (52) 前掲『四十年目の証言』、15頁。
- (53) 同上、13頁。
- (54) 同上、14頁。
- (55) 前掲「父親金学成与<改造日報>社」、24頁。
- (56) 前掲『朝日新聞の中国侵略』、231頁。
- (57) 前掲『四十年目の証言』、15頁。
- (58) 同上。
- (59) 劉少文(1905～1987年)は、「解放戦争時期、中共上海市工委副書記、上海局委員、中央社会部副部長を歴任した」(章幕榮「劉少文 上海灘歷險記」『隱蔽戦線』、46頁)。
- (60) 前掲「父親金学成与<改造日報>社」、23頁。
- (61) 前掲「<改造日報>激怒了岡村寧次、麥克阿瑟」、57頁。
- (62) 「刑事処關於警局調查日本左翼分子和田志村及注意日文改造日報活動情況」(Q131-5-9249、上海市档案馆所蔵)。
- (63) 竹本節は、1948年12月10日に日本共産党への入党を宣言したが(『私は何故に日本共産党に入党したか』1949年1月、私家版)によれば、「私の共産党入りはこれが始めてでない。昭和7年の夏、第二次ミノカヤ小作争議のさ中に、私は日本共産党に入党

- した。その時、私は 23 才だった。この秋に、治安維持法違反で検挙され、やがて懲役 5 年の判決を受けた」(2 頁)。島田政雄は「1932 年 9 月下旬共青に加盟、鳥取市委書記局組織部長であった。32 年 10 月 26 日検挙、治安維持法違反により 12 月 15 日起訴」(前掲『近代日本社会運動史人物大事典』第 3 巻、290 頁)。
- (64) 前掲『私は何故に日本共産党に入党したか』、4 頁。
- (65) 前掲「父親金学成与『改造日報』社」、25 頁。
- (66) 中国国民政府政治部第三厅については、井上桂子『中国で反戦平和活動をした日本人 一鹿地亘の思想と生涯』八千代出版、2012 年 7 月) 第 3 章を参照。
- (67) 同上、56 頁。
- (68) 前掲「最後の上海日本人居留民社会」、322 頁。
- (69) 前掲『四十年目の証言』、26 頁。馮乃超、康大川については、佐藤竜一『日中友好の いしずえ』(日本地域社会研究所、1999 年、162 頁) 参照。康大川の回想録「私の抗日戦争」(『中国研究月報』第 472 号、1987 年 6 月) によれば「翌 1946 年 6 月、私は帰国する約 400 名の日本兵を上海まで送り届けることになった」(49 頁) とあるが、その後の上海における活動についての記述はない。
- (70) 加東みの助年忌発起人会編『みの助の思い出』(1959 年 10 月、非売品、88 頁)。
- (71) 『改造日報』1946 年 6 月 15 日付。
- (72) 同上。
- (73) 『改造評論』は創刊号 1946 年 6 月 1 日を東洋文庫・一橋大学図書館などが所蔵している。『改造評論』第 2 号・第 3 号は(北京) 中国国家図書館に所蔵されており、筆者は中山大学陳童君副教授より提供された同データを使用した。
- (74) 『改造週報』第 1 期 1945 年 12 月 8 日～第 17 期 1946 年 5 月 1 日) は、「大成老旧刊全文データベース」においてほぼ全文を読むことができる。
- (75) 前掲『四十年目の証言』、27 頁。
- (76) 『改造日報』1946 年 6 月 14 日付。
- (77) 前掲『周恩来傳(下)』、139～140 頁。
- (78) 前掲「父親金学成与『改造日報』社」、24 頁。
- (79) 『改造日報』1946 年 6 月 15 日付。
- (80) 『改造日報』1946 年 6 月 30 日付。
- (81) 前掲『岡村寧次大将資料 戦場回想編』、32 頁。
- (82) 「和平直後における対支処理要綱」(同上、21～23 頁) 参照。
- (83) 前掲『岡村寧次大将資料 戦場回想編』所収の「岡村寧次日記」を参照。国共内戦が激しくなると岡村が対中共作戦を指導しているとのデマが立つほど国民党の信任が厚かった(舟木繁『支那派遣軍総司令官 岡村寧次大将』河出書房新社、1981 年、341 頁及び 356 頁)。
- (84) 前掲「新聞紙雑誌通訊社申請登記書」(Q6-12-62、上海市档案館所蔵)。
- (85) 前掲「中共隠蔽戦線の党外人士一記離休幹部、九五老人陸久之」(22 頁) によると 1946 年 9 月まで『改造日報』は刊行されていたという。
- (86) 前掲『四十年目の証言』、51 頁
- (87) 前掲『四十年目の証言』、51 頁。高雲龍によれば『改造日報』の停刊には、米軍司令部の検閲を受けない記事を掲載した『改造通信』がマッカーサー連合軍司令官の怒りをかったことも関係していたという。また、高によれば『改造画報』は「第 1 期だけが出版されたが、郭沫若の日常生活と革命参加の写真を掲載した(この事件も『改造日報』が停刊される原因の一つとなった)」とコメントしている。(前掲「父親金学成与『改造日報』社」、24～25 頁)。
- (88) 前掲『四十年目の証言』、51～53 頁。前掲「父親金学成与『改造日報』社」、25 頁。
- (89) 前掲『朝日新聞の中国侵略』、220 頁。

医療過誤事件における民事過失認定と 刑事過失認定のあり方

根 本 晋 一

1. 緒 言

医療水準とは、医師が患者を診療する際に払うべき注意義務の内容、換言すると、その注意義務に違反した場合に過失を認定するための基準である。多くの場合、各学会が示しているガイドライン（臨床医が準拠すべき臨床医学の標準的な実践マニュアル）の内容が医療水準とはほぼ一致する。筆者は、本誌第31号において、「医療水準の刑事過失認定への適用可能性の検討」と題し、民事医療過誤訴訟において、判例理論として形成された医療水準の理論を、刑事医療裁判における過失認定に適用することの可否について検討した。私見としては、これを原則として肯定した⁽¹⁾。

その際、検討の手法として、医療水準の概念を明らかにしたうえで、その性質に鑑みて、刑事医療裁判への適用は可能なのか、という手法をとった。その後、検討の手法について再考した結果、単に、医療水準という医療過誤における過失認定の基準の意義を明らかにするのみでは不足と考えるに至った。民事責任と刑事責任は、過失概念を行為者に対する帰責根拠とする点において同じであるも、前者は損害賠償債務の発生、後者は国家による刑罰権の発動という、異なる法律上の効果を生じる点に鑑みて、過失概念の捉え方にも、おのずから差異を生じ得る。

以上の次第により、本稿においては、本誌第31号において検討した、医療水準の理論を刑事医療裁判に適用することの可否に関する判例や学説を涉猟・検討する前提として、民事責任と刑事責任における過失概念の捉え方の差異とは、実際にどの程度のものであるのか、医療水準を刑事過失認定に用いることに差し支えるほどの差異なのか否か、を検討する。

2. 民事責任と刑事責任における過失論の沿革

2-1. 民事責任における“過失責任の原則”

過失責任の原則とは、過失責任主義ともいわれる民法の基本原則の一つであり、私的自治の原則、すなわち、人は自らの意思に基づいて自由に法律行為をなし得るとする原則の限界を画する概念として位置づけられている。つまり、法律行為を自由になし得るといっても、その結果他人に損害を蒙らせることがあれば、それが行為者の故意または過失に導かれた違法行為であった場合に限り、行為者はそれに起因する損害を賠償する義務を負うことを意味する。過失責任主義の意義は、要するに、故意また

は過失（帰責性）がない限り自由に法律行為をなし得ることにして結果責任主義を否定するとともに、如何に自由とはいっても、悪しき結果の発生について帰責性がある場合には損害賠償義務を負うことにして、私的自治の限界を画したところにあると説明するのが一般である。

このように、民事責任の効果が損害賠償請求権の発生であることから、第一義的な目的は損害の填補であるが、過失概念を用いることにより、被害者たる債権者と加害者たる債務者の間の損害の公平な分担を期することができる。実定法における根拠としては、債務不履行の成立要件に関する民法第 415 条の文言（「責めに帰すべき事由」）と、一般的不法行為の成立要件に関する同法第 709 条の文言（「故意または過失により」）を指摘することができる。

2.2. 刑事責任における“責任主義”

刑事責任、すなわち刑罰の目的は、民事責任、すなわち損害賠償債務の負担のように、発生した損害の填補を目的とするのではなく、違法有責類型である犯罪構成要件に該当する「犯罪行為」をなした実行行為者個人に対する国の制裁である（応報刑）。

もっとも、実際に国家が刑罰権を行使する契機について、当該実行行為者が犯罪行為、すなわち法益侵害という違法な結果を惹起したことの一事を以てただちに発動されるのか否かについては、考え方の変遷が見られる。中世ヨーロッパの市民社会においては、行為者のなした犯罪行為と法益侵害の結果との間に因果関係が認められれば、そのみを以て罪責を負わせることができるとする結果責任主義（結果的責任、客観的責任、結果主義）の考え方が支配的であった。しかしながら、それでは不可抗力に起因する悪しき結果についてまで行為者に帰責することになるため、行為者に不可能を強いることになり酷に失することから、中世イタリア法学において、行為者の刑事責任を制限する法理として責任主義（責任なければ犯罪なし）が観念され、その考え方が、神聖ローマ帝国（現在のドイツ領を中心とする地域）におけるカロリーナ刑事法典に取り入れられたことにより⁽²⁾、行為者は、悪しき結果の発生について非難可能性がある、すなわち故意または過失があると認められる場合にのみ罪責を負うとする責任主義の考え方が広く一般化するに至り、わが国の現行刑法典においても、責任主義の考え方が取り入れられている（刑法第 39 条参照）。

2.3. 過失における“不注意”の捉え方

近代市民法の原則として、民事責任であると刑事責任であるとを問わず、結果責任主義は否定されており、行為者の自由を保障する見地、行為者に想定外の責任を負わせないようにする見地から、発生した悪しき結果について行為者の故意または過失がない限り、法律上の責任を負わないとする考え方が、わが国の民法典と刑法典に取り

入れられている。そして、過失責任の原則や責任主義とは、故意を含む概念であるところ、ここにおける過失とは、自己のなした行為が違法行為にあたることを（実際には知らなかったが）知り得た、つまりは認識し得たにもかかわらず、不注意のために認識しなかった心理状態を意味する。この点に関する理解に争いはなく、民事責任と刑事責任の双方における過失の解釈としても共通している。

もっとも、「不注意」とは、行為者個人の主観に依拠する不注意な心理状態であることを重視するのか、それとも客観的注意義務違反、すなわち、行為者個人を捨象した誰に対しても共通の注意義務というものが存在し、それに違反することを重視するのかにより、学説が分かれている。この点、刑法解釈においては、行為無価値と結果無価値、道義的責任論と社会的責任論、心理的責任論から規範的責任論へ、という形で明確に整理されている。以下、この点に関する民法解釈と刑法解釈を整理し、検討する。

2-4. 民法解釈における“不注意”の捉え方

(1) 主観的過失論

過失とは、当該行為者個人の不注意な心理状態、緊張の欠如、気の緩みを意味する概念であり、換言すると、悪しき結果が発生することを知るべきでありながら、不注意のために気が付くことなく行為におよび、悪しき結果を発生させたことを過失と捉える考え方である。確かに、過失という文言を素直に文理解釈すると、過ち、うっかりという心理状態を意味するので、そのような意識状態を形成したことに対する責任と理解すれば、故意が、わざとやったという意味決定に対する責任と理解することとパラレルに位置付けられるメリットがある⁽³⁾。

(2) 結果予見義務違反説

悪しき結果の発生について、一般人にとって予見可能性がありさえすれば、これを予見するべき注意義務があるところ、不注意により予見しなかった場合には過失ありと解釈する考え方である。ポイントは、「結果のない過失を認める」、すなわち、悪しき結果が発生しなかったとしても、なお不注意により予見しなかった点に避難可能性があるので過失あり、とすることである。確かに、当該行為者個人の心理状態を捨象して、誰しものが負うべき注意義務を設定し、その違反を以て過失と認定する点において、注意義務の内容を行為規範として機能させ得る点において評価に値する⁽⁴⁾。なお、結果のない過失を肯定する関係上、因果関係は、原因と結果の関係の存否を認定する理論であることから、過失の存否とは別個に検討しなければならない。

(3) 結果回避義務違反説

悪しき結果の発生について、一般人にとって予見可能性があることを前提として、その結果を回避する義務があるところ、不注意により回避しなかった場合には過失ありと解釈する考え方である。ポイントは、「結果のない過失を認めない」、すなわち、悪しき結果を現実には発生させたことを必要とする点である。確かに、このように考えると、予見可能性説に対する批判、すなわち、回避義務を尽くしていたにもかかわらず悪しき結果を生じてしまった（因果関係がない不可抗力の）場合において、回避義務を尽くしていたにもかかわらず、予見義務違反があった事実のみを以て過失ありと認定せざるを得ない不合理性を回避し得る。確立された判例理論といっても過言ではなく、とくに反対する学説も見当たらない状況である⁽⁵⁾。なお、結果のない過失を否定する関係上、過失の成立要件として結果の発生を必要とすることから（結果回避可能性）、過失の存否とは別個に因果関係を検討する必要はない⁽⁶⁾。

(4) 結果予見義務違反と結果回避義務違反を併せ考慮する説

この考え方によると、①悪しき結果を予見し得たにもかかわらず、不注意により予見しなかった過失（正確にいうと、予見しなかったが故に回避措置もとらなかった過失。結果発生の有無を問わないので、結果のない過失を含む）と、②悪しき結果を予見したが、不注意により回避しなかった過失（結果のある過失）を区別することが可能となるので、それを責任の軽重に反映することができる⁽⁷⁾。

(5) 検 討

主観的過失論に対しては、この説は、当該個人を基準に不注意の有無ないし程度を認定することから、当該個人の注意能力が世間一般の人よりも低い場合、当該個人なりに注意、緊張してさえいれば過失を否定することにもなり得ることから妥当ではないとの批判が妥当するとともに、精神の緊張を欠いた行為のすべてが過失となりかねず、その成立範囲が不当に広がる恐れがあるとの批判が妥当する。後者の批判につき、具体的に説明すると、科学技術の発展に伴い、危険でありながら、その社会的有用性のゆえになさざるを得ない行為（刑法における「許された危険」）について、偶々悪しき結果を発生させてしまった場合、その多くが過失責任を肯定されてしまうことの弊害は計り知れないということである。それ故に、現在、主観的過失論をそのまま支持する論者はいない。

結果予見義務違反説に対しては、再三述べてきたとおり、結果のない過失を認めることに繋がることの批判が妥当する。どのようなことかということ、例えば、ある医師が、医的侵襲を伴う治療行為を行うに際し、患者の生命や身体への危険発生を防止する措置を講じていたところ、不可抗力のため患者に後遺障害や生命侵害などの悪しき結果

が発生してしまった場合において、当該医師にとっては悪しき結果の発生は不可抗力であったとしても、そもそも治療行為は医的侵襲に他ならないことから、時と場合によっては何らかの悪しき結果が発生することを予見し得たはずなので、これを予見しなかった点において予見義務違反の過失ありと認定されてしまうという批判である。言い換えると、（実際には回避措置をとらなかったが）かりに結果回避義務を尽くしたとしても、悪しき結果発生が不可避であった不可抗力の事案についても、なおも過失ありと認定すること、すなわち「結果のない過失」を認めることは不合理ではないか、という批判である。

結果予見義務違反と結果回避義務違反を併せ考慮する説に対しては、結果予見義務違反説に対する批判を免れない、つまりは結果のない過失をも肯定せざるを得ない点において難がある⁽⁸⁾。

結果回避義務違反説は、民法解釈における通説判例であり、民事裁判実務においても定着しているところ、つぎのような批判が、結果予見義務違反と結果回避義務違反を併せ考慮する説（以下、併用説とする）に与する論者からなされている。併用説は、結果のある過失と結果のない過失を区別して、その責任の軽重を区別しているところ、結果回避義務違反説によると、予見義務違反も回避義務違反に収斂させてしまうことから、二つの過失類型を区別し得なくなる結果、責任の軽重を付けられなくなるという批判である。この批判を、どの程度考慮すべきなのかであるが、併用説は、そもそも批判が多い結果のない過失を肯定することが前提となること、また、結果回避義務違反説に依拠したとしても、非難可能性の程度によって損害賠償額の多寡をつけ得ることに鑑みると、傾聴に値するものの、重視するほどではないというべきである。それ故に、私見としては結果回避義務違反説に与するのが妥当と考える。

2-5. 刑法解釈における“不注意”の捉え方

刑事過失については、民事過失のような、結果の発生を伴わない過失なる概念は認められない。なぜならば、刑法の目的は法益保護であり、法益侵害に対する応報としての刑罰という側面を否定することはできないからである。かりに結果を伴わない過失を肯定すると、行為者の動機や目的などの行為態様、つまりは主観のみで処罰することになるので、刑法の倫理化を招来するとともに、刑法の謙抑性にも反する⁽⁹⁾。

(1) 旧過失論

この説は、結果発生を要件とすること以外は、民法解釈における主観的過失論と予見可能性説を併せた見解と理解して差し支えないと思われる。この説は、悪しき結果の発生について、一般人にとって予見可能性があることを前提として、精神の緊張を欠いたが故に、その結果を予見する義務を怠った場合には過失ありと解釈する考え方

である。具体的には、当該予見義務違反の不作为と結果発生との間の因果関係が肯定されることを前提として、行為者が、その具体的な因果経過（実際には予見していなかったのであるが）予見し得た場合には、過失を認定する。この説は、過失を専ら責任形式として理解することから、のレベルにおいては、悪しき結果の予見義務違反の不作为があればそれだけで、犯罪構成要件該当性と違法性のレベルをクリアする。あとは有責性のレベルにおいて、故意と過失のいずれに起因して惹起された結果なのかを区別する（故意と過失は責任レベルで初めて区別される）⁽¹⁰⁾。

（2）新過失論

旧過失論は、産業革命前の牧歌的な時代、つまりは産業構造がせいぜい家内工業止まりであり、未だマニュアル、アナログであった時代においては、素直に妥当したものと思われる。しかしながら、19世紀における産業革命期以降、科学技術が発展し続けている現代社会においては、社会的に有用な危険行為を違法とするわけにはゆかないことから（「許された危険」の法理）、これを違法とする旧過失論を以てしては社会の発展を阻害しかねない。そこで、かりに悪しき結果を発生させたとしても、結果回避のために必要な措置を講じていたとすれば過失なしとする考え方が提唱されるに至った（行為無価値を考慮）。具体的に定義してみると、民法解釈における結果回避義務違反説と同じであり、悪しき結果の発生について、一般人にとって予見可能性があることを前提として、その結果を回避する義務があるところ、不注意により回避しなかった場合には過失ありと解釈する考え方である。

この説は、あるべき注意義務というものを予め措定し、その客観的注意義務に違反することを重視することから、過失を、旧過失論のように専ら責任要素とすることなく、違法要素でもあって（主観的違法要素）、ひいては定型化された構成要件の要素ともなり得ると解している。なお、行為者が認識し得たであろう構成要件要素としては、注意義務違反と結果発生との間の具体的な因果経過であり、その点においては、旧過失論と変わらないことに注意すべきである⁽¹¹⁾。

（3）新新過失論（危惧感説）

定義としては、新過失論とほぼ同じであるが、つぎの2点において異なる。まず、①悪しき結果発生に至る因果経過についての認識の程度であるが、新過失論のように具体的である必要はなく、漠然とした抽象的認識、つまりは危惧感、不安感を覚えれば足り、その時点において直ちに回避措置を講じる義務が生じると解する。つぎに、②結果回避措置について、新過失論よりも相対的に高い程度の措置、つまりは漠然とした結果発生への不安を打ち消すためのすべて（要するに、万策尽きる100パーセント）の回避措置を講じる義務があると解する、という2点において（2）説と異なるのであり、

過失犯の成立をより一層容易にしている⁽¹²⁾。

(4) 生活関係別過失論 (折衷説)

過失論の進展状況としては、旧過失論が克服され、新過失論にリプレイスされたところ、新過失論は危惧感説と矛盾し、あるいは対立する理論ではないとして、従来どおりに新過失論が妥当する領域と、新たに危惧感説が妥当する領域とを区別することを志向する考え方である。具体的には、公害事件や医療過誤事件では危惧感説の立場にて過失判断をなし、交通事故においては、従来どおりに新過失論の立場にて過失判断する⁽¹³⁾。

(5) 検 討

旧過失論について、この説によると、悪しき結果の発生のみが注目され(結果無価値)、如何なる注意義務に違反したのかという過失行為の内容如何(行為無価値)が不問に付されていることから、悪しき結果発生に結びつき得る行為のすべてが犯罪となりかねず、処罰の範囲が不当に広がる恐れがある。とりわけ、科学技術の発展に伴い、危険でありながら、その社会的有用性のゆえに行わざるを得ない行為(許された危険)について、偶々悪しき結果を発生させてしまった場合、その多くが過失責任を肯定されてしまうことの弊害は計り知れないと批判されている。

新新過失論(危惧感説)について、この説は、1960(昭和30)年代後半から70(同40)年代前半の高度経済成長期において多発した公害訴訟を契機として登場し、未知の危険から発生し得る予想外の被害を未然に防止するための法的構成であることを念頭に置かなければならない。ゆえに、この説を専門訴訟、証拠偏在訴訟という意味においては共通であるというだけで刑事医療過誤に適用すると、看過し難い不都合を生じる。つまり、危惧感説によると、医師は患者の生命身体に対する危険という漠然とした不安感を打ち消すためのあらゆる回避措置を100パーセント、万策尽きるまで講じる義務があり、それを講じないとただちに過失ありと認定されてしまうことから、医師が施すべき治療レベルが、医療慣行や医療水準レベルでは到底足りず、最先端の医学水準レベルの治療までもを施す義務があることにもなりかねないからである⁽¹⁴⁾。

生活関係別過失理論について、新新過失論(危惧感説)と同じ批判が妥当するのみならず、刑法典その他の刑罰法規に明文規定が存しないにもかかわらず、事案に応じて過失の内容を変えることは、罪刑法定主義に背馳する恐れを払拭し得ず、法的安定性の見地からも問題がある。既往検討の結果、私見としては、新過失論を一律に適用し、過失認定をなせば足りると考える。

3. 結 語

本稿における検討の結果、以下のことが明らかとなった。

民事過失と刑事過失は、過失概念を行為者に対する共通の帰責根拠とする点において同じであるも、前者は損害賠償債務の発生、後者は国家による刑罰権の発動という、異なる法律上の効果を生じる点では相違する（民事責任と刑事責任の分化）。いずれも、その生成の沿革に鑑みて、緊張を欠いた不注意な心理状態であるが（主観的過失論、旧過失論）、それだけでは、行為者に対する帰責の範囲が著しく拡大してしまう不都合があるため、個人によって異なり得る主観的な心理状態を問題とするのではなくて、一般人、すなわち何処の誰に対しても一律に適用され得る、遵守すべき客観的な注意義務というものを措定し、これに違反したことを帰責の根拠とすべきとした（結果回避義務違反説、新過失論と新新過失論）。このように、民事責任と刑事責任は出発点を異にするが、最終的には同じ地点に着地することになった。そのうえで、単に、客観的注意義務に違反したことの一事を以てただちに帰責するのではなく、不可抗力を免責するため、故意または過失という行為者の主観を考慮して、これが認められる場合のみ行為者に帰責することにして、帰責の範囲を合理的にコントロールすることにした（過失責任の原則、責任主義）。以上の理が、相互に関連しつつも別異に進化を遂げた民事責任と刑事責任の、現時点における理論的な到達点である。

ということは、いずれの責任も、過失概念を行為者の帰責の範囲の制限という意味に用いていることに変わりはないことから、民事医療過誤訴訟において、判例理論として形成されてきた医療水準（医師が患者を診療するに際して払うべき注意義務の内容。多くの場合、各学会がマニュアルとして示したガイドラインに準拠した臨床医学の標準的な実践レベル）の理論を、刑事医療過誤裁判における過失認定に用いることは、原則として差支えがないと考える。

もちろんのこと、このうえで、医療水準そのものの意義を明らかにする必要があることは、本誌第 31 号掲載の拙稿において述べたとおりである。

以 上

【注】

- (1) 本稿は、根本晋一 2018「医療水準の刑事医療裁判への適用可能性の検討」研究紀要第 31 号日本大学通信教育部 91~117 頁の続編という位置づけとなる。
- (2) 皇帝カール 5 世の治世下における神聖ローマ帝国において 1532 年に制定された、219 箇条から構成される成文の刑事法典である。
- (3) 加藤一郎 1974「不法行為」[増補版]有斐閣 64 頁 加藤雅信 2002「新民法大系 V 事務管理・不当利得・不法行為」有斐閣 159 頁
- (4) 森島昭夫 1987「不法行為法講義」有斐閣 183 頁
- (5) 潮見佳男 2002「不法行為法」信山社 154 頁
- (6) 1999 年 7 月に発生し、マスコミの注目を浴びた杏林大学病院綿あめ割りばし事故の民事訴訟において、被告病院・医師側の答弁書は (3) 説に依拠し、無過失を主張するに際し、「結果回避可能性ないし果関係」と題して過失論において検討しており、第一審

判決と控訴審判決（確定）のいずれの理由中においても、過失論のなかで結果回避可能性を検討していた。なお、いずれの判決も担当医師を無過失として原告遺族側の請求を棄却している。

- (7) 前掲森島 187 頁 前掲加藤 159 頁
- (8) この構成をとる判例も存する。例えば、徳島地判昭和 47 年 3 月 15 日判例時報 679 号 63 頁。養護学校において、生徒が恒久性循環障害によって死亡したが、養護教諭は一過性の暑気あたりと考え、その程度の手当てのみしたに過ぎなかった場合において、暑気あたりと考えた点においては過失が認められるが、死亡の結果は避けられなかった点については因果関係を否定し、原告の請求を棄却した事例である。くわえて、刑事裁判例であるが、前出の杏林大学綿あめ割り箸事件第一審判決（東地刑判平成 18 年 3 月 28 日判例集等未登載）も、被告人医師の診療には過失があるが、当該過失ある診療行為（不作為）と患児死亡との間に因果関係はないとして、被告人を無罪とする構成をとっている。なお、本判決に対する批判として、井上薫「蛇足判決で害された人権」朝日新聞平成 18 年 4 月 2 日朝刊 8 頁があり、井上判事は、因果関係を否定すれば足り、過失の有無について判断するのは蛇足であると批判している。
- (9) 新旧過失論争に関する近年の文献として、古川伸彦 2007「刑事過失論序説」成文堂 134 頁などがある。
- (10) 平野龍一 1976「刑法総論Ⅰ」有斐閣 193 頁 山口厚 2007「刑法総論[第 2 版]」有斐閣 236 頁
- (11) 福田平 2011「全訂刑法総論[第 5 版]」有斐閣 125 頁
- (12) 主張者の文献として、藤木英雄「1969 過失犯の理論」2 有信堂 03 頁、藤木英雄他 1975「過失犯・新旧過失論争」学陽書房 10 頁、紹介者の文献として、前田雅英 1998「刑法総論講義[第 3 版]」東大出版会 343 頁など。なお、危惧感説は判例理論とはなり得ず、通説にもなり得なかったが、著名な事例に関する下級審判例に、危惧感説に与したと思われる判例がある。森永ヒ素ミルク事件控訴審判決（高松高判昭和 41 年 3 月 31 日判例時報 447 号 3 頁）は、「…一抹の不安を感じずる筈である。この不安感こそ、まさに本件で問題となっている危険の予見に他ならないのである。」と判示し、本件差戻し第一審判決は、「…具体的な因果関係を見通すことの可能性である必要はなく、何事かは特定できないが、ある種の危険が絶無であるとして無視するわけにはいかないという程度の危惧感であれば足りる。」と判示している。
- (13) 板倉宏 1994「刑法総論」勁草書房 259 頁 同「企業組織体の過失」前掲藤木英雄他「過失犯・新旧過失論争」183 頁
- (14) 平野哲郎「東大輸血梅毒事件の不安感説による再検討」古村節夫＝野田寛 2004「医事法の方法と課題 植木哲先生還暦記念」信山社 215 頁。平野教授は、刑法学説である危惧感説を、不法行為責任における過失認定に適用される。すると、平野教授は、危惧感説を刑事医療過誤における過失認定に適用することを否定されることから、民事責任としては、あらゆる治療手段を 100 パーセント尽くす義務があることから最先端の医学レベル、刑事責任としては標準的な医療水準レベルというダブルスタンダードにて過失認定をされるのかもしれない。

『フェミニスト現象学入門 経験から「普通」を問い直す』ほか（全3冊）を読んで

古 賀 徹

本誌（日本大学通信教育部『研究紀要』）には通信教育部専任教員を中心とする執筆者による研究論文が1987（昭和62）年の刊行以来、毎号掲載されてきた。この『研究紀要』は通信教育部に附置された通信教育研究所が編集主体となり発行されるものであり、通信教育部に携わる研究者の研究成果を報告する媒体として位置づけられている。日本大学においても各部局（学部・部科校）単位に専門の研究所が附置されているが、そこでは「研究所」が主体となって年度内の各種研究成果が一覧の形で報告されることもある。「学科」が「〇〇学研究室」と位置づけられている学部においても、学科所属の教員の研究業績等が学科単位（学会）で発行される紀要の巻末等に掲載されることもあるし、研究所（あるいは学科・研究室）主催による研究・教育活動が収載されることもある。

紀要と同様に研究論文が発表される媒体には各専門学会の学会誌もある。学会員の投稿を募り、査読システムを経て限定された本数の論文が載る「学会誌」には「専任として所属する研究者」の存在の有無もあり、その研究業績等が収載されることはないが、学会大会の記録や学会自体の研究活動（シンポジウムや刊行物等）が記載されるものもある。もちろん大学の研究所・学会ともに研究の組織体であり組織運営の予算や研究費が生じるため、明確に成果を報告する必要があるという記載が行われているということになる。

ただし、本『研究紀要』には「年度内の各種研究成果が報告されること」はこれまで行われていなかった。通信教育研究所に通信教育部専任教員は「研究員」として貼り付けられていて、研究所の運営に関する委員会が存在し幹事となる事務課もある。しかし研究所自体の独立した活動は少なく、この紀要の発行が主な事業となっている。そして通信教育部が4学部8学科専攻で構成されるために専任教員の専門とする学問が多様であるという事情もある。もちろん各教員の研究成果を報告することは義務づけられていて、学部監査等で評価される対象ともなっている。ただしその情報は教員個人が入力する形で日本大学全体のシステム内に報告され、それが学術機構関連にも転送・提出され、また事務システムとして報告書作成の際のデータとなるという流れになっている。

研究者個人（一教員）としての願望をいえば、必要な研究体制の支援・援助の一層の充実をはかるよう要請したいところだが、教員の研究成果の取りまとめと広報についてはこれまで紀要で実施されてこなかったし、それを求めるならば会議での議論を

経て決すべきと考えている。また各教員の業績等はそれぞれ research map 等の公開されたデータベースでみることもできる。そこで今回は、教員の側から「各種研究成果の報告」を広報していく試みとして、これまで紀要には掲載されていなかった「図書紹介」(研究著作の紹介)を記させていただくこととする。所属する教員全員が毎年、論文を本誌に投稿しているわけではなく、各分野の専門誌や他学部の紀要等に論文を執筆していることも多い。このこと自体は「学問研究の自由」として奨励されるべきであり、否定されることではない。そうではなくて、各教員がそれぞれ研究を進めていることを、もう少しアピールする場があってもよいのではないかと考えてみた。本稿では 2020 年に刊行された 3 冊の著作について紹介させていただく。

(1) 稲原美苗・川崎唯史・中澤瞳・宮原優 編『フェミニスト現象学入門 経験から「普通」を問い直す』(ナカニシヤ出版・2020 年)

同書は本学文理学部哲学専攻の中澤瞳准教授が編集代表者のひとりとしてクレジットされている。タイトルから「フェミニスト現象学」という分野の入門書として刊行されたことが読み取れる。哲学を専門分野としない浅学の評者(古賀)にとって「フェミニスト」と「現象学」というのはそれぞれ別個の用語として耳にしたことがあるというレベルであったが、本書を読んでその立場や主張が目からウロコが落ちるように理解できた。まさに読者にとって「入門書」的に読まれることを想定して記されたのだと考えるが、それを(その読後感や理解を)可能にするのは学問分野の固有の魅力はもとより、執筆陣の共通のねらいが徹底されているからではないか。

「フェミニスト」というと女性の差別に対抗する運動やその立場を示すというイメージが浮かぶ。「彼はフェミニストだから」という語られかたや、そういう立ち位置や人格を評価する言葉になっているように感じられる。思想的立場としては「フェミニズム」という言葉の方がピンときやすいだろうか。

この「フェミニスト現象学」も、そのフェミニズム思想の影響を受けているが、いまではそれを超える多様な価値観をとらえなおそうという思想になってきているということ。本書でも前半において〈女性の理解に関すること〉として「身振り・妊娠・月経・セクハラ・一人暮らしという住み方」が論題とされ、後半では〈女性の理解という範疇を超えた課題〉として「セクシュアリティ・トランスジェンダー・男らしさ・人種・障害・老い」とその拡大される思考の対象が示されている。

なるほど、巻末の人名索引をみると本書に最も多く登場する人物は、ボーヴォワール(19件)、メルロ＝ポンティ(15件)、ヤング(13件)と続く。「フェミニスト現象学」の重要な人物として最も多く登場するボーヴォワール自体が、フェミニズム思想の象徴的な存在の一人として語られるし、現象学のなかで女性について語った代表の一人ともされている。思想史の流れとしては実存主義の系譜の中にも位置づけられるし、

彼女の生きたフランス独特の思潮・文化の影響も想像することができる。ボーヴォワールという人物一人の理解ですら、〈あるひとつのもの〉と決めつけ整理されてきた範囲が（時代とともに）拡大してきているということになる。

それらに関する入門的な記述から始まるが（まさに中澤氏の記述）、個人の経験を記述することで「決まり切った紋切り型の考え」をとらえなおそうとする現象学そのもののようにも（あらためて）実感することができた。

この分野における初めての「入門書」ということからわかるように、この編著に寄稿された13人の執筆者は「フェミニスト現象学」を代表する新進気鋭の研究者ということになる。全体を「Ⅰ フェミニスト現象学の始まり」・「Ⅱ フェミニスト現象学の拡がり」の2編に分けて、それぞれ7本の論考が展開される（01～14までの14本にコラム6本が加わる）。中澤氏は「01 フェミニスト現象学とは何か?」、「02 女の子らしい身振りとは何か?」、「14 年を取ることで、老いることは同じなのか?」という3編を記されている。01で本書（本題）の基本的な視点・理論や課題を整理され、各論として02では女性の身振りを取り上げることで、そこに社会の規範によって「身振り」のみではなく「女性の生き方」にまで影響を与えていることを指摘している。14では「老い＝加齢」という考えの問い直しが進められていく。

他の執筆者による論考も興味深いものばかりである。全編に、個人の経験からスタートし追究していくということの「わかりやすさ」がきわだち、各個人をも参加可能とするというこの分野の特色が生かされているように感じられる。本書の魅力は（読んでいる読者が）吟味に参加できると感じるができるよう工夫されている点にあるのではないか。

この読後感は何だろうかと考えてみた。冒頭に「執筆陣の共通のねらいが徹底されているからではないか」と書いたのは評者の想像でしかないが、共著・共編著では、これがすごく難しいことと考えている。研究者の多くは個人的、独立的なものであり、チームワークなどは指摘されても現実的には難しいものと考えている。とくに共編著作等ではよほど統制・管理の力学が働かない限り、内容はバラバラになることが多いと（評者は）思い込んでいた。しかし、この著作では、もちろん各論考で個別の題材・対象について語られているので、その意味では独立しているが、全体として「フェミニスト現象学」がなんであるのかを理解させることに成功していると感じられる。それは、「入門書」であろうと考えられたためか、よほど密な連携協力をするのを参加者が努力された成果なのか。もっとシンプルには「フェミニスト現象学」自体が魅力的なのかもしれない。

本書は今後、同分野の草分け的な書籍として哲学研究のなかで位置づけられる一冊となると思われる。一読をおすすめする。

(2) 地方史研究協議会(編)『日本の歴史を解きほぐす ―地域資料からの探求』
(文学通信、2020年)

通信教育部の史学専攻教員、鍋本由徳教授による「長崎阿蘭陀通詞本木家のアイデンティティ ―史料を採す楽しみ―」(159―174ページ)が収載された歴史研究本。新書版のサイズでありながら全体で270ページとかなりのボリュームとなる。歴史関係の専門書で300枚前後の分量となると、かなり読者が限定されるかと思えるし、また「地域資料」「地方史」という言葉にともなうローカルなイメージからはさらにテーマの個別さや独自性の強さが感じられ、それを理解しようとするときの困難さが先入観として湧いてくる。しかし、そのような懸念を吹き飛ばすかのように読みやすい内容となっている。そもそも本書は「地方史はおもしろい」シリーズとして刊行される予定の1冊目とのことで、おそらく「新書版のサイズ」で印刷したことにもそれが意図されていると考えられる。

本書において、前述したように評者が懸念する「ローカルイメージ」「専門書の堅さ」を克服するために工夫されたこと、挑んでいることは何か。全270ページと分厚さはあるが、内容は19編のそれぞれ「短編」を収載したものという感じで構成されている。各章は10数ページぐらいとちょうどいい文章量となっていて、その構成で、古代から近代まで、各著者が手を変え品を変え、様々な題材(内容)や資料をつかって「地方の歴史もおもしろいでしょう」とメッセージを示してくる。評者にはそのように感じられた。つまり歴史研究の著作ではあるが、歴史的事象の評価が中心なのではなく、その「歴史研究」の過程を読者に紹介しながら、特に史料の扱い方やその発掘作業、「史料との出会い」という喜びや可能性を伝えるという方向性を感じ取ることができた。研究者として、その研究成果を活かすとはどういうことかという一つの可能性や面白みに興味を引きつけられた。もちろん写真や史料の読み下し(訳出)など、見やすさ、読みやすさへの工夫や配慮も適切に行われている。

鍋本由徳「長崎阿蘭陀通詞本木家のアイデンティティ」では、由緒書を史料としてあげ、そこに記された「阿蘭陀通詞」としての「本木家」のアイデンティティが何であったのかが論じられる。本木家において祖として顕彰される本木庄太夫に対して幕府から紋付きの破魔弓が下賜された(1682年)ことが、本木家として誇りとされ、引き継いでいくこととされたことが史料から読み取られていく。論考の末尾では史料の検索とともに偶然の出会いという研究の醍醐味や面白さが語られている。

本書は全体的にこのような個別・本格的・専門的な史料の読解とその解釈が記され、そのことにより解釈の楽しさや関心に結びつけていこうとする語りが重ねられていく。研究の裾野を拡げていこうという意味において、本稿(図書紹介)を記す評者の思いも共通する。「地方史はおもしろい」シリーズとしての今後の刊行が楽しみである。

(3) 広田照幸（編）『歴史としての日教組』上巻（名古屋大学出版会・2020年）

「日本教職員組合」（日教組）の歴史研究書として編者（広田照幸・日本大学教授）が代表となって構成され、科学研究費を受給しながら継続されてきた研究グループによる研究成果の一つとして刊行された。同書には評者（古賀）も筆者の一人に加えさせていただいている。同書は下巻も同時に刊行されているが、評者が関わったのは上巻のみである。

本稿の前2冊（1）（2）と異なり、入門書的な役割や啓蒙的な目的があって編纂されたものではなく、学会報告や様々な媒体に収録された研究論文を一部修正・再編するなどして、また新たに書き下ろされた論考も含めて刊行された専門書である。評者も含めた執筆者の多くは、所属する大学においては教職課程に関わる者も多いが、本書の内容は「教員養成」にもほぼ直接には関係しない内容で、むしろ戦後史、政治史、労働運動史の本といった方が近い。

しかし、それでも「研究の醍醐味や面白さ」が感じ取っていただけることもあるようである。本書についてはすでにいくつか書評が行われているが、日本近現代史の専門家・加藤陽子（東京大学）からは（本書を）「読みながら、書かれた内容の持つ、あまりの迫力にたじろぎ、本を持つ手が震えた。このような読書体験はめったにない」「史料から歴史が紡がれる醍醐味を存分に味わわせて貰った」と高く評価をいただいている（毎日新聞、2020年2月23日）。

以上は、評者（参加した筆者の一人）が自慢するためではないことをお断りしておく。というよりも評者には自慢をする権利はない。その「高く評価」を受けた執筆箇所は編者の広田氏の筆によるものであり、また実は研究会の末端に参加しながら評者自身が同じように（本研究の）「あまりの迫力にたじろぎ」、また刊行された本書を読み（グループの一員でありながら）「本を持つ手が震えた」からである。本稿の（1）で共同研究の難しさを記したが、この（3）ではどこまで研究課題に向かい合うことができるかという難しさを感じた。具体的には私の従来の研究テーマと必ずしも重なる分野でないということと、教員としてのいいわけ（多忙さ）が自分にのしかかってくる重さを払拭しないといけない。しかし、その困難がありながらも「研究の面白さ」が感じられる対象との出会い。この分野についてもできるかぎり地道に追究を継続していきたい。

なお本誌（研究紀要）にかつて記した論文「日教組『教育防衛闘争の要領』（1949年）の作成と破棄について」（2018年）も改稿して本書の一部として収載されている。

以上、2020年春に刊行された著作3つを紹介させていただいた。研究成果が従来の通説を乗り越えた結果として「優れた研究」と評価される。あるいはこの分野の先駆けとして意義が認められる。この3冊の場合はどう整理することができるのか。

(1) は書名に入門書としての位置づけが示されているが、この専門分野の先駆けとしての研究界での時系列的順序（位置付け）を宣言されたのではないと思われる。もちろんテキストとして用いられることも想定はされているだろう。(2) も啓発的な性格を意図したシリーズ本ではあるが、個々の論考は地域レベルの具体的・専門的な内容となっている。資料の発掘・解釈の手順が公開されているので史学研究者養成のテキストに使うこともできそうである。誤解されないようにあえて言えば、「テキスト」の性格をもつというのは「専門的ではない」「研究書とはいえない」ということではない。両者とも立派な、それもかなり特殊な課題を扱った貴重な研究著作である。

それでは(3)はどうか。かなり特殊な課題、特色のある研究テーマであり、従来タブー視されてか詳細な研究が行われなかったことで誤解されたままになっていた分野を明らかにしようとする意味では、その道の初めての本格的な研究書ということになる。以上の点が、この3冊では共通している。初めてのもの、なかなか明らかにされてこなかったもの。それが論じられるという魅力と、新たな推理が展開されていく読み応え。

以上の3冊はそれぞれ対象も専門も企図するねらいも異なるが、結果として「どこかに読んでくれる読者がいて、何らかの興味をもってくれる可能性」ということにつながっていると考える。本稿は書評ではなく、そういう興味をもっていただくための読書をすすめるために「図書紹介」として記させていただいた。3冊の執筆者の皆さまに、素晴らしい論考を届けていただいたことについて感謝申し上げたい。

【筆者は(3)日教組研究の一環として、2019年度より日本大学学術研究助成金（総合研究）「戦後教育改革期における政官民アクターの三者関係に関する研究」を受給している。研究テーマはこのようにつながっていく。なお、本年度で定年を迎えられる近藤健史先生のもと、2015年度から3年間、「自主創造型パーソン」の育成を目標とした全学共通教育における効果的なアクティブ・ラーニング開発に関する研究」という課題で日本大学理事長特別研究費を受給していたが、本稿に記した執筆者3名とともにそこに参加していた若手メンバーである。研究とは縁により導かれる面もある。近藤先生のお導きに感謝を申し上げる。】

日本大学通信教育部『研究紀要』投稿要項

平成29年 9月13日制定
平成30年 4月 1日施行
令和 2年 9月 23日改正

日本大学通信教育部は、所属する専任教職員等の研究成果を発表することを目的として、日本大学通信教育部『研究紀要』（以下「紀要」という）を刊行する。紀要を編集・刊行するために必要な事項を以下に規定する。

1 投稿資格

- ① 日本大学通信教育部に在職する者（非常勤講師を含む）。ただし、非常勤講師が第一著者として投稿する場合は、本通信教育部の専任教職員の推薦を得ること。
- ② その他、編集委員長が適当と認めた者

2 投稿原稿

未刊行のもの。他の学会誌などに投稿していないものに限る。他所での口頭発表をベースにしている場合は、その旨論文に記載する。

3 投稿原稿の種類

投稿原稿の種類は、次のいずれかとする。

- ① 査読付論文〔Research Articles (refereed)〕
- ② 自由投稿論文〔Research Articles〕
- ③ 研究ノート〔Research Notes〕
- ④ 資料〔Materials〕
- ⑤ 翻訳〔Translations〕
- ⑥ 報告〔Reports〕
- ⑦ 書評〔Reviews〕
- ⑧ その他編集委員会が認めたもの

4 執筆要領

別に定める。

5 投稿申請期間及び投稿先

- ① 投稿原稿は、期限を設けず、随時受け付ける。ただし、査読付論文については、原則として、10月末日を提出締切日とする。また、同一投稿者による投稿は、原則として当該年度で2回に限る。
- ② 投稿先は、研究事務課及び編集委員とする。

6 査読付論文に対する審査

- ① 原稿の受付
受付日は、原稿が研究事務課に提出された日とする。

② 原稿に対する審査

原稿の審査は、別に定める。

③ 掲載の可否

掲載の可否は、編集委員会が査読結果報告に基づき、決定する。条件付で掲載を可とする場合には、査読者から必要な修正が指示されるので、投稿者は、定められた改訂期限内に編集委員会へ改訂原稿を送付しなければならない。その際、改訂箇所を明示したリストを同封すること。なお、改訂原稿についても同一の査読者が再査読を行うものとし、改訂原稿受付後、掲載の可否を原則として1か月以内に投稿者へ再通知する。

④ 投稿原稿の種類の変更

査読判定で投稿原稿に対する種類の変更を求められた場合は、編集委員会と執筆者で協議し、決定する。

⑤ 投稿辞退

条件付で掲載が可となった場合には、投稿者は、投稿を辞退することができる。この場合、投稿者は、その旨を通知後2週間以内に、文書にて編集委員会へ連絡しなければならない。

⑥ 査読付論文の受理

編集委員会が、掲載を可と決定した日を受理日とする。

⑦ WEBサイトへの掲載

受理された原稿は、原則として2週間以内にPDF化し、日本大学通信教育部WEBサイトに掲載する。なお、WEB掲載日を発行日とする。

7 査読付論文以外の原稿に対する審査

① 受付日は、原稿が研究事務課に提出された日とする。投稿原稿は、編集委員会が審査の上、掲載の可否を決定し、投稿者に連絡する。連絡を受けた投稿者は、その日から原則として2週間以内にPDF化し、日本大学通信教育部WEBサイトに掲載する。なお、WEB掲載日を発行日とする。

② 編集委員は、投稿者に対し修正を求めることができる。

8 編集

通信教育部研究所運営委員会を編集委員会とし、日本大学通信教育部長を編集委員長とする。編集委員長は、編集委員会委員の中より当該年度刊行に主として携わる主たる編集委員を複数人指名する。

9 掲載順

掲載順は次のとおりとする。

① 原稿の種類による順番

(1) 査読付論文：人文科学系

(2) 査読付論文：社会科学系

- (3) 査読付論文：欧文（日本語以外）
- (4) 自由投稿論文：人文科学系
- (5) 自由投稿論文：社会科学系
- (6) 自由投稿論文：欧文（日本語以外）
- (7) 研究ノート：人文科学系
- (8) 研究ノート：社会科学系
- (9) 研究ノート：欧文（日本語以外）
- (10) 上記（１）から（９）以外は、その都度、編集委員会が決定する。

② 資格による順番

- (1) 専任教員の資格順（教授，准教授，専任講師，助教等）
- (2) 兼任教員の資格順（教授，准教授，専任講師，助教等）
- (3) 非常勤講師（本務校がある場合は、本務校の資格順
同資格の場合、又は、本務校がない場合は、氏名の五十音順）
- (4) （１）～（３）に当てはまらない場合は、その都度、編集委員会が決定する。

10 刊行期日

原則として、年１回、毎年３月末日に刊行する。なお、冊子に収録される原稿は、当該年度１月末日までに完成した原稿を対象とする。

11 著作権

投稿者は、採用原稿における著作権のうち、複製権，翻訳・翻案権，公衆送信・伝達権について、日本大学通信教育部に帰属し、学内外に公開することを了承する。

12 公開・配布

日本大学通信教育部WEBサイトにおける公開に加え、冊子での配布を行う。

13 別刷り部数

発刊に伴う別刷りは、１論文につき５０部までは、日本大学通信教育部が執筆者に配布する。５１部以上については、執筆者の個人負担とする。

14 掲載の取り消し

掲載後、著作権の侵害，捏造，改ざん，剽窃，盗用又は二重投稿等の不正が判明した場合は、掲載取り消し等の措置をとることができる。

15 発行者

紀要の発行者は、日本大学通信教育部長とする。

16 英文表記

紀要の英文表記は、JOURNAL OF DISTANCE LEARNING DIVISION, NIHON UNIVERSITY とする。

附 則

この要項は、令和２年９月２３日から施行する。

日本大学通信教育部『研究紀要』執筆要領

(令和2年9月23日担当会議改正)

「日本大学通信教育部『研究紀要』投稿要項」に基づき、『研究紀要』に投稿する原稿は、以下の要領によって執筆するものとする。

1 原稿の執筆は、原則としてパソコンのワープロソフト等を用い、原稿をプリントアウトしたもの2部と電子データ化した原稿を研究事務課及び編集委員に提出すること。

なお、原稿枚数と文字数の目安は以下のとおりとする。

項目	枚数	文字数
「査読付論文」 人文科学系	20枚	30,000字
「査読付論文」 社会科学系	20枚	30,000字
「査読付論文」 欧文	20枚	12,000語
「自由投稿論文」 人文科学系	20枚	30,000字
「自由投稿論文」 社会科学系	20枚	30,000字
「自由投稿論文」 欧文	20枚	12,000語
「研究ノート」	12枚	18,000字
「資料」	10枚	15,000字
「翻訳」	10枚	15,000字
「報告」	10枚	15,000字
「書評」	10枚	15,000字
「その他」 (編集委員会が認めたもの)	10枚	15,000字

2 原稿の作成や注・引用の文献の表記の扱いについては次の通りとする。

- ① 論文等の体裁としては、表題、著者名、本文、謝辞（必要な場合のみ）、注、参考文献の順で記述する。尚、注の表記は「注」とし「註」は用いない。
- ② 年表記は西暦とし、必要に応じ元号を（ ）で記載することを原則とする。
- ③ 注は脚注ではなく、後注（本文の最後に一括）とし、本文中の注は（ ）で上付、通し番号とする。なお、内容の補足的な説明をする場合の注ではなく、記述内容に関する引用注記の表記方法は以下の参考文献の表記に従い、引用した頁数を加えたものとする。

る。

④ 参考文献は論文末（後注の次）に【参考文献】とし、日本語文献、外国語文献、電子資料等その他の順に記し、それぞれ著者の五十音順、アルファベット順に記載する。

(1) 単行本の場合は、著者名、発行年、表題、発行所の順で記す。単行本が欧文書きの場合は、表題を斜体とする。

(2) 雑誌論文は、著者名、発行年、表題、雑誌名、巻号、頁の順で記す。表題、書名、及び雑誌名等は略記しない。雑誌が欧文書きの場合は、雑誌名を斜体とする。

(3) 同著者の同年発行のものは、発行年の後に a, b と記す。また、著者が複数の場合、日本語文献は著者名を中黒（・）でつなげ、欧文書きの場合、著者が二人の際は and でつなげ、三人以上の場合はコンマ（,）で区切り、最後は and でつなぐ。

⑤ 見出し（番号）表記は原則として次の順とする。

1. → 1-1. → (1) → A

⑥ 図表の体裁

(1) 図表は上記の原稿の分量にふくまれるものとする。なお、グラフを Excel 等のソフトで作成している場合は、そのグラフの作成に使った元データも添付する。また、図版の場合はなるべく鮮明なものを別に添付する。

(2) 図表のタイトルは図と表を分けて、図 1，表 1 のように記載することを原則とする。

(3) 図表の下には、参考文献表記にしたがって、出所を明記する。自身で作成の場合は、筆者作成と記す。

3 投稿後の訂正は誤字脱字に限り、原則として内容の変更は認めない。

4 不明な点については研究事務課に問い合わせること。

附 則

この要領は、令和 2 年 9 月 23 日から施行する。

執筆者紹介（執筆順）

尾形 大 非常勤講師（通信教育部）

近藤 健史 教授（通信教育部）

鍋本 由徳 教授（通信教育部）

猪野 恵也 准教授（通信教育部）

齋藤 高志 研究員（貿易障壁研究所）

前野 高章 准教授（通信教育部）

古賀 徹 教授（通信教育部）

中澤 瞳 准教授（通信教育部）

高綱 博文 特任教授（通信教育部）

根本 晋一 准教授（通信教育部）

あとがき

日本大学通信教育部『研究紀要』第三十四号をお届けします。今回は、本年度三月末をもって日本大学通信教育部を退職される、近藤健史先生の記念号として、刊行することになりました。

近藤先生は平成三年に通信教育部に着任されてから、国文学担当教員として学生への教育・指導に当たられるとともに、上代文学の研究者として、多数の研究成果をあげていらっしやいます。また、温厚な性格と熱心な教育スタイルをもつため学生からの人気もあり、常に多くの学修意欲を持った人々が近藤先生の授業を受けたいと望んでいました。ここに、ご在職中における先生の教学及び研究活動に感謝申し上げますとともに、その功績に深く敬意を表する次第です。

本号は、八本の論文、一本の研究ノート、一本の図書紹介を収載いたしました。その内の三本は査読論文であり、外部の先生からもご投稿を頂いております。ご投稿頂いた先生方におかれましては、この場を借りて心より感謝申し上げます。

現在、世界は新型コロナウイルスにより生活様式が大きく変わり、グローバル化の進展により社会は日々変化しています。そのため、様々な観点から分析・研究をすることが必要不可欠であり、そこから世の中を透視する能力が求められます。四学部八学科で学際的に構成される本学通信教育部は、世の中の事象に多方面から専門的アプローチが可能です。今後、充実した研究成果をこの『研究紀要』に収載され続けることを祈っております。

(編集委員 前野高章)

研究紀要

第34号

令和3年3月31日 発行

(非売品)

編集兼発行人

川 又 祐

発 行 所

日本大学通信教育部
通信教育研究所

〒102-8005

東京都千代田区九段南4-8-28

電 話 03 (5275) 8890

印刷／日経印刷株式会社

JOURNAL OF DISTANCE LEARNING DIVISION NIHON UNIVERSITY

No.34 Mar. 2021

CONTENTS

Research Articles (refereed)

OGATA, Dai. Where do “Japanese Language (Logic)” go? A Study on the Reform of Japanese Language Education in High School.

Research Articles

KONDO, Kenshi. A Study of Rofu Miki: His Lectures in Shikoku from the Perspective of His Accompanying Journalists.

Research Notes

NABEMOTO, Yoshinori. In 17th Century, Political Situation as Seen from Correspondences of the English Factory in Japan.

Research Articles (refereed)

INO, Keiya. Style of Ending in “Oxen of the Sun” in *Ulysses* (1922)
— “progression”, “development”, “evolution” as keywords —

SAITO, Takashi and MAENO, Takaaki. A Consideration of the Impact of COVID-19 on World Trade and Regional Economic Revitalization in Japan.

Research Articles

KOGA, Toru. A Study on the Historical Significance of “Hachidai-Kyoiku-Shucho.”(Taisho Period)

NAKAZAWA, Hitomi. Problems and Possibilities on Sisterhood.

TAKATSUNA, Hirofumi. Postwar Shanghai <Gray Zone> — Shanghai’s Last Japanese Newspaper “KAIZO NIPPOU” —

NEMOTO, Shinichi. Certification of Civil Negligence and Criminal Negligence in Medical Malpractice Cases.

Reviews

KOGA, Toru. Book Reviews : *Feminisuto Genshougaku Nyuumon*, *Nihon no Rekishi wo Tokihogusu, Rekishi to shite no Nikkyouso* (joukan).